

平成27年度

海外における特定複合観光施設に関する調査分析業務委託
報告書

平成28年3月



用語定義等	1
第1章 はじめに	2
1.1 調査分析の目的	2
1.2 調査分析対象国・地域の選定の考え方	2
1.3 調査分析方法	3
第2章 各国・地域における IR の概要	4
2.1 主な施設の状況	4
2.1.1 ニューサウスウェールズ州（豪州）	4
2.1.2 ビクトリア州（豪州）	6
2.1.3 クイーンズランド州（豪州）	8
2.1.4 英国	11
2.1.5 マサチューセッツ州（米国）	14
2.2 IR 産業の規模	17
第3章 カジノ関連法令及びカジノ規制機関	20
3.1 各国・地域におけるカジノ関連法令	20
3.1.1 ニューサウスウェールズ州（豪州）	20
3.1.2 ビクトリア州（豪州）	21
3.1.3 クイーンズランド州（豪州）	22
3.1.4 英国	22
3.1.5 マサチューセッツ州（米国）	23
3.2 各国・地域におけるカジノ規制機関	23
3.2.1 ニューサウスウェールズ州（豪州）	23
3.2.2 ビクトリア州（豪州）	24
3.2.3 クイーンズランド州（豪州）	25
3.2.4 英国	26
3.2.5 マサチューセッツ州（米国）	27
3.3 総括	28
第4章 IR に関わる設置の効果	29
4.1 ギャンブルの売上高から見た IR の設置効果	29
4.1.1 ニューサウスウェールズ州（豪州）	29
4.1.2 ビクトリア州（豪州）	30
4.1.3 クイーンズランド州（豪州）	31
4.1.4 英国	32
4.1.5 マサチューセッツ州（米国）	32
4.2 政府への税収等から見た IR の設置効果	33
4.2.1 ニューサウスウェールズ州（豪州）	33

4.2.2	ビクトリア州（豪州）	34
4.2.3	クイーンズランド州（豪州）	36
4.2.4	英国	38
4.2.5	マサチューセッツ州（米国）	39
4.3	雇用状況から見た IR の設置効果	39
4.4	地域コミュニティに対する社会貢献活動等	40
4.4.1	ニューサウスウェールズ州（豪州）	40
4.4.2	ビクトリア州（豪州）	41
4.4.3	クイーンズランド州（豪州）	41
4.4.4	英国	41
4.4.5	マサチューセッツ州（米国）	42
4.5	総括	42
第5章	ギャンブル依存症対策	44
5.1	ギャンブル依存症対策の体制	44
5.1.1	豪州全土	44
5.1.2	ニューサウスウェールズ州（豪州）	45
5.1.3	ビクトリア州（豪州）	47
5.1.4	クイーンズランド州（豪州）	48
5.1.5	英国	49
5.1.6	マサチューセッツ州（米国）	51
5.2	カジノ施設の利用制限等	52
5.2.1	ニューサウスウェールズ州（豪州）	52
5.2.2	ビクトリア州（豪州）	55
5.2.3	クイーンズランド州（豪州）	57
5.2.4	英国	59
5.2.5	マサチューセッツ州（米国）	61
5.3	広報啓発	63
5.3.1	ニューサウスウェールズ州（豪州）	63
5.3.2	ビクトリア州（豪州）	66
5.3.3	クイーンズランド州（豪州）	67
5.3.4	英国	68
5.3.5	マサチューセッツ州（米国）	70
5.4	広告規制	71
5.4.1	ニューサウスウェールズ州（豪州）	71
5.4.2	ビクトリア州（豪州）	72
5.4.3	クイーンズランド州（豪州）	72

5.4.4	英国	73
5.4.5	マサチューセッツ州（米国）	74
5.5	貸付行為等の制限	75
5.5.1	ニューサウスウェールズ州（豪州）	75
5.5.2	ビクトリア州（豪州）	76
5.5.3	クイーンズランド州（豪州）	76
5.5.4	英国	76
5.5.5	マサチューセッツ州（米国）	77
5.6	相談・治療	77
5.6.1	豪州 ターニングポイント・アルコール及び薬物センター	77
5.6.2	ニューサウスウェールズ州（豪州）	80
5.6.3	ビクトリア州（豪州）	83
5.6.4	クイーンズランド州（豪州）	86
5.6.5	英国	88
5.6.6	マサチューセッツ州（米国）	92
5.7	ギャンブル依存症の実態把握のための調査	94
5.7.1	ニューサウスウェールズ州（豪州）	94
5.7.2	ビクトリア州（豪州）	94
5.7.3	クイーンズランド州（豪州）	95
5.7.4	英国	96
5.7.5	マサチューセッツ州（米国）	97
5.8	総括	98
第6章	青少年対策	100
6.1	青少年対策の体制	100
6.1.1	ニューサウスウェールズ州（豪州）	100
6.1.2	ビクトリア州（豪州）	100
6.1.3	クイーンズランド州（豪州）	100
6.1.4	英国	101
6.1.5	マサチューセッツ州（米国）	101
6.2	カジノ施設への入場制限	101
6.2.1	ニューサウスウェールズ州（豪州）	101
6.2.2	ビクトリア州（豪州）	103
6.2.3	クイーンズランド州（豪州）	104
6.2.4	英国	104
6.2.5	マサチューセッツ州（米国）	106
6.3	青少年に対する教育・広報啓発	106

6.3.1	ニューサウスウェールズ州（豪州）	106
6.3.2	ビクトリア州（豪州）	108
6.3.3	クイーンズランド州（豪州）	110
6.3.4	英国	110
6.3.5	マサチューセッツ州（米国）	111
6.4	青少年に対する広告の規制	112
6.4.1	ニューサウスウェールズ州（豪州）	112
6.4.2	ビクトリア州（豪州）	112
6.4.3	クイーンズランド州（豪州）	113
6.4.4	英国	113
6.4.5	マサチューセッツ州（米国）	113
6.5	ギャンブル依存症等の保護者からの保護	113
6.5.1	ニューサウスウェールズ州（豪州）	113
6.5.2	ビクトリア州（豪州）	114
6.5.3	クイーンズランド州（豪州）	114
6.5.4	英国	114
6.5.5	マサチューセッツ州（米国）	115
6.6	総括	115
第7章	反社会的勢力の排除等	117
7.1	反社会的勢力の排除のための体制	117
7.1.1	ニューサウスウェールズ州（豪州）	117
7.1.2	ビクトリア州（豪州）	118
7.1.3	クイーンズランド州（豪州）	119
7.1.4	英国	120
7.1.5	マサチューセッツ州（米国）	121
7.2	カジノ関連事業における反社会的勢力の排除	121
7.2.1	ニューサウスウェールズ州（豪州）におけるライセンス制度等	122
7.2.2	ビクトリア州（豪州）におけるライセンス制度等	124
7.2.3	クイーンズランド州（豪州）におけるライセンス制度等	126
7.2.4	英国におけるライセンス制度等	128
7.2.5	マサチューセッツ州（米国）におけるライセンス制度等	131
7.3	反社会的勢力によるカジノ施設の利用の排除	133
7.3.1	ニューサウスウェールズ州（豪州）	133
7.3.2	ビクトリア州（豪州）	134
7.3.3	クイーンズランド州（豪州）	136
7.3.4	英国	137

7.3.5	マサチューセッツ州（米国）	138
7.4	ゲームにおける不正防止策	139
7.4.1	ニューサウスウェールズ州（豪州）	139
7.4.2	ビクトリア州（豪州）	140
7.4.3	クイーンズランド州（豪州）	140
7.4.4	英国	141
7.4.5	マサチューセッツ州（米国）	141
7.5	IR 施設周辺地域の犯罪件数	142
7.5.1	ニューサウスウェールズ州（豪州）	142
7.5.2	英国	142
7.6	総括	143
第8章	マネーロンダリング対策	145
8.1	マネーロンダリング対策の概要	145
8.2	カジノにおけるマネーロンダリング対策の体制	145
8.2.1	豪州	145
8.2.2	英国	146
8.2.3	米国	147
8.2.4	マカオ	147
8.3	法令により要求されるマネーロンダリング対策	148
8.3.1	豪州	148
8.3.2	英国	149
8.3.3	米国	151
8.3.4	マカオ	152
8.4	疑わしい取引の届出状況	153
8.4.1	豪州	153
8.4.2	英国	154
8.4.3	米国	154
8.4.4	マカオ	155
8.5	総括	156
第9章	新たな IR の導入手続等	157
9.1	ニューサウスウェールズ州（豪州）	157
9.1.1	ニューサウスウェールズ州の導入の背景	157
9.1.2	ニューサウスウェールズ州の関係機関	158
9.1.3	ニューサウスウェールズ州の IR 導入手続の概要	159
9.1.4	IR 導入手続において行われた提案、審査等	159
9.2	ビクトリア州（豪州）	172

9.2.1	ビクトリア州の導入の背景.....	172
9.2.2	ビクトリア州の関係機関.....	172
9.2.3	ビクトリア州の IR 導入手続の概要.....	172
9.2.4	IR 導入手続において行われた審査等	173
9.3	クイーンズランド州(豪州)	173
9.3.1	クイーンズランド州の導入の背景.....	173
9.3.2	クイーンズランド州の関係機関.....	173
9.3.3	クイーンズランド州ゴールドコーストの IR 導入手続の概要.....	173
9.3.4	クイーンズランド州ゴールドコーストにおいて行われた審査等.....	175
9.3.5	クイーンズランド州ブリスベンの IR 導入手続の概要.....	176
9.3.6	クイーンズランド州ブリスベンの結果.....	177
9.3.7	クイーンズランド州ケアンズの IR 導入手続の概要.....	178
9.4	英国(マンチェスター及びロンドン)	179
9.4.1	英国の導入の背景.....	179
9.4.2	英国の関係機関.....	180
9.4.3	英国の IR 導入手続の概要.....	181
9.4.4	IR 導入手続において行われた提案、審査等	182
9.5	マサチューセッツ州(米国)	193
9.5.1	マサチューセッツ州(米国)の導入の背景.....	193
9.5.2	マサチューセッツ州(米国)の関係機関.....	193
9.5.3	マサチューセッツ州(米国)の IR 導入手続の概要.....	194
9.5.4	IR 導入手続において行われた提案、審査等	195
9.6	ニューハンプシャー州(米国)	208
9.6.1	ニューハンプシャー州(米国)が導入を検討した背景.....	208
9.6.2	ニューハンプシャー州における IR 設置の影響等に関する検討内容.....	209
9.7	IR 導入手続上の留意点.....	218
9.7.1	区域認定、事業者選定等の前後関係.....	218
9.7.2	各選定段階における適切な審査の確保.....	222
9.7.3	地方公共団体による申請までの適切な期間の確保.....	222
9.7.4	IR 運営事業者による適切な負担	223
参考	IR に関する基礎的用語集	225

用語定義等

- IR

Integrated Resort の略で、一般的には「統合型リゾート」と呼称される。本報告書では、平成 27 年度の第 189 回国会（常会）に提出された「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」（いわゆる「IR 推進法案」）に準拠し、「カジノ施設」及び「会議場施設、レクリエーション施設、展示施設、宿泊施設その他の観光の振興に寄与すると認められる施設」が一体となっている施設を指す。ただし、海外の国・地域では、IR の概念及び定義が必ずしも明確でないところもある。

- ギャンブル

本報告書においては、金銭を賭ける行為をいう。

なお、固有名詞や慣用的な表現（「責任あるギャンブラリング（responsible gambling）」等）については、意味が変わるものではないが「ギャンブラリング」を用いている。

- ゲーム

本報告書においては、原則として、カジノ等において実際に遊びとしてギャンブルを行うことをいう。

なお、固有名詞や、「ゲームを行う機器」を略称としていう場合は、「ゲーミング」を用いている。

- 売上高

各社の年次報告書等で記載されている売上高の数字。

特に、カジノ等のギャンブルに関する売上高は、顧客の賭け金の総額から、顧客に支払った額を差し引いたものを基本とし、金額を調整したもの。各国の会計基準や各社でそれぞれ「Casino Revenue」、「Gross Gaming Revenue」、「Gross Gaming Win」、「Operating Revenue」等の用語が用いられ調整項目が異なるが、本報告書においては便宜的に「カジノ売上高」等としている。

※為替レート

本報告書において、現地通貨を記載した部分については、参考として次のレートで換算した日本円額を併記している。

為替レート			
1 ドル	120 円	1 シンガポールドル	85 円
1 ユーロ	130 円	1 ウォン	0.1 円
1 ポンド	170 円	1 マレーシアリングgit	30 円
1 豪ドル	85 円	1 香港ドル	15 円

第1章 はじめに

1.1 調査分析の目的

都はこれまで、外国人旅行者の増加、都内産業のビジネス機会やイノベーションの創出等を図るため、MICE¹誘致を積極的に推進してきた。2015(平成27)年7月に策定した「東京都 MICE 誘致戦略」においても、MICE 開催都市東京としての揺るぎないプレゼンスを確立するため、2024(平成36)年頃までに国際会議の開催件数を世界トップクラスとなる年間330件とする目標を掲げている。

一方で、海外に目を向けると、シンガポールやマカオでは MICE 施設だけではなく、ホテルやエンターテインメント施設、ショッピングモール、カジノ等を含む統合型リゾート、いわゆる IR(Integrated Resort)の整備等を行い、MICE 開催件数及び外国人旅行者数が増加傾向にある。

このように、IRは、有力な観光資源となっている。一方で、カジノを含む IRの導入には、様々な課題を指摘する声もある。

そこで、IRの検討に資するため、本報告書では、次の事項について調査分析を行った。

- 各国・地域における IRの概要
- カジノ関連法令及びカジノ規制機関
- IRに関わる設置の効果
- ギャンブル依存症対策
- 青少年対策
- 治安対策
- マネーロンダリング対策
- 新たな IRの導入手続等

1.2 調査分析対象国・地域の選定の考え方

1.1で述べた目的を達成するためには、一定規模の IRを近年導入し、又は導入しようとしている国・地域を調査分析の対象とすることが必要であることから、豪州ニューサウスウェールズ州、英国ロンドン、米国マサチューセッツ州や、これらの IRと関係が深く、併せて調査分析を行うことにより、調査分析の目的の達成に役立つ地域である豪州ビクトリア州及びクイーンズランド州、米国ニューハンプシャー州を調査分析の対象とした。

¹ MICE は、M:Meeting(企業系会議)、I:Incentive(企業の報奨・研修旅行)、C:Convention(国際会議)、E:Exhibition/Event(展示会・見本市、イベント等)を総称した造語である。

1.3 調査分析方法

1.1 で述べた目的を達成するためには、各種の対策について規定した法令を参照することに加え、そうした法令の立案や法令に基づきカジノ運営事業者を監督している行政機関、法令による規制を受けることとなるカジノ運営事業者、各種対策に貢献している民間団体等の幅広い関係者から対策の実態を聴取することが不可欠である。

そこで、本調査分析においては、カジノを規制する法令や行政機関のウェブサイト等を調査するとともに、実際に現地の規制当局の職員その他の関係者に対してヒアリング等を行うことにより情報を収集した。

本報告書に記載した内容は、こうして収集した情報を総合的に分析した上でまとめたものである²。

したがって、報告書本文の出所のうち、関係機関のウェブサイト等で公表されている資料のように出典として明記できるものはその旨を明記しているが、ヒアリングによって得られた情報についてはその都度説明していない。

2 本報告書は、調査分析によって判明した対策等を記載するものである。このため、ある国・地域で行われている特定の対策が、他の国・地域では記載されていなかったとしても、それは、当該他の国・地域においてその対策が講じられていないということを意味するものではない。

第2章 各国・地域における IR の概要

この章では、調査分析対象国・地域に既に設置され、又は設置されることが予定されている主な IR の概要についてまとめた。なお、開業が予定されている施設については、予定情報を記載するとともに、未公表等の理由により不明な事項については「不明」と記載している。

2.1 主な施設の状況

2.1.1 ニューサウスウェールズ州（豪州）

ニューサウスウェールズ州では、ザ・スターシドニーカジノ・ホテル³（以下「スターシドニー」という。）のみが開業しており、その概要は、表 2-1 のとおりである。

表 2-1 スターシドニーの概要⁴

施設名称	ザ・スターシドニーカジノ・ホテル	
開業時期	1997(平成 9)年開業 ※1995（平成 7）年にカジノが仮開業	
事業者名	ザ・スターエンターテインメントグループ ⁵	
事業者の概要	代表者：John O'Neill AO 事業者としての売上高(2014(平成 26)年度 ⁶)：約 21 億 4,000 万豪ドル（約 1,819 億円） 保有するカジノ施設数：3 主要な事業：IR、会議室、エキジビジョンセンターの運営 その他：1994(平成 6)年 12 月 14 日、ライセンスが付与される。 ⁷	
施設の規模、特徴等	シドニー中心部に位置し、2つの高級ホテル、4,000 名収容可能なイベント会議設備、20 以上の飲食店、サービスアパートメント、スパ、高級店舗、カジノ施設及びナイトクラブを有するシドニー唯一の IR である。	
売上高	2014(平成 26)年度売上高：約 15 億 4,100 万豪ドル（約 1,309 億 8,500 万円） （内訳は、VIP：約 5 億 1,800 万豪ドル（約 440 億 3,000 万円）、その他：約 10 億 2,300 万豪ドル（約 869 億 5,500 万円））	

（出典：スターシドニーの HP 等を基にあずさ監査法人作成）

3 The Star Sydney Casino & Hotel

4 ザ・スターエンターテインメントグループ、『アニュアルレポート 2015』

5 The Star Entertainment Group Limited（旧名は Echo Entertainment Group であり、2015（平成 27）年に社名を変更している。）

6 豪州は、会計年度が 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日まで。（例：2014 年度は 2014 年 7 月 1 日から 2015 年 6 月 30 日）。以下、本報告書において特に明記しない限り、同様である。

7 独立酒類ゲーミング機構、『エコー契約』

また、2020(平成 32)年に、クラウンシドニー・ホテルリゾート⁸（以下「クラウンシドニー」という。）が開業を予定しており、その概要は、表 2-2 のとおりである。

表 2-2 クラウンシドニーの概要⁹

施設名称	クラウンシドニー・ホテルリゾート	 (クラウンシドニーHP より引用)
開業予定時期	2020(平成 32)年開業予定	
事業者名	クラウンリゾート ¹⁰	
事業者の概要	代表者：Robert Rankin 事業者としての売上高（2014(平成 26)年度）：約 34 億 500 万豪ドル（約 2,894 億 2,500 万円） 保有するカジノ施設数：5（部分所有の 2 つを含む。） 主要な事業：エンターテインメント施設の運営 その他：2014(平成 26)年 7 月 8 日、ライセンスが付与される ¹¹ 。	
施設の規模、特徴等（予定）	シドニー中心部のシドニー港に初の 6 つ星高級ホテルを建設予定。ホテル部屋 350 室、高級マンション、会員制クラブ、バー、高級ブティック、プール、スパ、会議室及び VIP 専用のゲーミング設備を備える予定。 1,250 人の雇用創出予想 ¹²	

（出典：クラウンシドニーHP の等を基にあずさ監査法人作成）

8 Crown Sydney Hotel Resort

9 クラウンシドニーHP

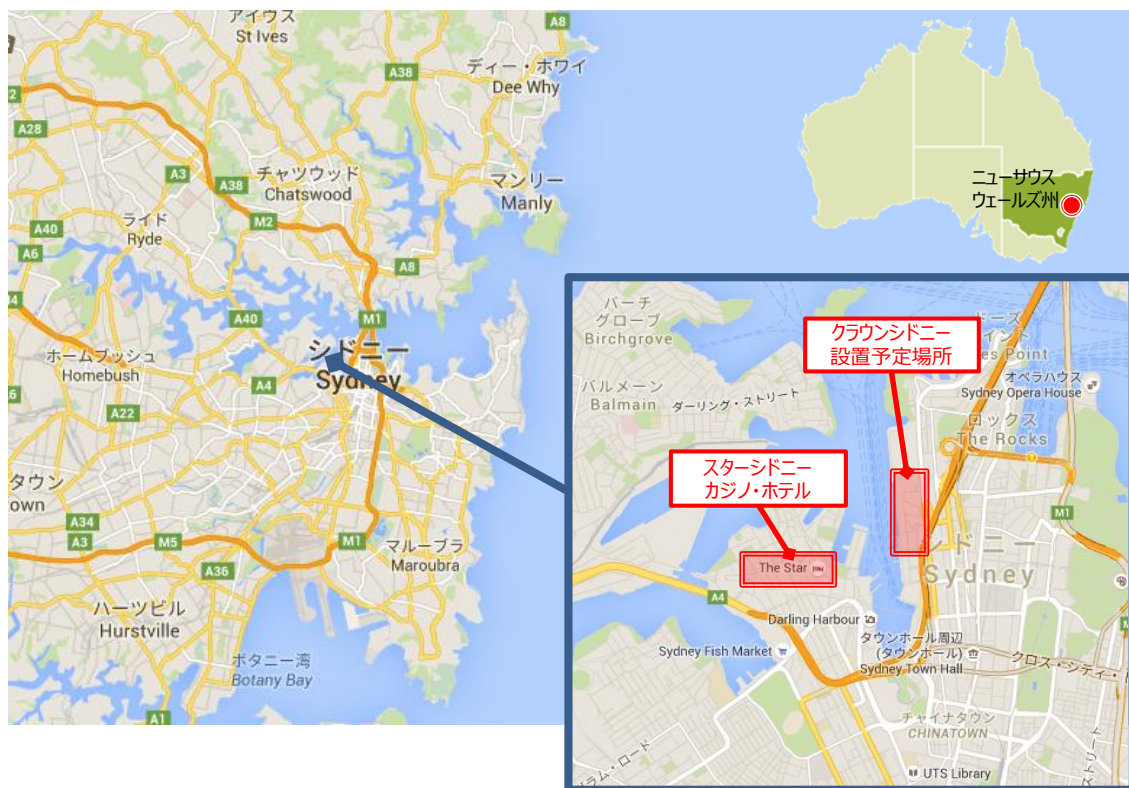
10 Crown Resort Limited（Crown Sydney Gaming Pty Ltd）

11 独立酒類ゲーミング機構、『クラウンシドニーへの制限されたゲーミングライセンスの付与』

12 ニューサウスウェールズ州、『メディアリリース』

これらの施設の位置は、図 2-1 のとおりである。

図 2-1 ニューサウスウェールズ州の IR 施設位置図



(出典：Google Map を基にあずさ監査法人作成)

2.1.2 ビクトリア州（豪州）

ビクトリア州では、クラウンカジノ・エンターテイメント・コンプレックス¹³（以下「クラウンメルボルン」という。）のみが開業している。

なお、これが、豪州最大の IR である。

クラウンメルボルンの概要は、表 2-3 のとおりである。

表 2-3 クラウンメルボルンの概要

施設名称	クラウンカジノ・エンターテイメント・コンプレックス	
開業時期	1997(平成 9)年開業 ※1994（平成 6）年にカジノが仮開業	
事業者名	クラウンリゾート	

(クラウンリゾート HP より引用)

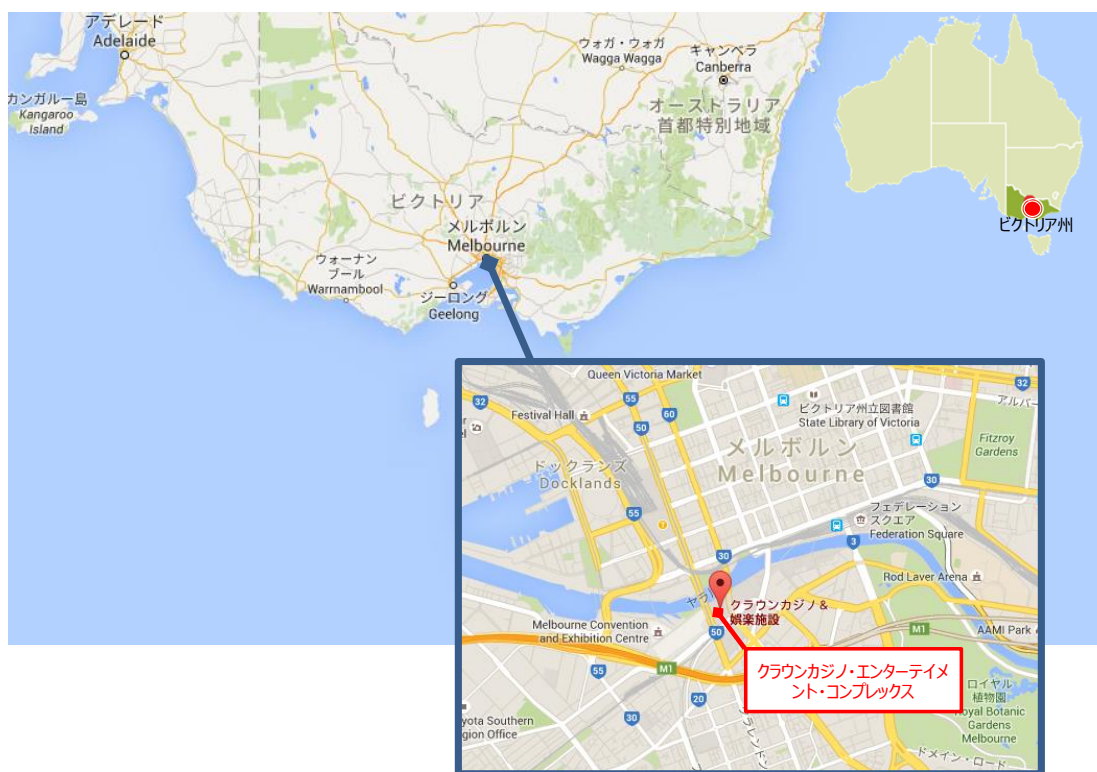
¹³ Crown Casino and Entertainment Complex

事業者の概要	「表 2-2 クラウンシドニーの概要」参照 その他：1993（平成 5）年 11 月にライセンスを付与される。また、2014(平成 26)年 11 月にライセンスの内容を更新し、2050(平成 62)年まで営業可能となった。
施設の規模、特徴等 ¹⁴	メルボルンの中心部に位置する豪州最大の IR。3 つのホテル ¹⁵ に 4 つ星から 6 つ星の部屋（合計 1,600 部屋）、VIP 設備、ゲーミング機器 2,628 台、テーブルゲーム 540 台等、スパ 2 つ、小売店 40 店舗、飲食店 70 店舗がある。 雇用者数：約 9,200 人
売上高 ¹⁶	2014(平成 26)年度売上高：約 22 億 3,400 万豪ドル（約 1,898 億 9,000 万円） （内訳は、VIP：約 7 億 700 万豪ドル（約 600 億 9,500 万円）、その他：約 15 億 2,800 万豪ドル（約 1,298 億 8,000 万円））

（出典：クラウンリゾート HP のを基にあずさ監査法人作成）

この施設の位置は、図 2-2 のとおりである。

図 2-2 ビクトリア州の IR 施設位置図



（出典：Google Map を基にあずさ監査法人作成）

14 クラウンリゾート、『アニュアルレポート 2014』

15 クラウンタワーズ(Crown Towers)、クラウンメトロポリメルボルン(Crown Metropolis Melbourne)及びクラウンプロムナードメルボルン(Crown Promenade Melbourne)

16 クラウンリゾート、『アニュアルレポート 2015』

2.1.3 クイーンズランド州（豪州）

クイーンズランド州では、次の4つのIRが開業している。

- トレジャリーカジノ・ホテル¹⁷（以下「トレジャリー」という。）
- ジュピターズホテル・カジノ¹⁸（以下「ジュピター」という。）
- ザ・リーフホテルカジノコンプレックス¹⁹（以下「リーフ」という。）
- ザ・ヴィルリゾートカジノ²⁰（以下「ヴィル」という。）

これらの概要は、表 2-4 から 2-7 までのとおりである。

表 2-4 トレジャリーの概要

施設名称	トレジャリーカジノ・ホテル	 (トレジャリーHP より引用)
開業時期	1995(平成 7)年開業	
事業者名	ザ・スターエンターテイメントグループ	
事業者の概要	「表 2-1 スターシドニーの概要」参照	
施設の規模、特徴等	ブリスベンの中心部に位置し、5つ星ホテル、レストラン、バー及びVIP設備がある。 ホテル部屋 130 室、ゲーミング機器 1,600 台以上、6つのレストラン、5つのバーを有する。 雇用者数：約 1,500 人	
売上高	2014(平成 26)年度売上高：約 3 億 2,300 万豪ドル (約 274 億 5,500 万円) (内訳は、VIP:約 200 万豪ドル (約 1 億 7,000 万円)、その他：約 3 億 2,200 万豪ドル (約 273 億 7,000 万円))	

（出典：トレジャリーの HP を基にあずさ監査法人作成）

表 2-5 ジュピターの概要

施設名称	ジュピターズホテル・カジノ	 (ジュピターHP より引用)
開業時期	1986(昭和 61)年開業	
事業者名	ザ・スターエンターテインメントグループ	
事業者の概要	「表 2-1 スターシドニーの概要」参照	

17 Treasury Casino & Hotel

18 Jupiters Hotel & Casino

19 The Reef Hotel Casino Complex

20 The Ville Resort-Casino

施設の規模、特徴等	高級ホテル、ポーカー、ブラックジャック、ルーレット、バカラ等のテーブルゲーム、最新式のゲーミング機器及びVIP向けのゲーミング設備1,600台以上、ホテル部屋592室、2,000名収容可能な会議室、7つのレストラン、8つのバー、プール、サロンを有する。
売上高（参考） 21	2014(平成26)年度売上高：約3億9,300万豪ドル（約334億500万円） （内訳は、VIP:約6,900万豪ドル（約58億6,500万円）、その他:約3億2,400万豪ドル（約275億4,000万円））

（出典：ジュピターHPのを基にあずさ監査法人作成）

表 2-6 リーフの概要

施設名称	ザ・リーフホテルカジノコンプレックス	 (リーフ アニュアルレポートより引用)
開業時期	1996(平成 8)年開業	
事業者名	リーフコーポレーションサービス ²²	
事業者の概要	代表者：Mr. Allan Tan 事業者としての売上（2014(平成 26)年度 ²³ ）：約 2,300 万豪ドル（約 19 億 5,500 万円） 保有するカジノ施設数：1 主要な事業：資産運用会社	
施設の規模、特徴等	5 つ星ホテル（ホテル部屋 128 室）、4 つのレストラン、4 つのバー、ゲーミング機器（519 台）、テーブルゲーム（38 台）、駐車場 320 台を有する ²⁴ 。	
売上高（参考） 25	2014（平成 26）年度売上高:約 2,300 万豪ドル（約 19 億 5,500 万円）	

（出典：リーフのHPを基にあずさ監査法人作成）

表 2-7 ヴィルの概要

施設名称	ザ・ヴィルリゾートカジノ	 （ヴィル HP より引用）
開業時期	1986(昭和61)年開業	
事業者名	ブレイクウォーターアイランド ²⁶	

21 売上高、内訳共にジュピターとヴィル（ヴィルは2014(平成26)年7月1日から2014(平成26)年9月30日まで）の合計。これは、ヴィルが2014(平成26)年10月1日にザ・スターエンターテイメントからブレイクウォーターアイランドへと所有者が変わるまで、両方の施設の売上高が合計して公表されているためである。

22 Reef Corporate Services Limited

23 リーフの会計年度は、2014(平成26)年1月1日から2014(平成26)年12月31日までである。

24 リーフHP

25 資産運用会社としての資産運用収益

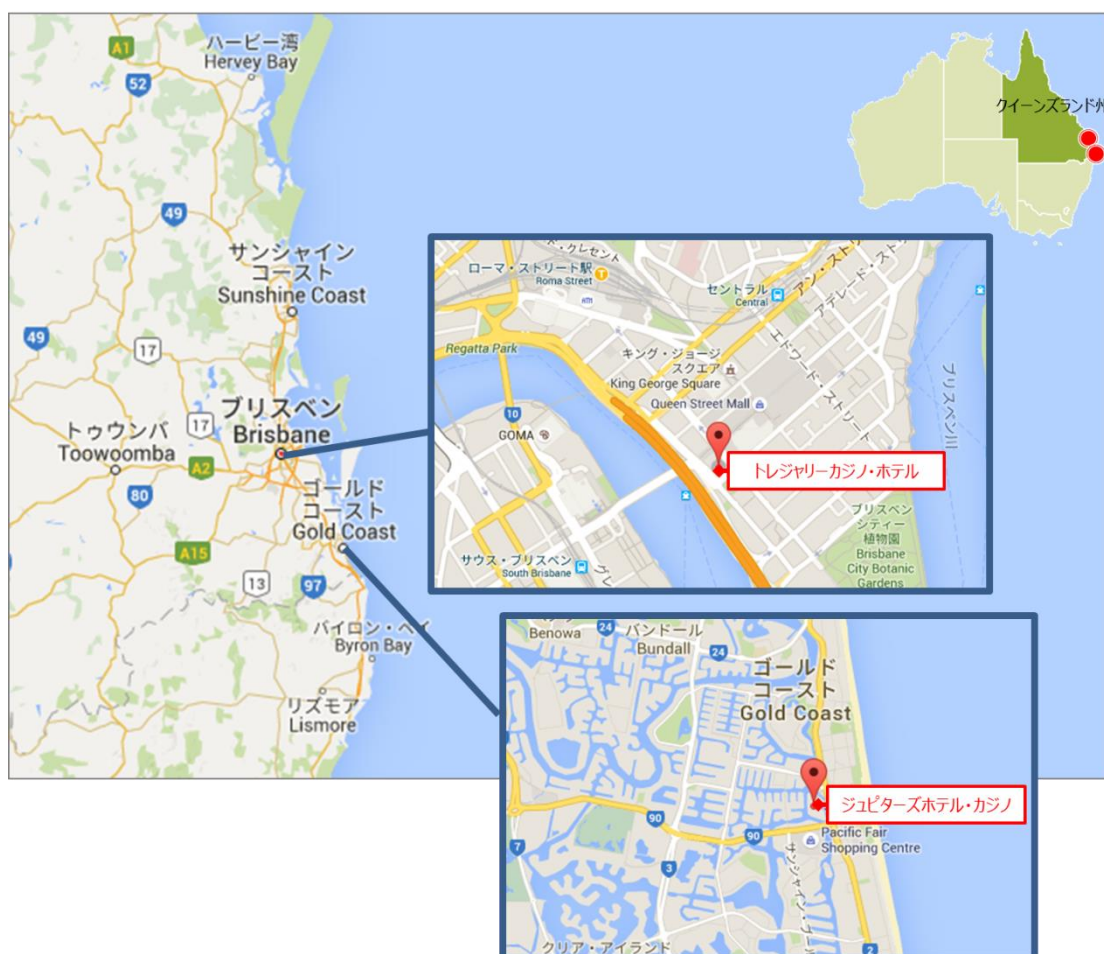
26 Breakwater Island Limited

事業者の概要	代表者：Mr. Lyndon Waples
	主要な事業：ホテル、バー、スパ等を運営
施設の規模、特徴等	タウンズビルに位置し、ホテル部屋 194 室、ゲーミング機器 370 台以上、会議室、3 つのレストラン、6 つのバー、プール、スパを有する IR
売上高（参考） 27	2013(平成 25)年度売上高：約 3 億 3,700 万豪ドル（約 286 億 4,500 万円） （内訳は、VIP:約 800 万豪ドル（約 6 億 8,000 万円）, その他: 約 3 億 2,800 万豪ドル（約 278 億 8,000 万円））

（出典：ヴィルの HP 等を基にあずさ監査法人作成）

これらの施設の位置は、図 2-3 のとおりである。

図 2-3 クイーンズランド州の IR 施設位置図



27 ヴィルは 2014(平成 26)年 10 月 1 日にザ・スターエンターテインメントからブレイクウォーターアイランドへと所有者が移っており、最新の売上高が公表されていない。このため、ヴィルの売上高については、1 年間分の売上高が含まれている 2013(平成 25)年度の売上高をザ・スターエンターテインメントのアンニュアルレポートを基に記載している。また、売上高、内訳共にジュピターとヴィルの合計として公表されている。



(出典：Google Map を基にあずき監査法人作成)

2.1.4 英国

英国では、2015(平成 27)年 3 月 31 日時点、148 のカジノ施設があるが、特に近年の法改正によって、次の 3 つの規模の大きい IR²⁸が開業している。

- アスパーズカジノウエストフィールドストラトフォード²⁹ (以下「アスパーズ」という。)
- エックススケープミルトンケインズ³⁰ (以下「ミルトンケインズ」という。)
- リゾートワールドバーミンガム³¹ (以下「バーミンガム」という。)

これらの概要は、表 2-8 から 2-10 までのとおりである。

なお、英国では、上述の法改正に基づき、これら以外の IR についても開発計画があるが、そうした動向については、第 9 章で述べる。

表 2-8 アスパーズの概要

施設名称	アスパーズカジノウエストフィールドストラトフォード	 (ウエストフィールドコーポレーション³²HP より引用)
開業時期	2011(平成 23)年開業	
事業者名	アスパーズグループ ³³	

28 これらの IR は、いずれも 7.2.4 で述べるラージカジノのライセンスを取得している。

29 Aspers Casino Westfield Stratford City

30 Xscape Milton Keynes

31 Resorts World Birmingham

32 アスパーズが入居しているショッピング施設の運営会社

事業者の概要	代表者：John Damian Androcles Aspinall 主要な事業：エンターテインメント事業
施設の規模、特徴等	英国最大の都市ロンドンに位置し、リゾートワールドバーミンガムが開業する以前の英国最大の都市型ショッピング施設と一体となった IR。ホテル 3 つ、オリンピックスタジアムが一望できるスカイバー、テーブルゲーム 60 台、ゲーミング機器 150 台、ポーカー部屋 400 席（英国最大）、駐車場 5,000 台、小売店 345 店舗、飲食店 70 店舗、VIP 設備、映画館、ボウリング場を有する。 小売店・レジャー施設面積：約 176,515 m ² 、オフィススペース面積：約 102,193 m ² 設備投資額：18 億ポンド（3,060 億円）
売上高	不明

（出典：ウエストフィールドコーポレーションの HP を基にあずさ監査法人作成）

表 2-9 ミルトンケインズの概要

施設名称	エックススケープミルトンケインズ	
開業時期	2013(平成 25)年開業	
事業者名	アスパーズグループ	
事業者の概要	「表 2-8 アスパーズの概要」参照	
施設の規模	英国最大の都市ロンドンと人口が第 2 位の都市バーミンガムとの中間にあるミルトンケインズに位置し、映画館、ボウリング場、屋内スキー場、スポーツジム施設、ロッククライム施設、屋内スカイダイビング施設、ショッピング施設、レストラン、スポーツバー、テーブルゲーム及びゲーミング機器を有する IR。 ゲーミング機器 108 台、テーブルゲーム約 20 台、ポーカールーム 150 席を有する。 敷地面積³⁴：約 40,110 m²	
売上高	不明	

（ミルトンケインズ HP より引用）

（出典：ミルトンケインズの HP を基にあずさ監査法人作成）

33 Aspers Group (Aspers (Stratford City) Limited)

34 ミルトンケインズ HP

表 2-10 バーミンガムの概要

施設名称	リゾートワールドバーミンガム	 (あずさ監査法人撮影)
開業時期	2015(平成 27)年 10 月開業	
事業者名	ゲンティンググループ ³⁵	
事業者の概要	代表者：Tan Sri Lim Kok Thay 事業者としての売上（2014(平成 26)年度 ³⁶ ）：約 180 億マレーシアリングgit(約 5,400 億円) （このうち、レジャー・接客部門の売上高は約 170 億マレーシアリングgit（約 5,100 億円） 主要な事業：エンターテインメント事業 その他：英国最大のカジノ運営事業者であり、英国内に 38 のカジノ施設を有している。	
施設の規模、特徴等	英国の人口第 2 位の都市であるバーミンガムに位置し、英国最大の IR として 2015(平成 27)年に誕生。4 つ星ホテル、映画館、スパ、900 名収容できる会議室を有する。 駐車場約 450 台、スロット 150 台、テーブルゲーム 31 台、小売店 50 店舗、飲食店 18 店舗を有する ³⁷ 。 敷地面積：約 20,000 m ² 、延床面積：85,000 m ² （内、カジノ面積：8,111 m ² ）、 階数：11 階、設備投資額：1 億 5,000 万ポンド（255 億円） ³⁸	
売上高	不明	

(出典：リゾートワールドバーミンガムの HP を基にあずさ監査法人作成)

35 Genting Group (Genting Casino UK Limited)

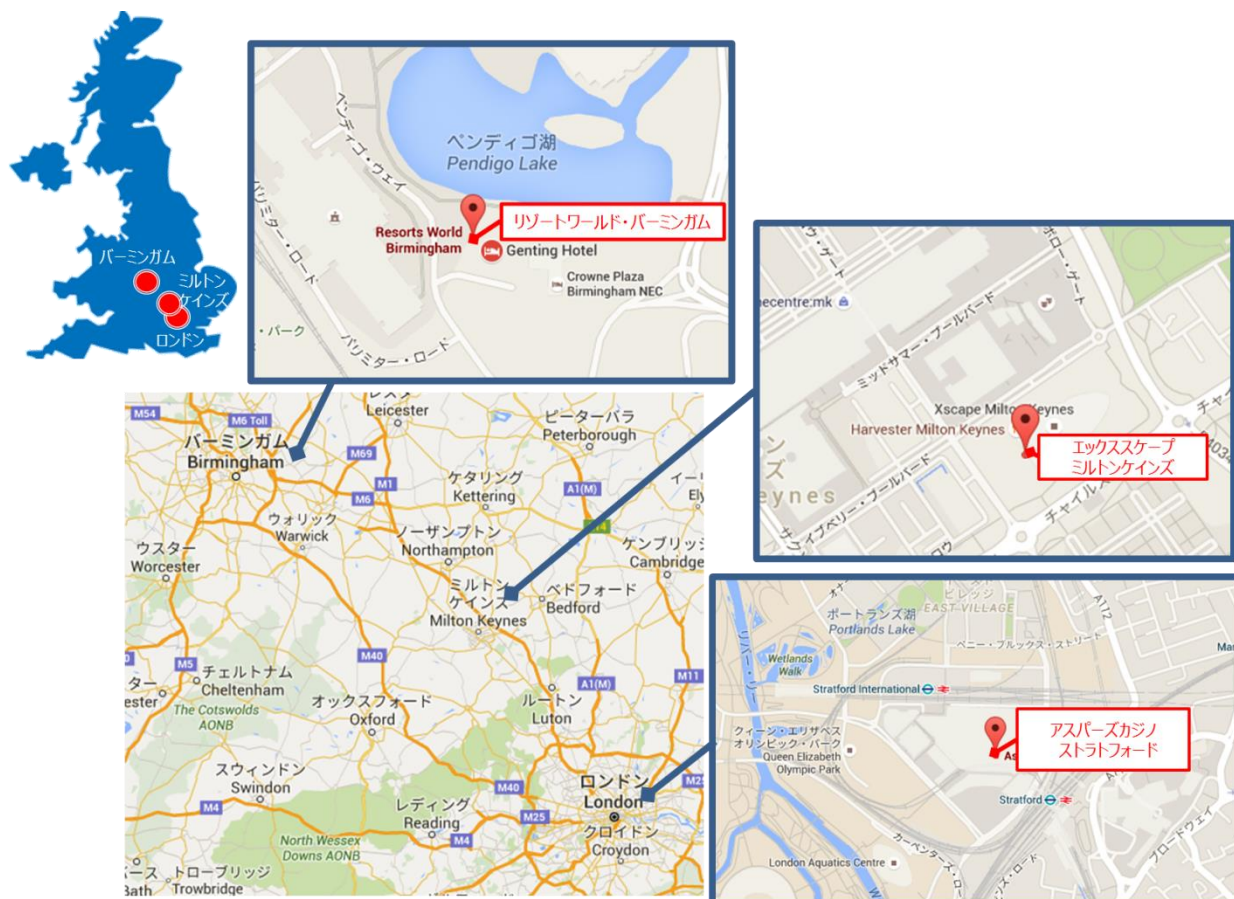
36 ゲンティングループの会計年度は、2014(平成 26)年 1 月 1 日から 2014(平成 26)年 12 月 31 日までである。

37 バーミンガム HP

38 バーミンガム HP

これらの施設の位置は、図 2-4 のとおりである。

図 2-4 英国の IR 施設位置図



(出典：Google Map よりあずさ監査法人作成)

2.1.5 マサチューセッツ州（米国）

マサチューセッツ州では、近年の法改正により、スロットパーラー式³⁹のカジノであるプレーンリッジパークカジノ⁴⁰（以下「プレーンリッジ」という。）のみが開業しており、その概要は、表 2-11 のとおりである。

また、次の 2 つの IR の開業が予定されている。

- MGM スプリングフィールド⁴¹（以下「MGM」という。）
- ウィン・エベレット⁴²（以下「ウィン」という。）

これらの概要は、表 2-12 及び 2-13 のとおりである。

なお、マサチューセッツ州では、上述の法改正に基づき、これら以外の IR

39 テーブルゲームが設置されていないスロット専用のカジノ施設

40 Plainridge Park Casino

41 MGM Springfield

42 Wynn Everett

についても開発計画があるが、そうした動向については、第9章で述べる。

表 2-11 プレインリッジの概要

施設名称	プレインリッジパークカジノ	 (マサチューセッツ州ゲーミング委員会の HP より引用)
開業時期	2015(平成 27)年 6 月開業	
事業者名	ペンナショナルゲーミング ⁴³	
事業者の概要	代表者：Timothy J. Wilmott. 事業者としての売上（2014(平成 26)年度 ⁴⁴ ）：約 25 億 9,000 万ドル（約 3,108 億円） 保有するカジノ施設数：27 主要な事業：エンターテインメント事業	
施設の規模、特徴等	IR 内には、州内唯一のハーネスレーシング場 ⁴⁵ 、フードコート及びスポーツパブがある。また、ゲーミングエリアには、最新式のスロット 1,250 台を設置しており、ビデオポーカー、ビデオブラックジャックが楽しめる。1,620 台分の駐車場を完備している。 設備投資額：2 億 5,000 万ドル（300 億円）	
売上高	不明	

(出典：プレインリッジの HP 等を基にあずさ監査法人作成)

表 2-12 MGM の概要

施設名称	MGM スプリングフィールド	
開業予定時期	2018(平成 30)年開業予定	
事業者名	MGM リゾートインターナショナル	
事業者の概要	代表者：James J. Murren 事業者としての売上（2014（平成 26）年度）：約 100 億ドル（約 1 兆 2,000 億円） 保有するカジノ施設数：23 ⁴⁶ 主要な事業：エンターテインメント事業	

43 Penn National Gaming

44 米国の会計年度は、1 月 1 日から 12 月 31 日までである。以下、本報告書において特に明記しない限り、同様である。

45 馬車を用いた競馬レースを行う競馬場のこと。

46 MGM 会社概要 HP

施設の規模、 特徴等（予定） 47	スプリングフィールドの中心都市部に建設予定。 スパ、プール、ルーフデッキ、250 部屋のホテル、レストラン、小売店、8 つの映画設備、ボウリング場、野外ステージ、スロットマシン 3,000 台、ゲーミングテーブル 75 台、ポーカールーム、VIP 用のゲーミング設備、立体駐車場を設置予定。 敷地面積：約 58,679 m²、ゲーミングエリア：約 11,613 m² ホテルリゾートのレストランエリア：約 4,459 m²、小売店・レストランエリア：約 15,329 m² 階数：25 階、設備投資額：8 億ドル（960 億円）
予想経済効果 ⁴⁸	2,000 人の建設関連事業の創出予想 3,000 人の常勤従業員の雇用創出予想

（出典：MGM の HP を基にあずさ監査法人作成）

表 2-13 ウィンの概要

施設名称	ウィン・エベレット	
開業予定時期	2018（平成 30）年開業予定	
事業者名	ウィンリゾート	
事業者の概要	代表者：Stephen A. Wynn 事業者としての売上（2014（平成 26）年度）：約 54 億 3,400 万ドル（約 6,520 億 8,000 万円） 主要な事業：エンターテインメント事業	
施設の規模、特徴等（予定）	州都ボストン近郊のミスティック川沿いに建設予定であり、ウォーターフロントの景色を楽しむ。高級、スパ、小売店、レストラン、ボールルーム、会議室が設置予定である。 ホテル 629 部屋、駐車場 4,200 台（内、敷地内 3,400 台）を建設予定。 敷地面積：133,546 m ² 、延床面積：287,693 m ² 設備投資額：6,500 万ドル—8,500 万ドル（78 億円—102 億円）	
予想経済効果	4,000 人の建設関連事業の創出予想 4,000 人の常勤従業員の雇用創出予想 毎年 2 億 6,000 万ドル（312 億円）の州の税収創出予想	

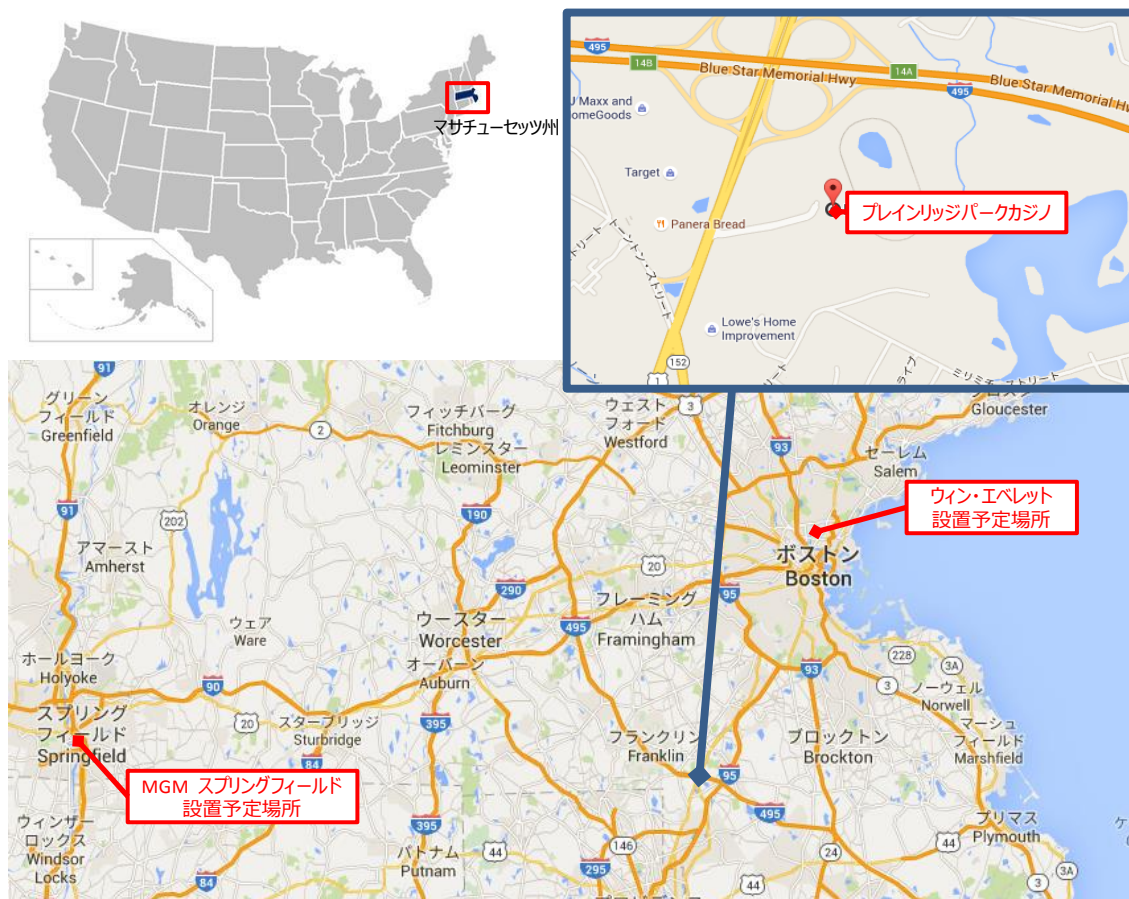
（出典：ウィンの HP を基にあずさ監査法人作成）

47 MGM HP

48 MGM HP

これらの施設の位置は、図 2-5 のとおりである。

図 2-5 マサチューセッツ州の IR 施設位置図



(出典：Google Map を基にあずさ監査法人作成)

2.2 IR 産業の規模

2016（平成 28）年 3 月末現在の各国・地域におけるカジノの設置数は、表 2-14 のとおりである。

表 2-14 各国・地域のカジノ設置数

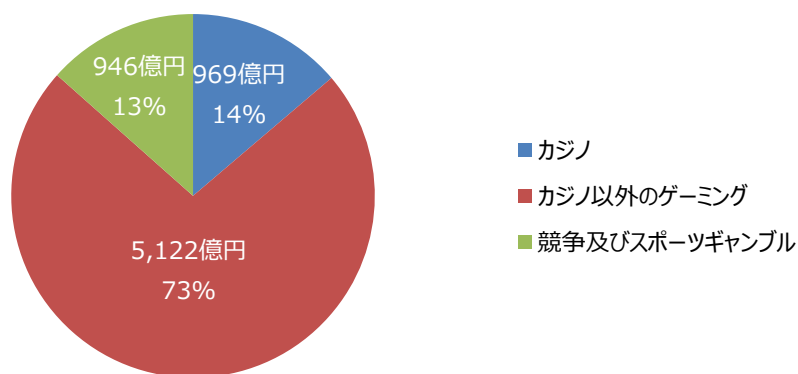
	ニューサウスウェールズ州	ビクトリア州	クイーンズランド州	英国	マサチューセッツ州
施設数	1	1	4	148 ⁴⁹	1

(出典：各種資料を基にあずさ監査法人作成)

49 2015（平成 27）年 3 月末時点

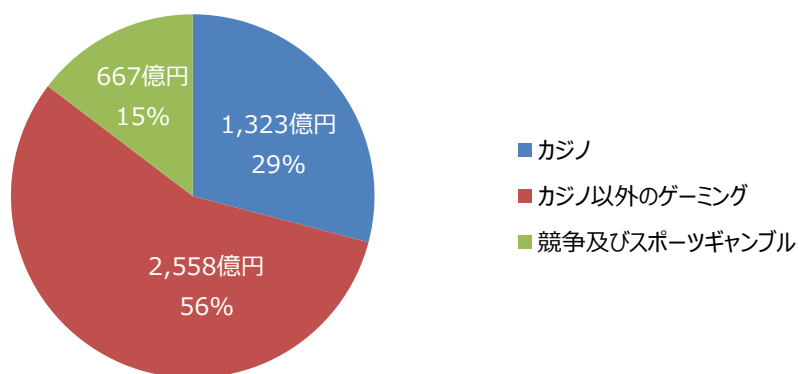
調査分析対象国・地域における、カジノを含むギャンブルの種類別売上高は、図 2-6 から図 2-9 までのとおりである。

図 2-6 ニューサウスウェールズ州のギャンブルの種類別売上高（2013（平成 25）年度）



（出典：『オーストラリアギャンブル統計第 31 版 州一覧表』⁵⁰を基にあずさ監査法人作成）

図 2-7 ビクトリア州におけるギャンブルの種類別売上高（2013（平成 25）年度）

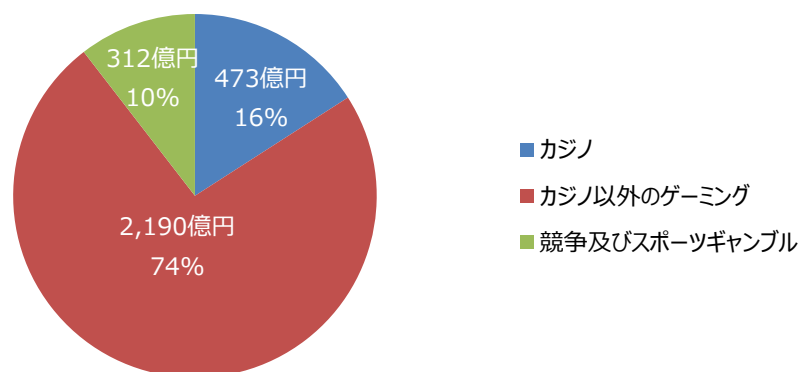


（出典：『オーストラリアギャンブル統計第 31 版 州一覧表』を基にあずさ監査法人作成）

50

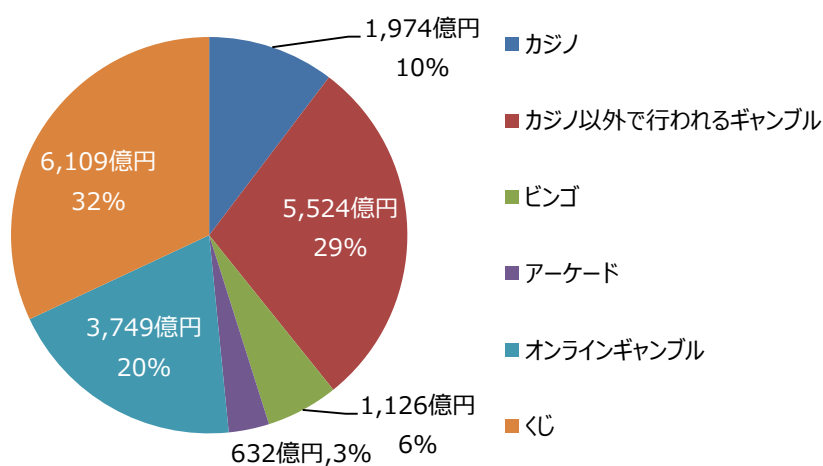
<http://www.qgso.qld.gov.au/products/reports/aus-gambling-stats/aus-gambling-stats-31st-edn-aus-gambling-stats-31st-edn-product-tables.pdf>

図 2-8 クイーンズランド州のギャンブルの種類別売上高（2013（平成 25）年度）



（出典：『オーストラリアギャンブル統計第 31 版 州一覧表』を基にあずさ監査法人作成）

図 2-9 英国のギャンブルの種類別売上高（2014（平成 26）年度⁵¹）



（出典：ギャンブリング委員会、『業界統計』を基にあずさ監査法人作成）

⁵¹ 英国の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までである。以下、本報告書において特に明記しない限り、同様である。また、グラフの凡例における「アーケード」とは大人用ゲームセンターにおけるスロットマシンのことである。

第3章 カジノ関連法令及びカジノ規制機関

各国・地域では、カジノ関連事業の適正性を確保するため、カジノ関連事業を規制する基本的な法令を制定するとともに、カジノ関連事業を監督する行政機関を設置している。

この章では、そうした基本的なカジノ関連法令及びカジノ関連事業を監督する主な行政機関の役割等についてまとめた。

3.1 各国・地域におけるカジノ関連法令

各国・地域では、カジノ関連事業を規制するための基本的な法令を制定しているが、ここではそれらをまとめた。

3.1.1 ニューサウスウェールズ州（豪州）

ニューサウスウェールズ州のカジノに関わる基本的な法令は、表 3-1 のとおりである。

表 3-1 ニューサウスウェールズ州のカジノに関わる基本的な法令

規制分野	法令名	概要
ギャンブル規制全般	違法なギャンブル法 ⁵²	合法・非合法となるギャンブルの種類、非合法的ギャンブルに対する制裁等について定めた法律
	ギャンブル対策法 ⁵³	責任あるギャンブル対策の必要性を州に認識させることを目的として定めた法律
カジノ規制全般	カジノ管理法 ⁵⁴	カジノを規制する法律 ※ この法律は、スターシドニーと、制限あるゲーミング施設 ⁵⁵ として今後建設が予定されているクラウンシドニーについて規制するものである。
	カジノ管理規則 ⁵⁶	カジノ管理法に基づき、更にその詳細を規定した法令
	ゲーミング及び酒類管理法 ⁵⁷	ゲーミング及び酒類の管理に関する規制当局の設置、権限等について定める法律
	ゲーミング及び酒類管理規則 ⁵⁸	ゲーミング及び酒類管理法に基づき、更にその詳細について規定した法令

（出典：独立酒類ゲーミング機構の HP を基にあずさ監査法人作成）

52 Unlawful Gambling Act 1998

53 Gambling Measures Act 2012

54 Casino Control Act 1992

55 ニューサウスウェールズ州においては、通常のカジノはスターシドニーの1か所のみという整理をし、新たに設置されるクラウンシドニーについては、スロットの設置禁止、カジノへ入場する者の制限等の制約を課しているため、カジノ管理法では「制限あるゲーミング施設」とされている。ただし、特に明記されない限り、カジノ管理法の規定は、制限あるゲーミング施設に対しても、同様に適用される。

56 Casino Control Regulation 2009

57 Gaming and Liquor Administration Act 2007

58 Gaming and Liquor Administration Regulation 2008

3.1.2 ビクトリア州（豪州）

ビクトリア州のカジノに関わる基本的な法令は、表 3-2 のとおりである。

表 3-2 ビクトリア州のカジノに関わる基本的な法令

規制分野	法令名	概要
ギャンブル規制全般	ギャンブリング規制法 ⁵⁹	合法・非合法となるギャンブルの種類、責任あるギャンブリングの推進、非合法的ギャンブルに対する制裁等について定めた法律
	ギャンブリング規則 ⁶⁰	ギャンブリング規制法に基づき、更にその詳細を規定した法令
	ギャンブリング規則（プレコミットメント及びロイヤリティスキーム） ⁶¹	ギャンブリング規制法に基づき、プレコミットメント制度 ⁶² やロイヤリティスキーム ⁶³ について規定した法令
	ギャンブリング規則（プレミアム顧客） ⁶⁴	ギャンブリング規制法に基づき、プレミアム顧客 ⁶⁵ を識別する金額基準及びプレミアム顧客の賭け金額から控除する税金支払額について規定した法令
カジノ規制全般	カジノ管理法 ⁶⁶	カジノを規制する法律
	カジノ管理規則（手数料） ⁶⁷	カジノ管理法に基づき、ライセンス等の申請に要する手数料について規定した法令
事業者との個別合意	カジノ（管理合意）法 ⁶⁸	州政府とクラウンメルボルンとの合意事項に関して規定した法令

（出典：ギャンブリング及び酒類規制委員会の HP を基にあずさ監査法人作成）

59 Gambling Regulation Act 2003

60 Gambling Regulations 2015

61 Gambling Regulation (Pre-commitment and Loyalty Scheme) Regulations 2014

62 カジノの利用に当たり、利用金額や利用時間について事前に登録し、過度なギャンブルを抑制しようとする制度

63 カジノの利用等に応じてポイントが付与されるプレイヤーカードを利用し、ゲーミング機器のプレー履歴を追跡可能とする制度

64 Gambling Regulation (Premium Customer) Regulations 2011

65 一定以上の金額を賭けた顧客。当該顧客による賭け金額からの税金の控除を行うために、このような顧客を識別している。

66 Casino Control Act 1991

67 Casino Control (Fees) Regulations 2015

68 Casino (Management Agreement) Act 1993

3.1.3 クイーンズランド州（豪州）

クイーンズランド州のカジノに関わる基本的な法令は、表 3-3 のとおりである。

表 3-3 クイーンズランド州のカジノに関わる基本的な法令

規制分野	法令名	概要
ギャンブル全般の規制	刑法 ⁶⁹	殺人、窃盗等の一般的な刑法犯を規定する法律。非合法のギャンブルを行うことや非合法のギャンブルを運営することを刑法犯として禁止している。
カジノ規制全般	カジノ管理法 ⁷⁰	カジノを規制する法律
	カジノ管理規則 ⁷¹	カジノ管理法に基づき、更にその詳細を規定した法令
事業者との個別合意	ジュピターカジノ合意法 ⁷²	州政府とジュピター社との合意事項に関して規定した法令
	ブレイクウォーターアイランドカジノ合意法 ⁷³	州政府とブレイクウォーターアイランド社との合意事項に関して規定した法令
	ブリスベンカジノ合意法 ⁷⁴	州政府とジュピター社との合意事項に関して規定した法令
	ケアンズカジノ合意法 ⁷⁵	州政府とケアンズ市のホテルカジノ複合施設との設立合意に関して規定した法令

（出典：酒類及びゲーミング規制局の HP を基にあずさ監査法人作成）

3.1.4 英国

英国のカジノに関わる基本的な法令は、表 3-4 のとおりである。

表 3-4 英国のカジノに関わる基本的な法令

規制分野	法令名	概要
ギャンブル規制全般	ギャンブリング法 ⁷⁶	カジノを含めたギャンブル全般に係る規制について規定した法令 ※ 英国では、プライベートで行う賭けについては、違法とされておらず、かつ、未成年者（18 歳未満）も参加可能である。
	ライセンス条件及び行動規範 ⁷⁷	ギャンブリング法に基づき、ギャンブル全般に関する事業者のライセンス条件等の詳細について規定した法令

（出典：ギャンブリング委員会の HP を基にあずさ監査法人作成）

69 Criminal Code Act 1899

70 Casino Control Act 1982

71 Casino Control Regulation 1999

72 Jupiters Casino Agreement Act 1983

73 Breakwater Island Casino Agreement Act 1984

74 Brisbane Casino Agreement Act 1992

75 Cairns Casino Agreement Act 1993

76 Gambling Act 2005

77 Licence conditions and codes of practice

3.1.5 マサチューセッツ州（米国）

マサチューセッツ州のカジノに関わる基本的な法令は、表 3-5 のとおりである。

表 3-5 マサチューセッツ州のカジノに関わる基本的な法令

規制分野	法令名	概要
カジノ規制全般	拡大ゲーミング法 ⁷⁸	ライセンスを取得せずにギャンブルを実施することを違法とするとともに、カジノを規制する法律

（出典：マサチューセッツ州ゲーミング委員会の HP を基にあずさ監査法人作成）

3.2 各国・地域におけるカジノ規制機関

各国・地域には、カジノ関連事業について中心となって規制する機関が設けられているが、ここでは、そのカジノ規制機関の概要についてまとめた。

なお、この機関以外にも、ギャンブル依存症対策等の観点から取り組んでいる関係機関があるが、それらについては、次章以降で説明する。

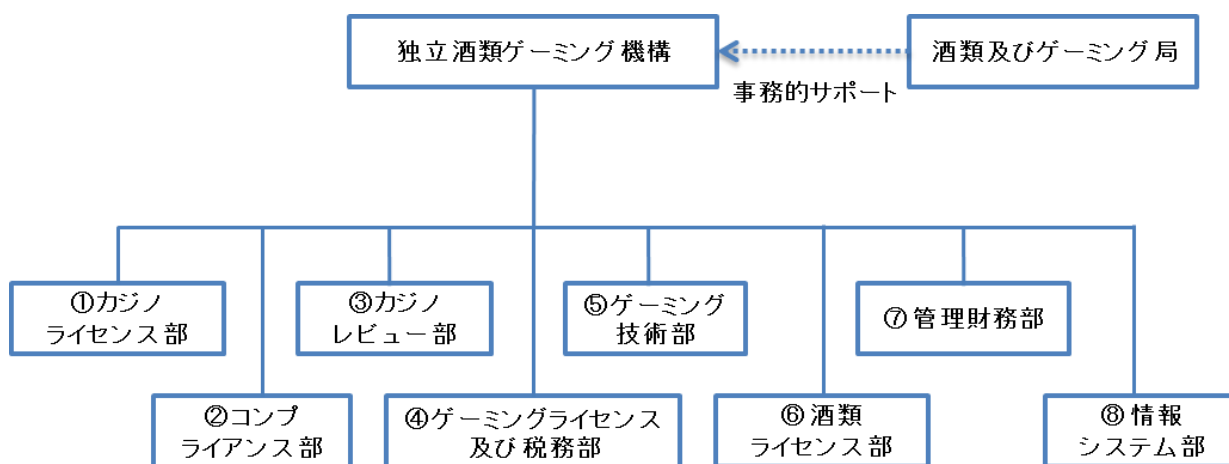
3.2.1 ニューサウスウェールズ州（豪州）

(1) カジノ規制機関の概要

ニューサウスウェールズ州におけるカジノ規制機関は、独立酒類ゲーミング機構⁷⁹と、酒類及びゲーミング局⁸⁰である。

これらの組織は、図 3-1 のとおりであり、独立酒類ゲーミング機構の内部部局の主な役割は、表 3-6 のとおりである⁸¹。

図 3-1 ニューサウスウェールズ州における規制機関の組織



（出典：各機関の HP を基にあずさ監査法人作成）

78 An Act Establishing Expanded Gaming in the Commonwealth

79 Independent Liquor & Gaming Authority

80 Liquor & Gaming NSW

81 酒類及びゲーミング局の内部組織については、公表されていない。

表 3-6 独立酒類ゲーミング機構の内部部局の主な役割

部署名	主な役割
①カジノライセンス部	・カジノ関連事業者に対する許認可 ・カジノ特別従業員に対する許認可
②コンプライアンス部	・カジノに対する調査
③カジノレビュー部	・監査の実施 ・カジノライセンスの監督 ・カジノ関連事業の承認
④ゲーミングライセンス及び税務部	・ゲーミング関連事業の許認可 ・ゲーミング機器に係る税金の賦課徴収 ・ゲーミング機器の認可
⑤ゲーミング技術部	・ゲーミング機器に関する基準の策定 ・ゲーミング機器の検査
⑥酒類ライセンス部	・酒類事業者に対する許認可
⑦管理財務部	・独立酒類ゲーミング機構の財務管理
⑧情報システム部	・独立酒類ゲーミング機構の情報システムの運用

(出典：独立酒類ゲーミング機構、『アニュアルレポート 2014-2015』を基にあずさ監査法人作成)

(2) 独立酒類ゲーミング機構の体制

独立酒類ゲーミング機構の人員は、正規職員の人数に換算して、約 65 人である。

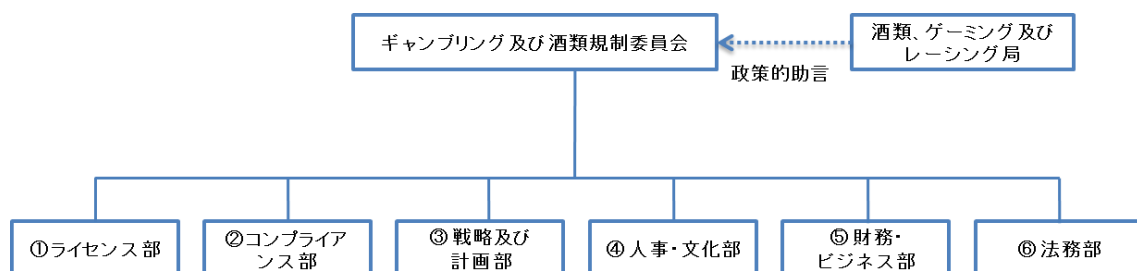
3.2.2 ビクトリア州（豪州）

(1) カジノ規制機関の概要

ビクトリア州におけるカジノ規制機関は、ギャンブラリング及び酒類規制委員会⁸²と、酒類、ゲーミング及びレーシング局⁸³である。

これらの組織は、図 3-2 のとおりであり、ギャンブラリング及び酒類規制委員会の内部部局の主な役割は、表 3-7 のとおりである⁸⁴。

図 3-2 ビクトリア州における規制機関の組織



(出典：ギャンブラリング及び酒類規制委員会、『アニュアルレポート 2014-2015』を基にあずさ監査法人作成)

82 Victorian Commission for Gambling and Liquor Regulation

83 Office of Liquor, Gaming and Racing。レーシングは、競馬等を意味する。

84 酒類、ゲーミング及びレーシング局の内部組織については、公表されていない。

表 3-7 ギャンブリング及び酒類規制委員会の内部部局の主な役割

部署名	主な役割
①ライセンス部	・カジノ等のギャンブル及び酒類に関する許認可 ・ギャンブル施設の監視
②コンプライアンス部	・ライセンス事業者の監査、指導、調査 ・ギャンブル及び酒類関連法規の遵守の確保
③戦略及び計画部	・ギャンブリング及び酒類規制委員会の活動状況の分析を通じた戦略開発及び計画策定
④人事・文化部	・ギャンブル産業に関する人材開発及び管理プログラムの変更に係る戦略的アドバイスの提供
⑤財務・ビジネス部	・財務管理、文書管理等を通じた支援 ・ライセンス料及び税金の徴収
⑥法務部	・ギャンブリング及び酒類規制委員会における組織管理方針の設定

(出典：ギャンブリング及び酒類規制委員会、『アニュアルレポート 2014-2015』を基にあずさ監査法人作成)

(2) ギャンブリング及び酒類規制委員会の体制

ギャンブリング及び酒類規制委員会の人員は、約 160 名である。

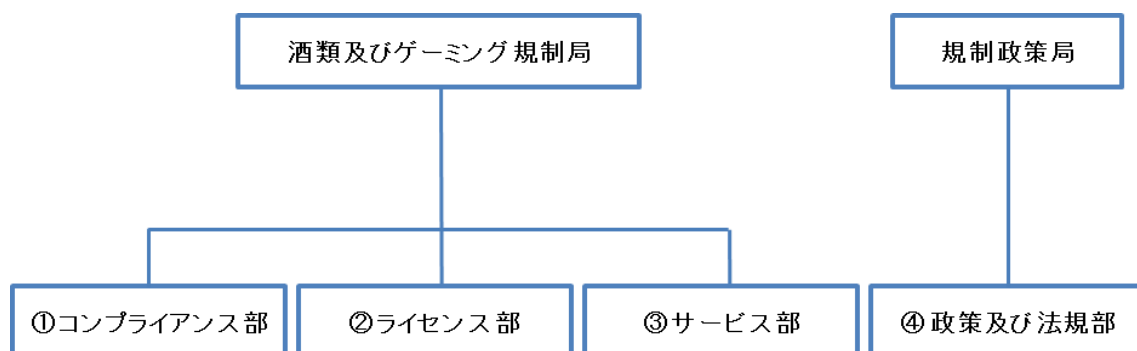
3.2.3 クイーンズランド州（豪州）

(1) カジノ規制機関の概要

クイーンズランド州におけるカジノ規制機関は、酒類及びゲーミング規制局⁸⁵と、規制政策局⁸⁶である。

これらの組織は、図 3-3 のとおりであり、各内部部局の主な役割は、表 3-8 のとおりである。

図 3-3 クイーンズランド州における規制機関の組織



(出典：酒類及びゲーミング規制局の HP を基にあずさ監査法人作成)

85 Office of Liquor and Gaming Regulations

86 Office of Regulatory Policy

表 3-8 酒類及びゲーミング規制局、規制政策局の内部部局の主な役割

局名	部署名	主な役割
酒類及びゲーミング規制局	①コンプライアンス部	・ギャンブル事業者及び酒類事業者の監査 ・関係法令に基づく調査 ・ギャンブル産業における主たる事業者の適切性調査 ・酒類ライセンス申込み事業者のリスク評価
	②ライセンス部	・ライセンスの許認可 ・ライセンス条件等の変更の承認 ・ゲーミングルールの評価及び認可
	③サービス部	・コミュニティベネフィット基金⁸⁷の管理 ・酒類及びゲーミング規制局における財務及び情報管理サービスの提供
規制政策局	④政策及び法規部	・ゲーミング及び酒類の政策及び法規の立案 ・ギャンブル及び酒類による悪影響を最小化するための制度の企画及び実施

(出典：酒類及びゲーミング規制局の HP を基にあずさ監査法人作成)

(2) 酒類及びゲーミング規制局の体制

酒類及びゲーミング規制局の 2015（平成 27）年度予算は、約 900 万豪ドル（約 7 億 6,500 万円）である。

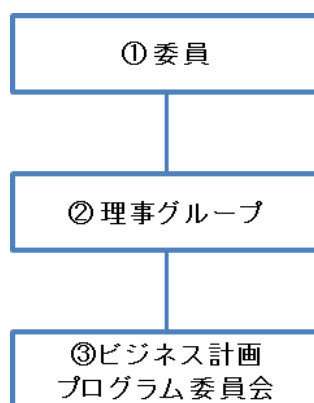
3.2.4 英国

(1) カジノ規制機関の概要

英国におけるカジノ規制機関は、ギャンブラリング委員会⁸⁸である。

この組織は、図 3-4 のとおりであり、各内部部局の主な役割は、表 3-9 のとおりである。

図 3-4 ギャンブラリング委員会の組織⁸⁹



(出典：ギャンブラリング委員会の HP を基にあずさ監査法人作成)

87 ギャンブルによる収益を地域社会の発展のために非営利団体等に寄付するための基金

88 Gambling Commission

89 組織の関係図が公表されていないことから、各組織の役割を踏まえて、想定される組織図として作成している。

表 3-9 ギャンブラリング委員会の主な役割

部署名	主な役割
①委員	ギャンブルが犯罪に利用されることなく、公平及び公正に実施され、子供及び貧困層が搾取されることから保護すること及びギャンブルの影響及び規制内容について、政府に助言する。
②理事グループ	ギャンブラリング委員会の意思決定機関
③ビジネス計画プログラム委員会	理事及びプログラムディレクターにより構成され、ギャンブラリング委員会のビジネス計画を監視する。

(出典：ギャンブラリング委員会の HP を基にあずさ監査法人作成)

(2) ギャンブラリング委員会の体制

ギャンブラリング委員会の人員は、269 名である⁹⁰。

なお、職員の中には 25 年間カジノで勤務した者等もいるが、採用に際してギャンブルに関連する仕事の経験を重視している訳ではなく、弁護士や地方自治体の元職員なども採用している。特に多いのは退職した警察官である。

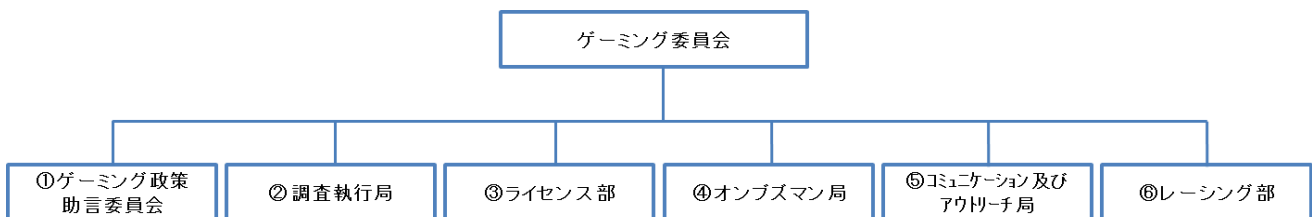
3.2.5 マサチューセッツ州（米国）

(1) カジノ規制機関の概要

マサチューセッツ州におけるカジノ規制機関は、ゲーミング委員会⁹¹である。

この組織は、図 3-5 のとおりであり、内部部局の主な役割は、表 3-10 のとおりである。

図 3-5 ゲーミング委員会の組織図



(出典：ゲーミング委員会、『アニュアルレポート 2015』を基にあずさ監査法人作成)

90 ギャンブラリング委員会、『アニュアルレポート 2014-2015』

91 Gaming Commission

表 3-10 ゲーミング委員会の各内部部局の主な役割⁹²

部局・委員会名	主な役割
①ゲーミング政策助言委員会	・ゲーミング政策に関する委員会への助言
②調査執行局	・関連法規に係る法令遵守の監視、監督
③ライセンス部	・カジノ運営事業者、カジノ従業員、カジノ関連事業者等に対するライセンスの付与等
④オンブズマン局	・全ての利害関係者（州政府機関、申請者、ライセンス所有者、関連委員会、州及び地方事務局、コミュニティグループ、委員会内の部署等）間のコミュニケーションの促進
⑤コミュニケーション及びアウトリーチ局	・ソーシャルメディア等利用した卓越したオンラインリソースの確立
⑥レーシング部	・競馬産業の規制

（出典：ゲーミング委員会の HP を基にあずさ監査法人作成）

（2）ゲーミング委員会の体制

職員の採用に当たっては、大学卒業以上であること、公共政策、ゲームのルールについて知識があることなどを考慮している。

3.3 総括

この章で見てきたとおり、各国・地域では、それぞれの国の法体系に応じて必要な規制を導入するとともに、カジノの規制を中心的に行う規制当局を設置し、カジノの運営が適切に行われるように取り組んでいる。

日本にカジノを含む IR を導入する場合には、IR の施設数、設置場所等を踏まえ、実効性のあるカジノ規制・体制を構築する必要があると考えられる。

92 ゲーミング委員会 HP

第4章 IRに関わる設置の効果

IRには、経済波及効果、雇用創出効果、政府への税収等の効果があると言われている。そこで、本章では、豪州3州(ニューサウスウェールズ州、ビクトリア州、クイーンズランド州)、英国及び米国マサチューセッツ州において、これらの効果がどのように表れているか調査分析を行った。

4.1 ギャンブルの売上高から見たIRの設置効果

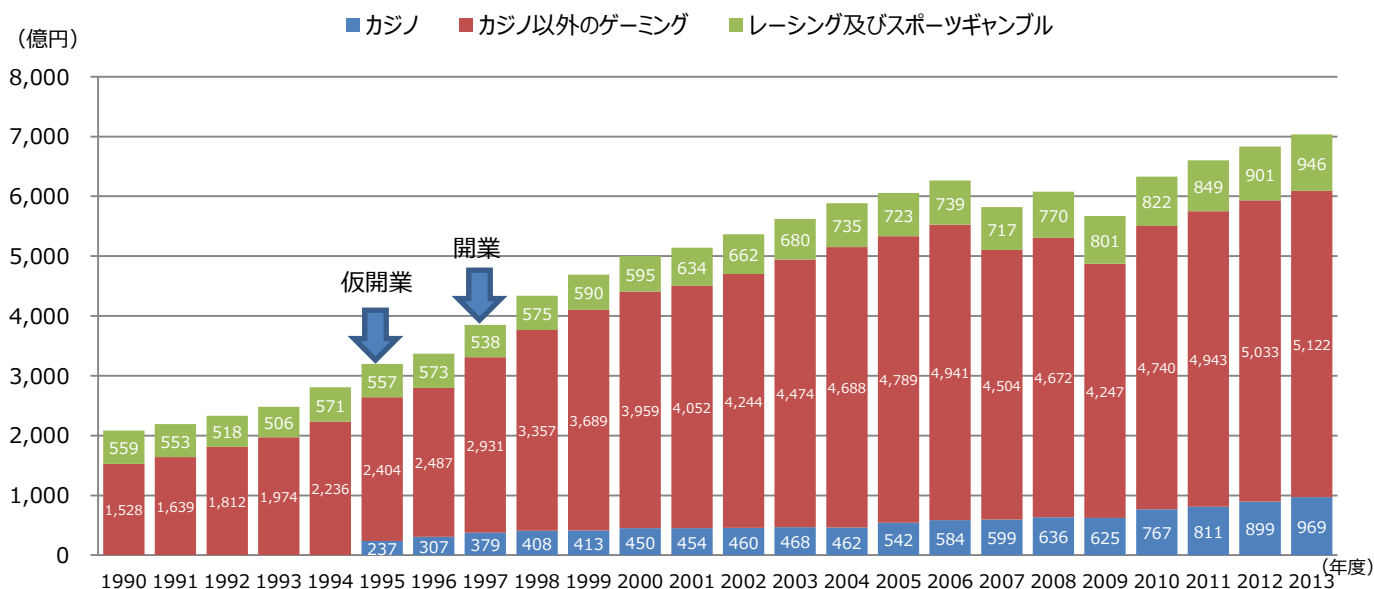
4.1.1 ニューサウスウェールズ州(豪州)

ニューサウスウェールズ州では、1995(平成7)年9月にスターシドニーが仮開業している。ギャンブルの中でもカジノ以外のクラブなどで行われているゲームによる売上高が高く、ギャンブル市場はビクトリア州及びクイーンズランド州よりも大きくなっている。

スターシドニーが仮開業した1995(平成7)年度以降、2013(平成25)年度までにカジノ売上高は約1,000億円近く増加しており、その金額も順調に推移していると考えることができる。

また、IRの導入によって、カジノ以外のギャンブルの売上を減少させるといった影響は認められない。

図4-1 ニューサウスウェールズ州におけるギャンブルの種類別売上高



(出典：クイーンズランド州政府、『オーストラリアギャンブル統計第31版 州一覧表』を基にあずさ監査法人作成)

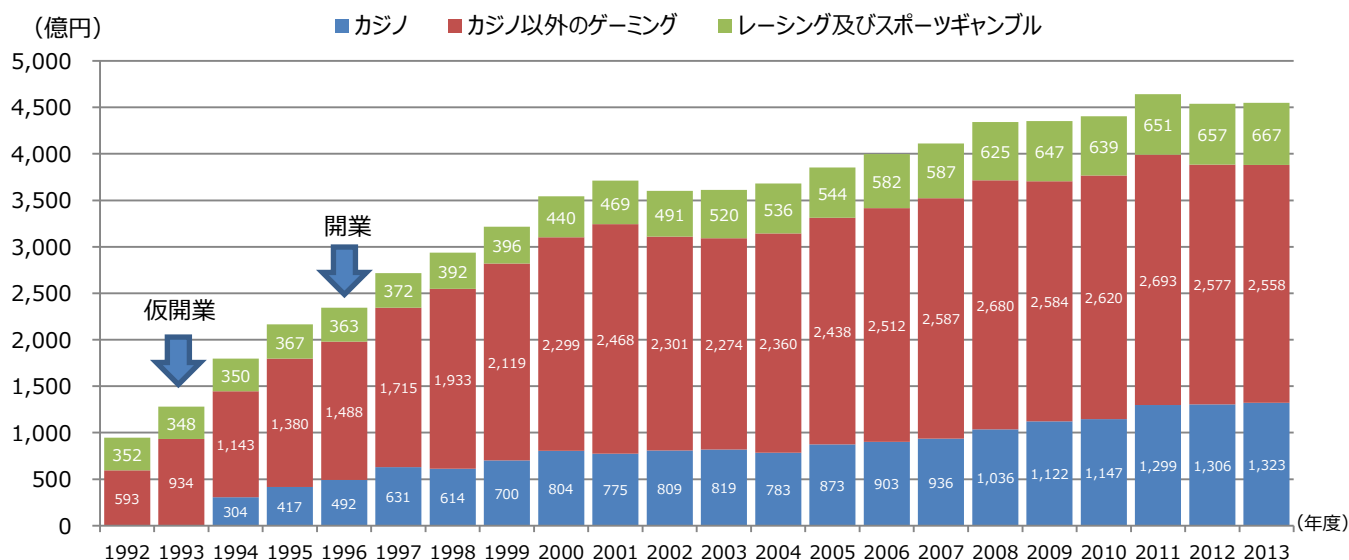
4.1.2 ビクトリア州（豪州）

ビクトリア州では、1994（平成 6）年 6 月にクラウンメルボルンが開業している。クラウンメルボルンの規模が大きいことから、他州と比較してカジノの売上高が大きい点が特徴である。

クラウンメルボルンが仮開業した 1993（平成 5）年度以降、2013（平成 25）年度までにカジノ売上高は約 1,300 億円近く増加しており、その金額も順調に推移していると考えることができる。

また、IR の導入によって、カジノ以外のギャンブルの売上を減少させるといった影響は認められない。

図 4-2 ビクトリア州におけるギャンブルの種類別売上高⁹³



（出典：クイーンズランド州政府、『オーストラリアギャンブル統計第 31 版 州一覧表』を基にあずさ監査法人作成）

93 クラウンメルボルンの開業が、1993（平成 5）年度末の 6 月であったため、売上高が上がっていない。

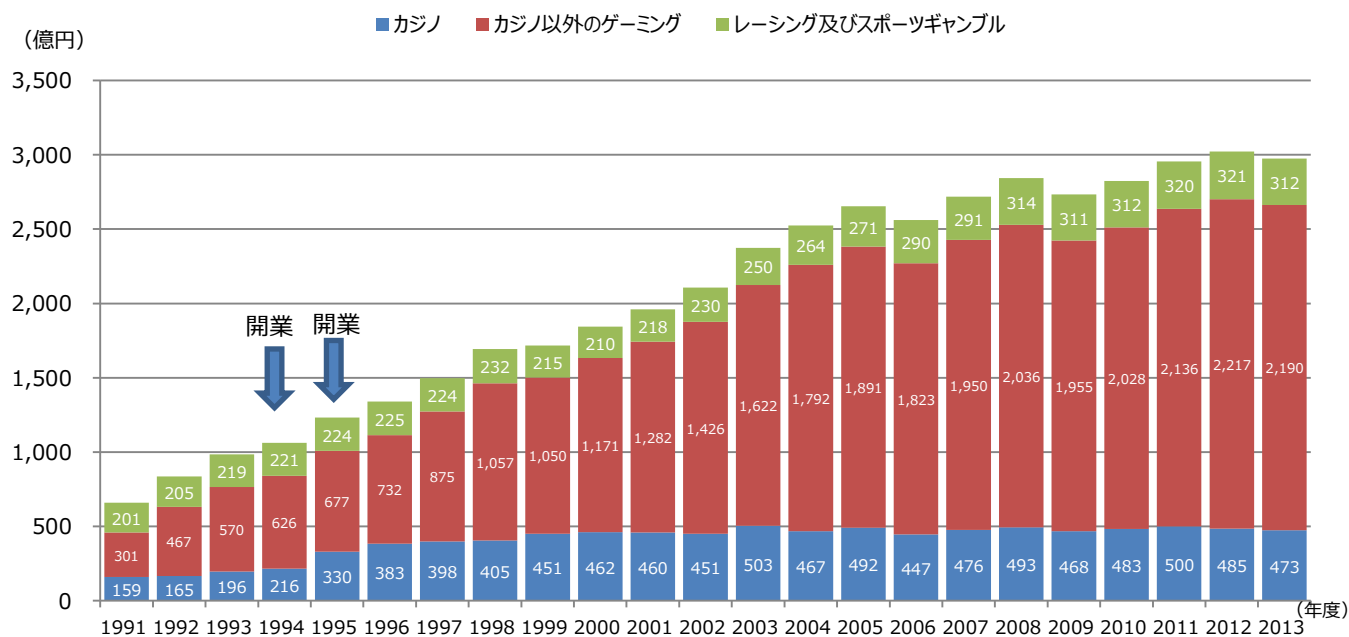
4.1.3 クイーンズランド州（豪州）

クイーンズランド州では、1995（平成 7）年 4 月にトレジャリーが、1996（平成 8）年 1 月にリーフが開業している。クイーンズランド州ではクラブなどに設置されているスロットマシンが少ないこともあり、ギャンブルの売上高に占めるカジノの比率が高い点が特徴である。

トレジャリー及びリーフ開業後の 1995（平成 7）年度は、カジノ売上高が大きく伸びている。この点においてカジノを複数設置してもその分、順調に売上高が伸びていると考えることができる。その後、2000（平成 12）年度あたりまでは順調に売上高を伸ばし、その後はその売上高を維持している。

また、IR の導入によって、カジノ以外のギャンブルの売上を減少させるといった影響は認められない。

図 4-3 クイーンズランド州におけるギャンブルの種類別売上高



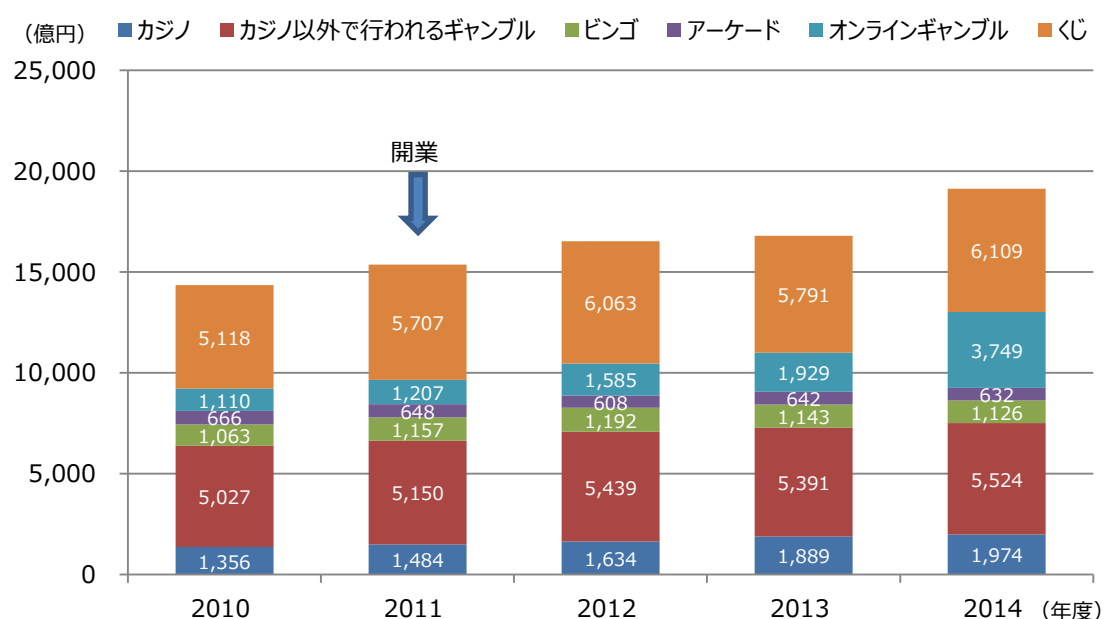
（出典：クイーンズランド州政府、『オーストラリアギャンブル統計第 31 版 州一覧表』を基にあずさ監査法人作成）

4.1.4 英国

英国では、2011(平成 23)年 12 月にアスパーズが開業している。英国では古くから小規模なカジノが多数存在しているが、アスパーズが開業した 2011(平成 23)年度以降の 4 年間で、カジノの売上高は約 618 億円増加しており、アスパーズの開業がカジノの売上高増加の一因になっていると考えられる。

また、IR の導入によって、カジノ以外のギャンブルの売上を減少させるといった影響は認められない。

図 4-4 英国におけるギャンブルの種類別売上高



(出典：ギャンブリング委員会、『業界統計』を基にあずさ監査法人作成)

4.1.5 マサチューセッツ州(米国)

マサチューセッツ州では、既に関業したプレインリッジ並びに今後開業予定の MGM 及びウィンにおけるギャンブル売上高を表 4-1 のとおり推計している。

表 4-1 マサチューセッツ州で開業(予定)の IR における売上高

施設名	売上高の推計
プレインリッジ	2 億 5,000 万ドル (300 億円)
MGM	9 億 5,000 万ドル (1,140 億円)
ウィン	17 億ドル (2,040 億円)

(ゲーミング委員会、『アニュアルレポート 2015』を基にあずさ監査法人作成)

4.2 政府への税収等から見た IR の設置効果

4.2.1 ニューサウスウェールズ州（豪州）

ニューサウスウェールズ州では、表 4-2 のとおり、IR からカジノ税等を徴収している。

表 4-2 IR からの主な税収等

税等	算定方法	
カジノ税 (一般顧客)	- 課税対象 テーブルゲームとゲーミング機器からの売上高 - 税率	
	課税所得	税率
	7 億 170 万豪ドル(約 596 億円)以下	16.41%
	7 億 170 万豪ドル(約 596 億円)超、8 億 2,450 万(約 701 億円)以下	21 段階に区分され、税率は 1% ずつ漸増
カジノ税 (VIP)	- 課税対象 VIP による売上高 - 税率 10%	
ライセンス料	カジノライセンス料	スターシドニーの独占的ライセンスに関わるライセンス手数料：1 億豪ドル(85 億円)
	特別従業員ライセンス申請料	申請時：1,000 豪ドル（8 万 5,000 円）
責任あるギャンブラー負担金 ⁹⁴	全てのゲーミング売上高の 2%	
法人税（オーストラリア各州共通）	- 課税対象 課税所得 - 税率 28.5%	

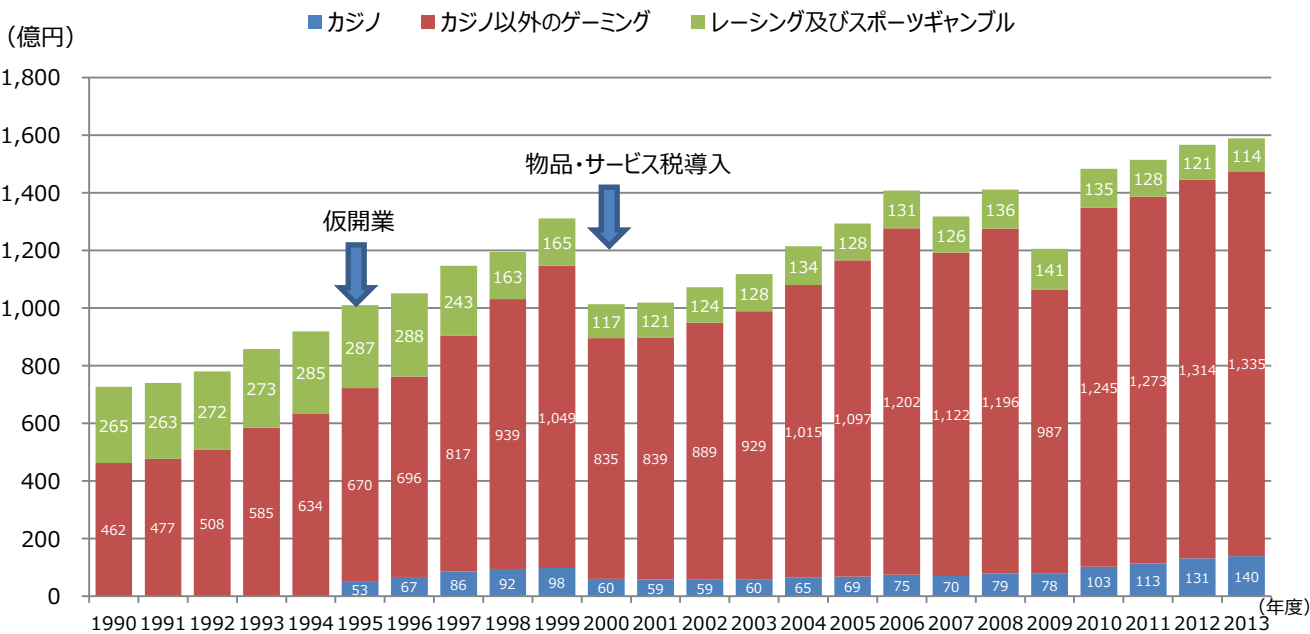
（出典：カジノ管理法等を基にあずさ監査法人作成）

また、図 4-5 のとおり、州政府の収入の推移をみると、2000（平成 12）年 7 月にオーストラリアにおいて物品・サービス税が導入され、同税はギャンブルの税を計算する際に控除されるものであるため、その影響で 2000（平成 12）年度にギャンブルに関する収入が落ち込んでいるが、その影響を除くと、基本的

⁹⁴ ギャンブル依存症等の対策を行うための責任あるギャンブラー基金の資金源として、スターシドニーから徴収される負担金。責任あるギャンブラー基金を用いた具体的な対策は、第 5 章参照。

には、IR 開業の影響により他のギャンブルによる収入を減らすことなく、州政府の収入は増加傾向にあると考えられる。

図 4-5 ニューサウスウェールズ州政府へのギャンブルからの収入⁹⁵



(出典：クイーンズランド州政府、『オーストラリアギャンブル統計第 31 版 州一覧表』を基にあずさ監査法人作成)

4.2.2 ビクトリア州（豪州）

ビクトリア州では、表 4-3 のとおり、IR からカジノ税等を徴収している。

表 4-3 IR からの税収等

税等	算定方法						
カジノ税 (一般顧客)	・課税対象 テーブルゲームとゲーミング機器からの売上高						
	・税率						
	<table><tr><th>課税対象</th><th>税率</th></tr><tr><td>ゲーミング機器からの売上高</td><td>31.57%+超過税⁹⁶</td></tr><tr><td>テーブルゲームからの売上高</td><td>21.25%+超過税</td></tr></table>	課税対象	税率	ゲーミング機器からの売上高	31.57%+超過税 ⁹⁶	テーブルゲームからの売上高	21.25%+超過税
	課税対象	税率					
	ゲーミング機器からの売上高	31.57%+超過税 ⁹⁶					
テーブルゲームからの売上高	21.25%+超過税						
(超過税の計算例)							
ゲーミング機器売上高が 9 億 2,000 万豪ドル(782 億円)の場合:(8 億 7,800 万豪ドル(746 億 3,000 万円)を超える部分)=4,200 万豪ドル(35 億 7,000 万円) 超課税は、2,000 万豪ドル(17 億円)×1%+2,000 万豪ドル(17 億円)×2%+200 万豪ドル(1 億 7,000 万円)×3%=66 万豪ドル(5,610 万円)							

95 グラフの「カジノ」金額は州税及び負担金から構成されている。表 4-2 で徴収される税金等を全て積上げたものではない。

96 超過税とは、基準額(8 億 7,800 万豪ドル(746 億 3,000 万円))を超えた売上高（ゲーミング機器、テーブルゲーム）に対して、2,000 万豪ドル(17 億円)の売上高が増加するごとに 1%ずつ課税される（上限 20%）。

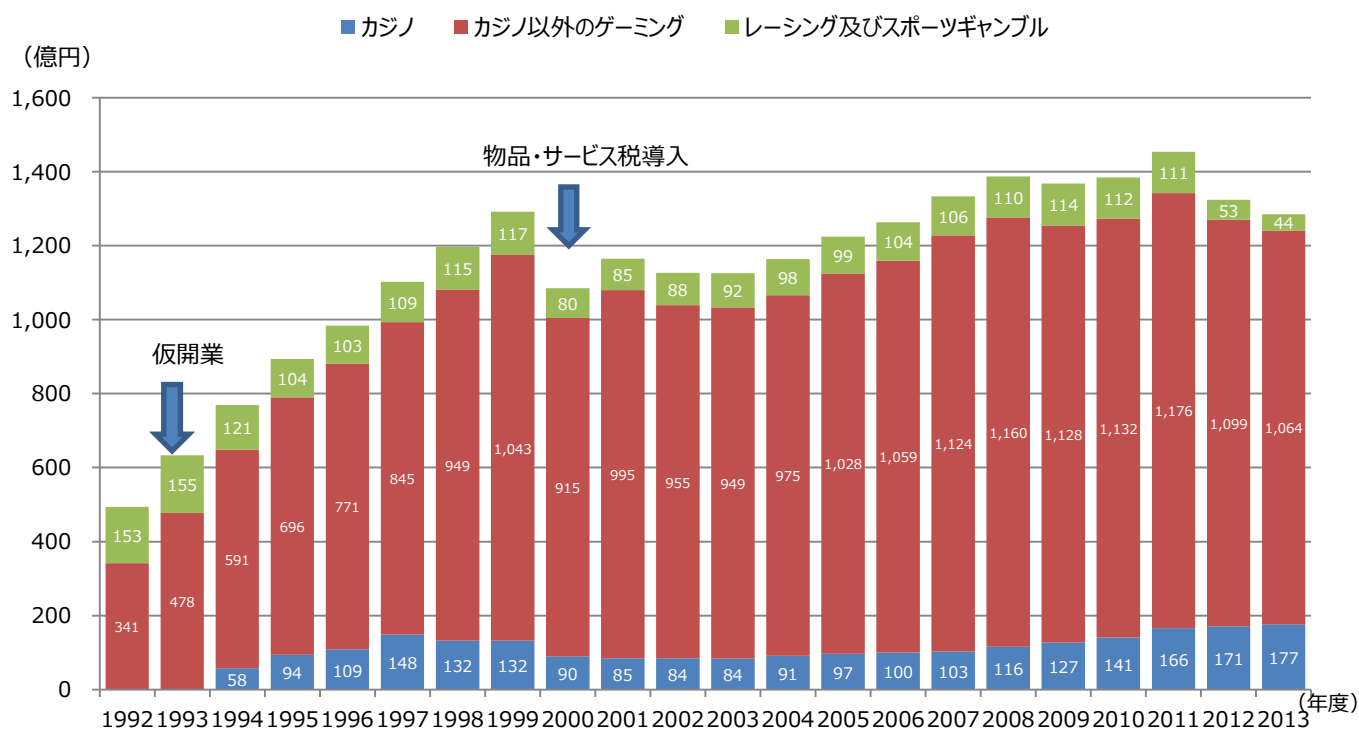
税等	算定方法	
カジノ税 (VIP)	・課税対象 VIP による売上高 ・税率 10%	
ライセンス料	カジノライセンス料	・1993(平成 5)年：前金として 200 万豪ドル(1 億 7,000 万円) ・1994(平成 6)-1996(平成 8)年：追加のカジノ税として 240 万豪ドル (204 万円) /月 ・1996(平成 8)-1998(平成 10)年：追加設備投資に対して、280 万豪ドル (238 万円) /月 ・近年の合意で、ゲーミング機器の増加に対して前金として 250 万豪ドル (2 億 1,250 万円)、2033(平成 45)年に追加の 2 億 5,000 万豪ドル (212 億 5,000 万円) を支払うことが決まっている。 ・2 つの条件付き支払事項として、2013(平成 25)-14(平成 26)年度から 2021(平成 33)-22(平成 34)年度のカジノ売上の成長率が、4%を超えた場合、4.7%を超えた部分に、それぞれ 1 億豪ドル (85 億円) を支払うことについても合意している。また、当該合意は、新規のゲーミング機器からの税金として、毎年 3,500 万豪ドル (29 億 7,500 万円) の支払を保証している。
	特 別 従 業 員 ライ セン ス 申 請 料	申請時：70.2 豪ドル (約 6,000 円)
コミュニティベネフィット負担金 ⁹⁷	全てのゲーミング売上高の 1%	
法人税 (オーストラリア各州共通)	・課税対象 課税所得 ・税率 28.5%	

(出典：カジノ管理法等を基にあずさ監査法人作成)

また、図 4-6 のとおり、州政府の収入の推移をみると、前述の物品サービス税の影響を踏まえると、IR 開業の影響で他のギャンブルによる収入を減らすことなく、州政府の収入をおおむね増加させている。

⁹⁷ 州政府機関である責任あるギャンブリング財団が徴収し、ギャンブル依存症の相談・治療を行っている機関に配分している資金

図 4-6 ビクトリア州政府へのギャンブルからの収入⁹⁸



(出典：クイーンズランド州政府、『オーストラリアギャンブル統計第 31 版 州一覧表』を基にあずさ監査法人作成)

4.2.3 クイーンズランド州（豪州）

クイーンズランド州では、表 4-4 のとおり、IR からカジノ税等を徴収している。

表 4-4 IR からの税収等

税収等	算定方法			
カジノ税 (一般顧客)	各 IR 運営事業者の売上高に応じて、次のとおりとなっている。			
		税率		
		ゲーミング機器 売上高	電子テーブルゲーム 売上高	その他ゲーム 売上高
	ジュピター	30%	20%	20%
	ヴァイル	20%	10%	10%
	トレジャリー	30%	20%	20%
カジノ税 (VIP)	・課税対象 VIP による売上高			
	・税率 10%			

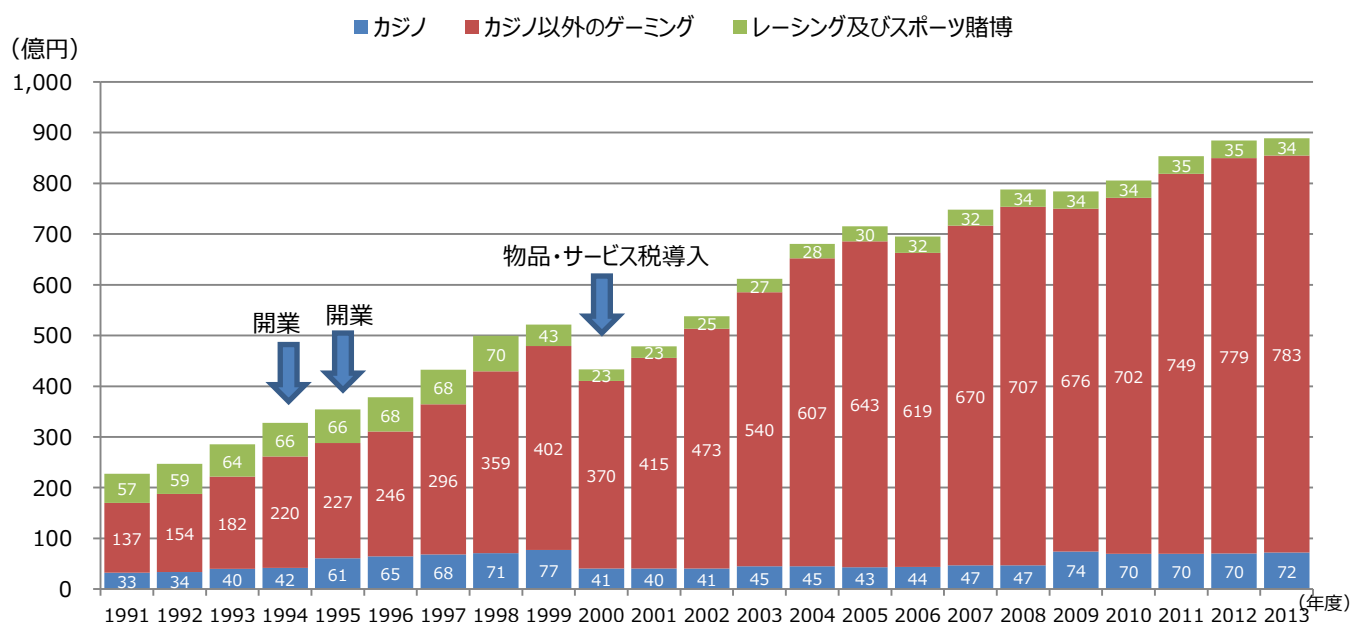
98 グラフの「カジノ」金額は州税及び負担金から構成されている。表 4-3 で徴収される税金等を全て積上げたものではない。

税収等	算定方法	
ライセンス料	カジノライセンス料	四半期毎（定額）：229,800 豪ドル（約 1,953 万円）
	カジノ従業員ライセンス申請料	申請時：482.30 豪ドル（約 41,000 円）
	カジノ重要従業員 ⁹⁹ ライセンス申請料	申請時：920.20 豪ドル（約 78,000 円） （ただし、従業員ライセンスを保持している場合、482.30 豪ドル（約 41,000 円））
	カジノ従業員及びカジノ重要従業員ライセンスの再発行料	35.45 豪ドル（約 3,000 円）
	ジャンケット業務に関わる審査料	920.20 豪ドル（約 78,000 円）
法人税（オーストラリア各州共通）	・課税対象 課税所得 ・税率 28.5%	

（出典：カジノ管理法等を基にあずさ監査法人作成）

また、図 4-7 のとおり、州政府の収入の推移をみると、前述の物品サービス税の影響を踏まえると、IR 開業の影響で他のギャンブルによる収入を減らすことなく、政府の収入を増加させている。

図 4-7 クイーンズランド州政府へのギャンブルからの収入¹⁰⁰



（出典：クイーンズランド州政府、『オーストラリアギャンブル統計第 31 版 州一覧表』を基にあずさ監査法人作成）

99 カジノの運営管理を行う従業員

100 グラフの「カジノ」金額は州税を示す。表 4-4 で徴収される税金等を全て積上げたものではない。

4.2.4 英国

英国では、表 4-5 のとおり、カジノからカジノ税等を徴収している。

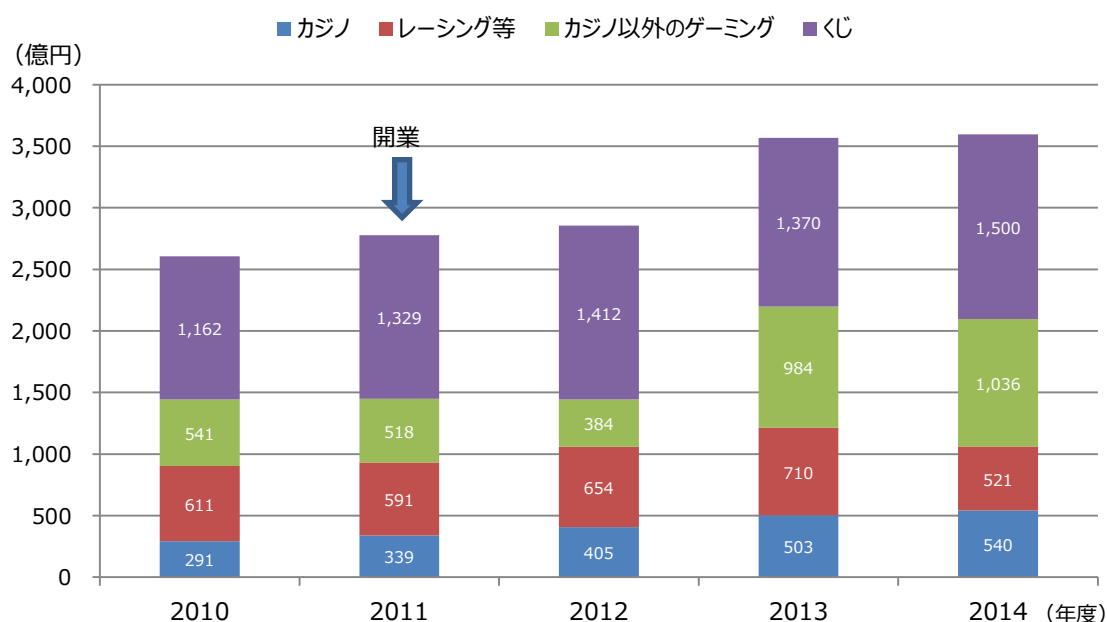
表 4-5 IR からの税収等

税収等	算定方法
カジノ税	- 課税対象 カジノ売上高 - 税率 カジノ売上高に応じて 15%～50%
ライセンス料	ギャンbling法に基づくカジノ営業ライセンス料 ・スモールカジノ：51,877 ポンド/年（約 880 万円/年） ・ラージカジノ：108,132 ポンド/年（約 1,800 万円/年）
法人税	- 課税対象 課税所得 - 税率 20%

（出典：ギャンbling委员会の HP 等を基にあずさ監査法人作成）

また、政府の収入の推移をみると、図 4-8 のとおり、IR 開業の影響で他のギャンblingによる収入を減らすことなく、州政府の収入を増加させている。

図 4-8 英国政府へのギャンblingからの収入¹⁰¹



（出典：英国歳入庁の HP を基にあずさ監査法人作成）

101 グラフの「カジノ」金額は、カジノ税を示す。表 4-5 で徴収される税金等を全て積上げたものではない。「カジノ以外のゲーミング」には、ピンゴやクラブなどに設置されているゲーミング機器からの収入を含んでいる。この収入が 2013（平成 25）年以降大きく増加しているが、これは 2013（平成 25）年 2 月から、ゲーミング機器税 (Gaming Machine Duty) が導入されたためである。ただし、ゲーミング機器税については、カジノ事業者が保有するゲーミング機器には課税されない。

4.2.5 マサチューセッツ州(米国)

マサチューセッツ州では、表 4-6 のとおり、IR からカジノ税等を徴収する予定である。

表 4-6 IR からの税収等

税収等	算定方法等	
カジノ税	プレインリッジ	ゲーミング売上高の 49%
	MGM (予定)	ゲーミング売上高の 25%
	ウィン (予定)	ゲーミング売上高の 25%
ライセンス料	プレインリッジ	2,500 万ドル (30 億円)
	MGM	8,500 万ドル (102 億円)
	ウィン	8,500 万ドル (102 億円)
法人税	・連邦 課税所得に応じて 15~39% の 8 段階が適用 ・州 課税所得の 8%	
公衆衛生基金運営のための負担金 ¹⁰²	ゲーミング委員会がゲーミングライセンス取得者に対してそのゲーミング施設の規模に応じて課す、最低 500 万ドル(6 億円)の負担金	

(出典：拡大ゲーミング法等を基にあずさ監査法人作成)

4.3 雇用状況から見た IR の設置効果

IR では、表 4-7 のように、実際の雇用が創出されている。

表 4-7 IR における雇用状況

雇用主等	雇用状況
豪州 スターエンターテインメントグループ	グループ全体で、8,025 人の従業員を雇用
豪州ビクトリア州 クラウンメルボルン	約 9,200 人の従業員を雇用
英国 カジノ運営事業者	事業者全体で、15,211 人 ¹⁰³

(出典：各種情報を基にあずさ監査法人作成)

102 ギャンブル依存症や関連する事項の研究、予防、治療を目的とした社会サービスや公衆衛生プログラムをサポートするために設立された基金。詳細は、5.6.6 を参照。

103 2014 (平成 26) 年 9 月 1 日時点

また、マサチューセッツ州では、既に開業したプレーンリッジ並びに今後開業予定の MGM 及びウィンにおける雇用（予定）者数を表 4-8 のとおり推計している。

表 4-8 マサチューセッツ州の IR 施設における雇用（予定）者数¹⁰⁴

施設名	雇用者数等
プレーンリッジ	503 人
MGM	2,000 人 ¹⁰⁵
ウィン	4,000 人

（出典：ゲーミング委員会、『アニュアルレポート 2015』を基にあずさ監査法人作成）

なお、マサチューセッツ州においては、雇用予定者数が、カジノ運営事業者によって確実に遵守されるよう、IR 設置予定の地元自治体は、MGM 及びウィンとそれぞれ表 4-9 のとおり合意し、協定書を締結している。

表 4-9 地元自治体との合意内容

合意主体	合意内容
MGM 及びスプリングフィールド市	・IR 建設に係る雇用として最低 2,000 人 ・IR 運営に係る雇用として最低 3,000 人（このうち 2,000 人はフルタイム雇用） ・雇用者のうち、市民の比率を 35%以上、市・周辺自治体の外部の住民の比率を 10%未満とするよう目指すこと。
ウィン及びエバレット市	・IR 建設・運営に係る雇用について、地元民を優先的に雇用 ・IR 建設・運営に係る雇用に関する住民説明会を 2 回開催 ・IR 建設期間中における地元民雇用者数等の四半期ごとに報告

（出典：スプリングフィールド市及びエバレット市における事業者との協定書を基にあずさ監査法人作成）

4. 4 地域コミュニティに対する社会貢献活動等

4. 4. 1 ニューサウスウェールズ州（豪州）¹⁰⁶

ニューサウスウェールズ州では、スターシドニーを運営しているザ・スターエンターテインメントグループが、チャリティ活動や地元コミュニティに対して寄付などの支援を行っており、その規模は 2014（平成 26）年度において、グループ全体で 1,300 万豪ドル（11 億 500 万円）¹⁰⁷となっている。

主な支援内容は、次のとおりである。

- 地元のスポーツチームへの支援
- 地元で開催される地域振興イベントやスポーツイベントへの支援
- 若者の教育のための基金への拠出
- 非営利の芸術振興団体への支援

104 ゲーミング委員会、『アニュアルレポート 2015』

105 フルタイムの従業員者数

106 ザ・スターエンターテインメントグループ HP

107 クイーンズランド州における金額を含む。

4.4.2 ビクトリア州（豪州）¹⁰⁸

ビクトリア州では、クラウンメルボルンを運営しているクラウンリゾートが、社会福祉活動、教育、ヘルスケア、研究、芸術などへの支援を目的として設立したクラウンリゾート基金などを通じて、チャリティ活動や地元コミュニティに対して寄付などの支援を行っている。

主な支援内容は、次のとおりである。

- ビクトリア州警察への寄付
- 地元で開催される地域振興イベントへの支援
- 医療団体への寄付
- ホームレス及び障害者の生活改善のための支援

4.4.3 クイーンズランド州（豪州）

クイーンズランド州では、トレジャリー及びジュピターを運営しているザ・スターエンターテイメントグループが、チャリティ活動や地元コミュニティに対して寄付などの支援を行っており、その規模はグループ全体で1,300万豪ドル(11億500万円)となっている¹⁰⁹。

主な支援内容は、次のとおりである。

- 地元のスポーツチームへの支援
- 地元で開催される地域振興イベントやスポーツイベントへの支援
- 地元の施設建設への寄付

また、クイーンズランド州では、ギャンブル全般からの収益を地域で必要となる活動のために還元する目的で設立されたコミュニティベネフィット基金がある。

コミュニティベネフィット基金への申請は、非営利団体から年間で6,000～7,000件程度であり、申請に対する可否はカジノ業界の人物やクイーンズランド州内の各地方自治体の職員で構成される委員会により決定される。2013(平成25)年度は1,900件の申請が許可され、4,290万豪ドル(36億4,650万円)が使用されている¹¹⁰。

4.4.4 英国

英国では、アスパーズが、IRを設置している地元自治体のニューハム区の地方議会と共同で、地元住民の生活水準向上を目指し、アスパーズ善行基金¹¹¹を2013(平成25)年に設立している。

108 クラウンリゾート HP

109 ニューサウスウェールズ州における金額を含む。

110 酒類及びゲーミング規制局、『コミュニティベネフィット基金年次分配報告書 2013-14』

111 Aspers Good Causes Fund

2015(平成 27)年度の寄付金額は 78,835 ポンド(約 1,340 万円)である。
 主な支援先は、次のとおりである¹¹²。

- 地元のスポーツ団体
- 地元の聖歌隊
- 地元の青少年支援団体
- ホームレスの救済支援センター

4.4.5 マサチューセッツ州（米国）

マサチューセッツ州では、IR 運営のライセンス料及びカジノ税を次の基金として積み立てている¹¹³。

- 医療費支払改善基金
- 地域の大学のための基金
- 交通インフラ整備のための基金
- 地元企業のための基金
- 地域財政改善のための基金

また、地域経済に貢献するため、IR 設置予定の地元自治体は、MGM 及びウィンとそれぞれ表 4-10 のとおり合意し、協定書を締結している。

表 4-10 地元自治体との合意内容

合意主体	合意内容
MGM 及びスプリングフィールド市	・年間最低 5,000 万ドル(60 億円)以上、地元業者が入札可能な取引を実施すること。
ウィン及びエバレット市	・地元業者との取引を推進すること。 ・年間 5 万ドル(600 万円)のバウチャーや商品券を購入すること。

(出典：スプリングフィールド市及びエバレット市における事業者との協定書を基にあずさ監査法人作成)

4.5 総括

この章では、IR に関わる設置の効果として、ギャンブル売上高、政府への税収、雇用者数及び地域コミュニティに対する社会貢献活動について調査分析を行った。

いずれの国・地域においても、IR の運営が多くの効果をもたらしていることが判明した。

日本に IR を導入する場合には、IR は他の産業よりも収益性が高いことを踏まえた適切な税率等を設定するとともに、IR を設置することとなる自治体は、カジノ運営事業者と地元への貢献等に関して適切な契約等を行うことにより、

112 ニューハム区 HP

113 ゲーミング委員会 HP

IR の設置・運営が地域にとってメリットの多いものとなるようにすることが求められると考えられる。

第5章 ギャンブル依存症対策

カジノ合法化に当たっては、カジノ解禁によりギャンブル依存症者が増加する可能性について指摘がされることから、この章では、調査分析対象国・地域で講じられているギャンブル依存症対策について整理を行った。

5.1 ギャンブル依存症対策の体制

5.1.1 豪州全土

豪州のギャンブルに関わる政策は、伝統的に連邦政府よりも州政府が主たる役割を担っている。

豪州全土に関わる組織の主な活動内容は、表 5-1 のとおりである。

表 5-1 豪州のギャンブル依存症対策に関わる組織の主な活動内容

組織	名称	主な活動内容
連邦政府	社会サービス省 ¹¹⁴	・豪州国民の生活の改善を目的として、ウェブサイトにおいて、ギャンブルの与える影響、ギャンブルの実態、支援のための資料、ビデオ等の情報提供
	豪州ギャンブリングリサーチ ¹¹⁵	・ギャンブルと社会との関係性、将来への影響等の研究 ・ギャンブルに関する調査研究報告書を公開
民間	オーストラリアカジノリゾート協会 ¹¹⁶	・豪州 13 及びニュージーランド 6 のカジノ施設が加盟 ・責任あるギャンブリング対策の現状についての情報提供 ・カウンセリングサービス、ATM の設置場所、同伴者のいない未成年者を発見した場合の措置等の協会加盟事業者が行うべき事項について、協会の方針を策定・公表
	ギャンブラーズアノニマス ¹¹⁷	・ギャンブル問題に苦しむ本人、家族等による自助団体 ・経験、希望等の共有及びギャンブル問題の解決を目的として、各州においてギャンブラーアノニマス会合、ギャンノン会合を開催 ・独自のヘルプラインの設置 ・ギャンブル依存症からの回復プログラムを公開

114 Department of Social Services

115 Gambling Research Australia

116 Casinos and Resorts Australia

117 Gamblers Anonymous AUS

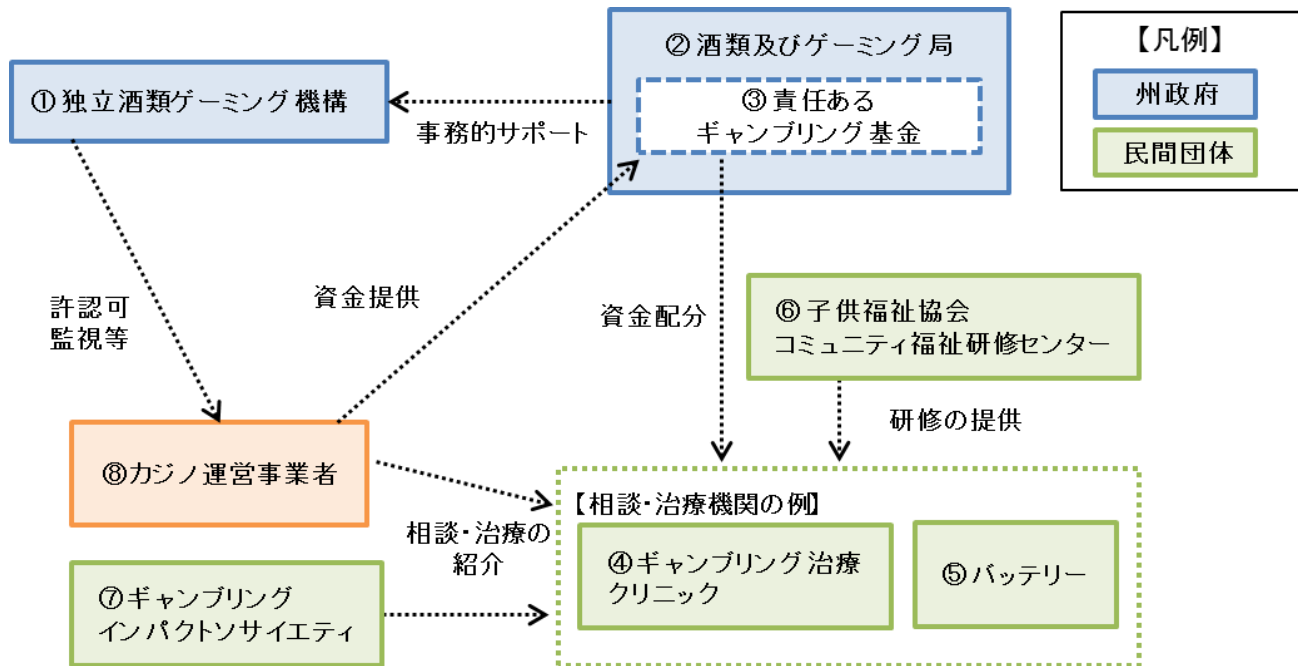
組織	名称	主な活動内容
民間	ターニングポイント・アルコール及び薬物センター ¹¹⁸	・豪州全土を対象とするオンライン支援サービスについて連邦政府から受託 ・ニューサウスウェールズ州、ビクトリア州、クイーンズランド州、タスマニア州、ノーザンテリトリー州及び南オーストラリア州の電話によるヘルプラインサービスにつき各州政府から受託 ・ビクトリア州の青少年向けヘルプラインにつき州政府から受託 ・アボリジニー向けヘルプラインの運営につき連邦政府から受託

(出典：各機関の HP 等を基にあずさ監査法人作成)

5.1.2 ニューサウスウェールズ州（豪州）

ニューサウスウェールズ州におけるギャンブル依存症対策の主な体制は、図 5-1 のとおりであり、各組織の主な活動内容は、表 5-2 のとおりである。

図 5-1 ニューサウスウェールズ州におけるギャンブル依存症対策主な体制



(出典：各機関の HP 等を基にあずさ監査法人作成)

表 5-2 ニューサウスウェールズ州のギャンブル依存症対策に関わる組織の主な活動内容

組織	名称	概要及び主な活動
州政府	①独立酒類ゲーミング機構	・カジノ、アルコール及びゲーミング機器に対する規制当局 ・スターシドニーにおけるゲーミング及びアルコールの直接の規制機関であり、許認可、監視活動を実施

118 Turning Point Alcohol & Drug Centre

組織	名称	概要及び主な活動
州政府	②酒類及びゲーミング局	・司法省内に位置し、酒類及びカジノを含むギャンブル活動の規制当局 ・大臣、州政府等に対する政策提言の実施
	③責任あるギャンbling基金 ¹¹⁹	・スターシドニーからの負担金を財源として、次のような責任あるギャンbling対策に資金を配分 - カジノ利用者やその家族及び友人に対する 24 時間無料の相談サービス - ギャンブルの影響に関する地域住民への広報啓発 ・問題あるギャンブルの理解を増進するための研究活動
民間	④ギャンbling治療クリニック ¹²⁰	・ギャンブル依存症の相談・治療
	⑤バタリー ¹²¹	・ギャンブル依存症の相談・治療
	⑥子供福祉協会 コミュニティ福祉研修センター	・責任あるギャンbling基金州全域研修プロジェクトを実施
	⑦ギャンblingインパクトソサイエティ ¹²²	・カウンセラーの紹介等の情報提供 ・効果的な治療や患者の取扱いについての講演
カジノ運営事業者	⑧スターシドニー	・ギャンブル依存症に関する広報啓発、法令に基づくカジノ施設への入場制限等を実施

(出典：各機関の HP 等を基にあずさ監査法人作成)

119 Responsible Gambling Fund

120 Gambling Treatment Clinic

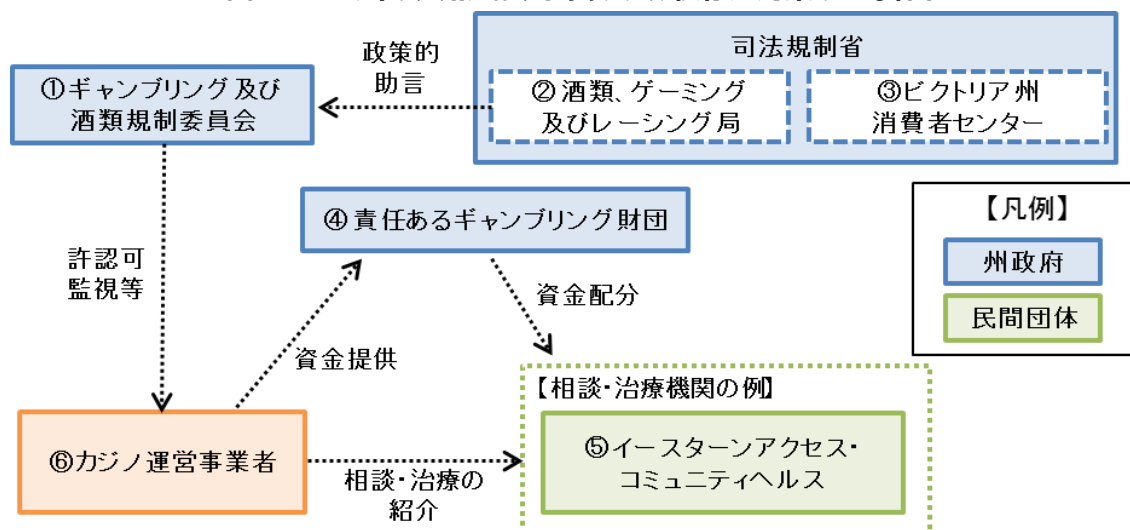
121 The Buttery

122 Gambling Impact Society

5.1.3 ビクトリア州（豪州）

ビクトリア州におけるギャンブル依存症対策の主な体制は、図 5-2 のとおりであり、各組織の主な活動内容は、表 5-3 のとおりである。

図 5-2 ビクトリア州におけるギャンブル依存症対策の主な体制



(出典：各機関の HP 等を基にあずさ監査法人作成)

表 5-3 ビクトリア州におけるギャンブル依存症対策に関わる組織の主な活動内容

組織	名称	主な活動内容
州政府	①ギャンブラリング及び酒類規制委員会	・カジノ・クラブ、バー、ゲーミング機器、アルコール等に関する規制等の施行、許認可、監視活動等を実施
	②酒類、ゲーミング及びレーシング局	・司法規制省内の組織であり、ゲーミング酒類規制担当大臣、省の長官、ギャンブラリング及び酒類規制委員会並びに責任あるギャンブラリング財団に対して、ギャンブル等の法令の制定、改正、研究等に関する政策的助言等を実施
	③ビクトリア州消費者センター ¹²³	・司法規制省内の組織であり、消費関連全般を扱う規制当局 ・責任あるギャンブラリング対策として、学校教育における消費者教育の中で、責任あるギャンブラリングに係る教材を提供
	④責任あるギャンブラリング財団 ¹²⁴	・コミュニティベネフィット負担金を財源として、相談・治療機関への資金配分 ・電話、対面及びオンラインによるカウンセリング、助言及び情報提供の実施 ・責任あるギャンブラリング周知週間の開催等の広報啓発活動
民間	⑤イースターンアクセス・コミュニティヘルス	・ギャンブル依存症の相談・治療

123 Consumer Affairs Victoria

124 Victorian Responsible Gambling Foundation

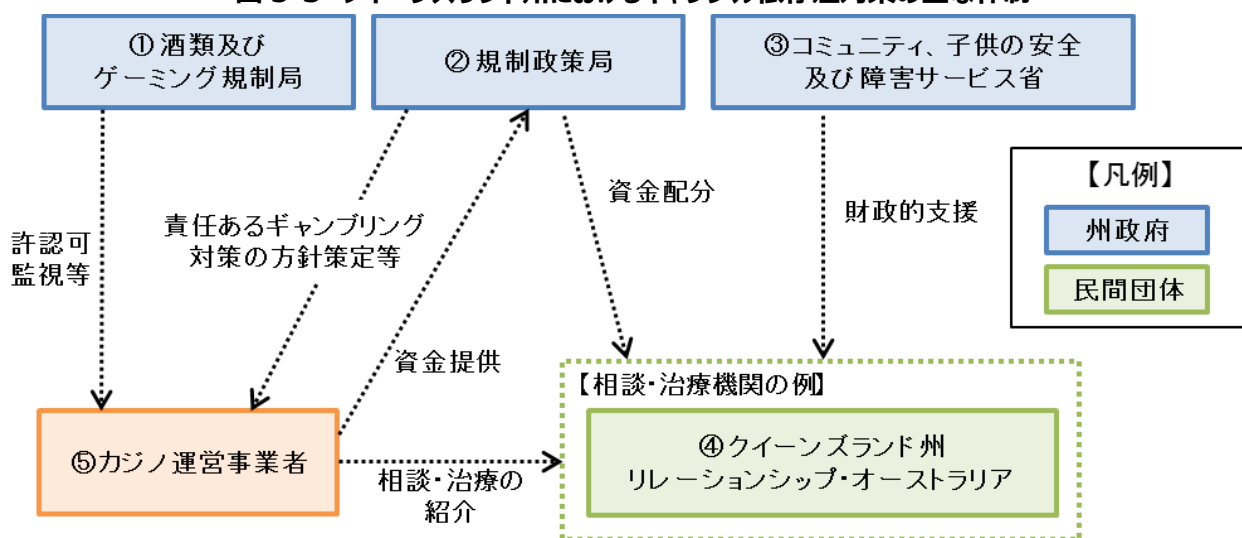
組織	名称	主な活動内容
カジノ運営事業者	⑥クラウンメルボルン	・責任あるギャンブラー支援センターの設立等による広報啓発、相談対応、従業員教育

(出典：各機関の HP 等を基にあずさ監査法人作成)

5.1.4 クイーンズランド州（豪州）

クイーンズランド州におけるギャンブル依存症対策の主な体制は、図 5-3 のとおりであり、各組織の主な活動内容は、表 5-4 のとおりである。

図 5-3 クイーンズランド州におけるギャンブル依存症対策の主な体制



(出典：各機関の HP 等を基にあずさ監査法人作成)

表 5-4 クイーンズランド州におけるギャンブル依存症対策に関わる組織の主な活動内容

組織	名称	主な活動内容
州政府	①酒類及びゲーミング規制局	・カジノ等のギャンブルの規制 ・責任あるギャンブラー対策、許認可、監視、早期介入及び広報啓発活動
	②規制政策局	・責任あるギャンブラー対策に関する具体的な方針及び対策の策定
	③コミュニティ、子供の安全及び障害サービス省 ¹²⁵	・ギャンブル依存症の相談・治療を提供する 15 施設に対して資金提供
民間	④クイーンズランド州リレーションシップ・オーストラリア ¹²⁶	・ギャンブル依存症の相談・治療
⑤カジノ運営事業者		・ギャンブル依存症に関する広報啓発、法令に基づくカジノ施設への入場制限等を実施

(出典：各機関の HP 等を基にあずさ監査法人作成)

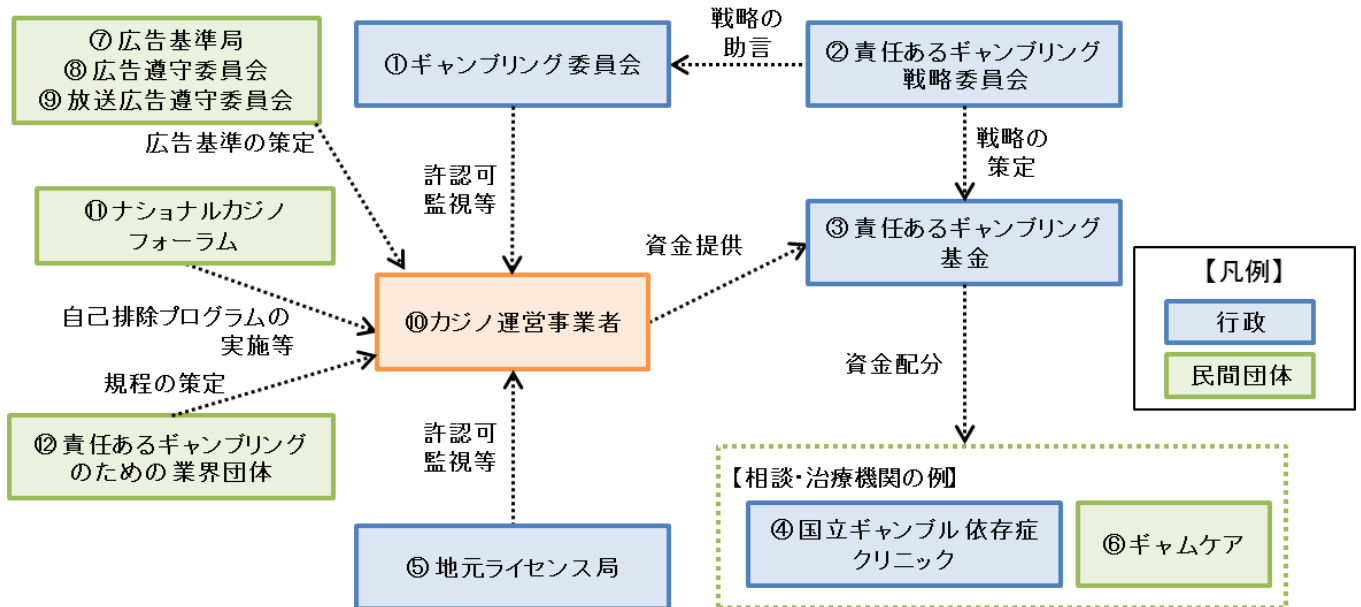
¹²⁵ Department of Communities, Child Safety, and Disabilities Services

¹²⁶ Relationships Australia

5.1.5 英国

英国におけるギャンブル依存症対策の主な体制は、図 5-4 のとおりであり、各組織の主な活動内容は、表 5-5 のとおりである。

図 5-4 英国におけるギャンブル依存症対策の主な体制



（出典：各機関の HP 等を基にあずさ監査法人作成）

表 5-5 英国におけるギャンブル依存症対策に関わる組織の主な活動内容

組織	名称	主な活動内容
国	①ギャンブラリング委員会	・各種ライセンスの許認可、監視活動、責任あるギャンブラリング対策に関わる情報提供等
	②責任あるギャンブラリング戦略委員会 ¹²⁷	・独立した立場で責任あるギャンブラリングに関する戦略についてのギャンブラリング委員会への助言等
	③責任あるギャンブラリング基金 ¹²⁸	・ギャンブル関連問題を最小化することを目的とした独立した国の慈善団体 ・責任あるギャンブラリング戦略委員会が策定した戦略に基づき、ギャンブル業界からの自発的拠出金（最低 500 万ポンド（8 億 5,000 万円））を、ギャンブル依存症対策に関する予防及び治療サービスや研究活動に分配
	④国立ギャンブル依存症クリニック ¹²⁹	・ギャンブル依存症に関する相談・治療
地元自治体	⑤地元ライセンス局	・一定のカジノ運営事業者 ¹³⁰ に対して、施設ライセンスを付与

127 Responsible Gambling Strategy Board

128 Responsible Gambling Trust

129 National Problem Gambling Clinic

130 ギャンブラリング法に基づき、一定規模以上のカジノに対して、地元自治体がライセンスを付与する。詳細は、7.2.4 を参照

組織	名称	主な活動内容
民間	⑥ギャンケア ¹³¹	・ヘルプライン（電話、オンライン）の運営、広報啓発、無料カウンセリングの実施
	⑦広告基準局 ¹³²	・広告の自主規制基準の策定
	⑧広告遵守委員会 ¹³³	
	⑨放送広告遵守委員会 ¹³⁴	
カジノ運営事業者	⑩カジノ運営事業者	・ギャンブル依存症に関する広報啓発、法令に基づくカジノ施設への入場制限等を実施
	⑪ナショナルカジノフォーラム ¹³⁵	・英国のカジノ運営事業者の 9 割以上が加盟する業界団体 ・カジノ業界の取組として、全国的な自己排除プログラム等を実施
	⑫責任あるギャンブリングのための業界団体 ¹³⁶	・英国のカジノ等のギャンブル関連事業者で構成される業界団体 ・業界規程を策定し、責任あるギャンブリングを推進

（出典：各機関の HP 等を基にあずさ監査法人作成）

131 GamCare

132 Advertising Standards Authority

133 Committee of Advertising Practice

134 Broadcast Committee of Advertising Practice

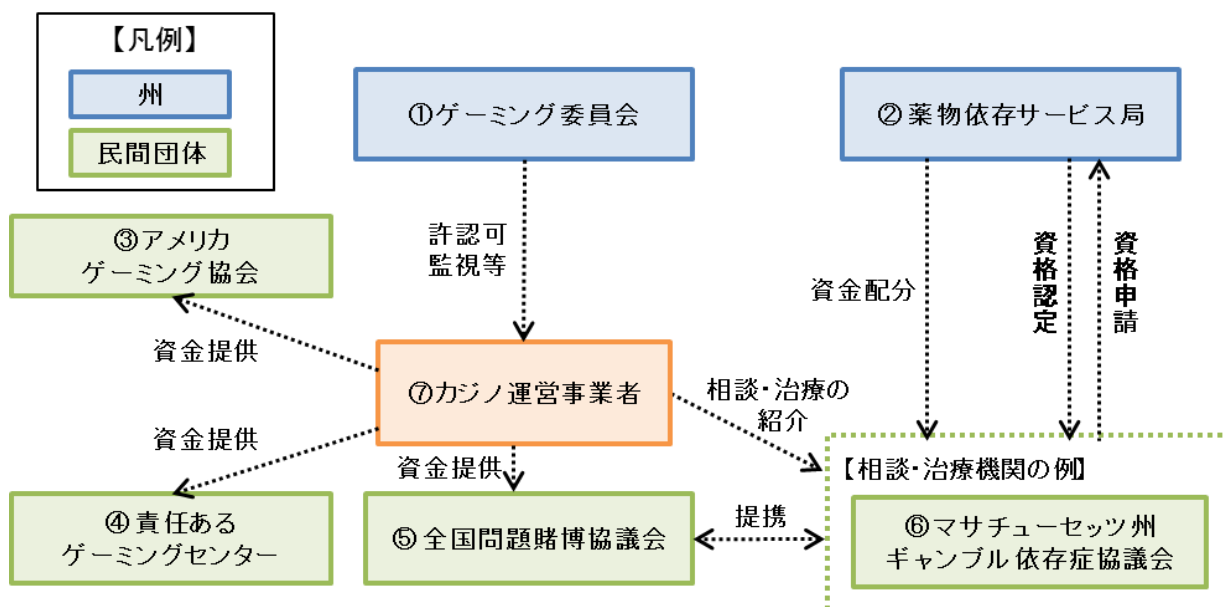
135 National Casino Forum

136 Industry Group for Responsible Gambling

5.1.6 マサチューセッツ州（米国）

マサチューセッツ州におけるギャンブル依存症対策の主な体制は、図 5-5 のとおりであり、各組織の主な活動内容は、表 5-6 のとおりである。

図 5-5 マサチューセッツ州におけるギャンブル依存症対策の主な体制



(出典：各機関の HP 等を基にあずさ監査法人作成)

表 5-6 マサチューセッツ州におけるギャンブル依存症対策に関わる組織の主な活動内容

組織	名称	主な活動内容
州政府	①ゲーミング委員会	- 法の執行、カジノ運営事業者・従業員へのライセンス付与、カジノに関する諸規則の制定、カジノへの入場制限制度の運用等を実施 - カジノ運営事業者の負担金を公衆衛生基金¹³⁷として、責任あるギャンブリングの研究や、問題ギャンブルに関する相談・治療の資金として配分
	②薬物依存サービス局 ¹³⁸	カウンセリング資格認定制度の運用、局が運用する基金を、責任あるギャンブリング対策を実施している各機関等に分配
民間	③アメリカゲーミング協会 ¹³⁹	- ゲーミング産業への社会の理解を促進させることを目的とする全米の業界団体 - ゲーミング産業に関連する企業が会員となり運営 - ギャンブル依存症に関係する民間団体に対して、活動資金を提供

137 Public Health Trust Fund

138 Bureau of Substance Abuse Services

139 American Gaming Association

組織	名称	主な活動内容
民間	④責任あるゲーミングセンター ¹⁴⁰	・ギャンブル依存症や青少年によるギャンブルに対する理解の促進、効果的な治療法開発の調査を目的として、大学等に研究資金を提供 ・大学等に提供する研究資金は、カジノ運営事業者、ゲーミング機器製造事業者等からの提供によって確保
	⑤全国問題賭博協議会 ¹⁴¹	・ギャンブル依存症に対する社会の理解の促進、ギャンブル依存症者やその家族が利用可能な治療の啓発及びギャンブル依存症の予防・教育のための調査やプログラムを推進する全国的組織 ・全国共通番号のヘルプラインを設置し、同協議会が受付後、発信地に最も近いコールセンターに転送 ・個人及び団体会員からの会費により運営
	⑥マサチューセッツ州ギャンブル依存症協議会 ¹⁴²	・ギャンブル依存症対策のためのヘルプラインやカウンセリング資格認定制度の運用、入場制限制度の支援、各種広報啓発を実施 ・全国問題賭博協議会のマサチューセッツ州提携機関
⑦カジノ運営事業者		・ゲームセンス・インフォセンターの設立等による広報啓発、相談対応の実施

(出典：各機関の HP 等を基にあずさ監査法人作成)

5.2 カジノ施設の利用制限等

5.2.1 ニューサウスウェールズ州（豪州）

(1) カジノ施設からの入場制限¹⁴³

ア 自己排除プログラムの概要

ニューサウスウェールズ州においては、法令上、自己排除プログラムがある。

これは、ギャンブルに問題を抱えている本人が、カジノへの入場を防止するためにカジノ運営事業者等に対して入場制限を申請する制度である。制度の概要は、表 5-7 のとおりである。

表 5-7 自己排除プログラムの概要

申請権者	本人
申請先	カジノ運営事業者（スターシドニー）又は独立酒類ゲーミング機構 なお、カウンセラーに申請手続の代行を依頼することも可能である。

140 National Center for Responsible Gaming

141 National Council on Problem Gambling

142 Massachusetts Council on Compulsive Gambling

143 ベットケア HP

申請手続	・自己排除プログラムの適用を受けようと思う本人が、カジノ運営事業者¹⁴⁴又は独立酒類ゲーミング機構に申請する。 ・申請時に写真付身分証明書の提示が求められる。 ・申請者を識別できるよう、写真撮影をし、スターシドニーへの入場が禁止されることを理解している旨の書類に署名する。 ・州内のカウンセリングサービスに関する情報が提供される。
自己排除期間	最低 12 か月
プログラムの効果	ゲーミングエリアへの入場が禁止される。ゲーミングエリア内のバーやレストランも利用禁止となる。
取消手続	・12 か月経過後にカジノ運営事業者に書面で取消申請を提出する。 ・認可された問題あるギャンブリングカウンセラーによる面接が義務付けられている。 ・また、申請者本人にとって重要な人物による支援文書を提出することも求められる。

(出典：カジノ管理法等を基にあずさ監査法人作成)

カジノ運営事業者は、法令に基づき、自己排除プログラムの適用を受ける自己排除対象者の日次リストを作成しなければならない。このリストの複製を独立酒類ゲーミング機構の検査官に提供しなければならない。また、このリストは、カジノ運営事業者・従業員、検査官、警察官等以外の者には提供してはならない。

イ 自己排除プログラムの運用状況

自己排除プログラムで排除対象となった者は2016(平成28)年3月1日時点で2,896人である、また違反してカジノ施設に入場した件数・人数は、表5-8のとおりである。

表 5-8 自己排除違反数の推移

	2012 年度	2013 年度	2014 年度
自己排除申請者違反件数 (件)	417	294	359
自己排除違反者数 (人)	353	251	305

(出典：独立酒類ゲーミング機構、『アニュアルレポート 2014・2015』を基にあずさ監査法人作成)

ウ 事業者による取組

スターシドニーでは自己排除プログラム以外にも、自主的な取組としてギャンブルに問題を抱えている本人の家族などからの排除申請を認めている。

この際、排除申請の対象者が排除を拒んだ場合には外部のカウンセラーなどにカウンセリングを依頼し、排除が必要か否かを判断してもらうことがある。

144 スターシドニーでは、カジノ受付 (Casino Host Desk)、セキュリティスタッフ

(2) プレコミットメント制度¹⁴⁵

プレコミットメント制度とは、カジノ利用者があらかじめゲームの利用時間や利用金額を定め、その時間や金額に達した際に当該利用者に通知が行き、ゲームを抑止するようにさせる制度である。

ニューサウスウェールズ州では、プレコミットメント制度が法令上の義務とはなっていないが、スターシドニーでは、カジノ運営事業者の自主的な取組として、表 5-9 のようなプレコミットメント制度を導入している。

表 5-9 プレコミットメント制度の概要

対象ゲーム	ゲーミング機器（テーブルゲームでは利用できない）
利用手順	・ゲーミング機器にメンバーズカード¹⁴⁶を挿入する。 ・メニュー画面から、ゲーム時間又は利用金額を設定する（両方の設定も可）。 ・設定後にゲームを開始すると、日付が変わるまで、その設定を変更・解除することはできない。
上限に達した際の対応	・設定時間又は金額に達すると、ゲーミング機器がロックされ、「あなたの限度設定を確認してください」というメッセージが表示される。 ・これ以降は、メンバーズカードを用いてゲーミング機器でゲームをすることができなくなる（ゲーミング機器にカードを挿入せずにゲームすることは可能）。

（出典：スターシドニーの HP を基にあずさ監査法人作成）

(3) カジノ従業員による声掛け等

スターシドニーでは、従業員が、ギャンブルに関して問題があると思われる顧客を認知し、適切に対応するように求めており、スターシドニーの責任あるギャンブリング規範¹⁴⁷では、問題があると思われる顧客に現れる兆候等の例示として表 5-10 を示している。

また、法令に基づき、各種規則、問題あるギャンブル行動、カウンセリングサービス、問題ある者を発見した際に取りべき対処方法等に関する理解を促進するための研修を従業員に義務付けている。

表 5-10 規範で示される問題ある顧客に現れる兆候等の例

● 毎日ギャンブルをする。 ● 休憩なく連続でギャンブルをする。 ● 複数の ATM から現金を引き出す。 ● ギャンブルのために、お金を借りようしたり、高価なものを売ろうとしたりする。 ● 勝金を大量に機械に戻し入れて継続して遊ぼうとする。 ● 友人又は家族が電話してきたり、カジノにまだいるかどうかを質問しに来る。 ● 勝率等に関して、非現実的な認識を有している。 ● ギャンブルに関連して、鬱状態又は自殺願望を有している。 ● ギャンブルに時間とお金を過度に費やしている。

（出典：スターシドニーの HP を基にあずさ監査法人作成）

145 ザ・スターエンターテインメントグループ HP

146 カジノ利用者が会員登録をすることでもらえるカードであり、カジノ等の利用に応じて、ポイントが加算されるなどする。

147 The Star Responsible Gambling Code

5.2.2 ビクトリア州（豪州）

(1) カジノ施設からの入場制限¹⁴⁸

ア 自己排除プログラムの概要

ビクトリア州では、法令上、自己排除プログラムがある。
制度の概要は、表 5-11 のとおりである。

表 5-11 自己排除プログラムの概要

申請権者	本人
申請先	カジノ運営事業者（クラウンメルボルン）又はギャンブラー及び酒類規制委員会
クラウンメルボルン における申請手続	クラウンメルボルンの責任あるゲーミング支援センターに電話又は訪問で依頼する。
自己排除期間	最低 12 か月
プログラムの効果	・カジノ施設への入場が禁止される。 ・カジノ運営事業者は、自己排除対象者に対して、広告を送ることが禁止される。 ・自己排除対象者がゲームをした場合は、全ての勝金を州政府が没収する。
取消手続	・12 か月経過後にカジノ運営事業者に取消しを申請する。 ・自己排除取消委員会¹⁴⁹が、取消申請者がギャンブルに関して自己管理可能であること等を確認することが必要である。

（出典：カジノ管理法等を基にあずさ監査法人作成）

カジノ運営事業者は、法令に基づき、自己排除プログラムの適用を受ける自己排除対象者の日次リストを作成しなければならず、このリストの複製をギャンブラー及び酒類規制委員会の検査官に提供しなければならない。また、このリストは、法令で求められる場合又は顧客の同意がある場合を除き、第三者へ提供されない。

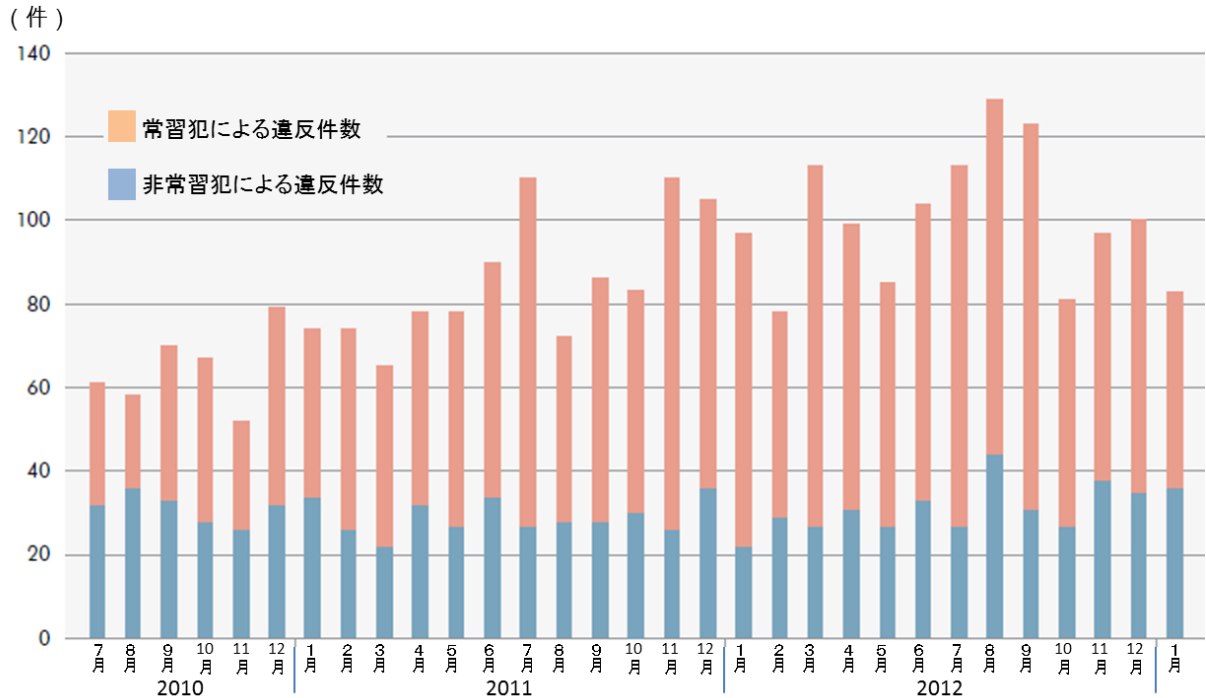
148 責任あるゲーミング支援センター、『責任あるギャンブラー規範』

149 クラウンメルボルンが自主的に設けた内部組織

イ 自己排除プログラムの運用状況

自己排除プログラムで排除対象となった者が、違反してカジノ施設に入場した件数は、図 5-6 のとおりである。

図 5-6 2010-2013 年の自己排除プログラム違反件数の推移



(出典：ギャンブリング及び酒類規制委員会（2013）、『カジノ運営事業者とライセンスに関する第 5 回レビュー¹⁵⁰』を基にあずさ監査法人作成)

(2) プレコミットメント制度

ビクトリア州では、法令に基づき、2010(平成 22)年 12 月 1 日から 2015 年(平成 27)年 11 月 30 日までの期間、プレコミットメント制度が適用されていない機器の使用を禁止していた。

また、2015(平成 27)年 12 月 1 日からは、プレコミットメント制度が導入され、カジノ運営事業者は顧客に対してプレコミットメント制度に係る支援が義務化された。違反したカジノ運営事業者には罰金が科される。

クラウンメルボルンにおけるプレコミットメント制度はプレーセーフリミット¹⁵¹といい、その概要は、表 5-12 のとおりである。

150 Fifth Review of the Casino Operator and Licence

151 Play Safe Limits。責任あるゲーミング支援センター、『責任あるギャンブリング規範』

表 5-12 プレコミットメント制度の概要

対象ゲーム	ゲーミング機器（テーブルゲームでは利用できない）
利用手順	・ゲーミング機器にメンバーズカードを挿入する。 ・メニュー画面から、ゲーム時間又は利用金額を設定する（両方の設定も可）。 ・なお、クラウンメルボルンでは、メンバーズカードの登録に当たり、プレコミットメント制度のパンフレットを配布するなどして、この制度の利用を推奨している。
上限に達した際の対応	・設定時間又は金額に達すると、音声及び画面メッセージで、利用者に対してロイヤリティポイント¹⁵²が利用できなくなった旨が伝えられ、メンバーズカードによるゲーミング機器の利用が不可能となる。

（出典：クラウンメルボルンの HP を基にあずさ監査法人作成）

(3) カジノ従業員による声掛け等

カジノ従業員のうち、ゲーミング機器に関連する者は、法令に基づき、3 年ごとに、ギャンブリング及び酒類規制委員会が認可した研修の受講が義務付けられている。

クラウンメルボルンでは、ギャンブリング及び酒類規制委員会が認可した研修を全てのゲーミングに関わる従業員の雇用開始時及び2 年毎に行っている。

この研修では、従業員が、顧客を観察し、悩んでいる兆候のある者を識別し、責任あるゲーミングリエゾン職員¹⁵³と呼ばれるギャンブル依存症対策の専門職員に紹介できるように取り組んでいる。

5.2.3 クイーンズランド州（豪州）

(1) カジノ施設からの入場制限

クイーンズランド州では、法令上、自己排除プログラムがある。

ア 自己排除プログラムの概要

自己排除プログラムの概要は、表 5-13 のとおりである。

表 5-13 自己排除プログラムの概要

申請権者	本人
申請先	カジノ運営事業者
申請手続	・自己排除プログラムの適用を受けようと思う本人が、カジノ運営事業者に申請する。 ・申請時には写真付身分証明書の提示が求められる。 ・ギャンブリングヘルプサービスを提供している施設でも申請が可能である。
自己排除期間	・最低 12 か月。ただし、自己排除の決定通知を受けてから 24 時間以内であれば、取消申請が可能である。
プログラムの効果	・カジノ施設への入場が禁止される。

¹⁵² カジノ等を利用状況に応じて付与されるポイントサービスのこと。

¹⁵³ Responsible Gaming Liaison Officer。ギャンブル依存症対策に関して特別な訓練を受けた従業員。

取消手続

- ・12 か月経過後にカジノ運営事業者に取消しを申請する。
- ・取消しの申請は、年 1 回可能であり、カジノ運営事業者への申請に当たっては、取消し可否を判断できるための十分な情報を提供しなければならない。

(出典：カジノ管理法を基にあずさ監査法人作成)

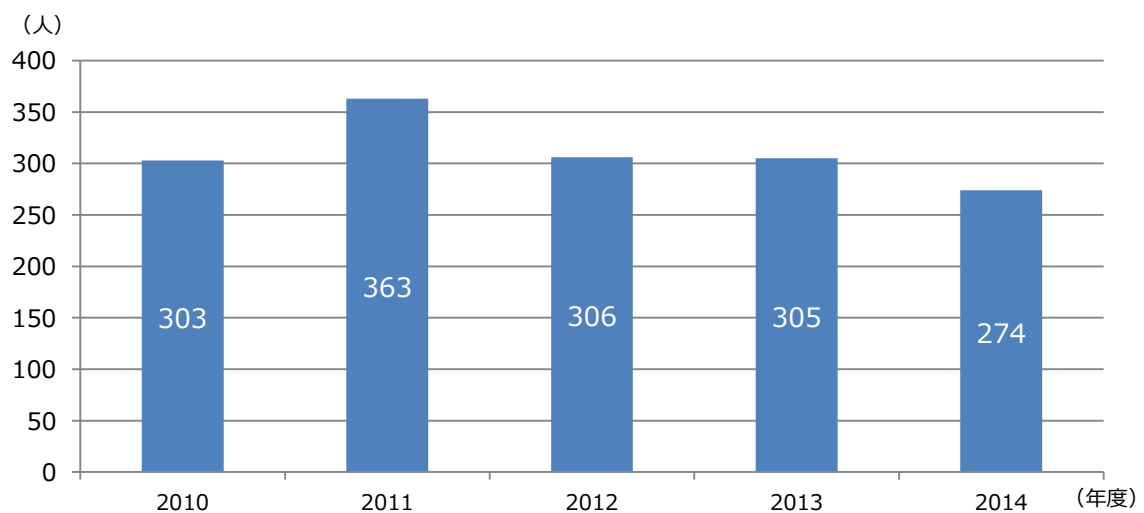
カジノ運営事業者は法令に基づき、自己排除プログラムの対象者のリストを作成し、酒類及びゲーミング規制局に提供しなければならない。

イ 自己排除プログラムの運用状況

自己排除プログラムの対象者数の推移は、図 5-7 のとおりである。

なお、入場制限に違反して入場した人数は公表されていないが、酒類及びゲーミング規制局によると、4 か月で約 30～60 件であり、そのほとんどが自己排除プログラムを利用して排除対象となった者となっている。

図 5-7 自己排除プログラム対象者数の推移



(酒類及びゲーミング規制局、『アニュアルレポート 2014-2015』を基にあずさ監査法人作成)

(2) プレコミットメント制度¹⁵⁴

クイーンズランド州では、プレコミットメント制度は、カジノ運営事業者が自主的に行っており、例えば、トレジャリーでは、同じ企業グループ「ザ・スターエンターテインメントグループ」に属するスターシドニーで行われている表 5-9 (5.2.1 (2) 参照) と同様の内容を取り組んでいる。

(3) カジノ従業員による声掛け等

ギャンブルに関する問題がある顧客に適切に対応できるよう、法令に基づき、カジノ運営事業者又は酒類及びゲーミング規制局長官の承認を得たカジノ運営事業者の推薦者が、ゲーミングやカジノ経営に関連する研修をカジノ運営事業者の経営者及び従業員に提供しなければならない。

154 ザ・スターエンターテインメントグループ HP

5.2.4 英国

(1) カジノ施設からの入場制限

ア 自己排除プログラムの概要

英国では、法令に基づく自己排除プログラムがある。
制度の概要は、表 5-14 のとおりである。

表 5-14 自己排除プログラムの概要

申請権者	本人
申請先	カジノ運営事業者 ※ 英国には、複数のカジノ施設があるが、自身の利用するカジノ施設に個別に申請する必要がある。
自己排除期間	最低 6 か月 ※ 顧客が取消しの意思を示さない限り、期間終了後も 6 か月延長される。
プログラムの効果	・カジノ施設への入場が禁止される。 ・自己排除プログラムの登録完了後 2 日以内に、カジノ運営事業者が、顧客データベースから削除して、広告の送付ができないようにする。また、メンバーシップの運用も停止される。 ・カジノ運営事業者によって作っている顧客の口座を閉鎖し、資金を返還しなければならない。 ・申請者に対して、カウンセリングサービスについて情報提供が行われる。
取消手続	・自己排除期間満了後、電話又は対面でカジノ運営事業者に取消しを申請し、申請日の 1 日後に入場が認められる。

(出典：ギャンブル法を基にあずさ監査法人作成)

なお、この自己排除プログラムでは、一度の申請で国内の全てのカジノ施設からの排除ができないため、現在、センス¹⁵⁵と呼ばれる全国一律の入場制限の導入が進められている。

センスは、カジノの業界団体であるナショナルカジノフォーラムが、世界で初めて公営カジノ以外で導入する全国統一の自己排除制度である。

通常の自己排除プログラムと比較した際のセンスの特徴は、表 5-15 のとおりである。

表 5-15 センスの特徴

● 一度の申請で、センスを導入している全てのカジノ施設への入場が禁止される。同時に、広告の送付やメンバーシップの運用も停止される。
● センスの排除対象者が、カジノ施設への入場を試みたことを把握したカジノ運営事業者が、センスにその旨を登録することにより、近隣のカジノ施設に警告が発せられ、近隣のカジノ施設への入場もより困難になる。
● 取消申請は、適切な研修を受けた者との面接後でなければ認められない。

(出典：ナショナルカジノフォーラムの HP を基にあずさ監査法人作成)

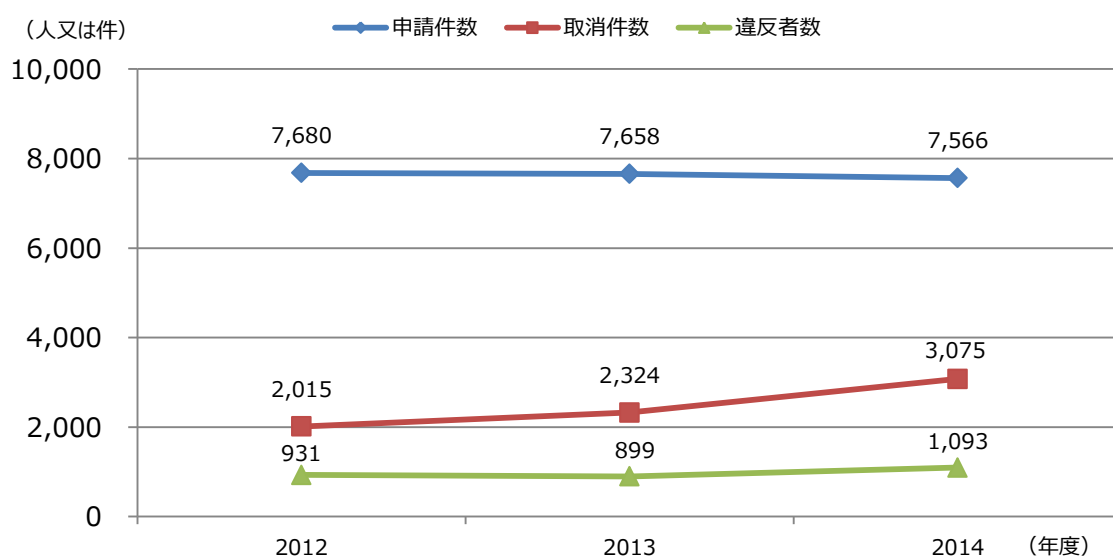
155 Slef-Enrolment National Self-Exclusion の略称である。

なお、2016(平成 28)年 4 月から、センス制度の利用が、カジノ運営事業者へのライセンス付与の条件となる予定である。

イ 入場制限の運用状況

ギャンブリング委員会が発表している自己排除プログラム申請件数、取消件数及び自己排除プログラム違反者数の推移は、図 5-8 のとおりである。

図 5-8 自己排除プログラム申請件数、取消件数及び違反件数の推移¹⁵⁶



(出典：ギャンブリング委員会、『業界統計』を基にあずさ監査法人作成)

156 複数のカジノ運営事業者に対して、申請・取消を実施している場合があるため、実際の新規自己排除プログラム申請者数及び自己排除取消者数は少ない可能性がある。違反者数については、延べ数を記載している。

5.2.5 マサチューセッツ州（米国）

(1) カジノ施設からの入場制限

マサチューセッツ州では、法令上、自己排除プログラム及び家族の申請による排除制度がある。

ア 自己排除プログラムの概要¹⁵⁷

マサチューセッツ州における自己排除プログラムの概要は、表 5-16 のとおりである。

表 5-16 自己排除プログラムの概要

申請権者	本人
申請先	カジノ運営事業者、ゲーミング委員会又はマサチューセッツ州ギャンブル依存症協議会
申請手続	- 自己排除プログラムの適用を受けようと思う本人が、カジノ運営事業者、ゲーミング委員会又はマサチューセッツ州ギャンブル依存症協議会に申請する。 - 申請者は、専門家との面談を受けなければならない、この面談に当たっては、写真・署名が記載されている運転免許証等の政府発行の身分証明書を提示しなければならない。 - 面談終了後に、申請書に署名し、写真撮影を行う。
自己排除期間	6 か月、1 年、3 年、5 年又は生涯の中から選択 ※ 排除期間の延長や、更新は可能
プログラムの効果	- カジノ施設への入場が禁止される。 - カジノを利用したいという動機をなくすため、排除対象者のカジノ会員としてのポイントは没収され、広告も規制される。 - 排除対象者がゲームをした場合は、全ての勝金を没収される。 - カジノ運営事業者は、排除対象者に対して、コンプ¹⁵⁸の提供その他のサービスを提供してはならない。 - カジノ運営事業者が、故意又は無思慮に自己排除対象者をカジノ施設に入場させた場合、ゲーミング委員会は当該カジノ運営事業者に対し、免許の取消し、停止、制限、罰金等を科すことができる。
取消手続	- 排除対象者となった者は、排除対象者リストに掲載された旨の通知を受けてから 30 日以内又は通知が届かないために新聞で公示されてから 60 日以内に、排除対象者リストからの削除をゲーミング委員会に要請することができる。 - ゲーミング委員会は、要請を受けた場合、30 日以内にヒアリングを行い、排除対象者リストから削除することを認めた場合は、リストから削除し、全てのカジノ運営事業者にその旨を通知する。
排除対象者リストからの削除手続	自己排除期間の満了後、個人が自分の名前を削除するための請願書を提出し、訓練されたカウンセラーと安全なゲームの方法、ギャンブルのリスク、利用可能なヘルプサービス等に関する面談を行うことによって排除対象者リストから削除することを要求することができる。

（出典：拡大ゲーミング法を基にあずさ監査法人作成）

なお、ゲーミング委員会が、排除対象者リストを作成するが、このリストは公衆の縦覧には供されない。ただし、自己排除対象者リストに登

157 ゲーミング委員会 HP

158 「complimentary」の略であり、カジノ利用者の利用金額等に応じて、食事、宿泊、イベント等に関する無料サービスを提供することを意味する。

録された情報は全てのカジノ施設において共有される。

イ 家族の申請による入場制限の概要

家族の申請による入場制限の概要は、表 5-17 のとおりである。

表 5-17 家族の申請による入場制限の概要

申請権者	配偶者、親、子供及び兄弟姉妹
申請先	地方裁判所
申請手続	・入場禁止としたい者（申請対象者）の配偶者、親、子供又は兄弟姉妹は、当該申請対象者が問題ギャンブラーであると合理的に考えられる場合に、書面で地方裁判所に申請する。 ・申請を受けた地方裁判所は、申請対象者に対してヒアリングを行う。この際、心理学者の検査を行うこともある。 ・申請対象者が、問題ギャンブラーと判断した場合には、ゲーミング委員会に排除対象者リストに掲載するように通知し、ゲーミング委員会がリストに登録する。
プログラムの効果	・カジノ施設への入場が禁止される。 ・カジノを利用したいという動機をなくすため、排除対象者のカジノ会員としてのポイントは没収され、広告も規制される。 ・排除対象者がゲームをした場合は、全ての勝金が没収される。 ・カジノ運営事業者が、故意又は無思慮に自己排除対象者をカジノ施設に入場させた場合、ゲーミング委員会は当該カジノ運営事業者に対し、免許の取消し、停止、制限、罰金等を科すことができる。
取消手続	・排除対象者となった者は、排除対象者リストに掲載された旨の通知を受けてから 30 日以内又は通知が届かないために新聞で公示されてから 60 日以内に、排除対象者リストからの削除をゲーミング委員会に要請することができる。 ・ゲーミング委員会は、要請を受けた場合、30 日以内にヒアリングを行い、排除対象者リストから削除することを認めた場合は、リストから削除し、全てのカジノ運営事業者にその旨を通知する。

（出典：拡大ゲーミング法を基にあずさ監査法人作成）

(2) プレコミットメント制度

ゲーミング委員会は、現在、試験的にプレイマネジメントと呼ばれるプレコミットメント制度を導入している。制度の概要は、表 5-18 のとおりである。

なお、試験運用の結果を踏まえて、今後の運用方針が決定される。

表 5-18 プレコミットメント制度の概要

対象ゲーム	ゲーミング機器（テーブルゲームでは利用できない）
利用手順	・制度の利用者は、会員カードを使用してゲームセッション、日又は月ごとの利用金額を登録する（複数の期間でそれぞれ設定することも可）。
上限に達した際の対応	・ゲーミング機器で利用した金額が、設定した金額の 100%、125%、150%、175%及び 200%になるごとに、ゲーミング機器の画面に、引き続きゲームを続けるかどうかの確認が出て、ゲームを続ける場合は、「OK」を押す必要がある。

（出典：ゲーミング委員会の HP を基にあずさ監査法人作成）

5.3 広報啓発

5.3.1 ニューサウスウェールズ州（豪州）

(1) パンフレットの配布

法令に基づき、カジノ運営事業者は、カジノのゲームに関する正しい情報を顧客へ提供する目的で顧客情報パンフレットを作成し、顧客が入手できる状態にしている。この顧客情報パンフレットは、独立酒類ゲーミング機構により、パンフレットに記載のゲームルールの正確性及び顧客にとって有害な内容になっていないかといった点に関して承認を得たものである。

また、法令に基づき、顧客から要請を受けた場合には、英語以外の言語でもパンフレットを提供している。

こうした情報提供に関わる義務に違反したカジノ運営事業者には、罰金が科される。

酒類及びゲーミング局が公開しているパンフレットの例は、図 5-9 のとおりである。パンフレットには、「カジノゲームに賭けるのか?」、「ギャンブルをすればするほど楽しくなくなる?」等が記載されている。

図 5-9 顧客情報パンフレットのサンプル



（出典：酒類及びゲーミング局の HP より）

(2) キャンペーン活動

ニューサウスウェールズ州では、表 5-19 のようなキャンペーンを行っている。

表 5-19 キャンペーン活動の例

キャンペーン名	活動内容
ギャンブリングハングオーバー ¹⁵⁹ キャンペーン	・ギャンブル依存症に関する調査でギャンブル依存症になるリスクが高い層と判明した若者男性をターゲットとして、早朝ラジオ、新聞及び鉄道の駅やバスの掲示板上に無料の支援サービスに関する情報を掲載

159 Gambling Hangover。Hangover は、アルコールや薬物が体内に残っているような状態を意味する言葉。

キャンペーン名	活動内容
問題あるギャンブルからの回復キャンペーン	・無料のヘルプラインをコミュニティに周知するため、テレビ、ラジオ及び新聞等の広告を実施
「あなたは自分が思っているよりも強い」広告キャンペーン	・30～40 代男性をターゲットとした 150 万豪ドル(1 億 2,750 万円)の広告キャンペーン活動 ・ソーシャルメディア、ブログ等を利用し、2014(平成 26)年 10 月 17 日から 31 日及び 2015(平成 27)年 4 月 1 日から 5 月 31 日の 2 回実施

(出典：責任あるギャンブラリング基金、『アニュアルレポート 2014-2015』を基にあずさ監査法人作成)

なお、「あなたは自分が思っているよりも強い」広告キャンペーンの実施期間中には、「ギャンブラリングヘルプ」¹⁶⁰と呼ばれる無料の電話やオンライン相談の対応件数が表 5-20 及び 5-21 にあるとおりであり、メール利用者数を除き、増加している。

表 5-20 ギャンブラリングヘルプの電話相談数の変化

	2013 年 10-12 月	2014 年 10-12 月	2014 年 4-5 月	2015 年 4-5 月
電話利用者数	1,629	1,865	1,205	1,351

(出典：責任あるギャンブラリング基金、『アニュアルレポート 2014-2015』を基にあずさ監査法人作成)

表 5-21 ギャンブラリングヘルプのオンライン相談数の変化

	2013 年 10-12 月	2014 年 10-12 月	2014 年 4-6 月	2015 年 4-6 月
チャット利用者数	212	269	310	373
メール利用者数	86	83	73	52

(出典：責任あるギャンブラリング基金、『アニュアルレポート 2014-2015』を基にあずさ監査法人作成)

(3) DVD、出版物等

カウンセリング実施施設等は、表 5-22 のとおり、ギャンブルに問題を抱えた人に対して利用する DVD、ガイドブック等を作成している。

表 5-22 DVD 及び出版物

タイトル	内容、対応言語等
ゲーミング機器- 事実と伝説 ¹⁶¹	・作成主体：ギャンブラリングヘルプ ・ゲーミング機器に関する DVD ・英語以外に 5 言語に翻訳
ギャンブルは自己制御できる ¹⁶²	・作成主体：酒類、ゲーミング及びレーシング局 ・ポケットサイズの自己支援のための本 ・英語以外に 5 言語に翻訳

160 責任あるギャンブラリング基金が様々な機関と連携して行っているギャンブル依存症対策全般を指すプログラム名

161 The Gaming Machines: Facts and Myths

162 You can control your gambling

タイトル	内容、対応言語等
問題あるギャンブリング- 家族向けの自己支援ガイド ¹⁶³	・作成主体：ギャンブリングインバクトソサイエティ ・身近な人がギャンブリング問題を抱えている人向けの本 ・英語
ギャンブルによる代償 ¹⁶⁴	・作成主体：ギャンブリングヘルプ ・ギャンブルのマイナス面についての DVD ・ギリシャ語、中国語、アラビア語、ベトナム語及び中国語
お金を引き出す前に ¹⁶⁵	・作成主体：ギャンブリングヘルプ ・ギャンブルをやめることを思い出すための名刺サイズのカード

(出典：責任あるギャンブリング基金の HP を基にあずさ監査法人作成)

(4) インターネットを活用した広報啓発

責任あるギャンブリング基金では、ギャンブリングヘルプのウェブサイト等を活用して、様々な広報啓発活動を行っている。

ア ソーシャルメディアの利用

ギャンブリングヘルプのウェブサイトから、YouTube、Facebook 及び Twitter にリンクを設定し、責任あるギャンブリングに係る啓蒙活動を実施している。

近年、ギャンブリングヘルプの情報を掲載した YouTube 及び Facebook の利用者数は急速に増加しており、2013(平成 25)年の YouTube 及び Facebook の閲覧数はそれぞれ 5,626 件及び 6,890 件となっている。

イ 自己支援ツール¹⁶⁶

2013(平成 25)年度に、ギャンブルをする人向けに予算を設定し、予算内でギャンブルすることを推奨するスマートフォン用アプリ“Stay on Track”を発表した。このアプリでは、自分の給与支払期間（月払い、週払い等）中に負けても良いと考える金額を予算として決め、その使用状況を追跡できるようになっている。

(5) 責任あるギャンブリング周知週間¹⁶⁷

毎年テーマを設定し、州政府、カジノ運営事業者、カウンセリング施設、コミュニティ等が連携して責任あるギャンブリング対策、支援サービス等の周知活動をしている。

2014(平成 26)年の責任あるギャンブリング周知週間は、ギャンブルと若者をテーマとして地域、州及び豪州全土のラジオ、テレビ、ソーシャルメディア等を利用して実施された。Facebook 広告には、160,000 人の青少年

163 Problem Gambling- A Self Help Guide for Families

164 What's Gambling Really Costing You?

165 Before Withdrawing Money-STOP

166 ギャンブリングヘルプ HP

167 Responsible Gambling Awareness Week

がアクセスし、471 名のフォロワーが生まれた¹⁶⁸。

5.3.2 ビクトリア州（豪州）

(1) 広報啓発資料の掲示

ビクトリア州では、法令に基づき、ギャンブラリング及び酒類規制委員会が作成したパンフレットをカジノ運営事業者が複製し、カジノ施設内で掲示する義務がある。これを受けて、カジノ運営事業者は、ゲーミングエリアにおいてポスター、トーカース¹⁶⁹等を掲示している。

図 5-10 ギャンブラリング及び酒類規制委員会が提供している啓発資料の例



（出典：ギャンブラリング及び酒類規制委員会の HP より）

(2) キャンペーン活動

責任あるギャンブラリング財団は、表 5-23 のようなメディアを活用したキャンペーン活動を行っている。

表 5-23 責任あるギャンブラリング財団による広告キャンペーン（2014（平成 26）年度）¹⁷⁰

キャンペーン名	概要	金額
検索エンジンマーケティング	Google 検索等の検索サイトにおいて、ギャンブラーズヘルプの情報が目立つようにする	約 180,000 豪ドル（約 1,530 万円）
地域放送“AFL Live”におけるラジオ広告及び地域番組“Off the Bench”（Croc Media ¹⁷¹ ）	サッカー番組の“AFL Live”及びスポーツ番組の“Off the Bench”において、地域のサッカーファンに責任あるギャンブラリング及び支援サービス紹介メッセージの提供	約 95,000 豪ドル（約 808 万円）

（出典：ギャンブラリング及び酒類規制委員会、『アニュアルレポート 2014-2015』基にあずさ監査法人作成）

168 責任あるギャンブラリング基金、『アニュアルレポート 2014-2015』

169 ゲーム機器に添付される責任あるギャンブラリングメッセージを含む小さな標識

170 責任あるギャンブラリング財団、『アニュアルレポート 2014-2015』

171 メディア会社

(3) 責任あるギャンブリング周知週間¹⁷²

ビクトリア州では、2006(平成18)年から毎年、個人、コミュニティ及びギャンブル業界に対して、責任あるギャンブリングのコンセプトを奨励する目的で責任あるギャンブリング周知週間を実施している。

この週間では、地方議会、カジノ運営事業者、スポーツクラブ等の多数の機関が州内において100以上のイベントを開催し、責任あるギャンブリングの啓蒙活動を実施する。

5.3.3 クイーンズランド州(豪州)

(1) 情報提供

クイーンズランド州では、クイーンズランド州のカジノ運営事業者の代表及び酒類及びゲーミング規制局が策定したカジノ運営事業者向けの責任あるギャンブリング対策実務指針¹⁷³において、責任あるギャンブリングに関する情報をカジノ利用者に伝えるとともに、その情報をプレイヤーロイヤリティプログラム¹⁷⁴のメンバーシップカードやその申込書、ウェブサイトにおいて表示することをカジノ運営事業者に推奨している。

(2) キャンペーン活動

酒類及びゲーミング規制局は、ギャンブルの早めの中断と予防、消費者の保護、ギャンブルに関する問題を抱える人々へのヘルプサービス等の責任あるギャンブリングに関する広報啓発をカジノ運営事業者と協力して実施している。

代表的なキャンペーンは、表5-24のとおりである。

表5-24 酒類及びゲーミング規制局が実施しているキャンペーン

キャンペーン名	概要
「ギャンブルのし過ぎ？」 ¹⁷⁵ キャンペーン	・ギャンブルに関する問題を抱えている重度のギャンブラーや、その家族・友人を対象としたキャンペーン ・重度のギャンブラーに、カウンセリングを探すこと、自己改善方法を探すこと、自己排除プログラムを利用すること等を推奨するもの ・酒類及びゲーミング規制局がウェブサイトで様々なポスター等を公表し、カジノ運営事業者に掲示するよう勧めている。

(出典：酒類及びゲーミング規制局のHPを基にあずさ監査法人作成)

172 責任あるギャンブリング財団HP

173 Queensland Responsible Gambling Resource Manual Casinos

174 カジノの利用等に応じてポイントが付与されるプレイヤーカードを利用し、ゲーミング機器のプレー履歴を追跡可能とする制度

175 Gambling too much?

図 5-11 「ギャンブルのし過ぎ？」キャンペーンでの広告サンプル



(出典：酒類及びゲーミング規制局の HP を基にあずさ監査法人作成)

(3) 責任あるギャンブラリング周知週間¹⁷⁶

クイーンズランド州では毎年、ギャンブル依存症対策を行っている機関やギャンブル業界と連携し、ギャンブラーに対して責任あるギャンブラリング対策や支援サービスを周知する目的で責任あるギャンブラリング周知週間を実施している。

5.3.4 英国

(1) 責任あるギャンブラリング情報ハブ¹⁷⁷

責任あるギャンブラリング基金は、責任あるギャンブラリング情報ハブ¹⁷⁸と呼ぶウェブサイトにおいて、ギャンブルの性質及び個人や社会に与える影響について興味のある人に対して無料で情報提供を行っている。

このサイトでは、ギャンブル関連の報告書を検索可能であり、責任あるギャンブラリング基金が作成したギャンブルに関連した悪影響を最小化することを目的とした研究報告書を全て閲覧できる。

また、英国の責任あるギャンブラリング対策関連のイベントを紹介するとともに、ギャンブル依存症等に関する e-ラーニングが近日公開予定となっている。

(2) 広告におけるギャンブルアウェアウェブサイトの掲載

ギャンブル業界は、自主的な取組として、ギャンブルに関する全ての印刷広告及び放送広告の中で、責任あるギャンブラリングを推進するために責任あるギャンブラリング基金が運営している「ギャンブルアウェア」¹⁷⁹と呼ばれるウェブサイトのアドレスを掲載している。

176 酒類及びゲーミング規制局 HP

177 責任あるギャンブラリング情報ハブ HP

178 Responsible Gambling InfoHub

179 Gamble Aware

ギャンブルアウェアのウェブサイトは、責任あるギャンブリングを奨励する目的で、ヘルプラインの電話番号、オンラインチャットの接続先、国立ギャンブル依存症クリニックの紹介、責任あるギャンブリング対策を実施する各民間団体の紹介、多言語支援サービス等の情報提供及びギャンブル依存症やゲームの理論等に関する一般的な情報提供を行い、ギャンブルに係る意思決定の支援を実施している。

(3) ギャムケアによる認証制度等¹⁸⁰

ア ギャムケア発行の証明書¹⁸¹

ギャムケアは、顧客保護の方針及び実践が適切に導入されているカジノ運営事業者等のギャンブル事業者に対して、高水準の社会的責任を達成していることを社会及び顧客に明示することができるよう、ギャムケア証明書を発行している。

この証明書の発行を受けるための審査内容は、表 5-25 のとおりである。

なお、証明書の有効期限は 2 年間であり、期限経過後には再審査が実施される。

表 5-25 ギャムケア証明書の審査内容

審査項目	内容
年齢証明	・年齢を識別する制度があること。 ・新規顧客の身分証明書の提示を受けていること。
ゲームルール	・ゲームに関するルールについて顧客が入手できること。
限度設定	・限度額及び時間の設定方法について顧客が入手できること。
自己排除	・顧客が自己排除プログラムを申請できること。
支援情報	・責任あるギャンブリングに関するリーフレット、ポスター等を有し、顧客が入手できること。
周知	・従業員が、ギャンブル依存症、顧客との接し方、責任あるギャンブリング等の社会的責任について理解していること。
研修	・従業員研修の実施等に関するギャムケアの審査を受けること。 ※ 必要があれば、ギャムケアが社会的責任研修プログラムを提供

(出典：ギャムケアの HP を基にあずさ監査法人作成)

イ 支援リーフレット¹⁸²

ギャムケアでは、責任あるギャンブリング対策として、各種パンフレット等を発行している。

パンフレット等では、無料ヘルプラインのほか、治療施設、友人、家族や青少年向けの民間施設等の支援先情報を提供するとともに、ギャンブル依存症のサインを例示、問題あるギャンブルへの対処方法、支援の

180 Education and Awareness。ギャムケア HP

181 GamCare Certification。ギャムケア HP

182 Support Leaflet。ギャムケア HP

受け方、ギャンブルによる債務への具体的対処方法、ギャンブルに問題ある人がギャンブルをやめることができない理由等について紹介している。

5.3.5 マサチューセッツ州（米国）

(1) 問題あるギャンブラリング周知月間¹⁸³

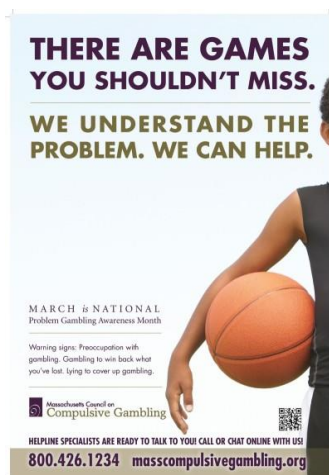
米国では、全国問題賭博協議会が、2013(平成 25)年に 3 月の第一週目を「問題あるギャンブラリング周知週間¹⁸⁴」として設定¹⁸⁵していたが、翌年から広報啓発活動期間を延長し、3 月の 1 か月間を「問題あるギャンブラリング周知月間」と改称した。

これを受けて、マサチューセッツ州においても、2013(平成 25)年からこれらの活動に連動して活動している。

周知月間の目的は、草の根で国民及びヘルスケアの専門家に対して問題あるギャンブルの警告サインを教育し、全国で利用できる支援制度を周知することである。

2014(平成 26)年の周知月間のテーマは、問題あるギャンブルのマイナス面であり、マサチューセッツ州ギャンブル依存症協議会は、テレビでの情報発信、大学への支援や情報提供等を行った¹⁸⁶。

図 5-12 問題あるギャンブラリング周知月間のポスター



(出典：マサチューセッツ州ギャンブル依存症協議会の HP より)

183 Problem Gambling Awareness Month。問題あるギャンブラリング周知月間 HP

184 National Problem Gambling Awareness Week

185 ギャンブル依存症協議会 HP

186 ギャンブル依存症協議会 HP

(2) ギャンブリング障害診断日¹⁸⁷

ハーバード大学医学部は、ギャンブル障害に関する無料の診断ツールキットを開発するとともに、ギャンブル障害及びその診断等を周知するために、ギャンブリング障害診断日を設定した。

この取組については、多数の組織が広報活動に参加し、メール、ニューズレター、診断資料の配布、ソーシャルメディアの利用、ウェブサイトへの掲載といった多様な手段で宣伝活動を実施した。また、マサチューセッツ州ギャンブル依存症協議会も、宣伝活動の支援を実施している¹⁸⁸。

5.4 広告規制

5.4.1 ニューサウスウェールズ州（豪州）

ニューサウスウェールズ州では、法令上、カジノ運営事業者は、ゲーミング機器に関するいかなる広告も禁止されており、他の者が、同様の広告を出すことを容認することも禁止されている。ただし、カジノ施設の外から見えないものや、カジノ施設の会員に対する広告で一定の条件¹⁸⁹を満たすものは許されている。

また、印刷物によるカジノに関する広告については、表 5-26 のような規制が設けられており、違反したカジノ運営事業者には、罰金が科せられる。

表 5-26 広告規制の主な内容

カジノ運営事業者は、次のような広告をしてはならず、また、他者にもさせてもならない。	
● 子供を含む広告 ● 虚偽、誤解を与える等の広告 ● ギャンブルの結果が概ね勝金であると描写している広告 ● ギャンブルに参加することで、個人の社会的地位及び財務状態が改善すると描写している広告 ● くじの結果が、顧客の技術によって左右できると描写している広告 ● ギャンブル中のアルコールの消費を奨励する広告 ● 次の文言を含んでいない広告	
Think! About your choices Call Gambling Help 1800 858 858 www.gamblinghelp.nsw.gov.au	

（出典：カジノ管理法を基にあずさ監査法人作成）

187 Gambling Disorder Screening Day。ケンブリッジ健康同盟 (Cambridge Health Alliance) HP

188 ギャンブル依存症協議会 HP

189 会員が広告の受領に同意していること、広告の中に問題あるギャンブルに関する情報を含んでいること等

5.4.2 ビクトリア州（豪州）

(1) 法令による広告規制

ビクトリア州では、法令上、カジノ運営事業者がカジノの外でゲーミング機器の広告を出すことを禁止している。

また、カジノ運営事業者のロイヤリティスキーム¹⁹⁰におけるプレイヤーカードにゲーミング機器の広告を掲載することも禁止するとともに、ロイヤリティスキームから脱退した者に対して、故意に広告を送付することも禁止している。

さらに、カジノに関する広告については、表 5-27 のような規制が設けられている。

表 5-27 広告規制の主な内容

次のような広告を行ってはならない。
● 法令違反を奨励する広告
● 子供をギャンブルの描写に使い、又はギャンブルに参加させる広告
● ギャンブルに参加すれば賞金が獲得できると提案する広告
● ギャンブルに参加すれば財務的改善が見込めると提案する広告
● ギャンブルの際に、アルコールの消費を奨励する広告
● ギャンブル依存症に関連する文を含んでいない広告

（出典：カジノ管理法を基にあずさ監査法人作成）

(2) カジノ運営事業者が実施する広告に関する取組¹⁹¹

クラウンメルボルンでは、広告が関係法令を適切に遵守するため、担当従業員が検閲するとともに、クラウンメルボルンの法務部による関連法規の要請を充たしているかどうかのチェックを実施している。

5.4.3 クイーンズランド州（豪州）

クイーンズランド州では、法令上、カジノに関する広告及び宣伝について、表 5-28 のような規制が設けられている。

表 5-28 広告規制の主な内容

● 下品又は不快な広告でないこと。
● 虚偽、誤解を招くような紛らわしい内容でないこと。
● 事実に基づく内容であること。

（出典：カジノ管理法を基にあずさ監査法人作成）

酒類及びゲーミング規制局長官は、広告の内容が要求されている事項を満たしていないと判断すれば、責任者に対して広告の中止や内容の変更を指示する

190 カジノの利用等に応じてポイントが付与されるプレイヤーカードを利用し、ゲーミング機器のプレー履歴を追跡可能とする制度

191 クラウンメルボルン『責任あるギャンブリング行動規範』

ことができる。

また、カジノ運営事業者向けの責任あるギャンブラリング対策実務指針は、カジノ運営事業者に、表 5-29 のように、ギャンブルにより不利益を被る人物のことを考慮した、責任ある広告・宣伝を行うことを推奨している。

表 5-29 実務指針におけるカジノ広告・宣伝活動に関する主な推奨事項

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">● ギャンブルを行う人々の中には儲かる人とそうでない人がいるということが分かるような内容の広告宣伝を行うこと。● ゲーミングのルールなどをカジノのウェブサイトに掲載すること。● 地域の生活を侵害するような言葉やイメージを使用しないこと。● ロイヤリティプログラムのポイントが飲食や宿泊施設においても利用可能とすること。● 意図的に未成年者や貧困層等に対して広告宣伝を行わないこと。● カジノ施設内で当たりが出たことを認識できるサインをカジノ施設外から確認できないようにすること。● ギャンブルを行っている間はアルコールの宣伝を行わないこと。 |
|--|

(出典：カジノ運営事業者向け責任あるギャンブラリング対策実務指針を基にあずさ監査法人作成)

5.4.4 英国

(1) 法令による広告規制

英国では、法令上、表 5-30 のような規制が設けられている。

表 5-30 広告規制の主な内容

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">● ギャンブル製品及びサービスに係る全ての広告は、社会的責任のある態度で実施されなければならない。● カジノ運営事業者がビジネスの宣伝に当たり、広告代理店を利用する場合、顧客がより長くプレーすること及び予定よりも賭け金を増やすことを奨励しないことを代理店と合意し、代理店に対する報酬は顧客のギャンブルの時間又は頻度に応じて計算してはならない。 |
|--|

(出典：ギャンブラリング法を基にあずさ監査法人作成)

(2) 広告に関する自主規制

英国では、広告の自主規制制度が発達している。

ア 広告基準局による自主規制

自主規制は、一義的には広告基準局が規制しており、ギャンブル広告の原則的規定は、広告基準局の審査を受けた非放送用の広告を管轄する広告遵守委員会及び放送用の広告を管轄する放送広告遵守委員会が定めている。いずれもギャンブルに関する広告については、類似の内容を定めており、主な内容は、表 5-31 のとおりである。

表 5-31 広告遵守委員会及び放送広告遵守委員会による自主規制の主な内容

- ギャンブル広告は、特に子供、若者及び貧困層が悪影響を受け、又は搾取されないように、社会的責任のあるものでなければならないこと。
- 社会的に無責任又は財務的、社会的、感情的に悪影響を及ぼすようなギャンブルの仕方を描写、容認又は奨励してはならないこと。
- ギャンブルが、孤独や鬱といった問題から脱却できると提案していないこと。
- ギャンブルが、金銭上の問題の解決、雇用の代替又は金銭的な安定の確保につながるという提案していないこと。
- 若者文化に関連させる等、子供及び若者を特に魅惑するようなものであってはならないこと。
- 18 歳未満の者を対象として広告してはならないこと。
- 25 歳未満の者又は 25 歳未満に見える者に、広告でギャンブルを演じさせてはならないこと。

(出典：広告遵守委員会及び放送広告遵守委員会の HP を基にあずさ監査法人作成)

イ ギャンブル業界団体による規制

責任あるギャンブリングのための業界団体¹⁹²では、社会的責任のある広告のためのギャンブリング業界規程¹⁹³を策定している。内容は、教育的メッセージの掲載といった広告遵守委員会及び放送広告遵守委員会で規定されていない内容を規定し、追加的補完的規制を独自に実施している¹⁹⁴。主な内容は、表 5-32 のとおりである。

表 5-32 業界規程の主な内容

- 全ての印刷及び放送広告において、www.gambleaware.co.uk を掲載すること。テレビ広告の場合は、広告全体の最低 10%の時間表示し、印刷物の場合は見やすい大きさとなければならない。
- 午後 9 時前のテレビ広告では、新規顧客への入会案内を含めてはならない。
- 全ての広告において、明確に“18+”のシンボル又は“18 歳未満禁止”メッセージを掲載しなければならない。
- ギャンブル事業者は、ロゴ又は他の宣伝材料を子供が利用する商品に表示してはならない（例えば、子供のスポーツシャツのロゴに使用してはならない）。

(出典：ナショナルカジノフォーラムの HP を基にあずさ監査法人作成)

5.4.5 マサチューセッツ州（米国）

(1) 行政指導による取組

ギャンブルに関する広告に関しては、ゲーミング委員会が策定している責任あるゲーミングのフレームワーク¹⁹⁵において規定しており、主な内容は、表 5-33 のとおりである。

192 Industry Group for Responsible Gambling

193 Gambling Industry Code for Socially Responsible Advertising

194 ナショナルカジノフォーラム HP

195 Responsible Gaming Framework。法的拘束力のある規程ではないが、マサチューセッツ州ゲーミング委員会の政策の方向性を定めるものとされている。

表 5-33 責任あるゲーミングのフレームワークの主な内容

- 子供や未成年をターゲットにしたようなイメージ、シンボル、有名人による推奨や文言を掲載してはならない。
- 21 歳（ギャンブルができる法定年齢）未満又はそう見える者がギャンブルを行っている役を演じている広告を行ってはいけない。
- ギャンブルが個人の社会的、財政的又は個人的な成功を保証するような主張又は表現を含んではならない。
- 聴衆の大半が 21 歳未満と予想される場所でギャンブルへの参加を呼びかけてはならない。
- 違法行為を暗示し、又は提案してはならない。
- 勝金の確実性を暗示してはならない。
- 勝率を誇張してはならない。

（出典：責任あるゲーミングのフレームワークを基にあずさ監査法人作成）

(2) 業界団体による自主規制

カジノの広告やマーケティングのための最小限の基準として、カジノ運営事業者等の業界団体であるアメリカゲーミング協会は、行動規範¹⁹⁶を定めている。主な内容は、表 5-34 のとおりである。

表 5-34 アメリカゲーミング協会の行動規範の主な内容

カジノに関する広告・マーケティングは、次の事項を守らなければならない。

- 責任あるゲーミングに関する文言又は実際に使うことができるフリーダイヤルのヘルプラインの番号を記載すること。
- 一般に受け入れられた現在の良識を反映したものであること。
- 誤解や間違った苦情を生じさせないための州及び国の基準に厳格に従ったものであること。

カジノに関する広告・マーケティングは、次の事項をしてはならない。

- 特に未成年者に訴えかけるようにデザインした画像、有名人による宣伝等を含めること。
- ギャンブルに参加できない未成年者を呼び込むようなこと。
- ギャンブルが、社会的、経済的又は個人的な成功を保証するものであると宣伝すること。
- ギャンブルに参加できない未成年者が多数集まる場所で広告・マーケティングを行うこと。
- 不法行為をほめかし、又は提案すること。

（出典：アメリカゲーミング協会の HP を基にあずさ監査法人作成）

5.5 貸付行為等の制限

5.5.1 ニューサウスウェールズ州（豪州）

ニューサウスウェールズ州では、法令で、カジノ運営事業者が豪州居住者に対するギャンブルに関連した貸付を行うことを禁止している。一方で、豪州非居住者に対しては、ジャンケットの利用等に際して、貸付をすることは認められている。

また、小切手については、豪州居住者であれば 11 日以内、豪州非居住者については 30 日以内の返済が必要である。

さらに、ATM については、カジノ施設内への設置が禁止されている。

196 American Gaming Association 's Code of Conduct

5.5.2 ビクトリア州（豪州）

ビクトリア州では、法令で、カジノ運営事業者が豪州居住者に対するギャンブルに関連した貸付を行うことを禁止している。一方で、豪州非居住者に対しては、ジャンケットの利用等に際して、貸付をすることは認められており、小切手の利用も認められている。

また、ATMについては、カジノ施設内又はカジノ施設の入口から 50 メートル以内の場所に設置することが禁止されている。ただし、現金取扱機¹⁹⁷については、デビットカード又はクレジットカードを利用して 1 取引 200 豪ドル（17,000 円）超の現金引出しが可能なものの設置が禁止されている。

さらに、カジノ運営事業者は、カジノ施設の入口から 50 メートル以内の場所において、顧客に現金の貸付を行うことが禁止されている。

5.5.3 クイーンズランド州（豪州）

クイーンズランド州では、法令で、カジノ運営事業者が、豪州居住者か非居住者かを問わず、ギャンブルに関連した貸付を行うことを禁止している。

また、小切手については、豪州居住者であれば 5 日以内、豪州非居住者については 30 日以内の返済を条件に利用することができる。

さらに、ATM をカジノ施設内又はカジノ施設内から見える位置に設置することは禁止されている。

5.5.4 英国

英国では、法令で、カジノ運営事業者が、ギャンブルに関連した貸付を行い、許可し、又は故意に促進することも禁止している。

また、カジノ施設内でクレジットカードを利用することも禁止している。

一方で、カジノ運営事業者は、現金引出機を施設内に設置し、利用することを認めている。

197 Cash Facilities

5.5.5 マサチューセッツ州（米国）

マサチューセッツ州では、法令で、表 5-35 の基準を満たした場合、カジノ運営事業者がギャンブルに関連した貸付を行うことが認められている。

表 5-35 拡大ゲーミング法による貸付規制

- 顧客の借入に関する情報が入手可能であり、その情報に問題が無いこと。
- 顧客とカジノ施設との過去の取引において問題が無いこと。
- クレジット機関からの承認があること。
- クレジット機関及び債務の支払方法について同意があること。
- カジノ施設が貸付に際して顧客から入手した情報を、ゲーミング委員会が監査の際に入手可能であること。

（出典：拡大ゲーミング法を基にあずさ監査法人作成）

また、ゲーミング委員会が策定した責任あるゲーミングのフレームワークにおいて、貸付を行う場合には、表 5-36 のようなルールに従って行うこととしている。

表 5-36 フレームワークで示された貸付規制

- ゲーミング委員会の認可した手順で、申請者の与信調査をする。
- 貸付金額は、顧客が希望した金額を超過してはならない。
- 貸付の申請書には、ゲーミング委員会の認可した問題あるギャンブルの自己評価を含む。
- 顧客が希望した金額をギャンブルで失っても経済的に問題はないことを口頭で確認する。
- 貸付は、自分で問題あるギャンブラーであると認識している顧客、信用停止リストに自ら登録している顧客及び公的扶助を受け取っている顧客には提供しない。
- 明らかに泥酔状態にある者又は精神的能力が欠如している状況の顧客に対して、貸付枠の増大を含め、貸付申請を認めないことがある。

（出典：責任あるゲーミングのフレームワークを基にあずさ監査法人作成）

また、フレームワークにおいて、ATM については、カジノエリアから 5m 以内に設置してはならないこととされている。

5.6 相談・治療

ここでは、各国・地域において、実際に相談・治療等に取り組んでいる事例についてまとめた。

5.6.1 豪州 ターニングポイント・アルコール及び薬物センター¹⁹⁸

ア 沿革・概要

ターニングポイントは、1994(平成 6)年に、豪州ビクトリア州において、アルコール及び薬物に苦しむ人を支援する目的で設立された民間団体であり、2009(平成 21)年に公的ヘルスサービス機関のイースターン・

198 Turning Point Alcohol & Drug Centre

ヘルスと合併した¹⁹⁹。

ターニングポイントは、豪州全土を対象とする「ギャンブラリングヘルプオンライン」と呼ばれるオンライン支援サービスにつき、連邦政府から委託を受けている。

また、ニューサウスウェールズ州、ビクトリア州、クイーンズランド州、タスマニア州、ノーザンテリトリー州及び南オーストラリア州の電話によるヘルプラインサービス、ビクトリア州の青少年向けのヘルプライン及びアボリジニー向けヘルプラインの運営につき、各州政府から委託を受けている²⁰⁰。

イ 運営体制

人員として、パートタイムを含む 70 名のカウンセラー等の専門家を有し、24 時間対応可能なように配置している。予算は、年間 200 万豪ドル(1 億 7,000 万円)である。ギャンブラリングヘルプオンラインの運用財源は、連邦、首都特別区及び各州政府から拠出されている。また、ヘルプラインは、委託している各州政府が資金を拠出している。

ウ 主な活動内容

ギャンブラリングヘルプオンラインは、ギャンブルに問題を抱える豪州の人に対して、24 時間 365 日、チャット及びメールにより相談可能な無料のサービスである。リアルタイムに実施するチャットの場合、通常、1 回のセッションは約 45 分である²⁰¹。メールの場合、通常 1 週間に複数のメールを送受信し、約 6 週間にわたりやりとりをする。通常、数時間以内に返信しているが、混雑時の最大回答時間は 48 時間である²⁰²。

オンラインサポートが最善の支援策ではないが、支援を必要とする人の中には、対面式のカウンセリングよりもオンラインサポートの方が自分の問題について話しやすいと考える人もいるため、利用者に相談方法の選択の幅を与えている。なお、チャット及びメールによる相談の特徴は、それぞれ表 5-37 及び 5-38 のとおりである²⁰³。

199 ターニングポイント HP

200 ターニングポイント、『アニュアルレポート 2015』

201 ギャンブラリングヘルプオンライン HP

202 ギャンブラリングヘルプオンライン HP

203 ギャンブラリングヘルプオンライン HP

表 5-37 チャットによる相談の特徴

利点	欠点
24 時間 365 日、有資格のカウンセラーに即時にアクセスできる。 - ギャンブルに関する悩みについて安心して話ができる。 - 情報を検索している人としては、即座に必要な情報が手に入る可能性がある。 - 問題について考えて、反応する時間と場所を提供することができる。 - 匿名で利用できる。 - 地理的な問題が発生しないため、誰でも利用可能である。	- タイプが遅い人は、時間がかかる。 - カウンセラーの返答が早すぎる場合、内容を飲み込めずプレッシャーを感じる可能性がある。 - 媒体の性質上、複数の問題を同時に話すのは困難である。 - 接続環境が悪い場合には、セッションの最中に接続が途切れてしまう可能性がある。

(出典：ギャンブラーヘルプオンラインの HP を基にあずさ監査法人作成)

表 5-38 メールによる相談の特徴

利点	欠点
- 自分の思いを書き出すことで、理解を深めることができる。 - 好きな時間に返信できるため便利である。 - チャットのような入力技術を要しないため、メールをゆっくり準備できる。 - カウンセラーと途切れなくオンラインでやり取りすることに不安を感じる場合にはメールが適している。 - 毎回、同じカウンセラーが応対する。 - 地理的な問題が発生しないため、誰でも利用可能である。	- 集中的なケアが必要な人には、不適切である。 - 対応に一定の時間があるため、特定のニーズに応えられない可能性がある。 - 返信を数時間待つことができない可能性がある。

(出典：ギャンブラーヘルプオンラインの HP を基にあずさ監査法人作成)

ターニングポイントがオンライン以外で提供するサービスに、“変わるための準備はできている²⁰⁴⁾” カウンセリングサービスがある。これは、地理的な問題又は羞恥心から対面式カウンセリングが困難なアルコール、薬物又はギャンブルに関する問題を抱える人を対象に、長期継続的な変化を支援する、ターニングポイントが独自に開発した 6 週間の電話介入プログラムである²⁰⁵⁾。

204 Ready 2 Change。略称 R2C。

205 ターニングポイント、『アニュアルレポート 2015』

5.6.2 ニューサウスウェールズ州（豪州）

(1) 相談・治療に関する人材育成

ニューサウスウェールズ州では、民間の慈善団体である子供福祉協会²⁰⁶の研修実施体であるコミュニティ福祉研修センター²⁰⁷が、問題あるギャンブル分野で活動する専門家に対して、責任あるギャンブラー基金州全域研修プロジェクトを実施している。この研修プロジェクトは、ギャンブル依存症分野に関わる人を対象に実施しており、責任あるギャンブラー基金の支援を受けている機関の従業員は無料で受講可能である²⁰⁸。

また、責任あるギャンブラー基金の財政的支援を受けているカウンセラーは、次の3つの問題あるギャンブル公認研修の受講が義務付けられている²⁰⁹。

- 問題あるギャンブル分野における効果的な仕事の方法
- 問題あるギャンブルの評価
- 問題あるギャンブルに関するカウンセリング

また、コミュニティ福祉研修センターは、「青少年との話し方²¹⁰」や「カウンセリングの新手法²¹¹」といった特定のトピックに関する研修やeラーニングによる研修をギャンブル依存症分野に関わる人を対象に提供している²¹²。

(2) ギャンブラーヘルプサービス²¹³

ニューサウスウェールズ州では、責任あるギャンブラー基金による財政的支援の下、ギャンブラーヘルプサービスの名称で、ギャンブル問題に苦しむ人を対象として、電話、オンライン及び対面式の方法でサービスを提供している。

対面式支援サービスは、州内約200か所で提供し、電話サービス及びオンラインサービスは24時間365日対応している。

ギャンブラーヘルプサービスの特徴は、次のとおりである。

- 秘密保持（氏名の提供は不要、固定電話の請求書に記載なし）
- 固定電話による利用料無料、利用回数無制限
- 無料パンフレット（実用的ワークブック）の提供
- 自己排除申請手続に関する助言サービス
- 近隣の対面式支援サービス施設への紹介

206 Association of Childrens Welfare Agencies

207 Centre for Community Welfare Training

208 コミュニティ福祉研修センター、『責任あるギャンブラー基金州全域研修プロジェクト』

209 子供福祉協会

210 Talking with young people

211 New technologies for counselling

212 子供福祉協会 HP

213 ギャンブラーヘルプオンライン HP

図 5-13 ニューサウスウェールズ州のギャンブラリングヘルプのロゴ



(出典：ギャンブラリングヘルプの HP より)

(3) 相談・治療機関における取組事例

ア ギャンブラリング治療クリニック²¹⁴

① 沿革・概要

ギャンブラリング治療クリニックは、1999(平成 11)年に設立された民間団体である。

患者の問題解決のみならず、定期的抄読会及び研修の開催を通じて、カウンセラーの専門的知識の改善に寄与している。また、ギャンブラリング治療クリニックは国立シドニー大学と提携している。

なお、ギャンブラリング治療クリニックは、ギャンブラリングヘルプサービスの紹介先施設の一つである。

② 運営体制

人員は、心理学者及び臨床心理士で構成され、総勢 15 名である。

③ 主な活動内容

ギャンブラリング治療クリニックの治療方法は対面式で実施する。通常、毎週一時間のセッションを平均的に合計 7-8 回実施する。ただし、実際の期間は患者により異なり、患者との相談により決定する。

治療プログラムは、通常、ギャンブルが患者の生活にどれだけ影響を与えたかを認識し、患者と治療目的を設定する評価セッションから開始する。治療目的は患者により異なるが、ギャンブルをやめること、通常レベルのギャンブルに戻ること、家族を支援するための方法に関する助言等である。

治療は、ギャンブルに対する関心を減らすために、ギャンブルに関する無用な信念を識別し、改善することに焦点を当てている。カウンセラーは、不安、鬱状態又は人間関係の問題等、過度なギャンブルによる他の問題についても取り扱う。また、財務的カウンセリングの紹

214 シドニー大学 HP

③ 主な活動内容

専門のカウンセラーがギャンブル問題に悩む顧客だけでなくその家族にも無料でカウンセリングサービスを提供している、また、自己排除プログラムの制度に関する説明等も行っている。

エ ギャンブリングインパクトソサイエティ²¹⁸

① 沿革・概要

2000(平成12)年7月に設立されたギャンブリングインパクトソサイエティは、ギャンブル依存症問題などに関するカウンセリングを直接提供するのではなく、ギャンブルに関連する問題で苦しんでいる人たちが適切な治療等を受けることが可能となるように、カウンセラーを紹介するなどしている民間組織である。

② 運営体制

約10名で運営している。いずれも家族がギャンブルの問題を抱えていたり、自身がかつて抱えていた人である。

運営資金は連邦政府であるが、依存症対策に関する情報を提供しているメールマガジンを有料で公開しており、その収益も運営資金として利用している(現在のメンバーは150名ほどで、年間料金は個人なら10豪ドル(850円)、法人なら60豪ドル(5,100円))。

③ 主な活動内容

ギャンブルに関する問題で苦しんでいた人がビデオの中で自らの経験を語り、ギャンブル問題専門のカウンセラーとビデオ出演者が病院などを訪れ、効果的な治療や患者の取扱いなどについての講演を行う取組等を行っている。

5.6.3 ビクトリア州(豪州)

(1) 相談・治療に関する人材育成

ビクトリア州では、責任あるギャンブリング財団の専門家開発センター²¹⁹において、問題あるギャンブルの分野で活動するカウンセラーに対して、ウェビナー²²⁰、セミナー、ランチタイムの学習等様々な形で、多様な研修を提供している²²¹。

専門家開発センターが提供する特徴的な研修プログラムには、州全域対象の問題あるギャンブルとメンタルヘルスプログラム²²²及びブヴェリー

218 ギャンブリングインパクトソサイエティ HP

219 Professional Development Centre

220 ウェビナー(webinar)とは、オンラインで実施するウェブカンファレンスのことである。

221 責任あるギャンブリング財団 HP

222 Statewide Problem Gambling Mental Health Program

センター家族誘引カウンセリングプログラム²²³がある²²⁴。

州全域対象の問題あるギャンブリングとメンタルヘルスプログラムは、ギャンブルとメンタルヘルスに同時に問題を抱える人への治療方法の改善を目的としたプログラムである。メンタルヘルスがギャンブル行動に与える影響について、教育的、専門的情報を提供している。

また、ブヴェリーセンター家族誘引カウンセリングプログラムでは、ギャンブラーズヘルプのカウンセラーに対して、カウンセリングに家族を引き込む研修を行ったり、複数の分野に問題を抱える人へのサービスを改善するために、ギャンブラーズヘルプのカウンセラーとアルコールや薬物、メンタルヘルス等の他のカウンセリングプログラムとの関係性の構築を行っている。

(2) ギャンブラーズヘルプサービス²²⁵

ビクトリア州では、州政府による財政的支援の下、ギャンブラーズヘルプサービス²²⁶の名称で、ギャンブル問題に苦しむ人を対象として、電話、オンライン及び対面式の方法でサービスを提供している。

対面式支援サービスは、州内約 100 施設で提供し、電話サービス及びオンラインサービスは 24 時間 365 日対応している。

ギャンブラーズヘルプサービスの特徴は、次のとおりである。

- ギャンブルに問題を抱える人、その家族及び友人に対する専門的な有資格者によるカウンセリング
- ギャンブリングによる悪影響を削減するためのコミュニティ教育及びその支援
- ギャンブラー支援提供施設の連絡先の紹介
- 青少年専用のユースラインの整備

図 5-14 ビクトリア州のギャンブラーズヘルプサービスのロゴ



(出典：ギャンブラーズヘルプ HP より)

223 Bouverie Centre Family Inclusive Counselling Program

224 責任あるギャンブリング財団 HP

225 ギャンブラーズヘルプオンライン HP

226 Gambler's Help Service

(3) 相談・治療機関における取組事例

ア イースターンアクセス・コミュニティヘルス²²⁷

① 沿革・概要

この団体は、1974(昭和 49)年にマルーンダソーシャルヘルスセンター²²⁸の名称で、社会的・経済的要素に関係なく、全ての人が健康となる権利を有するという理念の下に設立された民間団体である。雇用、ホームレス、財政、社会からの排除、中毒等に苦しむ人を対象に多様なサービスを提供している。

なお、この団体はギャンブラーズヘルプサービスの紹介先施設の一つである。

② 運営体制

職員は約 1,000 名であり、全体の予算規模は、約 7,300 万豪ドル(約 62 億 500 万円)である²²⁹。ギャンブラーズヘルプのサービスに関連して、責任あるギャンブラリング財団から 2014(平成 26)年度の寄付金額は、約 200 万豪ドル(約 1 億 7,000 万円)である。

③ 主な活動内容

サービス提供地域は、メルボルン東部及びヤラ地方²³⁰の複数の施設である。

サービス内容は、個人や家族に対するカウンセリング、ギャンブル関連の財務的カウンセリング、自己支援資料の提供、コミュニティ教育及び情報提供セッションの実施である。さらに、カウンセラー等の専門家に対する研修及びコンサルティングサービスも実施している。

また、これらのサービスについてはいずれも無料である。

2014(平成 26)年度の新規患者数は 393 名であり、財務的カウンセリングを受診した新規患者数は 222 名である。

イ 責任あるギャンブラリング支援センター²³¹

① 沿革・概要

このセンターは、2002(平成 14)年にクラウンメルボルンがギャンブル問題に悩む顧客及びその家族に対して責任あるゲーミングサービスを提供する目的で、IR 施設内に設立した施設である。

センターでは、カウンセリングのほか、責任あるゲーミングに関する情報提供、プレコミットメント制度に係る支援、自己排除制度に関

227 Eastern Access Community Health。イースターンアクセス・コミュニティヘルス、『アニュアルレポート 2015』を参照。

228 Maroondah Social Health Centre

229 イースターンアクセス・コミュニティヘルス、『アニュアルレポート 2015』

230 the Shire of Yarra Ranges。メルボルンの北東部郊外にあるビクトリア州の地方公共団体。

231 Responsible Gambling Support Centre。クラウンリゾート HP を参照。

する支援、政府支援の施設の紹介及び予約の代行等のサービスを提供している。全てのサービスは無料で提供している。

② 運営体制²³²

センターは、IR 施設内の地下 1 階に位置し、24 時間 365 日営業している。

人員は、クラウンメルボルンの責任あるギャンブラーリングプログラムに関して訓練を受けた責任あるゲーミングリエゾン職員により構成される。この職員には、心理学者及び牧師が含まれる。

③ 主な活動内容

センターの心理学者は、広範なメンタルヘルス分野の経験に基づき、カウンセリング室において、顧客に無料のカウンセリング、ギャンブラーズヘルプサービスや他の治療施設の紹介等を実施している。また、センターのスタッフに対する専門家研修等を実施している。

5.6.4 クイーンズランド州（豪州）

(1) ギャンブラーリングヘルプサービス²³³

クイーンズランド州では、酒類及びゲーミング規制局による財政的支援の下、ギャンブラーリングヘルプサービスの名称で、ギャンブル問題に苦しむ人を対象とした電話、オンライン及び対面式の方法で、次のようなサービスを提供している。

- ギャンブル問題に苦しむ本人、家族及び友人を対象とした 24 時間 365 日の専門家による電話での無料カウンセリング
- 対面での無料カウンセリング
- カウンセリングでは、ギャンブル問題に苦しむ本人及び家族に対して、依存症、人間関係及び財務的カウンセリングに関する支援を提供

図 5-15 クイーンズランド州のギャンブラーリングヘルプのロゴ



（出典：ギャンブラーリングヘルプの HP より）

232 クラウンメルボルン『責任あるギャンブラーリング行動規範』

233 ギャンブラーリングヘルプオンライン HP

(2) 相談・治療機関における取組事例

ア クイーンズランド州リレーションシップ・オーストラリア²³⁴

① 沿革・概要

リレーションシップ・オーストラリアは、1948(昭和 23)年に、シドニーにおいて、結婚に問題を抱える人への支援及び助言の目的で結婚ガイダンス協議会²³⁵として設立し、1952(昭和 27)年に豪州全体の組織が誕生した。

その後、家族の在り方の変化に伴い、1994(平成 6)年に現在の名称へと変更した民間の非営利組織である。

なお、この団体は、ギャンブラリングヘルプサービスの紹介先施設の一つである。

② 運営体制

人員は、カウンセラー等の有資格者又は専門性を有するスタッフ 350 名以上により構成され、クイーンズランド州内 30 か所以上の施設でサービスを提供している。

2013(平成 25)年度においては、連邦政府が運営資金の約 72%、州政府が運営資金の約 23%を拠出した²³⁶。

③ 主な活動内容

カウンセリングでは、カウンセラーとプライベートセッションを約 1 時間実施し、何が支援を求めるきっかけとなったのか、現在抱えている問題を改善するために何を望んでいるかについて患者と話し合う。感情、社会的地位、人間関係、仕事面及び財務面でギャンブルが患者の生活に与えている影響を理解してもらうために、カウンセラーが患者に対して質問をする。しかし、カウンセラーから患者に対して、ギャンブルをやめるように促すことや、何をすべきかの提案はせず、患者が持ち込む問題について一緒に解決策を模索し、問題解決のための目標設定を支援する。

セッション前半では、患者はカウンセラーと共に問題解決のための計画を策定し、セッション後半では、その計画をレビューする。目標達成後は、患者はカウンセラーと共に再発リスクを認識し、防止に努める。カウンセリング期間は、患者の目標設定及び達成までのプロセスにより異なる。

カウンセリングで通常実施される内容は、次のとおりであり、いずれも無料である。

234 Relationships Australia Queensland。リレーションシップ・オーストラリア HP を参照。

235 Marriage Guidance Council

236 リレーションシップ・オーストラリア、『アニュアルレポート 2013-2014』

- 改善のために目標設定する。
- ギャンブルに関し理解する。
- ギャンブルの誘引を自覚し、誘引の発生を防止し、又は誘引に対して異なる対応をする方法を模索する。
- ギャンブル問題に関連する問題を理解する。
- 友人関係及び家族との生活にギャンブルが与える影響を理解する。
- 債務を処理し、財務問題を再考し、財務関連の法的権利及び義務を理解し、金銭管理方法を習得する。
- 再発リスクを認識し、予防策を計画する。

5.6.5 英国

(1) 相談・治療機関における人材育成

英国では、ギャンケアにおいて、臨床医、研究者、教育者、政策決定者、ギャンブリング業界等を対象に問題あるギャンブルに関する研修を提供している。

研修の目的は、ギャンブル及び問題あるギャンブル行動とその心理に対する理解の改善、ギャンブル及び問題あるギャンブルの社会的影響に関する啓蒙等である。

研修は、問題あるギャンブラー等に対する豊富な臨床経験を有する職員により実施される。認知及び介入研修は、臨床医向けのコース、ヘルプケア分野の専門家向けのコース及び教師、財務アドバイザー、ソーシャルワーカー等に対するコースがある²³⁷。

(2) 相談・治療機関における取組事例

ア ギャンケア

① 沿革・概要²³⁸

ギャンケアは、問題あるギャンブルの防止及び治療のために、情報提供、助言、支援及び無料カウンセリングを行う慈善組織として、1997(平成9)年に設立された民間団体である。

② 運営体制

職員は合計58名である。管理業務を担当する職員約10名、ヘルプライン担当者約30名、カウンセラー8名及び数名の事務職員で構成される。

また、2013(平成25)年度、責任あるギャンブリング基金がギャンケ

²³⁷ ギャンケア HP

²³⁸ ギャンケア HP

アに配賦した金額は、約 300 万ユーロ (約 3 億 9,000 万円) である²³⁹。

③ 主な活動内容²⁴⁰

ギャンケアでは、ギャンケアヘルプライン、ギャンケアネットライン、ギャンケアフォーラム及びギャンケアチャットルームを提供している。また、対面によるギャンケアカウンセリングサービスも実施している。

それぞれの取組内容は、表 5-39 のとおりである。

表 5-39 ギャンケアによる取組内容

取組	概要
ヘルプライン	- ギャンブルに問題を抱えている人を対象に、情報提供及びメンタルサポートを実施する無料の電話相談 - 午前 8 時から深夜 0 時まで毎日実施 - 営業時間外に電話した場合やアドバイザーが全員対応中で電話に出ることができない場合には、留守電にメッセージを残すと順番にアドバイザーが電話をかけ直す。 - 電話では、ギャンブルに問題を抱える人の話を聞き、支援する専門のアドバイザーが対応する。 - ギャンブル以外の問題がある場合、アドバイザーが地元の対面式カウンセラーを紹介することもある。
ネットライン	- ギャンブルに問題を抱えている人を対象に、アドバイザーにメッセージを送信すると、アドバイザーもテキストメッセージにより応答するチャットサービスである。 - 午前 8 時から深夜 0 時まで毎日実施 - スマートフォン、タブレット及びパソコンの端末から利用することが可能である。 - メッセージを送受信しながら、必要な文書及び参照リンク先の添付が可能である。 ※アドバイザーの対応方法は、ヘルプラインと同様。
フォーラム	- ギャンブルに問題を抱えている本人、友人及び家族を対象に、ギャンブル問題についての経験や考えを共有するための 24 時間 365 日間利用可能なオンラインメッセージ掲示板 - 掲示板の閲覧は誰でも可能であるが、メッセージを掲載するにはメンバー登録が必要である。メンバー登録には、個人情報の登録は必要なく、有効なメールアドレスの登録により利用可能である。 - 現在、約 9,000 名がメンバー登録している。 - 一般的な利用手順は、新しいメンバーのセクションで自己紹介をして、初期フィードバック及び助言を受ける。次に、ギャンブル問題の克服セクションにおいて質問や情報共有をする。ギャンブル問題からの脱却の軌跡を回復日誌に入力し、日次で助言を受ける。
チャットルーム	- ギャンブル問題に関連する事項について、定期的に実施するオンライン型のチャットである。 - ギャンケアのスタッフが各セッションを管理し、質疑応答が行われる。 - セッションは、原則、毎日午後 8 時から午後 9 時の 1 時間実施する。 - セッションの中では、日々感じるプレッシャー及びギャンブルをする理由、回復の過程で目標達成を祝う、再発又は困難な状況に直面した時に支援を受ける、問題を解決しその方法を共有する等が行われる。

239 責任あるギャンブリング基金、『アニュアルレポート 2013-2014』

240 ギャンケア HP

取組	概要
カウンセリング	- ギャンブル問題に苦しむ本人及び家族を対象に、無料のカウンセリングを週次で提供するサービスである。 - カウンセリングは、問題あるギャンブル行動及び問題行動を引き起こしている思考や感情の両方に焦点を当てるアプローチを採用し、カウンセラーと過去及び現在の状況について話すことにより、人間関係及び人生について再考し、最善策の発見を目指す。 - カウンセリングは、ロンドン及びマンチェスターの事務所において実施される。また、ギャンケアの提携機関が提供する英国全土の 126 施設においても、カウンセリングを受けることができる。 2014(平成 26)年度にカウンセリングを提供した患者数は 5,500 名である。

(出典：ギャンケアの HP を基にあずさ監査法人作成)

イ 国立ギャンブル依存症クリニック

① 概要²⁴¹

クリニックは、ロンドン中部及び北西部 NHS 信託財団²⁴²が運営するクリニックの一つであり、ロンドンの南西部に位置し、イングランド及びウェールズ地方の 16 歳以上のギャンブル問題に苦しむ人を治療する施設である。

国営医療サービス (NHS : National Health Service) から認証を受けた唯一のギャンブル依存症治療クリニックであり、政府機関の一つである。

② 運営体制²⁴³

人員は、精神科医、心理学者、家族セラピスト、財務認識アドバイザー、その他の専門的セラピストで構成される。

臨床医は問題あるギャンブルの治療について専門性を有している。また、臨床心理学者は認知行動療法に関する専門性を有している。

2013(平成 25)年度において、責任あるギャンブル基金がクリニックへ配賦した金額は約 34 万ユーロ (約 4,420 万円) である²⁴⁴。

③ 主な活動内容

クリニックでは、表 5-40 のとおり、ギャンブル依存症者に対する治療を行っている。

241 国立ギャンブル依存症クリニック HP

242 Central and North West London NHS Foundation Trust

243 国立ギャンブル依存症クリニック HP

244 責任あるギャンブル基金、『アニュアルレポート 2013-2014』

表 5-40 ギャンブル依存症者に対する治療

治療までの流れ		・ クリニックの心理学治療を受診するための申込方法には、個人的に申込する場合と地元のかかりつけの医師又は他の支援施設からの紹介による場合がある。 ・ 紹介の場合には紹介状の提出が求められる。 ・ クリニックは、紹介状を受領するとまず受領通知書を送付するとともに、患者の現在の状況を把握するために、紹介状等の内容を基に事前評価を実施する。患者の事前評価は、紹介状の受領から通常約 3 週間を要し、評価期間後、クリニックは予約に関する通知を送付する。 ・ 初回セッションでは、患者のギャンブル問題の本質及び不安に感じる他の全ての問題について約 40 分間臨床スタッフと面談を実施し、患者に対する治療方法を検討する。 ・ クリニックでは、ヘルスケアの専門家によりミーティングが毎週開催され、その中で最善の治療方法が決定される。 ・ 具体的な治療方法としては、短期的介入又は認知行動療法による治療が行われる。
具体的治療内容	短期的介入	・ 短期的介入は、通常、自分で定期的にギャンブルを中止することが可能な患者又はやめたいかどうか確信が持てない患者に対して実施される。 ・ 短期的介入による治療では、患者は自己支援マニュアルに基づき心理学者と 4 回のセッションを実施する。 ・ セッションは、治療マニュアルの中の特定のトピックに焦点を当てて実施する。
	認知行動療法による治療	・ 認知行動療法は、週次で 8 回のセッションを実施し、各セッションでは、異なるトピックを取り扱う。通常集団形式で夕方に実施するが、個別に実施することが適切と判断すれば個別に実施することもある。集団形式のセッションの場合は 90 分であり、個人セッションの場合は一時間である。 ・ 認知行動療法は、“いま現在”に焦点を当てた会話形式の療法であり、患者は、問題行動を認識し、不合理な思考に疑問を呈した上で、感情、思考及び強い衝動をコントロールする方法を学ぶ。また、例えば、新しい趣味を見つけるといった現実に関与する行動を探索する。 ・ 認知行動療法は、クリニックへ来ることが難しい患者に対しては、電話又はメールによる遠隔形式での実施も可能である。遠隔形式でセッションを実施する場合には、患者は最初の初回セッション及び必要な場合にのみクリニックへ来訪することが要求される。
	追加的心理学支援	・ 短期的介入又は認知行動療法による治療の後で、回復状況を確認するためのレビューを実施する。 ・ レビューでは、患者及び心理学者により、追加的支援の必要性について話し合いが行われ、必要に応じて、次のような支援を行う。 - 初期治療が十分でなかった場合に、ギャンブルをやめるための追加的支援の実施 - 鬱状態といった、メンタルヘルス問題に関連した短期的治療
	アフターケア	・ 治療を終えた患者は、月次の治療後支援グループに参加する。 ・ 治療後支援グループには、患者が希望する限り、参加し続けることができる。

(出典：国立ギャンブル依存症クリニックの HP を基にあずさ監査法人作成)

また、クリニックは、ギャンブル依存症者の家族に対しても、家族の抱える問題に対して、新しい考えにより、新しい解決方法を発見し、家族が助け合うことを支援する治療を行っている。治療の利用に当たっては、初回予約時にクリニックに来訪する必要がある。家族療法は、

通常、営業時間内に実施し、6 家族診療を実施の後、まとめてレビューを実施する形式である。

5.6.6 マサチューセッツ州（米国）

(1) 相談・治療機関における人材育成

マサチューセッツ州では、マサチューセッツ州ギャンブル依存症協議会及び薬物依存サービス局が共同で、問題あるギャンブラーに対するカウンセリングの資格として、マサチューセッツ州問題あるギャンブラー専門家資格²⁴⁵を開発した。

資格取得条件は、表 5-41 のとおりである。

表 5-41 問題あるギャンブラー専門家資格の取得条件

学歴要件	・ 3 年以上の依存症関連の臨床経験を伴う修士資格又は博士資格 ・ 4 年以上の依存症関連の臨床経験を伴う学士資格 ・ 5 年以上の依存症関連の臨床経験を伴う高校卒業資格
研修要件	・ 対面又はオンラインでのギャンブル関連研修を 30 時間受講すること。
臨床経験	・ 監督者によるギャンブル関連又は依存症問題に関する臨床指導を受けること。
継続的研修	・ 継続的な研修を 15 時間受けること。 ・ 2 年に 1 度、問題あるギャンブルの治療に関する監督者による証明を受けること。

(出典：マサチューセッツ州ギャンブル依存症協議会の HP を基にあずさ監査法人作成)

(2) 相談・治療機関における取組事例

ア マサチューセッツ州ギャンブル依存症協議会²⁴⁶

① 沿革・概要

協議会は、1983(昭和 58)年に、問題あるギャンブルに係る社会的、財政的、精神的コストを削減するために設立された非営利の民間団体である。啓蒙活動、コミュニティ教育、専門家に対する研修及び問題を抱える人に対して、情報提供、施設紹介等を実施している。

② 運営体制

人員は、役員 9 名及び 13 名のスタッフで構成される。

2013(平成 25)年度の予算額は、約 146 万ドル(約 1 億 7,520 万円)であり、そのうち約 92%は、マサチューセッツ州の保健省が拠出している²⁴⁷。

③ 主な活動内容

協議会は、1987(昭和 62)年から 24 時間 365 日、電話による無料のヘルプラインを整備し、ギャンブルに問題を抱える人に対して、情報

²⁴⁵ Massachusetts Problem Gambling Specialist Certificate

²⁴⁶ マサチューセッツ州ギャンブル依存症協議会 HP

²⁴⁷ マサチューセッツ州ギャンブル依存症協議会、『アニュアルレポート 2013』

提供、治療施設等の紹介等のサービスを提供している。

なお、紹介している治療施設は、公認メンタルヘルスカウンセラー²⁴⁸、公認アルコール及び薬物カウンセラー²⁴⁹等の資格を有する個人開業の 16 か所の施設である。

また、2014(平成 26)年には、24 時間 365 日の無料のオンライン・チャットサービスを開始し、電話によるヘルプラインと同じ専門家とオンラインでも会話が可能となった。

イ ゲームセンス・インフォセンター²⁵⁰

① 沿革・概要

センターは、カジノ運営事業者が、2015(平成 27)年 6 月、マサチューセッツ州における初めての IR であるプレインリッジの開業に際し、駐車場入口にメンタルヘルスカウンセリングサービスとして法令に基づき設立した。

② 主な活動内容

センターでは、顧客はギャンブルに関する実態に基づかない儲け話やゲームの勝率について知ることができるとともに、休憩しながら、アドバイザーの支援を受けることができる。

アドバイザーは、次の内容について情報提供が可能である。

- 顧客がギャンブルをする前に、勝率について聞くことができる。
- スロット機器の仕組みについて学ぶことができる。
- プレコミットメント制度について提案を受けることができる。
- 自己排除プログラムについて学ぶことができる。

(3) 相談・治療のための資金提供

ア 公衆衛生基金²⁵¹

① 沿革・概要

公衆衛生基金は、法令に基づき、ギャンブル依存症や関連する事項の研究、予防、治療を目的とした社会サービスや公衆衛生プログラムをサポートするために設立された基金である。

② 運営体制

公衆衛生基金は、ゲーミング委員会がゲーミングライセンス取得者²⁵²に対してその規模に応じて課す最低 500 万ドル(6 億円)の負担金及びライセンス取得者の収入の 5%を資金源として運営される。

248 Licensed Mental Health Counselor

249 Licensed Alcohol and Drug Counselor

250 GameSense Info Center 。ゲームセンス・インフォセンターHP

251 ゲーミング委員会 HP

252 ゲーミングライセンスについては、7.2.5 を参照。

5.7 ギャンブル依存症の実態把握のための調査

5.7.1 ニューサウスウェールズ州（豪州）

ニューサウスウェールズ州では、2011(平成 23)年に、州政府が、州内のギャンブル依存症推定有病率の調査を実施している。

調査の概要は、表 5-42 のとおりである。

表 5-42 ニューサウスウェールズ州のギャンブル依存症推定有病率調査の概要

調査期間	2011(平成 23)年 9 月-11 月
調査対象者	ニューサウスウェールズ州の住民 10,000 名（内、インタビューを完結した者は、4,428 名）
調査方法	電話によるインタビュー
利用指標	ギャンブル依存症重症度指標（Problem Gambling Severity Index, PGSI ²⁵³ ）
調査結果	ギャンブル依存症推定有病率（PGSI 値 8 以上）：0.8% 中リスクのギャンブラー（PGSI 値 3-7）：2.9% 低リスクのギャンブラー（PGSI 値 1-2）：8.4% 問題のないギャンブラー（12 か月以内にギャンブルの実績はあるが、PGSI 値 0）：52.8% ギャンブラーではない者（12 か月以内にギャンブルの実績のない者）：35.1%

（出典：ニューサウスウェールズ州依存症推定有病率調査資料を基にあずさ監査法人作成）

5.7.2 ビクトリア州（豪州）

ビクトリア州では、2014(平成 26)年に、責任あるギャンブラリング財団及び司法省が、州内のギャンブル依存症推定有病率の調査を実施している。

調査の概要は、表 5-43 のとおりである。

表 5-43 ビクトリア州のギャンブル依存症推定有病率調査の概要

調査期間	2014(平成 26)年 6 月-11 月
調査対象者	18 歳以上のビクトリア州の住民 13,554 名 （内、固定電話による回答 12,551 名、携帯電話による回答 1,003 名）
調査方法	電話によるインタビュー
利用指標	ギャンブル依存症重症度指標（PGSI）
調査結果	ギャンブル依存症推定有病率（PGSI 値 8 以上）：0.81% 中リスクのギャンブラー（PGSI 値 3-7）：2.79% 低リスクのギャンブラー（PGSI 値 1-2）：8.91% 問題のないギャンブラー（12 か月以内にギャンブルの実績はあるが、PGSI 値 0）：57.9% ギャンブラーではない者（12 か月以内にギャンブルの実績のない者）：29.90%

（出典：責任あるギャンブラリング財団、『ギャンブルと健康に関する研究²⁵⁴』を基にあずさ監査法人作成）

253 PGSI は、過去 1 年間におけるギャンブル活動に対する 9 つの質問によりギャンブル依存症の重症度を測る指標である。

254 Study of Gambling and Health in Victoria

5.7.3 クイーンズランド州（豪州）

クイーンズランド州では、2001（平成 13）年、2003/04（平成 15/16）年、2006/07（平成 18/19）年、2008/09（平成 20/21）年、2011/12（平成 23/24）年に、経済統計研究局²⁵⁵が、「家計におけるギャンブル実態調査」として、州内のギャンブル依存症推定有病率の調査を実施している²⁵⁶。

直近の 2011/12（平成 23/24）年の調査の概要は、表 5-44 のとおりである。

表 5-44 クイーンズランド州のギャンブル依存症推定有病率調査の概要

調査期間	第 1 回：2011（平成 23）年 10 月-11 月 第 2 回：2012（平成 24）年 1 月下旬-3 月中旬
調査対象者	18 歳以上のクイーンズランド州の住民 15,000 名
調査方法	電話によるインタビュー
利用指標	カナダギャンブル依存症指標（Canadian Problem Gambling Index, CPGI ²⁵⁷ ）

（出典：クイーンズランド州政府、『家計におけるギャンブル実態調査 2011-2012²⁵⁸』を基にあずさ監査法人作成）

また、これまでの調査結果は表 5-45 及び図 5-16 のとおりである。

表 5-45 クイーンズランド州のギャンブル依存症推定有病率の推移

	2001 年	2003-04 年	2006-07 年	2008-09 年	2011-12 年
ギャンブル依存症推定有病率 （CPGI 値 8 以上）	0.83%	0.55%	0.47%	0.37%	0.48%
中リスクのギャンブラー （CPGI 値 3-7）	2.7%	2.0%	1.8%	1.6%	1.9%
低リスクのギャンブラー （CPGI 値 1-2）	8.2%	5.3%	5.7%	4.7%	5.2%
娯乐的ギャンブラー （12 か月以内にギャンブルの 実績はあるが、CPGI 値 0）	73.2%	72.4%	67.3%	68.0%	66.3%
ギャンブラーではない者 （12 か月以内にギャンブルの 実績のない者）	15.1%	19.7%	24.7%	25.3%	26.2%

（出典：クイーンズランド州政府、『家計におけるギャンブル実態調査 2011-2012』を基にあずさ監査法人作成）

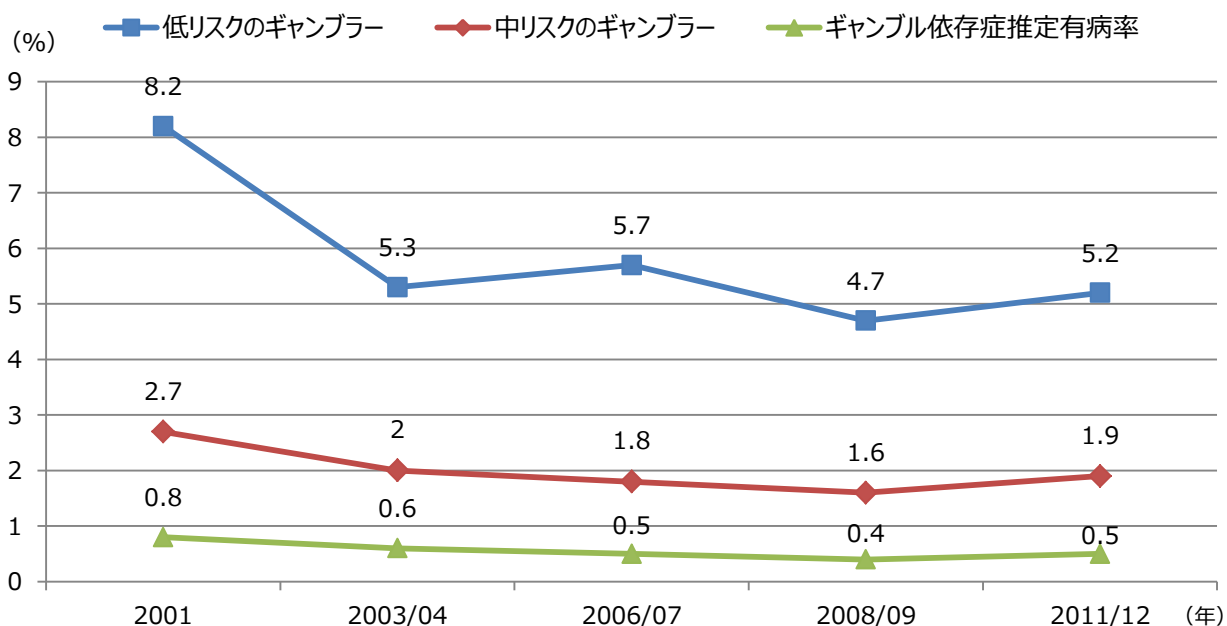
255 Office of Economic and Statistical Research

256 調査期間が年をまたぐ場合は、複数年を記載している。

257 CPGI は、過去 1 年間におけるギャンブル活動に対する 9 つの質問により、ギャンブル依存症の重症度を測る指標である。

258 Queensland Household Gambling Survey 2011-2012

図 5-16 クイーンズランド州のギャンブル依存症推定有病率の推移



(出典：クイーンズランド州政府、『家計におけるギャンブル実態調査 2011-2012』を基にあずさ監査法人作成)

5.7.4 英国

英国では、1999(平成 11)年、2007(平成 19)年に続き、2010(平成 22)年に、ギャンブリング委員会が、第 3 回目の英国のギャンブル依存症推定有病率の調査を実施している。この調査は、ギャンブリング法が 2007(平成 19)年 9 月 1 日に施行後、初の本格的なギャンブル依存症推定有病率の調査である。

調査の概要は、表 5-46 のとおりである。

表 5-46 英国のギャンブル依存症推定有病率調査の概要

調査期間	2010(平成 22)年
調査対象者	16 歳以上の英国住民 7,756 名
調査方法	電話によるインタビュー
利用指標	ギャンブル依存症重症度指標 (Problem Gambling Severity Index, PGSI) 精神障害の分類と診断の手引 (The Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders, DSM-IV ²⁵⁹)

259 アメリカ精神医学会が策定した基準であり、ギャンブル活動に対する 10 個の質問によりギャンブル依存症の重症度を測る指標である。

調査結果	PGSI
	ギャンブル依存症推定有病率（PGSI 値 8 以上）：0.6%
	中リスクのギャンブラー（PGSI 値 3-7）：5.6%
	低リスクのギャンブラー（PGSI 値 1-2）：1.9%
	問題のない者（PGSI 値 0）：91.9%
	DSM-IV
	ギャンブル依存症推定有病率(DSM-IV値 3 以上）：0.9%
	低リスクのギャンブラー(DSM-IV値 1-2）：4.1%
	問題の無い者(DSM-IV値 0）：95.0%

（出典：ギャンブラー委員会 の HP を基にあずさ監査法人作成）

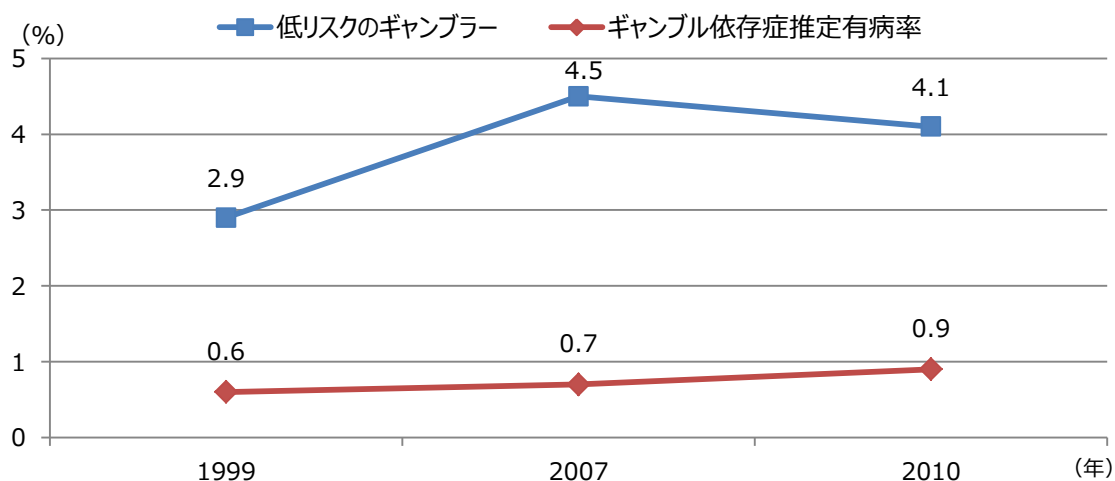
また、これまでの調査結果は表 5-47 のとおりである。

表 5-47 英国のギャンブル依存症推定有病率の推移²⁶⁰

	1999 年	2007 年	2010 年
ギャンブル依存症推定有病率 (DSM-IV値 3 以上)	0.6%	0.7%	0.9%
低リスクのギャンブラー(DSM-IV値 1-2)	2.9%	4.5%	4.1%
問題の無い者(DSM-IV値 0)	96.5%	94.8%	95.0%

（出典：ギャンブラー委員会 の HP を基にあずさ監査法人作成）

図 5-17 英国のギャンブル依存症推定有病率の推移



（出典：ギャンブラー委員会 の HP を基にあずさ監査法人作成）

5.7.5 マサチューセッツ州（米国）

マサチューセッツ州では、2011(平成 23)年に拡大ゲーミング法が制定され、カジノやスロットパーラー式の IR の開業が認められた。これを受けて開業し

²⁶⁰ 1999 年の調査では PGSI を用いていないため、DSM-IV の推移を記載している。

た施設の影響を把握するため、2012(平成 24)年に調査を実施した。
調査の概要は、表 5-48 のとおりである。

表 5-48 マサチューセッツ州のギャンブル依存症推定有病率

調査期間	2013(平成 25)年 9 月 11 日-2014(平成 26)年 5 月 31 日
調査対象者	18 歳以上のマサチューセッツ州の住民 9,578 名
調査方法	電話によるインタビュー及びウェブインタビュー
利用指標	問題及び病的ギャンブル依存症測定指標 (Problem and Pathological Gambling Measure , PPGM ²⁶¹)
調査結果	● ギャンブル依存症推定有病率：1.7% ● リスクのあるギャンブラー：7.5% ● 趣味的なギャンブラー：63.4% ● 問題のない者：27.5%

(出典：マサチューセッツ大学、『マサチューセッツ州におけるギャンブルとギャンブル
問題に関する調査²⁶²』を基にあずさ監査法人作成)

5.8 総括

今回調査分析対象となった国・地域における主なギャンブル依存症対策をま
とめると、表 5-49 のとおりである。

表 5-49 調査分析対象国・地域における主なギャンブル依存症対策まとめ

	豪州			英国	米国
	ニューサウスウェールズ州	ビクトリア州	クイーンズランド州		マサチューセッツ州
入場禁止制度	・法令に基づく自己排除プログラム ・事業者の自主的な取組による家族申請に基づく排除	・法令に基づく自己排除プログラム	・法令に基づく自己排除プログラム	・法令に基づく自己排除プログラム	・法令に基づく自己排除プログラム ・法令に基づく家族申請に基づく排除
利用制限制度	・事業者の自主的なプロミットメント制度	・法令に基づくプロミットメント制度	・事業者の自主的なプロミットメント制度	—	・試験的なプロミットメント制度
従業員教育	・法令に基づくギャンブル依存症対策等に関する従業員への研修	・法令に基づくギャンブル依存症対策等に関する従業員への研修	・法令に基づくギャンブル依存症対策等に関する従業員への研修	—	—
広報・啓発	・法令に基づくパンフレット等の配布 ・各種キャンペーン ・責任あるギャンブラー周知週間	・法令に基づくパンフレット等の配布 ・各種キャンペーン ・責任あるギャンブラー周知週間	・指針に基づく情報提供 ・各種キャンペーン ・責任あるギャンブラー周知週間	・業界団体等の自主的な広報啓発活動 ・民間団体によるギャンブル依存症対策の証明制度	・責任あるギャンブラー 1 ヶ月間 ・大学によるギャンブラー障害診断日の設定

261 ギャンブル活動に対する 14 個の質問によりギャンブル依存症の重症度を測る指標である。

262 University of Massachusetts School of Public Health and Health Sciences, “Gambling and Problem Gambling in Massachusetts: Results of a Baseline Population Survey”

	豪州			英国	米国 マサチューセッツ州
	ニューサウスウェールズ州	ビクトリア州	クイーンズランド州		
広告規制	・ゲーミング機器広告の禁止 ・一定のカジノ広告の禁止	・ゲーミング機器広告の禁止 ・一定のカジノ広告の禁止 ・事業者内部での広告の事前審査	・一定のカジノ広告の禁止	・業界団体等によるカジノ広告の自主規制	・指針に基づくギャンブル広告の抑制 ・業界団体によるカジノ広告の自主規制
カジノ運営事業者による貸付等の制限	・豪州居住者に対する貸付の禁止 ・カジノ内 ATM の禁止	・豪州居住者に対する貸付の禁止 ・カジノ内及びその周辺での ATM の禁止	・全ての者に対する貸付の禁止 ・カジノ内及びその周辺での ATM の禁止	・全ての者に対する貸付の禁止 ・クレジットカードの利用禁止	・法令及び指針に基づく貸付を行う際の手順の制限
相談・治療機関の設置	・ギャンブル治療専門の民間の治療機関	・カジノ運営事業者による自主的な相談機関の設置 ・民間の治療機関	・民間の治療機関	・国立の治療機関 ・民間の治療機関	・民間の治療機関 ・カジノ運営事業者による法令に基づく相談機関の設置
ヘルプラインの設置	・24 時間対応 ・州政府の財政的支援	・24 時間対応 ・州政府の財政的支援	・24 時間対応 ・州政府の財政的支援	・午前 8 時～午後 12 時 ・国の財政的支援	・24 時間対応 ・州政府の財政的支援
相談・治療への補助等	・治療機関に対する州政府の財政的支援による無料の治療を提供	・治療機関に対する州政府の財政的支援による無料の治療を提供	・治療機関に対する州政府の財政的支援による無料の治療を提供	・治療機関に対する国の財政的支援による無料の治療を提供	・治療機関に対する州政府の財政的支援による無料の治療を提供
その他	—	—	—	—	・州政府によるギャンブル依存症に関する専門資格制度

※ 表中の「指針」は、法的拘束力がない行政による指針、フレームワーク等を指す。

こうした取組の結果、各国・地域におけるギャンブル依存症推定有病率は、表 5-50 のとおりとなっている。

表 5-50 各国・地域におけるギャンブル依存症の推定有病率

	豪州			英国	米国 マサチューセッツ州
	ニューサウスウェールズ州	ビクトリア州	クイーンズランド州		
ギャンブル依存症 推定有病率	0.8% 2011(平成 23)年	0.81% 2014(平成 26)年	0.48% 2011(平成 23)～ 2012(平成 24)年	0.6% 2010(平成 22)年	1.7% 2013(平成 25)～ 2014(平成 26)年
有病率調査手法	PGSI	PGSI	CPGI	PGSI	PPGM

なお、各国・地域において、ギャンブル依存症の基準・調査手法が異なることから、調査結果である推定有病率は単純に比較できるものではない。

第6章 青少年対策

カジノの解禁については、カジノの設置が青少年に影響を与えるという指摘がなされることから、この章では、各国・地域で講じられている青少年対策についてまとめた。

6.1 青少年対策の体制

各国・地域における青少年対策は、様々な関係者がそれぞれの観点から、取り組んでいる。

6.1.1 ニューサウスウェールズ州（豪州）

ニューサウスウェールズ州における青少年対策に関係する主な機関と取組例は、表 6-1 のとおりである（詳細な取組は、各対策の部分で詳述する。）。

表 6-1 ニューサウスウェールズ州における青少年対策に関係する主な機関と取組例

機関名	取組例
責任あるギャンbling基金	・青少年向け教材の提供 ・青少年向けウェブサイトの提供
スターシドニー	・未成年者の入場を予防するための行動規範の規定

（出典：各機関の HP 等を基にあずさ監査法人作成）

6.1.2 ビクトリア州（豪州）

ビクトリア州における青少年対策に関係する主な機関と取組例は、表 6-2 のとおりである（詳細な取組は、各対策の部分で詳述する。）。

表 6-2 ビクトリア州における青少年対策に関係する主な機関と取組例

機関名	取組例
責任あるギャンbling財団	・“ギャンblingはゲームではない”というキャンペーン活動の実施 ・州内の学校において、ギャンblingのリスク等について教育活動の実施
消費者センター	・学校教育における消費者教育の中で、責任あるギャンblingに係る教材を提供
ターニングポイント	・青少年向けヘルプラインの提供
クラウンメルボルン	・同伴者のいない子供又は若者を保護するための訓練に従業員等を実施

（出典：各機関の HP 等を基にあずさ監査法人作成）

6.1.3 クイーンズランド州（豪州）

クイーンズランド州における青少年対策に関係する主な機関と取組例は、表 6-3 のとおりである（詳細な取組は、各対策の部分で詳述する。）。

表 6-3 クイーンズランド州における青少年対策に関する主な機関と取組例

機関名	取組例
酒類及びゲーミング規制局	・青少年向け教材の提供

(出典：酒類及びゲーミング規制局の HP を基にあずさ監査法人作成)

6.1.4 英国

英国における青少年対策に関する主な機関と取組例は、表 6-4 のとおりである（詳細な取組は、各対策の部分で詳述する。）。

表 6-4 英国における青少年対策に関する主な機関と取組例

機関名	取組例
ナショナルカジノフォーラム	・未成年者に対する入場制限が適切になされているかのモニタリング及び改善要求
ギャンケア	・ギャンブルに関する問題を抱える若者へ支援及び助言を提供するウェブサイトの立ち上げ ・協力関係にある治療施設と共に、試行的な若者向け教育プロジェクトを実施
広告遵守委員会	・自主的な広告規制（放送除く）の実施
放送広告遵守委員会	・自主的な放送用の広告規制の実施
責任あるギャンプリングのための業界団体	・自主的な広告規制の実施

(出典：各機関の HP 等を基にあずさ監査法人作成)

6.1.5 マサチューセッツ州（米国）

マサチューセッツ州における青少年対策に関する主な機関と取組例は、表 6-5 のとおりである（詳細な取組は、各対策の部分で詳述する。）。

表 6-5 マサチューセッツ州における青少年対策に関する主な機関と取組例

機関名	取組例
マサチューセッツ州ギャンブル依存症協議会	・青少年のためにギャンブルに関する情報提供 ・確率・統計に関する教育プログラムの開発 ・青少年向けの教材の提供

(出典：マサチューセッツ州ギャンブル依存症協議会の HP 等を基にあずさ監査法人作成)

6.2 カジノ施設への入場制限

6.2.1 ニューサウスウェールズ州（豪州）

(1) 未成年者に対する入場制限

ニューサウスウェールズ州では、法令で、未成年者（18 歳未満）がカジノへ入場及び滞在することを禁止しており、違反した場合には未成年者に罰金が科される。また、未成年者を入場させた場合、カジノ運営事業者も罰金が科される。

また、カジノ運営事業者がカジノ内で未成年者を発見した場合、直ちに独立酒類ゲーミング機構の検査官²⁶³に知らせ、未成年者をカジノから退出させるか、未成年者自ら立ち退くようにしなければならず、これに違反した場合にも罰金が科される。ただし、当該未成年者が15歳以上で、カジノへ入場する前又はカジノ内において年齢証明書²⁶⁴が提示されていたことをカジノ運営事業者が証明できた場合には、この限りでない。

また、未成年と疑わしい者を拒否する義務が規定されており、カジノ運営事業者は合理的に未成年と推測し得る者については、カジノへの入場を拒否しなければならず、年齢証明書を提示させることなく入場を拒否しなかった場合には罰金が科される。

一方で、カジノ内に入場又は滞在するために、未成年者が虚偽の年齢証明書を使用した場合、罰金が科されるが、罰金が払えない場合においても、収監又は留置されない。

さらに、カジノ運営事業者は、営業時間中、未成年者の入場が禁止される旨の掲示をしなければならず、掲示板の数、形、大きさ等については、独立酒類ゲーミング機構の指示に従わなければならない。

(2) カジノ運営事業者に対する行政処分²⁶⁵

2015(平成27)年度において、適切な年齢証明書が提出されずに、未成年者を入場させたとして、独立酒類ゲーミング機構がカジノ運営事業者に対して罰金等を科した件数は3件であり、1件当たりの罰金等の額は、2,500豪ドル(約21万円)~5,000豪ドル(約43万円)であった。

過去の状況までみると、表6-6のとおり、行政処分は一律の処分とはなっていない。

表 6-6 未成年者入場違反に関連する事例一覧

	2012 年度	2013 年度	2014 年度
行政処分件数 (件)	6 ²⁶⁶	8	3
1 件当たりの罰金等の額	5,000 豪ドル(約 43 万円)-50,000 豪ドル(425 万円)	1,000 豪ドル(8 万 5 千 円)-15,000 豪ドル(約 128 万円)	2,500 豪ドル(約 21 万円)-5,000 豪ドル(約 43 万円)

(出典：独立酒類ゲーミング機構、『アニュアルレポート 2014-2015』を基にあずさ監査法人作成)

263 検査官とは、カジノ規制当局からカジノ施設に派遣され、排除対象者や未成年者のカジノ施設への入場監視、カジノ施設内の巡回といった施設内の治安維持を務める役職

264 有効期限内の写真付きの文書で、誕生日等により年齢が確認できるもの。運転免許証、当局により発行された年齢証明書、パスポート等は、18歳以上の証拠として認められる。

265 独立酒類ゲーミング機構、『アニュアルレポート 2014-2015』

266 行政処分6件のうち、非難文書のみの場合が1件含まれている。

6.2.2 ビクトリア州（豪州）

(1) 未成年者に対する入場制限

ビクトリア州では、法令で、未成年者（18歳未満）のギャンブルを許可すること及び未成年者のギャンブルを意図的に支援することを禁止しており、違反した者には罰金が科される。

また、未成年者がカジノに入場することも禁止しており、違反した未成年者にも罰金が科される。さらに、未成年者が虚偽の年齢証明を利用した場合にも、罰金が科される。

さらに、カジノ運営事業者は、未成年者に関連する掲示をするとともに、施設に設置されているチップ等を販売する自動販売機を従業員等が管理しなければならない、違反した場合には罰金が科される。

(2) 未成年者による入場等の件数²⁶⁷

ギャンブラリング及び酒類規制委員会が発表しているカジノ内で発見された未成年者月平均数及び入場を拒否された未成年者月平均数の推移は、表 6-7 のとおりである。

第 5 回レビュー期では第 4 回レビュー期と比して未成年者の入場を拒否する人数が少なく、また、カジノ内で未成年者をより多く発見しているが、ギャンブラリング及び酒類規制委員会は、クラウンメルボルンを訪れる人数に照らすと、これらの数字は不合理なものではないと評価している。

表 6-7 入場を拒否された未成年者等の推移

	第 3 回レビュー 1998 年-2003 年	第 4 回レビュー 2003 年-2008 年	第 5 回レビュー 2008 年-2013 年
カジノ内で発見された未成年者平均数（人/月）	5	2.47	2.78
入場を拒否された未成年者平均数（人/月）	2,060	6,859	4,194

（出典：ギャンブラリング及び酒類規制委員会（2013）、『カジノ運営事業者とライセンスに関する第 5 回レビュー』を基にあずさ監査法人作成）

(3) クラウンメルボルン起訴事例²⁶⁸

2008（平成 20）年以降に、クラウンメルボルンが未成年者に関する法令に違反しているとして起訴された事例は 4 件であり、いずれの場合もクラウンメルボルンに対して、入場者一人当たり 2,500 豪ドル（約 21 万円）の罰金が科されている。

267 ギャンブラリング及び酒類規制委員会（2013）、『カジノ運営事業者とライセンスに関する第 5 回レビュー』

268 ギャンブラリング及び酒類規制委員会（2013）、『カジノ運営事業者とライセンスに関する第 5 回レビュー』

表 6-8 未成年者に関連する起訴事例一覧

処分決定日	2009（平成 21）年 11 月 24 日	2010（平成 22）年 2 月 2 日	2010（平成 22）年 6 月 8 日	2011（平成 23）年 11 月 22 日
内容	2008(平成 20)年 10 月 18 日に、16 歳の未成年者が父親及び友人と同伴してカジノに入場	2008(平成 20)年 7 月 15 日、8 月 14 日及び 9 月 5 日に未成年者がカジノに入場	2009(平成 21)年 5 月 24 日に、乳幼児がカジノに入場	2011(平成 23)年 1 月 17 日、2 名の未成年者がカジノに入場
罰金	2,500 豪ドル (約 21 万円)	2,500 豪ドル (約 21 万円)	2,500 豪ドル (約 21 万円)	5,000 豪ドル (約 43 万円)

(出典：ギャンブリング及び酒類規制委員会（2013）、『カジノ運営事業者とライセンスに関する第 5 回レビュー』を基にあずさ監査法人作成)

(4) カジノ運営事業者による青少年対策²⁶⁹

クラウンメルボルンは、自らの行動規範の中で、自主的な青少年対策として、次のような規定を設けている。

- カジノへの入場が可能な全ての入口に、未成年者の入場を禁止する掲示をする。
- 全てのカジノ施設の入口に、24 時間 365 日、従業員が配置され、顧客を監視し、18 歳以上か不明な場合には、年齢証明書の提示を要求する。
- 適切な年齢証明書が提示できない場合には、入場を拒否する。

6.2.3 クイーンズランド州（豪州）

クイーンズランド州では、法令で、未成年者（18 歳未満）がカジノへ入場及び滞在することを禁止しており、違反した場合には罰金が科される。

カジノ運営事業者に身分証明書の提示を求められた際に、身分証明書の提出を拒否して入場を試み、又は退場を拒む人物や偽の身分証明書を提出する人物も罰金の対象となる。

また、未成年者を入場させたカジノ運営事業者や、未成年者の同伴者である成人も、罰金が科される。

6.2.4 英国

(1) 未成年者に対する入場制限

英国では、法令で、未成年者（18 歳未満）がギャンブルをすること及びカジノ施設へ入場することを禁止しており、違反した場合は、収監、罰金又はその両方が科される可能性がある。

269 クラウンメルボルン『責任あるギャンブリング行動規範』

また、ギャンブリング法に基づくライセンス条件及び行動規範において、カジノ運営事業者に対して表 6-9 のような、より実務的な内容を規定している。

表 6-9 ライセンス条件及び行動規範における青少年対策の主な規定

● カジノ施設の入口に、監督者を一人以上配置しなければならない。
● 21 歳未満 ²⁷⁰ に見える者については、年齢確認をしなければならない。
● 子供を連れてくる大人に対して全てのサービスの提供を拒否しなければならない。
● 全従業員が、年齢制限以下のギャンブルを防止する責務を理解するための合理的手続を実施しなければならない。この手続には、子供又は若者をギャンブル又はギャンブル施設に誘うことの禁止、年齢制限以下の顧客の賭け金を回収し、賞金を支払わないこと等の各種法令の規定を含む適切な研修を含めなければならない。
● 未成年者のギャンブルを防止するための手続が運用されているか合理的に保証するため、サンプリング検査を実施しなければならず、その結果をギャンブリング委員会に提供しなければならない。

(出典：ライセンス条件及び行動規範を基にあずさ監査法人作成)

(2) 未成年者の入場拒否の事例

年齢証明ができずに入場を拒否された者の推移は、表 6-10 のとおりである。

表 6-10 年齢証明ができずに入場を拒否された者の推移

	2012 年度	2013 年度	2014 年度
入場に際し年齢証明ができなかった人数	118	123	115
ギャンブル中に年齢確認され、証明できなかった人数	26	19	27

(出典：ギャンブリング委員会、『業界統計』を基にあずさ監査法人作成)

(3) ミステリーショッパープログラム²⁷¹

カジノ業界団体であるナショナルカジノフォーラムは、未成年者の入場制限が適切になされているかを確認するために、ミステリーショッパープログラムと呼ばれる検査を毎年実施している。

これは、ナショナルカジノフォーラムが専門的な市場調査機関と契約し、18 歳以上ではあるが若く見える人物を雇い、入場を試みた時に実際に年齢確認されるかどうかをテストするものである。

全ての状況は隠しカメラで録画され、録画面像と共にカジノ運営事業者にフィードバックがなされる。仮に年齢確認されずに入場できた場合には、ナショナルカジノフォーラムはカジノ運営事業者に対して、施設への入場

270 法令上は、18 歳未満が入場禁止とされているが、漏れて入場することがないように、21 歳未満に見える者に対して年齢確認を行うように求めている。

271 Mystery Shopper Program。一般医療議会 (General Medical Clinic)、『子どもと青少年の保護』

プロセスの改善を求める²⁷²。

2014(平成 26)年の結果は、第一回目のテストの合格率は 91.5%となり、追加的な従業員研修を実施した結果、続く再テストでは合格率は 100%であった²⁷³。

6.2.5 マサチューセッツ州（米国）

マサチューセッツ州では、未成年者（21 歳未満）がギャンブルをすること及びゲーミングエリアへ立ち入ることが禁止されている。

また、カジノ運営事業者は、未成年者がギャンブルをすること及びギャンブル施設へ入場することを防止するための対策及び実践を導入しなければならないことから、カジノ運営事業者の中には、入口において 30 歳未満に見える人に対して ID チェックを実施している者がある。

さらに、カジノ運営事業者は、従業員に未成年者のギャンブルを防止する責任があることを理解させるための教育を実施しなければならない。

なお、未成年者の勝金は、ゲーミング委員会のゲーミング収益基金²⁷⁴として没収される。

6.3 青少年に対する教育・広報啓発

6.3.1 ニューサウスウェールズ州（豪州）

(1) 青少年向けウェブサイト²⁷⁵

ギャンブラリングヘルプのウェブサイト内に、青少年向けのサイトを立ち上げ、ギャンブル問題を抱える若者、友人及び家族を支援している。

ウェブサイトには、州内の全カウンセリングサービス施設を掲載するとともに、無料の広報啓発資料を掲載している。また、双方向型のオンラインクイズ「ギャンブラリング計算機²⁷⁶」では、5 つの質問に答えることで、ギャンブルによる年間損失金額を算出することができる。さらに、高校生によるギャンブル問題の議論、若者のギャンブラーによる話、ギャンブルに対する考え方のインタビュー等のビデオが紹介されている。

(2) 青少年向けの印刷物及び DVD

2014（平成 26）年の責任あるギャンブラリング周知週間において、“ギャンブルについて青少年と話す”という刊行物が出版され、2 週間で 1 万部が配布された。

272 シンク 21(Think21)HP

273 欧州カジノ協会(European Casino Association)、『欧州カジノ業界報告 2014』

274 Gaming Revenue Fund

275 ギャンブラリングヘルプ HP

276 Gambling calculator

若者と接点の多いギャンブラーヘルプのカウンセラーからの情報が含まれており、保護者等に対してギャンブルの現実について伝えることを目的として開発された。また、ギャンブルの問題を抱えている場合の兆候を教えるとともに、問題を疑ったときにどのように子供に接するのが良いかについて記載されている²⁷⁷。

表 6-11 青少年向けの印刷物及び DVD

ポーカーの真実と伝説 ²⁷⁸	最も一般的な6つの伝説について現実と対比させ、ポーカー機器の理論と大金の出る確率等についての DVD となっている。
---------------------------	--

(出典：責任あるギャンブラー基金の HP を基にあずさ監査法人作成)

(3) 学校教育²⁷⁹

ニューサウスウェールズ州は、責任あるギャンブラー基金からの資金 18,000 豪ドル(153 万円)により、高校生向けのギャンブルリスク教材を開発し、州の公立高校の学生（義務教育 11 年目及び 12 年目）を対象に、クロスロードプログラム²⁸⁰の一環として、利用できるようにしている。

この教材は、青少年が潜在的に危険を有している分野において、十分な情報に基づく意思決定を行えるように支援するものであり、ギャンブルが有するリスク及びコスト、スポーツ賭博、広告、オンライン及びスマートフォンによるギャンブルについて記載された指導者向けの教材である。各章において、目的、学習内容及び実施する活動等のカリキュラムが目標時間と共に具体的に記載されている。

図 6-1 責任あるギャンブラー教材の表紙



(出典：ニューサウスウェールズ州政府の HP より)

277 責任あるギャンブラー基金、『アニュアルレポート 2014-2015』

278 Poker Machines Facts and Myths

279 ニューサウスウェールズ州教育省 HP

280 Crossroads Program。クロスロードプログラムとは、ニューサウスウェールズ州の公立学校で実施される義務教育プログラムである。

6.3.2 ビクトリア州（豪州）

(1) 青少年専用ヘルプライン

ビクトリア州では、ターニングポイントが、青少年対策としてユースライン²⁸¹と呼ばれるギャンブルに関する青少年専用の電話ヘルプライン及びオンラインチャットによるヘルプサービスを 24 時間 365 日、無料で提供している。問題を抱える本人だけでなく、保護者及び友人等からの相談も受付している。

(2) キャンペーン活動²⁸²

責任あるギャンブラー財団は、次のような“ギャンブルはゲームではない”というキャンペーン活動を行っている。

このキャンペーンの戦略は、次のとおりである。

- 学校、保護者及び教師に対する教育プログラムを複数の学校において試験的に実施
- スポーツクラブ²⁸³に対する責任あるギャンブラープログラムを提供
- 保護者に対する新聞を通じての情報発信（オンラインでも提供）
- 青少年向けウェブサイト“キッドベット”の運営・支援を必要としている人への情報提供を実施する新規ウェブサイト

(3) 学校教育²⁸⁴

ア 責任あるギャンブラー財団による取組

責任あるギャンブラー財団は、州内の学校においてギャンブル問題及びギャンブルに係るリスクの認識等について教育活動を実施しており、これまで州内の 89 の学校を訪問している。これは、義務教育 10 年目（Year10）の第二学期、11 年目（Year11）及び 12 年目（Year12）の生徒を対象にした約 1 時間のセッションである。

また、同時に、保護者及び教師に対して、若者のギャンブル関連問題の認識向上及びギャンブルに関連する問題を避けるために子供に対していかなる支援ができるかといった内容のセッションも実施される。

イ ビクトリア州消費者センターによる取組

消費者センターでは、学校における消費者教育の中で、責任あるギャンブラーに関する教育を行うことができるよう、無料の教材を作成し、配布している。

この教材では、生徒が実際に利用できるワークシートが多数用意されており、なぜギャンブルをしたくなるのか、実際に当たり・外れの確率

281 Youthline

282 責任あるギャンブラー財団 HP

283 スポーツに関する賭けを行うクラブのこと。

284 キッドベット HP

がどの程度になるか等を学べるようになっている。

図 6-2 消費者センター作成の教材の表紙



(出典：消費者センターの HP より)

(4) スポーツクラブプログラム²⁸⁵

スポーツクラブプログラムは、スポーツに関するギャンブルを行うスポーツクラブにおける責任あるギャンブラーを支援し、健全なスポーツクラブの環境を整備することを目的としている。

スポーツクラブが、自主的に責任あるギャンブラー宣誓書²⁸⁶に署名し、ギャンブル活動及び広告による青少年への悪影響を最小化し、スポーツクラブにおける潜在的ギャンブルのリスクを周知することを公約としている。

現在、加盟クラブ数は 165 である²⁸⁷。

(5) 保護者向けの責任あるギャンブラーガイド²⁸⁸

責任あるギャンブラーガイドブックの主な内容は、ギャンブラー環境の変化、責任あるギャンブラーに関する情報、ソーシャルメディアのギャンブルアプリケーションに係る悪影響について保護者が青少年とギャンブルについて話す方法について記載されている。

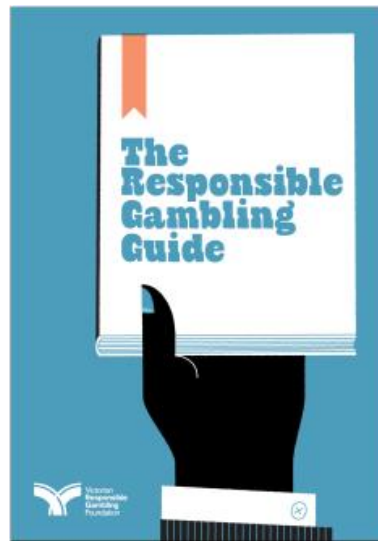
285 キッドベット HP

286 Responsible Gambling Charter

287 キッドベット HP

288 責任あるギャンブラー財団 HP

図 6-3 責任あるギャンブリングガイドの表紙



(出典：責任あるギャンブリング財団の HP より)

6.3.3 クイーンズランド州（豪州）

(1) 学校教育

2004(平成 16)年、クイーンズランド州では、ギャンブルに関する教育のための教材である責任あるギャンブリング教育キット²⁸⁹を公表し、クイーンズランド州の小学校及び中学校に無料で配布した²⁹⁰。

このキットの使用は必須でなかったため使用状況を調査したところ、1 度目の調査結果が 12.5%、2 度目の調査結果が 15.9%であった。

その後、2010(平成 22)年の豪州生産性委員会の調査結果により、青少年にギャンブルに関する教育を行うことが、結果としてギャンブルへの参加率の増加などを引き起こす可能性があることが言及された。そのため、現在、クイーンズランド州政府は、青少年教育に関する評価が終わるまでは、新しい教材の開発等も含めてギャンブルに関する青少年教育を広げていかない方針である。

6.3.4 英国

(1) 青少年向けウェブサイト²⁹¹

2012(平成 24)年、ギャンムケアは、12-18 歳の若者に対してギャンブルのリスクについて情報及び教育を提供し、ギャンブル問題を抱える若者へ支

289 Responsible Gambling Teaching Resource Kit

290 豪州生産性委員会(Productivity Commission)へのギャンブルに関する報告書

291 ギャンムケア HP

援及び助言を提供する“ビックディール²⁹²” ウェブサイトを立ち上げた。

このウェブサイトでは、ギャンブルの経験及び他者へのアドバイスをする機会を提供している。また、双方向型のクイズではギャンブルに係る知識及びギャンブル問題の可能性を診断することが可能となっている。さらに、3つの短編映画においてギャンブルに対する若者への教育及びギャンブルが知り合いに影響を及ぼす可能性について描写している。

(2) 若者向け教育プロジェクト²⁹³

ギャムケアは、ブリストル地域²⁹⁴において、協力関係にある治療施設と共に、若者向け教育プロジェクトを試行している。

このプロジェクトは、エスミーフェアベイム基金²⁹⁵からの寄付金により運営されている。

このプロジェクトでは、初期段階のギャンブル問題を抱える若者及び友人に対し、1対1の支援を提供することで、更なる深刻な問題を防止することを目的としており、通常1～6回の面談を実施している。また、保護者、専門家、友人からの紹介も可能である。

さらに、ギャンブル教育ワークショップでは、ブリストル地域の大学及び若者に対して、ギャンブルの勝率の理解、ギャンブルを安全に実施する方法、問題あるギャンブルの認識方法、更なる支援を見つける方法について、無料の双方向型教育を実施している。

加えて、若者にギャンブル教育を実施している専門家に対して、ギャンブル教育の一日無料コースを提供している²⁹⁶。

6.3.5 マサチューセッツ州（米国）

(1) 青少年向けウェブサイト²⁹⁷

マサチューセッツ州ギャンブル依存症協議会は、青少年がギャンブル関連のリスク要因を理解し、十分な情報に基づく意思決定を行うことを支援するために、青少年専用のウェブサイト“10代が限度を知る²⁹⁸”を提供している。

このウェブサイトは、ギャンブル依存症協議会の依頼を受けた10代のウェブサイト作成者が、ギャンブル依存症問題に興味のある10代を対象に作成したものであり、他者をどのように支援するか、双方向型のゲーム

292 Big Deal

293 中毒克服協会(Addiction Recovery Agency)HP

294 Bristol。イギリス西部の港湾都市。

295 Esme Fairbairn Foundation。Ian Fairbairnが1961年に設立した英国の慈善基金団体である。

296 ヴォスコー(Voscur)HP

297 マサチューセッツ州ギャンブル依存症協議会 HP

298 Teens Know Your Limits

やクイズ、マサチューセッツ州ギャンブル依存症協議会のソーシャルメディアへのアクセス及び保護者や教師の教育等に関する情報を提供している。

(2) 学校教育²⁹⁹

ギャンブル依存症協議会は、確率・統計に関する創造的活動³⁰⁰という無料の12セッションの教育プログラムを開発した。

カリキュラムの内容は、創造性やゲーム等を通じて数学の概念を強化することと、統計学及び確率論等の知識を増強し、学校及び授業後の活動の連携強化及び家族の結束を高めることを通じて、保守的思考を高め10代のギャンブル問題のリスク要因を削減できるようにしている。

図 6-3 青少年向けの学校教材の表紙



(出典：マサチューセッツ州ギャンブル依存症協議会の HP より)

6.4 青少年に対する広告の規制

6.4.1 ニューサウスウェールズ州（豪州）

ニューサウスウェールズ州では、5.4.1で述べたとおり、法令上、カジノ施設外でのゲーミング機器に関する広告が全面的に禁止されるとともに、カジノの広告においては、子供を含むものが禁止されている。

6.4.2 ビクトリア州（豪州）

ビクトリア州では、5.4.2で述べたとおり、法令上、カジノ施設外でのゲーミング機器の広告が全面的に禁止されるとともに、子供を賭け事の描写に使い、又はギャンブルに参加させる広告が禁止されている。

299 マサチューセッツ州ギャンブル依存症協議会 HP

300 Creative Activities for Probability and Statistics

6.4.3 クイーンズランド州（豪州）

クイーンズランド州では、5.4.3 で述べたとおり、カジノ運営事業者向けの責任あるギャンブリング対策実務指針において、子供に対して広告を行うことを禁止している。

6.4.4 英国

英国では、5.4.4 で述べたとおり、表 6-12 のような広告の自主規制を設けている。

表 6-12 青少年対策としての広告の自主規制

規制	概要
広告遵守委員会及び放送広告遵守委員会による規制	- ギャンブル広告は、特に子供、若者及び貧困層が悪影響を受け、又は搾取されないように、社会的責任のあるものでなければならないこと。 - 若者文化に関連させる等、子供及び若者を特に魅惑するようなものであってはならないこと。 18 歳未満の者を対象として広告してはならないこと。 25 歳未満の者又は 25 歳未満に見える者に、広告でギャンブルを演じさせてはならないこと。
社会的責任のある広告のためのギャンブリング業界規程	- 全ての広告において、明確に“18+”のシンボル又は“18 歳未満禁止”メッセージを掲載しなければならない。 - ギャンブル事業者は、ロゴ又は他の宣伝材料を子供が利用する商品に表示してはならない（例えば、子供のスポーツシャツのロゴに使用してはならない）。

（出典：各機関の HP を基にあずさ監査法人作成）

6.4.5 マサチューセッツ州（米国）

マサチューセッツ州では、5.4.5 で述べたとおり、表 6-13 のような広告規制を設けている。

表 6-13 責任あるゲーミングのフレームワークの広告規制

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">子供や未成年をターゲットにしたようなイメージ、シンボル、有名人による推奨や文言を掲載してはならない。21 歳（ギャンブルができる法廷年齢）未満又はそう見える者がギャンブルを行っている役を演じている広告を行ってはならない。聴衆の大半が 21 歳未満と予想される場所でギャンブルへの参加を呼びかけてはならない。 |
|---|

（出典：責任あるゲーミングのフレームワークを基にあずさ監査法人作成）

6.5 ギャンブル依存症等の保護者からの保護

6.5.1 ニューサウスウェールズ州（豪州）

スターシドニーでは、5.2.1 で述べたとおり、自主的な取組として、家族からの排除申請を受け付けている。これによって、ギャンブル依存症の保護者か

ら子供を守ることができるようになっている。

また、責任あるギャンブリング規範において、表 6-14 のような対策を講じることとしている。

表 6-14 スターシドニーによる子供の保護

- 駐車場等、カジノ内の子供が放置されそうな場所を定期的に巡回する。
- 同伴者のいない子供を発見した場合、従業員は次のような行動をとる。
 - － 子供の安全を確保する。
 - － 保護者等と子供を再会させる。
 - － 保護者等に対して、IR 施設からの立ち退きを指示する。
 - － カジノから保護者等を排除する。
 - － 警察又は関連政府機関に連絡をとる。

(出典：スターシドニーの HP を基にあずさ監査法人作成)

6.5.2 ビクトリア州（豪州）

クラウンメルボルンでは、行動規範において、表 6-15 のような対策を講じることとしている。

表 6-15 クラウンメルボルンによる子供の保護

- 子供又は若者をカジノ施設に同伴した保護者等は、子供又は若者を施設内又は施設の周りで放置させてはならず、従業員等は、同伴者のいない子供又は若者を施設内又は施設の周りで発見した場合には、セキュリティサービスに報告する。
- 保護者等が子供を放置した場合、特にギャンブルを行うために放置した場合には、クラウンメルボルンは、カジノ施設への入場を禁止することがある。
- 同伴者のいない子供を発見した場合、セキュリティサービスの支援を受けながら、次の手続を実施する。
 - － 子供又は若者の身元を確認する。
 - － 保護者等と再会させるために、保護者の居場所を確認する。
 - － 子供の保護者等であることの証明を要求する。
 - － 必要に応じて、警察へ通報する。

(出典：クラウンメルボルンの HP を基にあずさ監査法人作成)

6.5.3 クイーンズランド州（豪州）

クイーンズランド州では、カジノ運営事業者向けの責任あるギャンブリング対策実務指針において、カジノ運営事業者に対して、一人で駐車場に放置されている子供がいなかったかの確認や、同伴者のいない子供に関する刊行物を複数の言語で作成することを推奨している。

6.5.4 英国

英国では、ライセンス条件及び行動規範において、カジノ施設内においては、子供を連れてくる大人に対して全てのサービスの提供を拒否しなければならないこととしている。

6.5.5 マサチューセッツ州（米国）

マサチューセッツ州では、5.2.5で述べたとおり、家族の申請によるカジノへの入場禁止制度が設けられている。これによって、ギャンブル依存症の保護者から子供を守ることができるようになっている。

また、責任あるゲーミングのフレームワークにおいて、未成年者がカジノ施設内で放置されることを防止するため、施設内や駐車場などにおける監視を含んだ方針を作成することを要求している。

6.6 総括

今回調査分析対象となった国・地域における主な青少年対策をまとめると、表 6-16 のとおりである。

表 6-16 調査分析対象国・地域における主な青少年対策まとめ

	豪州			英国	米国 マサチューセッツ州
	ニューサウスウェールズ州	ビクトリア州	クイーンズランド州		
年齢制限	・18 歳未満禁止	・18 歳未満禁止	・18 歳未満禁止	・18 歳未満禁止	・21 歳未満禁止
入場防止のための 具体的対策	・疑わしい者への 年齢確認義務 ・未成年者への罰 則 ・入口での未成年 者入場禁止の 表示	・疑わしい者への 年齢確認（自 主的な取組） ・未成年者への罰 則 ・未成年者入場 禁止の表示	・未成年者への罰 則 ・年齢確認を拒 否して入場する 者への罰則	・未成年者への罰 則 ・指針に基づく 21 歳未満に見える 者への年齢確認 ・業界団体による テスト	・青少年対策に 関する従業員へ の研修義務 ・30 歳未満に見 える者への年齢 確認（自主的 な取組）
教育・広報啓発	・青少年向けウェ ブサイト、広報啓 発資料の作成 ・学校教育用教 材の配布	・青少年向けヘル プライン（24 時 間） ・青少年向けウェ ブサイト、広報啓 発資料の作成 ・学校訪問による 教育活動	・学校教育用教 材の配布	・青少年向けウェ ブサイトの作成 ・若者向け教育 試行プロジェクト 実施	・青少年向けウェ ブサイトの作成 ・学校教育向けプ ログラムの開発
広告の制限	・ゲーミング機器 広告の禁止 ・子供を含む広告 の禁止	・ゲーミング機器 広告の禁止 ・子供を含む広告 の禁止	・指針に基づき子 供に対する広告 を禁止	・業界団体等の 自主規制として 子供に対する広 告を禁止	・指針に基づき子 供に対する広告 を禁止

	豪州			英国	米国
	ニューサウスウェールズ ^a 州	ビクトリア州	クイーンズランド ^a 州		マサチューセッツ州
ギャンブル依存症等の保護者からの保護	・事業者の自主的な取組としてギャンブル依存症者の家族からの申請に基づく排除制度 ・事業者の自主的な取組として駐車場等の定期的な巡回等を実施	・事業者の自主的な取組として保護者のいない子供の保護手続等を規定	・指針に基づき駐車場等の巡回を実施 ・指針において同伴者のいない子供に関する刊行物の作成を推奨	・指針に基づき子供を同伴している保護者に対する全てのサービスの拒否	・法令に基づくギャンブル依存症者の家族からの申請に基づく排除制度 ・指針において駐車場の監視等に関する方針作成を要求

※ 表中の「指針」は、法的拘束力がない行政による指針、フレームワーク等を指す。

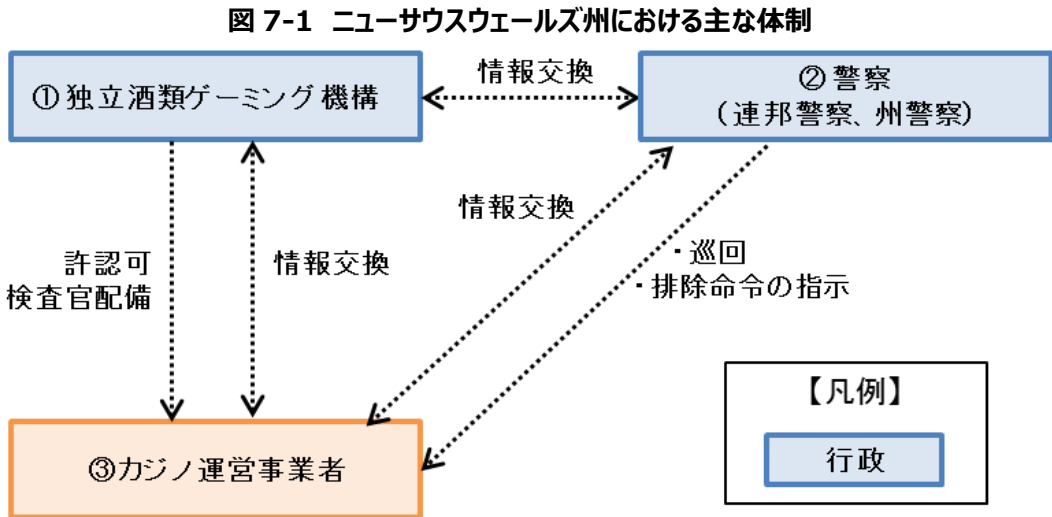
第7章 反社会的勢力の排除等

カジノ関連事業については、暴力団等の反社会的勢力の介入の可能性が指摘されるとともに、一般の利用者として反社会的勢力がカジノを利用することによる施設自体の治安への影響も指摘される。このため、この章では、各国・地域で講じられている反社会的勢力の排除についてまとめた。また、併せて、カジノにおけるいかさま行為といった不正対策についてもまとめた。

7.1 反社会的勢力の排除のための体制

7.1.1 ニューサウスウェールズ州（豪州）

ニューサウスウェールズ州における反社会的勢力の排除の主な体制及び各機関の主な役割は、図 7-1 及び表 7-1 のとおりである。



（出典：各機関の HP 等を基にあずさ監査法人作成）

表 7-1 ニューサウスウェールズ州における関係機関の主な役割

機関	主な役割
①独立酒類ゲーミング機構	・ カジノ運営事業者、カジノ従業員等に対する許認可 ・ 独立酒類ゲーミング機構による排除命令 ・ カジノへの検査官の配備 ・ 連邦警察、州警察との情報交換 ・ カジノ運営事業者との情報交換

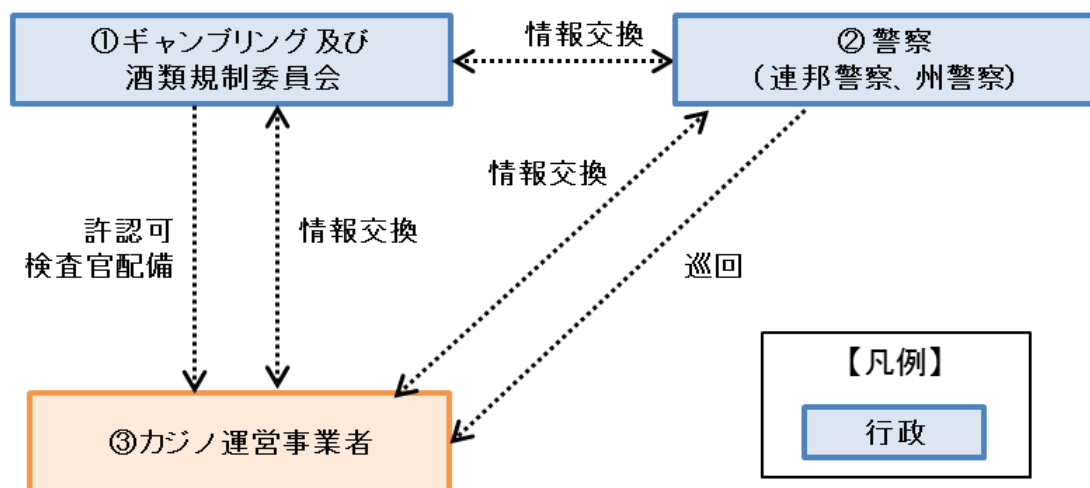
機関	主な役割
②警察 (連邦警察・州警察)	・ 州警察長官によるカジノ運営事業者に対する排除命令の指示 ・ カジノ施設内の巡回 ・ 連邦警察、他の州警察及び豪州犯罪委員会³⁰¹との情報交換 ・ 独立酒類ゲーミング機構との情報交換 ・ カジノ運営事業者との情報交換
③カジノ運営事業者	・ カジノ運営事業者による排除命令 ・ 監視カメラ及びセキュリティスタッフによる監視対策の実施 ・ 独立酒類ゲーミング機構との情報交換 ・ 警察との情報交換

(出典：各機関の HP 等を基にあずさ監査法人作成)

7.1.2 ビクトリア州（豪州）

ビクトリア州における反社会的勢力の排除の主な体制及び各機関の主な役割は、図 7-2 及び表 7-2 のとおりである。

図 7-2 ビクトリア州における主な体制



(出典：各機関の HP 等を基にあずさ監査法人作成)

表 7-2 ビクトリア州における関係機関の主な役割

機関	主な役割
①ギャンブリング及び酒類規制委員会	・ カジノ運営事業者、カジノ従業員等に対する許認可 ・ ギャンブリング及び酒類規制委員会による排除命令 ・ カジノへの検査官の配備 ・ 連邦警察、州警察との情報交換 ・ カジノ運営事業者との情報交換

³⁰¹ Australian Crime Commission。2003（平成 15）年 1 月に設立された連邦、州等と協調して機能する全国的な独立の法定機関で、主として重大で組織的な犯罪に対処する機関

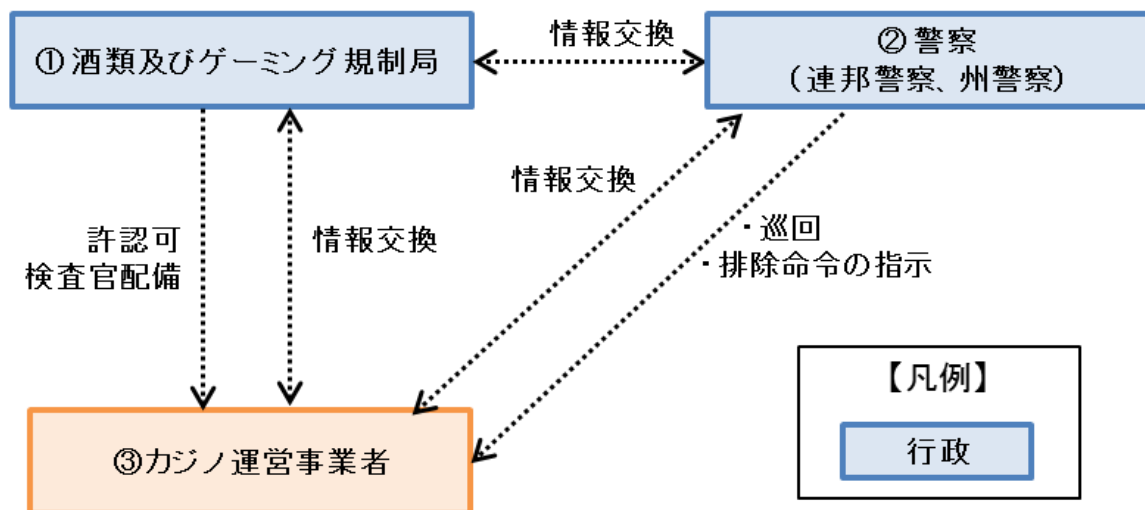
機関	主な役割
②警察（連邦警察・州警察）	・ 州警察長官による排除命令 ・ カジノ施設内の巡回 ・ 連邦警察、他の州警察及び豪州犯罪委員会との情報交換 ・ ギャンbling及び酒類規制委員会との情報交換 ・ カジノ運営事業者との情報交換
③カジノ運営事業者	・ カジノ運営事業者による排除命令 ・ 監視カメラ及びセキュリティスタッフによる監視対策の実施 ・ ギャンbling及び酒類規制委員会との情報交換 ・ 警察との情報交換

（出典：各機関の HP 等を基にあずさ監査法人）

7.1.3 クイーンズランド州（豪州）

クイーンズランド州における反社会的勢力の排除の主な体制及び各機関の主な役割は、図 7-3 及び表 7-3 のとおりである。

図 7-3 クイーンズランド州における主な体制



（出典：各機関の HP 等を基にあずさ監査法人作成）

表 7-3 クイーンズランド州における関係機関の主な役割

機関	主な役割
①酒類及びゲーミング規制局	・ カジノ運営事業者、カジノ従業員等に対する許認可 ・ カジノへの検査官の配備 ・ 連邦警察、州警察との情報交換 ・ カジノ運営事業者との情報交換
②警察 （連邦警察・州警察）	・ 州警察長官によるカジノ運営事業者に対する排除命令の指示 ・ カジノ施設内の巡回 ・ 連邦警察、他の州警察及び豪州犯罪委員会との情報交換 ・ 酒類及びゲーミング規制局との情報交換 ・ カジノ運営事業者との情報交換

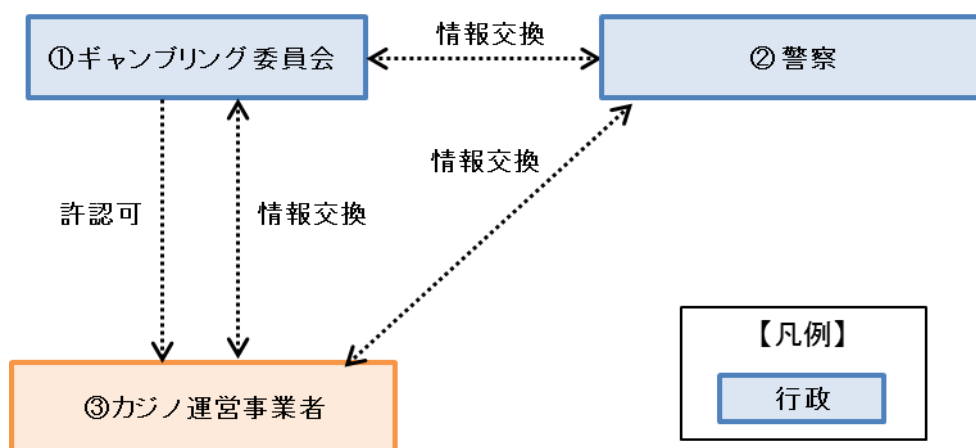
機関	主な役割
③カジノ運営事業者	・ カジノ運営事業者による排除命令 ・ 州警察長官からの指示に基づく排除命令 ・ 監視カメラ及びセキュリティスタッフによる監視対策の実施 ・ 酒類及びゲーミング規制局との情報交換 ・ 警察との情報交換

(出典：各機関の HP 等を基にあずさ監査法人)

7.1.4 英国

英国における反社会的勢力の排除の主な体制及び各機関の主な役割は、図 7-4 及び表 7-4 のとおりである。

図 7-4 英国における主な体制



(出典：各機関の HP 等を基にあずさ監査法人作成)

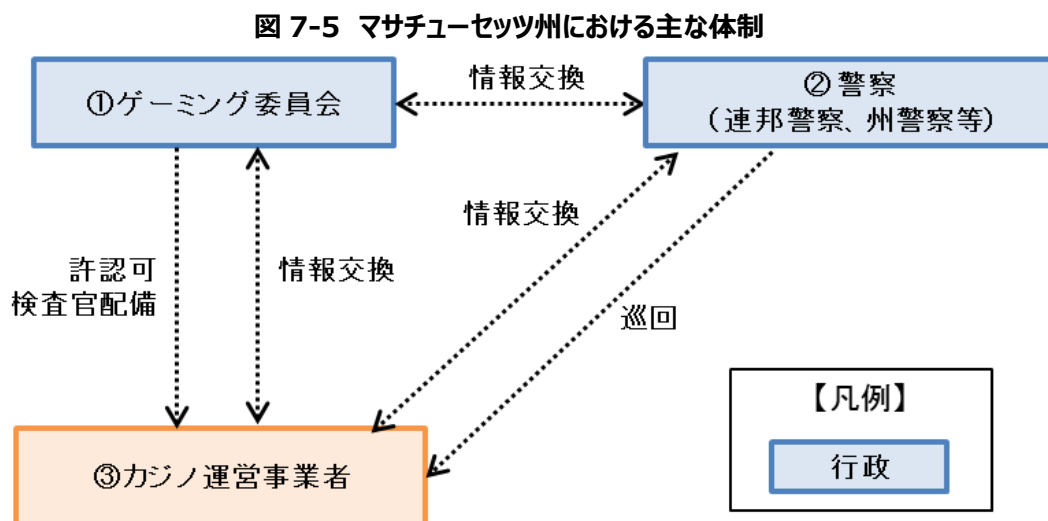
表 7-4 英国における関係機関の主な役割

機関	主な役割
①ギャンbling委員会	・ カジノ運営事業者、カジノ従業員等に対する許可可 ・ 警察との情報交換 ・ カジノ運営事業者との情報交換
②警察	・ ギャンbling委員会との情報交換 ・ カジノ運営事業者との情報交換
③カジノ運営事業者	・ 監視カメラ及びセキュリティスタッフによる監視対策の実施 ・ ギャンbling委員会との情報交換 ・ 警察との情報交換

(出典：各機関の HP 等を基にあずさ監査法人作成)

7.1.5 マサチューセッツ州（米国）

マサチューセッツ州における反社会的勢力の排除の主な体制及び各機関の主な役割は、図 7-5 及び表 7-5 のとおりである。



（出典：各機関の HP 等を基にあずさ監査法人）

表 7-5 マサチューセッツ州における関係機関の主な役割

機関	主な役割
①ゲーミング委員会	・ カジノ運営事業者、カジノ従業員等に対する許認可 ・ ゲーミング委員会による排除命令 ・ カジノへの検査官の配備 ・ 連邦警察、州警察等との情報交換 ・ カジノ運営事業者との情報交換
②警察（連邦警察、州警察等）	・ カジノ施設内の巡回 ・ 連邦警察、他の州警察等との情報交換 ・ ゲーミング委員会との情報交換 ・ カジノ運営事業者との情報交換
③カジノ運営事業者	・ 監視カメラ及びセキュリティスタッフによる監視対策の実施 ・ ゲーミング委員会との情報交換 ・ 警察との情報交換

（出典：各機関の HP 等を基にあずさ監査法人）

7.2 カジノ関連事業における反社会的勢力の排除

第 3 章で述べたとおり、各国・地域には、カジノ事業の適正性を確保するため、必要な組織を設けている。これらの組織がカジノ関連事業に対して行うライセンス審査等を通じて、反社会的勢力の排除といったカジノ関連事業の適正性が確保されるようにしている。

7.2.1 ニューサウスウェールズ州（豪州）におけるライセンス制度等

(1) ライセンス制度等の概要

ア カジノ運営事業者に対するライセンス

ニューサウスウェールズ州では、カジノ運営事業者は、独立酒類ゲーミング機構からカジノライセンスを受けなければならない。

カジノ運営事業者がカジノライセンスを取得するためには、次の要件を満たしている必要がある。

表 7-6 カジノ運営事業者がカジノライセンスを取得するための要件

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">● 特性、正直さ及び誠実性に照らして評判がよいこと。● 健全かつ安定的な財務状況であること。● 自然人でない場合、所有権及び組織体系等が整備されていること。● カジノの財務的実行可能性を確保するための適切な財政的資源を有し、又は確保できること。● カジノの管理及び運営に十分な経験を有した人物を確保し、又は確保できること。● カジノを成功させ、維持するための十分なビジネス能力を有していること。● 特性、正直さ及び誠実性に照らして評判が悪い又は望ましくない財務資源を有している人又は事業者と関連を有していないこと。● 独立酒類ゲーミング機構が、カジノ所有権、運営及び管理に関わる者として決定した者（各ディレクター、パートナー、役員等）が、適切な能力を有していること。 |
|--|

（出典：カジノ管理法を基にあずさ監査法人作成）

イ 特別従業員ライセンス

カジノ従業員のうち、表 7-7 の範囲に該当する特別従業員³⁰²は、独立酒類ゲーミング機構からライセンスを受けなければならない。カジノ運営事業者がライセンスを保有していない人物を雇用することは禁止されている。

表 7-7 特別従業員の範囲

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">● カジノの運営を指揮するような管理機能を有する者● 次のような活動に関連してカジノで雇用される人物<ul style="list-style-type: none">－ カジノのゲームを指揮する。－ カジノにおいて、金銭又はチップを移動させる。－ カジノにおいて、顧客の金銭又はチップを交換する。－ カジノにおいて、金銭又はチップを計算する。－ ゲーミング機器に係る運営、維持、補修等を行う。－ 上述のいずれかの活動の監督を行う。－ カジノのセキュリティを担当する。 |
|---|

（出典：カジノ管理法を基にあずさ監査法人作成）

302 Special Employee

特別従業員のライセンスを取得するためには、次の要件を満たす必要がある。

表 7-8 特別従業員のライセンス要件

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">● カジノ運営事業者から雇用の要請があること。● 実施予定の業務に関する適任証書³⁰³を有すること。● 18 歳以上であること。● 独立酒類ゲーミング機構から要請された場合には、必要な文書を提供すること。● ライセンスの適格性がないと分類されていないこと。● 手数料（1,000 豪ドル（85,000 円））を支払いが可能であること。 |
|---|

（出典：カジノ管理法を基にあずさ監査法人作成）

また、特別従業員は、常に独立酒類ゲーミング機構が発行した証明書を表示しなければならない。特別従業員のライセンスの有効期間は、原則、ライセンス付与後 5 年となっている。

ウ その他のライセンス

カジノ運営事業者やカジノ従業員としてのライセンス以外にも、ゲーミング機器の販売、製造、修理を行う事業者はライセンスを取得する必要がある。また、カジノ施設で使用するゲーミング機器は検査が必要となるが、この検査を行う事業者もライセンスの取得が必要となる。

ジャンケットはライセンスの取得が必要なく、ジャンケットの決定権はカジノ運営事業者にある。ただし、カジノ運営事業者がジャンケットとの取引を行うか否かの判断を下すために適切な手続を講じているかについては、独立酒類ゲーミング機構の監督を受けることがある。

(2) ライセンス制度等の運用方法

ライセンス制度等の実効性が確保されるよう、次のような取組が行われている。

- カジノライセンスの申請受領後、独立酒類ゲーミング機構は、申請に関係する者の写真、指紋及び掌紋を州警察長官に照会し、犯罪歴、反社会的勢力との関係等を確認する。
- 特別従業員のライセンス審査でも警察の情報を活用し、犯罪歴、破産歴、反社会的勢力との関係等があると、その内容によっては、ライセンスが認められないことがある。
- 独立酒類ゲーミング機構は、必要に応じ、又は司法省大臣の指示に基づき、カジノの運営、カジノ運営事業者と関連ある事業者等について調査を行うことがある。
- 独立酒類ゲーミング機構は、カジノライセンス付与後 3 年以内に一

303 Certificates Of Competency。カジノ運営事業者が、特別従業員となり得る者が一定の研修等を修了した際に付与する証書。

度、その後は各 5 年以内に一度、カジノライセンスを付与することが適切かどうか等の観点から、定期的な調査を行う。

- カジノには、独立酒類ゲーミング機構の検査官が常駐しており、内部統制の遵守状況等について随時検査を行っている。また、特に現金については細かく検査している。
- カジノ運営事業者が設置した監視カメラは、検査官がいつでもアクセス可能である。また、独立酒類ゲーミング機構が独自にカジノ内に監視カメラを設置している。

7.2.2 ビクトリア州（豪州）におけるライセンス制度等

(1) ライセンス制度等の概要

ア カジノ運営事業者に対するライセンス

ビクトリア州では、カジノ運営事業者は、ギャンブリング及び酒類規制委員会からカジノライセンスを受けなければならない。

カジノ運営事業者がカジノライセンスを取得するためには、次の要件を満たしている必要がある。

表 7-9 カジノ運営事業者がカジノライセンスを取得するための要件

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">● 特性、正直さ及び誠実性に照らして評判がよいこと。● 健全かつ安定的な財務状況であること。● 自然人でない場合、所有権及び組織体系等が整備されていること。● カジノの財務的実行可能性を確保するための適切な財政的資源を有し、又は確保できること。● カジノの管理及び運営に十分な経験を有した人物を確保し、又は確保できること。● カジノを成功させ、維持するための十分なビジネス能力を有していること。● 特性、正直さ及び誠実性に照らして評判が悪い又は望ましくない財務資源を有している人又は事業者と関連を有していないこと。● ギャンブリング及び酒類規制委員会が、カジノ所有権、運営及び管理に関わる者として決定した者（各ディレクター、パートナー、役員等）が、適切な能力を有していること。 |
|---|

（出典：カジノ管理法を基にあずさ監査法人作成）

イ 特別従業員ライセンス

カジノ従業員のうち、表 7-10 の範囲に該当する特別従業員は、ギャンブリング及び酒類規制委員会からライセンスを受けなければならない。カジノ運営事業者がライセンスを保有していない人物を雇用することは禁止されている。

表 7-10 特別従業員の範囲

カテゴリー A	・カジノの運営を指揮するような管理機能を有する者
カテゴリー B	・カジノでのゲームを指揮する者 ・カジノにおいて、金銭又はチップを移動する者 ・カジノにおいて、顧客の金銭又はチップを交換する者 ・カジノにおいて、金銭又はチップを計算する者 ・カジノのセキュリティ及び監視を担当する者 ・ゲーミング設備等に係る運営、維持、補修等を担当する者 ・上述のいずれかの活動を監督する者

(出典：カジノ管理法を基にあずさ監査法人作成)

特別従業員のライセンスを取得するためには、次の要件を満たす必要がある。

表 7-11 特別従業員のライセンス要件

● 18 歳以上であること。 ● 指紋及び掌紋を提出すること。 ● カジノ運営事業者から雇用され、又は雇用の要請を受けた証拠を提出すること。 ● 規定の手数料を支払うこと。

(出典：カジノ管理法を基にあずさ監査法人作成)

また、特別従業員は、常にギャンブラリング及び酒類規制委員会が発行した証明書を表示しなければならない。特別従業員のライセンスの有効期間は、原則、ライセンス付与後 10 年となっている。

なお、ギャンブラリング及び酒類規制委員会は、申請を受けた特別従業員ライセンスに対する是非について決定するまでの間、申請者に対して、暫定的ライセンスを付与できるが、これはいつでも取り消すことができる。

ウ その他のライセンス

ゲーミング機器を製造又は販売する事業者及びゲーミング機器の検査を行う事業者はライセンスの取得を要求されていないが、ギャンブラリング及び酒類規制委員会の登録名簿への登録が必要となる。

また、ジャンケットはライセンス制であり、他国で逮捕実績のあるジャンケットについてはギャンブラリング及び酒類規制委員会がライセンスの剥奪を行うことも可能である。

(2) ライセンス制度等の運用方法

ライセンス制度等の実効性が確保されるよう、次のような取組が行われている。

- ギャンブラリング及び酒類規制委員会は、カジノライセンスの申請受領後、申請に関係する者の写真、指紋及び掌紋を州警察長官に照会し、

犯罪歴、反社会的勢力との関係等を確認する。

- 特別従業員のライセンス審査でも警察の情報を活用し、犯罪歴、反社会的勢力との関係等があると、その内容によっては、ライセンスが認められないことがある。
- ギャンブリング及び酒類規制委員会は、必要に応じ、又は司法規制省大臣の指示に基づき、カジノの運営、カジノ運営事業者と関連ある事業者等について調査を行うことがある。
- ギャンブリング及び酒類規制委員会は、カジノライセンス付与後 3 年以内に一度、その後は各 5 年以内に一度、カジノライセンスを付与することが適切かどうか等の観点から、定期的な調査を行う。
- カジノには、ギャンブリング及び酒類規制委員会の検査官が常駐している。検査官は、現金の扱い等を監視している。また、検査官は、監視カメラ、会計システム等のカジノの全てのシステムにアクセスが可能である。

7.2.3 クイーンズランド州（豪州）におけるライセンス制度等

(1) ライセンス制度等の概要

ア カジノ運営事業者に対するライセンス

クイーンズランド州では、カジノ運営事業者は、州総督³⁰⁴が大臣の推薦の下、ライセンスを付与している。

カジノ運営事業者がカジノライセンスを取得するためには、次の要件を満たしている必要がある。

表 7-12 カジノ運営事業者がカジノライセンスを取得するための要件

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">● 特性、正直さ及び誠実性に照らして、評判が良いこと。● 健全かつ安定的な財務状況であること。● 自然人でない場合、所有権及び組織体系等が整備されていること。● ライセンス所有者は、次の事項を有し、又は確保できること。<ul style="list-style-type: none">－ ホテルカジノ複合施設の財務的実行可能性を確保するための適切な財政的資源－ ホテルカジノ複合施設の管理及び運営に十分な経験を有した人物－ ホテルカジノ複合施設を成功させ、維持するための十分なビジネス能力● 特性、正直さ及び誠実性に照らして評判が悪い又は望ましくない財務資源を有している人又は事業者と関連を有していないこと。● 大臣が、カジノ所有権、運営及び管理に関わる者として決定した者（各ディレクター、パートナー、役員等）が、適切な能力を有していること。 |
|---|

（出典：カジノ管理法を基にあずさ監査法人作成）

304 Governor in Council。いわゆる州知事のこと。

イ カジノ重要従業員ライセンス等

カジノ従業員のうち、表 7-13 の範囲に該当する者は、酒類及びゲーミング規制局長官が発行するカジノ重要従業員ライセンス³⁰⁵及びカジノ従業員ライセンス³⁰⁶を受けなければならない。カジノ運営事業者がライセンスを保有していない人物を雇用することは禁止されている。

表 7-13 カジノ重要従業員及びカジノ従業員の範囲

カジノ重要従業員	・ カジノの経営管理を行う者
カジノ従業員	・ カジノでのゲームを指揮する者 ・ カジノにおいて、金銭又はチップを移動する者 ・ カジノにおける会計、財務を担当する者 ・ カジノにおいて、内部監査を担当する者 ・ カジノのセキュリティを担当する者 ・ゲーミング設備等に係る運営を担当する者

(出典：カジノ管理法を基にあずさ監査法人作成)

上記の従業員ライセンスを取得するためには、次の要件を満たす必要がある。

表 7-14 従業員のライセンス要件

● 18 歳以上であること。 ● カジノ運営事業者から雇用され、又は雇用の要請を受けた証拠を提出すること。 ● ゲームの進行等の従事する業務に応じた一定の研修を修了した旨のカジノ運営事業者による証明書類を提出すること。 ● 規定の手数料を支払うこと。

(出典：カジノ管理法を基にあずさ監査法人作成)

また、カジノ重要従業員及びカジノ従業員は、常に酒類及びゲーミング規制局が発行した証明書を表示しなければならない。また、ライセンスの有効期限は、取消し、退職等がない限り、継続する。

なお、酒類及びゲーミング規制局長官は、カジノ重要従業員ライセンス及びカジノ従業員ライセンスを付与するまでの間、申請者に対して、暫定的ライセンスを付与することができるが、これは、いつでも取り消すことができる。

ウ その他のライセンス

カジノ運営事業者やカジノ従業員としてのライセンス以外にも、ゲーミング機器の販売、製造、修理を行う事業者はライセンスを取得する必要がある。また、カジノ施設で使用されるゲーミング機器は検査が必要となるが、この検査を行う事業者もライセンスの取得が必要となる。

305 Casino Key Employee Licence

306 Casino Employee Licence

ジャンケットはライセンスの取得が必要なく、ジャンケットの決定権はカジノ運営事業者にある。ただし、カジノ運営事業者がジャンケットとの取引を行うか否かの判断を下すために適切な手続を講じているかについては、酒類及びゲーミング規制局の監督を受けることがある。

(2) ライセンス制度等の運用方法

ライセンス制度等の実効性が確保されるよう、次のような取組が行われている。

- カジノ運営事業者のカジノライセンス申請時に司法省大臣が要請した場合には、州警察長官は、申請に関係する者の犯罪歴について大臣に報告しなければならない。
- カジノ運営事業者及び従業員のライセンス審査に当たっては、犯罪歴や反社会的勢力とのつながり等を調査している。また、警察とも情報交換している。
- 酒類及びゲーミング規制局の検査官が、カジノ施設に配置されている。ただし、24時間常駐しているわけではない。
- カジノにおいて問題が発生した際に、検査官がカジノにいれば直接報告させ、それ以外の場合は、日々メールで報告させている。酒類及びゲーミング規制局は、その問題について、リスクの高さに応じて分類し、データベース化している。
- 酒類及びゲーミング規制局が予算措置を講じた上で警察に依頼し、カジノに警察官を配置し、巡回に当たってもらっている。

7.2.4 英国におけるライセンス制度等

(1) ライセンス制度等の概要

ア カジノ運営事業者に対するライセンス

英国では、カジノ運営事業者は、①営業ライセンス³⁰⁷及び②施設ライセンス³⁰⁸を取得しなければならない。

①営業ライセンスは、国の機関であるギャンブリング委員会が発行し、それを取得したカジノ運営事業者が、カジノを設置する地元自治体に②施設ライセンスを申請し、取得することになる。

307 Operating Licence

308 Premises Licence

① 営業ライセンス

営業ライセンスの審査では、表 7-15 のような内容が審査される。

表 7-15 営業ライセンスの審査項目

●	ライセンス目的
●	ライセンス活動を実行するに当たっての申請者の適切性 ※適切性の判断では、誠実性、能力、財務状況等が考慮される。
●	ライセンス活動に伴い利用するゲーミング機器の適切性
●	ライセンス活動に伴い利用する他の設備の適切性
●	ギャンブルにより貧困層が悪影響を受け、又は搾取されないこと。
●	ギャンブルに関する問題を有する者へ支援の実施

(出典：ギャンブルリング法を基にあずさ監査法人作成)

② 施設ライセンス

施設ライセンスは、カジノ施設の規模に応じて、表 7-16 のとおり、3 つに区分されている。

表 7-16 施設ライセンスの種類

区分	要件
リージョナルカジノライセンス	5,000 m²以上の顧客エリアがあること。 - 最大 1,250 台のジャックポット（大当たり）金額に上限がないスロットマシン - ゲーミング施設のみならず、ホテル等の宿泊施設、会議場、レストランやバー、コンサート会場などのノンゲーミング施設も備えていること。
ラージカジノライセンス	1,500 m²以上の顧客エリアがあること。 - 最大 150 台、ジャックポット金額が最大 4,000 ポンド(68 万円)のスロットマシン
スモールカジノライセンス	750 m²以上の顧客エリアがあること。 - 最大 80 台、ジャックポット金額が最大 4,000 ポンド(68 万円)のスロットマシン

(出典：ギャンブルリング法及びギャンブルリング委員会の HP を基にあずさ監査法人作成)

また、施設ライセンスの許認可権者である地元自治体は、ライセンス局³⁰⁹と呼ばれ、カジノの種類及び設置地域に応じて異なる。

なお、リージョナルカジノのライセンス局は、リージョナルカジノの設置が認められないこととなったため指定されていない。この経緯は、第 9 章で詳述する。

イ 個人ライセンス

ギャンブル設備の提供等に関連して、管理業務又は特定の営業機能を遂行する従業員は、ギャンブルリング委員会が発行する個人ライセンスを取得しなければならない。

309 Local Licence Authority

カジノ従業員のうち、表 7-17 の範囲に該当する特別従業員は、ギャンブラリング委員会からライセンスを受けなければならない。

カジノ運営事業者がライセンスを保有していない人物を雇用することは禁止されている。

表 7-17 特別従業員の範囲

●	ディーラー
●	キャッシャー
●	内部監査実施者
●	ゲームの監視を行うセキュリティ担当者
●	業務の監督者

(出典：ギャンブラリング法を基にあずさ監査法人作成)

特別従業員のライセンスを取得するためには、次の要件を満たす必要がある。

表 7-18 特別従業員のライセンス要件

●	ライセンス活動を実行するに当たっての申請者の適切性（申請者の適切性を判断するには以下を考慮する）
－	誠実性（過去の犯罪歴の有無）
－	能力（業界に関する知識や類似業界での経験）
－	財務状況

(出典：ギャンブラリング法を基にあずさ監査法人作成)

ウ その他のライセンス

ゲーミング機器の販売、製造、修理を行う事業者はライセンスを取得する必要がある。また、営業ライセンス取得企業の 10%以上の株式を保有している株主は個人ライセンスの対象となる。ジャンケットはライセンスの取得が必要でなく、ジャンケットの決定権はカジノ運営事業者にある。

(2) ライセンス制度等の運用方法

ライセンス制度等の実効性が確保されるよう、次のような取組が行われている。

- ギャンブラリング委員会は、ライセンス審査に当たり、海外に拠点があるカジノ運営事業者も含めて、犯罪歴等を確認している。
- ライセンスの申請で問題がある可能性があった場合は、外部の専門家等に調査を依頼することがある。ただし、ギャンブラリング委員会自体には、金融機関に書類等を求める権限はない。
- ギャンブラリング委員会が定期的にカジノ運営事業者の監査を行うようなことはないが、ギャンブラリング委員会は、カジノの活動が不適切との疑いを持つことがあった場合には、調査を行うことができる。

7.2.5 マサチューセッツ州（米国）におけるライセンス制度等

(1) ライセンス制度等の概要

ア カジノ運営事業者に対するライセンス

マサチューセッツ州では、カジノ運営事業者は、ゲーミング委員会からゲーミングライセンスを受けなければならない。

このゲーミングライセンスには、テーブルゲームとスロットゲームの両方を設置できるカテゴリー1のゲーミングライセンスと、スロットゲームしか設置できないカテゴリー2のゲーミングライセンスがある。

現在、マサチューセッツ州では、カテゴリー2のゲーミングライセンスを有するカジノ運営事業者のみが開業している。

ゲーミングライセンスを取得するために、表 7-19 の評価基準で応募者の背面調査に関する適格性、表 7-20 の評価基準で事業内容の適格性の評価が行われる。

表 7-19 申請時の背面調査に関する評価基準

- 規制等を遵守する高潔さ
- 正直さ
- 過去に犯罪歴等が無く清廉であること
- 財務的安定

(出典：ゲーミング委員会の HP を基にあずさ監査法人作成)

表 7-20 申請時の事業内容に関する 5 つの評価基準

概要	・ 申請者のプロジェクトの独自性がマサチューセッツ州のブランド力を高め、ひいては州全体に良い影響を与えるか。
ファイナンス	・ 申請者のプロジェクトは、プロジェクトの見積収入に合致するか。 ・ 申請者は、プロジェクトの完了に必要な財源を有し、必要最低限の投資額 ³¹⁰ を投資するか。
経済発展	・ 申請者のプロジェクトは、州への来訪者、地域の中小企業及び雇用に良い影響を与えるか。
建物及び敷地	・ 建物は、エネルギー効率の要件を充たしているか。 ・ デザインは、地域に調和するか。
緩和策	・ 交通問題の解決策があるか。 ・ 問題あるギャンブルの対処方法があるか。 ・ 宝くじへの影響を最小化するか。 ・ 関連コミュニティに係る問題を緩和するか。

(出典：ゲーミング委員会の HP を基にあずさ監査法人作成)

イ ゲーミング従業員ライセンス³¹¹

カジノの経営管理を行う者やカジノにおける警備やゲームの指揮を行う従業員は、ゲーミング委員会からゲーミング従業員ライセンスを受けなければならない。

310 拡大ゲーミング法において、カテゴリー1とカテゴリー2の最低投資額は、それぞれ5億ドル(約600億円)及び1億2,500万ドル(150億円)と規定されている。

311 ゲーミング委員会 HP

カジノ運営事業者は、ゲーミング従業員ライセンスを取得していない従業員を雇用してはならない。

なお、ゲーミング従業員のライセンスには、表 7-21 のとおり、上位³¹²と標準³¹³の二種類ある。

表 7-21 ゲーミング従業員の範囲

上位従業員	・ カジノの経営管理を行う者
標準従業員	・ カジノでのゲームの指揮など日々の運営に携わる者 ・ カジノの警備を担当する者

(出典：拡大ゲーミング法を基にあずさ監査法人作成)

ウ その他のライセンス

カジノ運営事業者やカジノ従業員としてのライセンス以外に、ゲーム供給ライセンス³¹⁴がある。ゲーミング機器の製造、販売、検査及び修理を行う事業者はゲーム供給ライセンスの取得が必要となる。また、ゲーミングライセンス及びゲーム供給ライセンスを取得した事業者の株式を 5%以上保有する個人株主、15%以上保有する法人株主、これらの仲介業者及び子会社の所有者もライセンスの取得が必要となる。ジャンケットもライセンスの取得が必要となる。

上記のライセンスが必要となるカジノ従業員以外の従業員、カジノ運営事業者との取引を行う建設業者、自動販売機供給業者、寝具供給業者及びごみ収集業者などはライセンスを取得する必要はないが、ゲーミング委員会に登録が必要となる。

(2) ライセンス制度等の運用方法

ライセンス制度等の実効性が確保されるよう、次のような取組が行われている。

- ゲーミングライセンスを所有する全てのカジノ運営事業者に対し、ゲーミング委員会が必要と認めた回数（年 1 回以上）、カジノ運営事業者の財務、各種事業活動及びゲーミングライセンスについて監査を実施しなければならない。また、ゲーミング委員会は、各年度の 4 月 1 日以前に、上院議会及び下院議会に対して、実施した監査件数、発見事項及び各監査費用について報告しなければならない。
- ゲーミング委員会はライセンスの申請を受けた際、申請者の指紋を犯罪歴と照合している。
- 過去に詐欺や窃盗などの犯罪歴がある者に対しては上位従業員ライセンスの発行を行っていない。

312 Executive

313 Standard

314 Gaming Vendor License

7.3 反社会的勢力によるカジノ施設の利用の排除

7.3.1 ニューサウスウェールズ州（豪州）

(1) 監視対策

ニューサウスウェールズ州では、法令上、カジノ運営事業者は、カジノ施設内に適切な監視設備を設置し、ゲーミング設備、会計室及び換金所の計画、配置図等の監視設備及びセキュリティ体制につき独立酒類ゲーミング機構から認可を受けなければならない。

(2) 反社会的勢力等の入場制限

ニューサウスウェールズ州では、法令に基づき、独立酒類ゲーミング機構、カジノ運営事業者及び州警察長官は、排除命令を下すことができる。

ア 独立酒類ゲーミング機構及びカジノ運営事業者による排除命令³¹⁵

独立酒類ゲーミング機構及びカジノ運営事業者は、カジノが犯罪による悪影響を受けるおそれがある場合等に、文書又は口頭で、カジノへの入場及び滞在を禁止することができる³¹⁶。

この排除命令については、独立酒類ゲーミング機構又はカジノ運営事業者が取り消すまで効力を有し、2016(平成28)年3月1日時点で独立酒類ゲーミング機構により11人が、カジノ運営事業者により3,833人がそれぞれ排除命令の対象となっている。

なお、カジノ運営事業者による排除命令については、排除対象者が、独立酒類ゲーミング機構に対して排除命令後28日以内に、排除命令に対するレビューを請求する権利がある

カジノ運営事業者に対するレビュー申請件数の推移は、表7-22のとおりである。

表 7-22 排除命令に対するレビュー申請数の推移³¹⁷

	2012 年度	2013 年度	2014 年度
レビュー申請（件）	49	48	79
排除命令停止（件）	42	39	56
排除命令無効（件）	1	1	1

（出典：独立酒類ゲーミング機構、『アニュアルレポート 2014・2015』を基にあずさ監査法人作成）

315 カジノ、酒類ゲーミング管理局(Casino, liquor and gaming control authorities、独立酒類ゲーミング機構の前身組織)、『カジノ管理法第31条に基づく調査報告』

316 現実には、独立酒類ゲーミング機構による排除命令はほとんど出されていない。

317 レビュー申請数＝排除命令停止件数＋排除命令無効件数となっていないのは、集計期間内に審査が終わらなかったものが含まれているためである。

イ 州警察長官からカジノ運営事業者への指示に基づく排除命令³¹⁸

州警察長官がカジノ運営事業者に対して指示をすることにより、カジノ運営事業者が文書による排除命令を行うことができる。2016(平成28)年3月1日時点で州警察長官の指示によるカジノ運営事業者からの排除命令の対象者は525名となっている。州警察長官の指示に基づく排除命令については、排除対象者によるレビュー要請は認められていない。

州警察長官は、次のような考慮基準に基づき、排除命令を指示する。

表 7-23 州警察長官による排除命令の考慮基準の例

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">● 犯罪歴● 違法目的でカジノ施設を利用している疑いがある。● 令状を取るのに十分なギャンブル問題を有している。 |
|--|

(出典：カジノ、酒類及びゲーミング管理局、『カジノ管理法第31条に基づく調査報告』を基にあずさ監査法人作成)

また、州警察長官の指示に基づく排除命令は、独立酒類ゲーミング機構、カジノ運営事業者、他州の警察、豪州犯罪委員会及び豪州連邦警察に対して、排除対象者の氏名（必要であれば、写真も含む。）が伝達される。

なお、排除命令対象者に対しては、カジノ運営事業者が、自己排除プログラムの適用を受けた者を含めて日次で排除対象者リストを作成し、それを基に入場管理を実施している。

7.3.2 ビクトリア州（豪州）

(1) 監視対策

ビクトリア州では、法令上、カジノ運営事業者は、次の内容を示した計画、配置図及び詳細事項についてギャンブラー及び酒類規制委員会の認可を受けなければならない。

- カジノ施設内で利用するゲーミングテーブル、ゲーミング設備、会計室、換金所及び他の設備
- カジノ施設内における閉鎖回路テレビ³¹⁹による監視制度（配置場所、カメラの監視範囲、ゲーミングを監視するモニター及びカメラの詳細を含む。）
- 直接カジノ施設内を監視する巡回警備員の体制
- カジノ施設内の警備員に配備されるコミュニケーション設備

318 カジノ、酒類及びゲーミング管理局、『カジノ管理法第31条に基づく調査報告』

319 Closed-Circuit Television。防犯目的の映像監視システムのことをいい、一般的に CCTV と略称される。

(2) 反社会的勢力等の入場制限

ビクトリア州においては、法令に基づきギャンブラリング及び酒類規制委員会、カジノ運営事業者及び州警察長官が排除命令を下すことができる。

ア ギャンブラリング及び酒類規制委員会及びカジノ運営事業者による排除命令³²⁰

ギャンブラリング及び酒類規制委員会及びカジノ運営事業者は、文書又は口頭で、カジノ施設への入場及び滞在を禁止することができる³²¹。この排除命令は、カジノ施設への入場を規制するものであり、IR施設全体からの排除命令ではない。

また、排除命令には、有効期限は存在しないが、対象者が、ギャンブラリング及び酒類規制委員会又はカジノ運営事業者に対して、取消しを求めることは可能である。ただし、カジノ運営事業者が取り消すことが可能なのは、カジノ運営事業者が出した排除命令のみであり、この場合、カジノ運営事業者の犯罪予知委員会³²²において、取消しについて審査が行われる。

イ 州警察長官による排除命令³²³

州警察長官による排除命令は、文書により、カジノ施設又はIR施設への入場又は滞在を禁止するものであるが、IR施設全体からの排除命令をするケースが一般的である。州警察長官による排除命令について、ギャンブラリング及び酒類規制委員会又はカジノ運営事業者が取り消すことはできないが、排除対象者による取消申請は可能である。この場合、裁判所における手続が必要となる。

州警察長官は、表7-24のような考慮基準に基づき、排除命令を出す。

表 7-24 州警察長官による排除命令の考慮基準の例

- 犯罪歴に加えて他の証拠等により排除する正当な理由がある。
- カジノ施設を違法目的で利用している疑いがある。
- ゲーミングの誠実性に重要な影響のある犯罪の疑いがある。
- 他の州等において州警察長官による排除命令を受けている。

(出典：ギャンブラリング及び酒類規制委員会（2013）、『カジノ運営事業者とライセンスに関する第5回レビュー』を基にあずさ監査法人作成)

また、州警察長官による排除命令は、ギャンブラリング及び酒類規制委員会、カジノ運営事業者、他州の警察、豪州犯罪委員会及び豪州連邦警察に伝達される。さらに、ビクトリア警察は、排除命令を法執行支援プ

320 ギャンブラリング及び酒類規制委員会（2013）、『カジノ運営事業者とライセンスに関する第5回レビュー』

321 現実には、ギャンブラリング及び酒類規制委員会による排除命令はほとんど出されていない。

322 Persons of Interest Committee

323 ギャンブラリング及び酒類規制委員会（2013）、『カジノ運営事業者とライセンスに関する第5回レビュー』

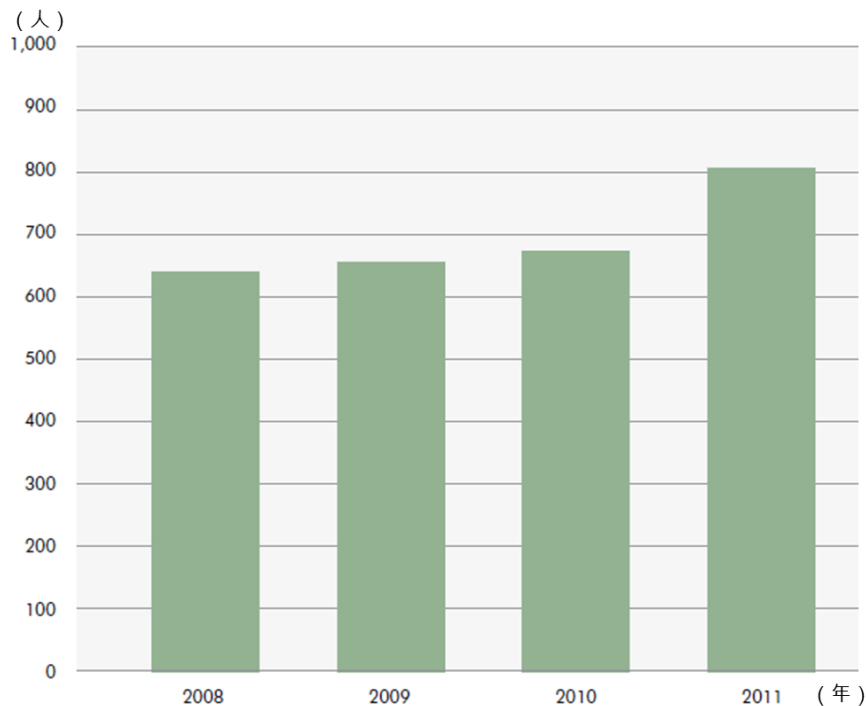
プログラム³²⁴のデータベースに掲載し、警官によるアクセスを可能としている。

なお、排除命令対象者に対しては、カジノ運営事業者が、自己排除プログラムの適用を受けた者を含めて日次で排除対象者リストを作成し、それを基に入場管理を実施している。また、排除命令を受けている者については、自己排除対象者と同様、広告等に係る規制や勝金の没収が行われる。

ウ 排除命令違反者の推移

2008(平成 20)から 2011(平成 23)年までの排除命令違反者の推移は、図 7-6 のとおりである。また、4 年間に、カジノ施設内で発見された排除命令違反者数は、合計 2,772 名である。

図 7-6 2008（平成 20）年から 2011（平成 23）年までの排除命令違反者数の推移



(出典：ギャンブリング及び酒類規制委員会（2013）、『カジノ運営事業者とライセンスに関する第 5 回レビュー』を基にあずさ監査法人作成)

7.3.3 クイーンズランド州（豪州）

(1) 監視対策

クイーンズランド州では、法令上、ゲーミングテーブル、会計室、換金所、他の設備等を示したフロアプランを提出し、酒類及びゲーミング規制局の認可を受けなければならない。

324 Law Enforcement Assistance Program

また、カジノ施設内における監視カメラの状況（配置場所、カメラの監視範囲、ゲーミングを監視するモニター及びカメラの詳細を含む。）について提出する必要がある。

さらに、酒類及びゲーミング規制局が警察に依頼し、警察がカジノ施設の巡回を行っている。

(2) 反社会的勢力等の入場制限

クイーンズランド州においては、法令に基づき、カジノ運営事業者及び州警察長官は、排除命令を下すことができる。

ア カジノ運営事業者による排除命令

カジノ運営事業者は、カジノが犯罪による悪影響を受けるおそれがある場合等に、文書でカジノへの入場及び滞在を禁止することができる。この排除命令については、有効期限は存在せず、カジノ運営事業者が取り消すまで効力を有する。

カジノ運営事業者は、表 7-25 の基準で、排除命令を出すか判断している。

表 7-25 カジノ運営事業者による排除命令の基準

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">● ゲーミングに関する不正行為を行っている。● 正しいゲーミングの運用を妨げようとする行為を行っている。● カジノ内での顧客の安全や満足を妨げようとする行為を行っている。● 法律に違反している人物及びカジノを利用することがカジノ運営事業者や他のカジノ利用者にとって利益とならない人物である。● カジノの利用により、家族などが危険にさらされる可能性が高くなる人物である。 |
|--|

（出典：カジノ管理法を基にあずさ監査法人作成）

イ 州警察長官からカジノ運営事業者への指示に基づく排除命令

州警察長官がカジノ運営事業者に対して指示をすることにより、カジノ運営事業者が文書による排除命令を行うことができる。

その際、州警察長官は排除対象者の写真をカジノ運営事業者に提供する。

この排除命令については、有効期間は存在せず、州警察長官により取り消されるまで効力を有する。

7.3.4 英国

(1) 監視対策

英国のカジノ運営事業者では、顧客、従業員及び財産の安全を確保するために、カジノ施設において映像録画監視システムを整備し、24 時間の監視体制を組んでいる。これにより、違法行為等の発生を防止し、違法行為

等が発生した場合にも、即時に対応が可能なような監視体制の整備している。

(2) 反社会的勢力等の入場制限

英国では、カジノ運営事業者の自主的な取組として、全国入場禁止スキーム³²⁵と呼ばれる排除制度を運用している。

これは、犯罪歴、過去に重大な問題を起こした等の顧客情報を英国全土のカジノ施設で共有し、カジノ施設への入場を制限することにより、治安維持を図るものである。

この制度に基づき入場禁止となった者については、原則として、入場が再度許可されることはない。

7.3.5 マサチューセッツ州（米国）

(1) 監視対策

マサチューセッツ州では、法令に基づき、カジノ運営事業者に対して、次のような監視体制の整備を求めている。

- ゲーミング委員会が認可した監視カメラシステムの設計
- ゲーミング委員会が認可したゲーミング委員会の検査官が利用するための部屋又は場所
- ゲーミング委員会又はカジノ運営事業者のゲーミング設備の運営を監視する部署が、ゲーミングエリアの監視を円滑に実施できる設計

(2) 反社会的勢力等の入場制限

マサチューセッツ州では、法令に基づき、ゲーミング委員会が排除命令を下すことができる。

ゲーミング委員会は、表 7-26 のような考慮基準に基づき、排除命令を出す。

表 7-26 ゲーミング委員会による排除命令の考慮基準の例

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">● 州政府の刑務所等で 6 ヶ月以上の懲役に服した。● 拡大ゲーミング法に基づく手数料や税の納付を逃れた。● ギャンブル産業の信用を著しく害するような風評がある。● 州政府に対する潜在的脅威がある。 |
|--|

（出典：拡大ゲーミング法を基にあずさ監査法人作成）

カジノ運営事業者が、故意又は無思慮に排除対象者をカジノに入場させた場合には、ゲーミング委員会が、カジノ運営事業者に対し、免許の取消、停止、制限、罰金等を科す。また、カジノ運営事業者は、排除対象者に対して、カジノの宣伝活動を実施してはならず、コンプの提供その他のサー

325 Nationally Barred Scheme

ビスも提供してはならない。一方、排除対象者は、排除期間中に違反してカジノ内に立ち入った場合にはカジノ内から排除され、勝金は没収される。

なお、入場排除リストへ掲載された旨の文書を受け取ってから 30 日以内、又は文書が届かないために公示されてから 60 日以内に、該当する人物はヒアリングの申出と入場排除リストからの名前の削除を要請できる。ゲーミング委員会は、要請を受けてから 30 日以内にヒアリングの機会を設定する。ヒアリングの結果、排除対象者リストに記載しないことが決定された場合には、ゲーミング委員会は当該人物の氏名のリストからの削除とともに、全てのカジノ運営事業者はその旨を通知しなければならない。

排除対象者リストに登録した情報は、全てのカジノ運営事業者に共有されるが、一般に公表されることはない。

7.4 ゲームにおける不正防止策

7.4.1 ニューサウスウェールズ州（豪州）

(1) 監視対策

ニューサウスウェールズ州では、7.3.1 で記載したように、独立酒類ゲーミング機構に認可を受けた監視体制の下、ゲームにおける不正を防止・発見できるような体制を整備している。

(2) ゲームルール等の規制

独立酒類ゲーミング機構は、カジノで実施されるゲームの種類及びゲームのルールを認可している。また、カジノ運営事業者に対して、カジノで利用できるゲーミング機器などの台数の上限及び下限について指示を出すことができるとともに、カジノ施設内で利用するゲーミング設備³²⁶についても、ゲーミング設備の分類や詳細について条件を課すことができる。さらに、独立酒類ゲーミング機構は、カジノ施設内でゲーミング設備が適切に利用されているかについて調査を実施することができる。

(3) 関係者等のカジノ利用の制限

重要な公務員³²⁷及び特別従業員については、カジノでのギャンブルが禁止されている。

326 ゲーミング機器、チップその他のゲームに関して利用できる物

327 Key Officials。判事、省庁の大臣、州警察長官等

7.4.2 ビクトリア州（豪州）

(1) 監視対策

ビクトリア州では、7.3.2 で記載したように、ギャンブリング及び酒類規制委員会に認可を受けた監視体制の下、ゲームにおける不正を防止・発見できるような体制を整備している。

(2) ゲームルール等の認可

ギャンブリング及び酒類規制委員会は、カジノで実施されるゲームの種類及びゲームのルールを認可するとともに、カジノ運営事業者は、自らのウェブサイトで、認可されたゲームのルールを公開しなければならない。

また、ギャンブリング及び酒類規制委員会は、カジノ運営事業者に対して、カジノで利用できるゲーミング機器などの台数の上限及び下限について指示を出すことができるとともに、カジノ施設内で利用するゲーミング設備についても、ゲーミング設備の分類や詳細について条件を課すことができる。さらに、カジノ施設内でゲーミング設備が適切に利用されているかについて調査を実施することができる。

(3) 関係者等のカジノ利用の制限

カジノ事業に利害関係を有する公務員、特別従業員及び利害関係者については、カジノでのギャンブルが禁止されている。

7.4.3 クイーンズランド州（豪州）

(1) 監視対策

クイーンズランド州では、7.3.3 で記載したように、酒類及びゲーミング規制局に認可を受けた監視体制の下、ゲームにおける不正を防止・発見できるような体制を整備している。

(2) ゲームルール等の規制

司法省大臣は、カジノで実施するゲームのルールを作成することができ、作成した場合には、官報で公告しなければならない。

また、カジノ運営事業者は、カジノで実施するゲームのルールについて、自らのウェブサイトに公開しなければならない。

カジノ運営事業者は、ゲーミング設備についても酒類及びゲーミング規制局の認可を受け、カジノ施設内の全てのゲーミング設備が高性能の製造水準を維持しなければならない。

7.4.4 英国

(1) 監視対策

英国では、7.3.4 で記載したように、カジノ運営事業者が、映像録画監視システムを整備し、24 時間の監視体制を組んでいる。

(2) ゲームルール等の規制

英国では、法令上、カジノ運営事業者は、ギャンブラー委員会が禁止するゲームリストに掲載されているゲームをカジノ施設で実施してはならない。また、カジノ運営事業者は、カジノ施設内で実施可能なゲームのルール等について開示するとともに、テーブルゲームの適切な実施が確保されるように、監督者、ピットボス³²⁸及びチップ担当者³²⁹による監視が適切に実施されるための体制を確保しなければならない。

さらに、心付けとして顧客から渡されるチップについては、個人ライセンスを有する従業員のみが監視システムの下で受領でき、集められたチップは一度プールされた後、従業員へ配分される。これによって、チップ制がある英国でも、従業員がチップを通じて特定の顧客に有利に動くといったことを防止している。

7.4.5 マサチューセッツ州（米国）

(1) 監視対策

マサチューセッツ州では、7.3.5 で記載したように、ゲーミング委員会に認可を受けた監視体制の下、ゲームにおける不正を防止・発見できるような体制を整備している。

(2) ゲームルール等の規制

マサチューセッツ州では、ディーラーは顧客から心付けとして渡されるチップを受領することができるが、受領したチップは一度プールされ、他のディーラーに分配される。受領したチップの保管方法及びディーラーへの分配方法については、ゲーミング委員会によって決定される。なお、カジノ施設の監督者や役員等については、ゲーミング施設内のプレイヤーや顧客にチップを要求したり、受領することは禁止されている。

328 Pit boss。カジノのディーラー等を監督する者。

329 Croupier。テーブル等の置かれたチップ棒を使って集める者。

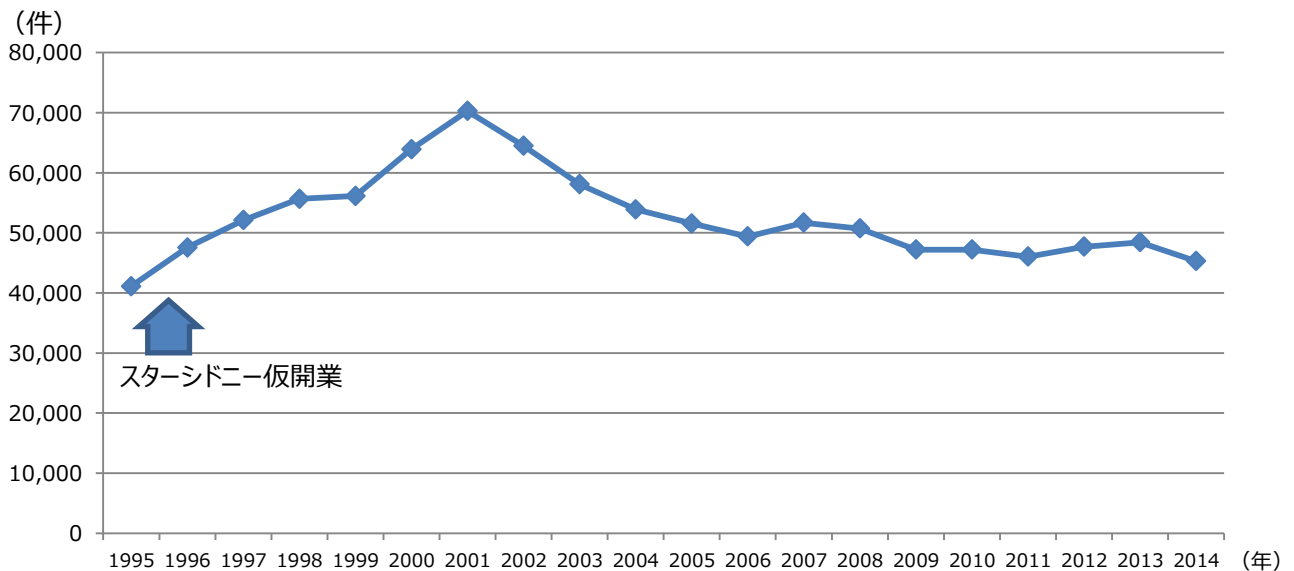
7.5 IR 施設周辺地域の犯罪件数

ここでは、IR が設置されたことによって、その地域の治安状況にどのような影響があるかについて調査分析した³³⁰。

7.5.1 ニューサウスウェールズ州（豪州）

ニューサウスウェールズ州における唯一の IR であるスターシドニーがあるシドニーにおける犯罪件数の推移は、図 7-7 のとおりであり、IR 設置後に犯罪が増加したものの、その後は元の水準と同程度にまで減少しており、IR によって恒常的に犯罪が増加するということは認められない。

図 7-7 シドニーにおける犯罪件数の推移



(出典：ニューサウスウェールズ州犯罪統計調査局³³¹の HP を基にあずさ監査法人作成)

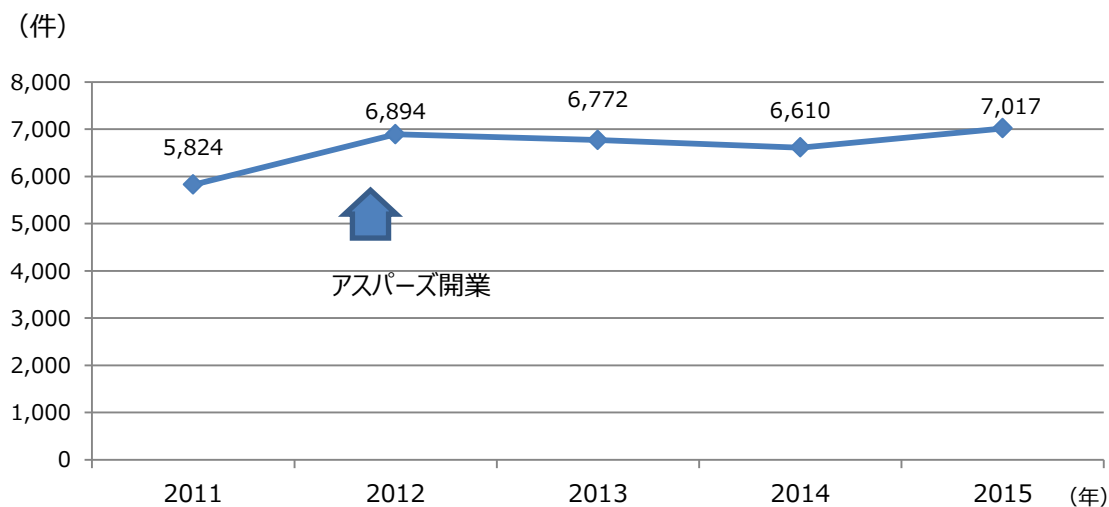
7.5.2 英国

近年新たに設置された IR であるアスパーズがあるロンドン・ニューハム区内のストラトフォードの犯罪件数の推移は、図 7-8 のとおりであり、カジノ施設の開業後も犯罪件数の増加は認められない。

330 豪州の IR は古くから営業しており、ビクトリア州及びクイーンズランド州については、IR 設置直後の犯罪統計が公表されていないことから、分析を行っていない。また、マサチューセッツ州については IR が開業したばかりであるため、分析を行っていない。

331 Bureau of Crime Statistics and Research

図 7-8 ストラトフォード地区の犯罪件数の年次推移（2011 年-2015 年³³²）



（出典：英国犯罪データの HP を基にあずさ監査法人作成）

7.6 総括

今回調査分析対象となった国・地域における主な反社会的勢力対策をまとめると、表 7-27 のとおりである。

表 7-27 調査分析対象国・地域における主な反社会的勢力対策まとめ

	豪州			英国	米国 マサチューセッツ州
	ニューサウスウェールズ州	ビクトリア州	クイーンズランド州		
ライセンス等の許認可	【ライセンス対象】 ・カジノ運営事業者 ・特別従業員（役員、ディーラー等） ・ゲーミング機器関連業者	【ライセンス対象】 ・カジノ運営事業者 ・特別従業員（役員、ディーラー等） ・ジャックポット 【登録対象】 ・ゲーミング機器関連業者	【ライセンス対象】 ・カジノ運営事業者 ・カジノ従業員（役員、ディーラー等） ・ゲーミング機器関連業者	【ライセンス対象】 ・カジノ運営事業者 ・特別従業員（役員、ディーラー等） ・ゲーミング機器関連業者 ・カジノ運営事業者の一定数以上の株式を有する者	【ライセンス対象】 ・カジノ運営事業者 ・ゲーミング従業員（役員、ディーラー等） ・ゲーミング機器関連業者 ・カジノ運営事業者の一定数以上の株式を有する者 ・ジャックポット 【登録対象】 ・ゲーミング従業員以外の従業員 ・カジノ運営事業者との取引事業者

332 2015 年については、1 月から 10 月までのデータを集計したものである。

	豪州			英国	米国 マサチューセッツ州
	ニューサウスウェールズ州	ビクトリア州	クィーンズランド州		
ライセンス等の運用方法	・警察に犯罪歴、反社会的勢力との関係等を照会 ・定期的な調査 ・検査官の駐在、監視カメラへのアクセス	・警察に犯罪歴、反社会的勢力との関係等を照会 ・定期的な調査 ・検査官の駐在、監視カメラ、会計システム等へのアクセス	・警察に犯罪歴、反社会的勢力との関係等を照会 ・検査官の配備、適宜の報告 ・警察官の配備	・海外事業者も含めて、犯罪歴等を調査 ・必要に応じて外部専門家も活用	・犯罪歴の確認 ・定期的な監査と監査結果の議会への報告
カジノ施設の監視	・監視体制等の認可制度	・監視体制等の認可制度	・監視体制等の認可制度	・監視カメラの設置	・監視体制等の認可制度
反社会的勢力のカジノ利用の排除	・独立酒類ゲーミング機構、カジノ運営事業者及び州警察長官による排除命令	・ギャンブリング及び酒類規制委員会、カジノ運営事業者及び州警察長官の排除命令	・カジノ運営事業者及び州警察長官による排除命令	・業界団体の自主的な取組による反社会的勢力等の排除	・ゲーミング委員会による排除命令
ゲームにおける不正の防止	・ゲームルールの認可制度 ・重要な公務員、特別従業員のカジノ利用禁止	・ゲームルールの認可制度 ・カジノに利害関係のある公務員、特別従業員等のカジノ利用禁止	・司法省大臣によるゲームルールの公表制度	・一定のゲームの禁止 ・ゲームルールの公表制度 ・心付けとして渡されるチップの受取規制	・心付けとして渡されるチップの受取規制

第8章 マネーロンダリング対策

カジノについては、それを介したマネーロンダリングの懸念が指摘されることから、この章では、調査対象国・地域で講じられているマネーロンダリング対策についてまとめた。

8.1 マネーロンダリング対策の概要

諸外国におけるマネーロンダリング対策規制は、マネーロンダリングに係る人や資金の移動が国境をも越えて行われることから、国の機関がマネーロンダリングに関する FATF (Financial Action Task Force : 金融活動作業部会) の勧告（マネーロンダリングに係る 40 の勧告）に準じて法令、指針等を定め、対策を講じている。この勧告では、カジノ運営事業者は疑似金融機関として金融機関と同様の規制に対応することが求められている。

ここでは、調査分析対象となった国で行われているマネーロンダリング対策について、勧告が要求している対策を踏まえて整理した。

なお、世界有数のカジノ市場であり、マネーロンダリングに対する懸念が示されることも多いマカオについても、参考として合わせて調査分析を行った。

8.2 カジノにおけるマネーロンダリング対策の体制

8.2.1 豪州

(1) マネーロンダリング対策の体制

豪州では、マネーロンダリング及びテロ資金対策法³³³に基づき、連邦政府の機関である豪州金融取引報告・分析センター³³⁴がマネーロンダリング関連情報を統括している。マネーロンダリング対策に関連している主な機関の役割は、表 8-1 のとおりである。

表 8-1 豪州におけるマネーロンダリング対策に関連する主な機関の役割

機関名	主な役割
豪州金融取引報告・分析センター	・ マネーロンダリング対策法令の運用 ・ 疑わしい取引等の届出の受理、分析を行い、捜査機関等に情報を提供
警察	・ カジノ運営事業者にマネーロンダリングのリスクの高い人物に関する情報を提供
カジノ運営事業者	・ 法令に従い、マネーロンダリングを発見するための業務体制の確立、本人確認、疑わしい取引の届出等を実施

(出典：各機関の HP 等を基にあずさ監査法人作成)

333 Anti-Money Laundering counter Terrorism Finance Act 2006

334 Australian Transaction Reports & Analysis Center

(2) カジノ運営事業者による従業員の育成等

カジノ運営事業者は、マネーロンダリング対策のために、次のような取組を行っている。

- マネーロンダリング対策は、カジノ従業員全体で取り組むべき問題であると認識し、対策に関する基本的な知識や疑わしい取引の事例などに関する研修を幅広い従業員へ実施
- 自主的なリスクシナリオを作成
- 警察などと連携し、リスクの高い人物などに関する情報を共有

8.2.2 英国

(1) マネーロンダリング対策の体制

英国ではマネーロンダリングに関する規則³³⁵に基づき、組織犯罪に対する政府の対策機関である国家犯罪対策庁³³⁶がマネーロンダリング関連情報を統括している。

また、カジノに関する規制当局であるギャンブラリング委員会も各カジノ運営事業者のマネーロンダリング対策への遵守状況の確認を行っている。マネーロンダリング対策に関連している主な機関の役割は、表 8-2 のとおりである。

表 8-2 英国におけるマネーロンダリング対策に関連する主な機関の役割

機関名	主な役割
国家犯罪対策庁	・ マネーロンダリング対策法令の運用 ・ 疑わしい取引等の届出の受理、分析を行い、捜査機関等に情報を提供
ギャンブラリング委員会	・ カジノ運営事業者におけるマネーロンダリング対策の遵守状況の確認 ※ただし、ギャンブラリング委員会には、疑わしい取引の届出内容を閲覧する権限はない。
カジノ運営事業者	・ 法令に従い、マネーロンダリングを発見するための業務体制の確立、本人確認、疑わしい取引の届出等を実施

(出典：各機関の HP 等を基にあずさ監査法人作成)

(2) ギャンブラリング委員会による職員の育成等

ギャンブラリング委員会は、マネーロンダリング対策のために、次のような取組を行っている。

- 全職員を対象として、マネーロンダリング対策に関する基礎的なオンライントレーニングを実施
- 検査業務に従事する職員（100 名程度）を対象として、専門家によるプレゼンテーション等を含む 1 日の研修を実施

335 The Money Laundering Regulations 2007

336 National Crime Agency

- AML チャンピオン³³⁷と呼ばれる職員（12 名）については、専門機関におけるトレーニングを実施

(3) カジノ運営事業者による従業員の育成等

カジノ運営事業者は、マネーロンダリング対策のために、次のような取組を行っている。

- 疑わしい取引の把握のための従業員研修の実施
- 内部監査時の従業員へのマネーロンダリング対策に関する理解度の確認

8.2.3 米国

(1) マネーロンダリング対策の体制

米国では銀行秘密法³³⁸に基づき、組織犯罪に対する政府の対策機関である金融犯罪取締ネットワークがマネーロンダリング関連情報を統括している。マネーロンダリング対策に関連している主な機関の役割は、表 8-3 のとおりである。

表 8-3 米国におけるマネーロンダリング対策に関連する主な機関の役割

機関名	主な役割
金融犯罪取締ネットワーク	・ マネーロンダリング対策法令の運用 ・ 疑わしい取引等の届出の受理、分析を行い、捜査機関等に情報を提供
カジノ運営事業者	・ 法令に従い、マネーロンダリングを発見するための業務体制の確立、本人確認、疑わしい取引の届出等を実施

（出典：各機関の HP 等を基にあずさ監査法人作成）

(2) カジノ運営事業者による従業員の育成等

カジノ運営事業者は、マネーロンダリング対策のために、次のような取組を行っている。

- マネーロンダリング対策は、カジノ従業員全体で取り組むべき問題であると認識し、マネーロンダリング対策に関する基本的な知識や疑わしい取引の事例などに関する研修を幅広い従業員へ実施
- 自主的なリスクシナリオを作成

8.2.4 マカオ

マカオでは、マネーロンダリング防止に関する法律³³⁹等に基づき、経済・財政長官の直属組織として設けられた金融情報^{べんこう}辦公室³⁴⁰がマネーロンダリング

337 AML (Anti-Money Laundering) Champion

338 Bank Secrecy Act

339 Law No. 2/2006

340 Gabinete de Informação Financeira; Financial Intelligence Office

関連情報を統括している。また、カジノに関する規制当局であるマカオ特別行政区政府博彩觀察協調局³⁴¹は、各カジノ運営事業者のマネーロンダリング対策への遵守状況の確認を行っている。マネーロンダリング対策に関連している主な機関の役割は、表 8-4 のとおりである。

表 8-4 マカオにおけるマネーロンダリング対策に関連する主な機関の役割

機関名	主な役割
金融情報辦公室	- マネーロンダリング対策法令の運用 - 疑わしい取引等の届出の受理、分析を行い、捜査機関等に情報を提供
マカオ特別行政区政府博彩觀察協調局	カジノ運営事業者の活動についての許認可、法令・契約遵守の監視及びモニタリングを行い、違反行為の調査や行政罰の賦課を行う。
カジノ運営事業者	法令に従い、マネーロンダリングを発見するための業務体制の確立、本人確認、疑わしい取引の届出等を実施

(出典：各機関の HP 等を基にあずさ監査法人作成)

8.3 法令により要求されるマネーロンダリング対策

8.3.1 豪州

豪州ではカジノ運営事業者に対して、マネーロンダリング対策の観点から、表 8-5 のような義務が課せられている。

なお、豪州は、本人確認を要求する金額が 10,000 豪ドル (85 万円) であり、FATF 勧告の基準 (3,000 ドル (36 万円) / ユーロ (39 万円)) と比較して高くなっている。この点については、FATF の相互審査において指摘されているが、一方で、カジノ運営事業者については、法令で要求されているよりも低い閾値を用いて本人確認を実施するなどしているとされている。

表 8-5 豪州におけるカジノ運営事業者に課せられるマネーロンダリング対策の義務の例

対策の項目	義務の例
マネーロンダリングを発見するための業務体制の確立	カジノ運営事業者は、次のような事項を含むマネーロンダリング対策のプログラムを作成しなければならない。 - 適切なリスク評価手続 - 従業員の教育及び評価に関する事項 - 監督者の承認と監視 - 内部及び外部からの継続的なレビュー - マネーロンダリング対策が求める報告義務を遵守するための制度と統制

³⁴¹ Gaming Inspection and Coordination Bureau

対策の項目	義務の例
本人確認	カジノ運営事業者は、次のような取引を行う場合、本人確認をしなければならない。 ・ 閾値報告³⁴²に該当する取引³⁴³ ・ 口座開設 ・ 国際送金 ※ 最低限、名前、生年月日、住所を入手し、本人確認を実施することを要求している。
疑わしい取引の報告	カジノ運営事業者は、次のような疑わしい取引が発生した場合、取引発生から 3 日以内に豪州金融取引報告・分析センターに疑わしいと判断した根拠等も含めて報告しなければならない。 ・ 閾値報告の対象として認識されることを避けているかのような取引 ・ どちらか一方がほぼ勝つように賭ける取引（例：ルーレットの赤と黒の両方に同額を賭ける等） ・ 多額の取引を行う際の本人確認を断る取引
その他法令で要求される報告	カジノ運営事業者は、次のような閾値取引等があった場合は、取引発生から 10 日以内に豪州金融取引報告・分析センターへ報告しなければならない。 ・ 一回の取引金額及び複数回の取引であっても顧客が同一であると考えられる場合の取引の合計金額が 10,000 豪ドル(85 万円)以上の現金取引 ・ 国際送金
本人確認や報告を行った取引に関する記録の保存	カジノ運営事業者は、次の記録を保存しなければならない。 ・ 報告義務のある取引の記録を、取引の記録の作成から 7 年間 ・ 本人確認の際に入手した記録について、いかなるサービスも提供しなくなつてから 7 年間

（出典：マネーロンダリング及びテロ資金対策法を基にあずさ監査法人作成）

8.3.2 英国

英国ではカジノ運営事業者に対して、マネーロンダリング対策の観点から、表 8-6 のような義務が課せられている。

表 8-6 英国におけるカジノ運営事業者に課せられるマネーロンダリング対策の義務の例

対策の項目	義務の例
マネーロンダリングを発見するための業務体制の確立	カジノ運営事業者は、次の業務について書面上でリスクに応じた適切なプログラムと手続を定め、保持しなければならない。 ・ 顧客管理措置の方法 ・ 各種報告 ・ 記録の保存 ・ リスク評価及び管理

³⁴² Threshold Transaction Report

³⁴³ 取引金額が 10,000 豪ドル(85 万円)以上の取引等(チップと資金の交換取引)

対策の項目	義務の例
本人確認	カジノ運営事業者は、次のような取引を行う場合、本人確認をしなければならない。 - 取引関係の確立 - マネーロンダリングやテロ資金供与が疑われる取引 - 以前に本人確認のために入手した情報の正確性などが疑われる場合 ※ 本人確認は、①又は②のいずれかの方法で、実施しなければならない。 ① 入口にて全ての顧客に対して本人確認を実施 ② 顧客のチップの購入・換金総額が24時間以内に2,000ユーロ(26万円)以上となったとき又はゲームマシンへの投入総額が24時間以内に2,000ユーロ(26万円)以上となったときに本人確認を実施。ただし、②の方法は、次の条件を満たした場合にのみ実施することができる。 - 顧客が購入、換金、支払い、保有した金額が2,000ユーロ(26万円)以上となったことが直ちに確認可能な体制を構築していること。 - カジノ運営事業者がチップの購入・換金総額、マシンへの投入総額、支払い・保有額についてモニタリングし、記録する適切な手続を構築していることについて、ギャンブラー委員会が承認していること。 また、本人確認に際しては、パスポート等により顧客の住所、名前を裏付ける資料を入手しなければならない。
疑わしい取引の報告	カジノ従業員はマネーロンダリングに関与していると知り、又は疑う合理的な根拠を得たときは、カジノ運営事業者がマネーロンダリング対策担当者として選んだ従業員³⁴⁴に報告しなければならない。 報告を受けた従業員は、報告を受けた取引が疑わしい取引として合理的な疑いを持たせるのに十分だと判断すれば、当該事項をすぐに国家犯罪対策庁に報告しなければならない。
本人確認や報告を行った取引に関する記録の保存	カジノ運営事業者は、本人確認の際に入手した情報や資料の写しを、取引関係の終了から5年間保存しなければならない。

(出典：マネーロンダリングに関する規則を基にあずさ監査法人作成)

344 Nominated Officer。法令に基づき、カジノ運営事業者があらかじめ選定しておかなければならない。

8.3.3 米国

米国ではカジノ運営事業者に対して、マネーロンダリング対策の観点から、表 8-7 のような義務が課せられている。

表 8-7 米国におけるカジノ運営事業者に課せられるマネーロンダリング対策の義務の例

対策の項目	義務の例
マネーロンダリングを発見するための業務体制の確立	カジノ運営事業者は、次のような事項を含んだマネーロンダリング対策プログラムを作成しなければならない。 - 継続的な法令遵守のための内部統制の制度 - 法令遵守の状況に対する内部や外部の評価（なお、評価の範囲や頻度はリスクに応じて決定することとされている。） - 疑わしい取引の把握に関する事項を含む従業員に対する訓練 - 従業員一人一人の日々の業務における法令遵守
本人確認	カジノ運営事業者は、次のような取引を行う場合、本人確認をしなければならない。 - 資金の預入れ、口座開設、与信限度額の拡張に関する取引 2,500 ドル(30 万円)超の与信や 3,000 ドル(36 万円)超の小切手や手形を使用した取引 - リスクが高いと考えられる取引 - 通貨取引報告³⁴⁵に該当する取引 ※ 本人確認は、顧客の名前、住所、社会保障番号等を入手して行わなければならない。
疑わしい取引の報告	カジノ運営事業者は、5,000 ドル(60 万円)以上の取引のうち、次のようなものについて、金融犯罪取締ネットワークに疑わしい取引として報告しなければならない。 - 犯罪による収益が関係していると疑われる資金が関係するもの - 犯罪による収益の隠匿を行っていると思われるもの - その取引を行うことについて正当な理由が見当たらないもの
その他法令で要求される報告	カジノ運営事業者は、1 日の取引合計が 10,000 ドル(120 万円)となる現金取引があれば、通貨取引報告として金融犯罪取締ネットワークに提出しなければならない。
本人確認や報告を行った取引に関する記録の保存	カジノ運営事業者は、次のような記録を保存しなければならない。 - 本人確認の際に入手した資料や情報を取引終了後 5 年間 - 疑わしい取引の報告を記録してから 5 年間 - 通貨取引報告を記録してから 5 年間

（出典：銀行秘密法規則を基にあずさ監査法人作成）

345 Currency Transaction Report

8.3.4 マカオ

マカオではカジノ運営事業者に対して、マネーロンダリング対策の観点から、表 8-8 のような義務が課せられている。

表 8-8 マカオにおけるカジノ運営事業者に課せられるマネーロンダリング対策の義務の例

対策の項目	義務の例
マネーロンダリングを発見するための業務体制の確立	カジノ運営事業者は、最低限、次の事項について内部規則を定めなければならない。 ・ 疑わしい取引又は高額取引を行ったとされる関係者の本人確認と調査 ・ 疑わしい取引又は高額取引についての内容確認 ・ 疑わしい取引について金融情報辦公室への報告 ・ コンプライアンス担当の従業員の任命と権限の委譲 ・ 会計部門と内部監査部門が疑わしい取引又は高額取引を記録し、報告する義務を遂行するための統制基準の策定 ・ マネーロンダリングとテロ資金調達の犯罪防止についての規則と手続の従業員への教育 ・ 入手又は報告した情報についての守秘義務
本人確認	カジノ運営事業者は、次のような者について、本人確認をしなければならない。 ・ ゲームへの参加やチップの購入を通して、疑わしい取引又は 500,000 香港ドル(750 万円)以上の高額取引を行っている者 ・ ゲームへの参加やチップの購入を通して、疑わしい取引又は高額取引を行っている者の代理人 ・ 他者のためにゲームへの参加やチップの購入を行っている場合には、それを裏で指揮している人物 ※ 本人確認は、次のように実施しなければならない。 ・ 本人確認は、名前、誕生日及び出生地、住所について、身分証明書、パスポートといった、公的機関が発行している原本を提示させることで実施しなければならない。 ・ 当該証明書の代わりとして、就労許可証明、専門資格登録証、水道や電話代金の請求書といった第三者機関が発行しているようなものでも確認可能。 ・ 本人確認は、公的証明書の写真との確認によって実施しなければならないが、例外的にコンプライアンス担当の従業員によって許可された他の証明書によっても実施が認められる。後者の場合は、署名をして、記録の保存をしなければならない。 ・ 疑わしい取引の関係者についての本人確認は金融情報辦公室が出している疑わしい取引報告書で求める全ての情報を入手しなければならない。 ・ 政治関係者についての身元確認は相当な注意を払った方法で処理しなければならない。

対策の項目	義務の例
疑わしい取引の報告	カジノ運営事業者は、マネーロンダリングを疑わせるような不自然なギャンブルの実施、チップの購入又は資金の移動が行われた場合、取引から 2 日以内に、次の事項を記載した疑わしい取引報告書を金融情報辦公室に提出しなければならない。 ・ 疑わしいと思われる取引の特徴 ・ 取引の複雑性 ・ 取引総額
その他法令で要求される報告	カジノ運営事業者は、次のような高額取引について、2 日以内にマカオ特別行政区政府博彩觀察協調局に報告しなければならない。 ・ ゲームでの取引金額が 500,000 香港ドル(750 万円)以上 ・ チップの購入、ローンの返金が 500,000 香港ドル(750 万円)以上 ※ 上記取引は、一回の取引金額が 500,000 香港ドル(750 万円)未満であっても、24 時間以内の取引額を集計すると 500,000 香港ドル(750 万円)以上となる場合を含む。 ・ プレイヤーへの支払額及びプレイヤーによる賭け金を含めてゲーム促進の取引が 500,000 香港ドル(750 万円)以上 これらの取引については、最低限、名前、生年月日及び出生地、住所、職業、身元保証書、取引日、取引総額及び資金元、サイン等の情報を報告する必要がある。
本人確認や報告を行った取引に関する記録の保存	カジノ運営事業者は、次の記録について、所管官庁の利用のために 5 年間保存しなければならない。また、これらの記録はマイクロフィルム又はデジタル形式のディスクで保存しなければならない。 ・ 疑わしい取引又は高額取引を行った関係者の本人確認の書類又は証明書の写し ・ 高額取引報告書や疑わしい取引報告書の写し、チップの購入時に記載する書類を含めた補完書類 ・ コンプライアンス担当の従業員が疑わしい取引の補完書類としたもので金融情報辦公室に送付されなかった書類

(出典：マネーロンダリング防止に関する法律を基にあずさ監査法人作成)

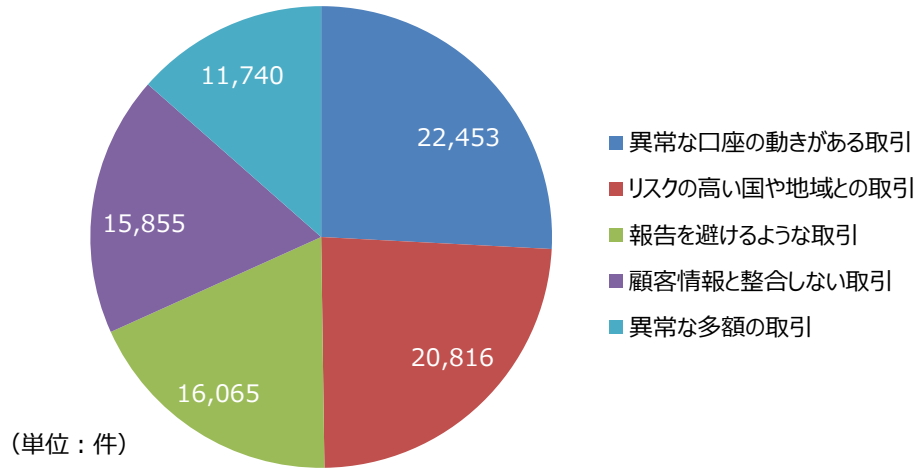
8.4 疑わしい取引の届出状況

8.4.1 豪州³⁴⁶

豪州における 2014(平成 26)年の疑わしい取引の届出状況は、図 8-1 のとおりである。総届出件数 81,074 件である(疑わしい取引とした理由が複数ある場合もあり、下の図と件数は一致しない)。

346 豪州は事業種類別の疑わしい取引の件数を開示しておらず、この届出件数は、カジノ運営事業者以外も含む全ての事業からの届出件数を含んでいる。

図 8-1 豪州における種類別疑わしい取引の届出状況

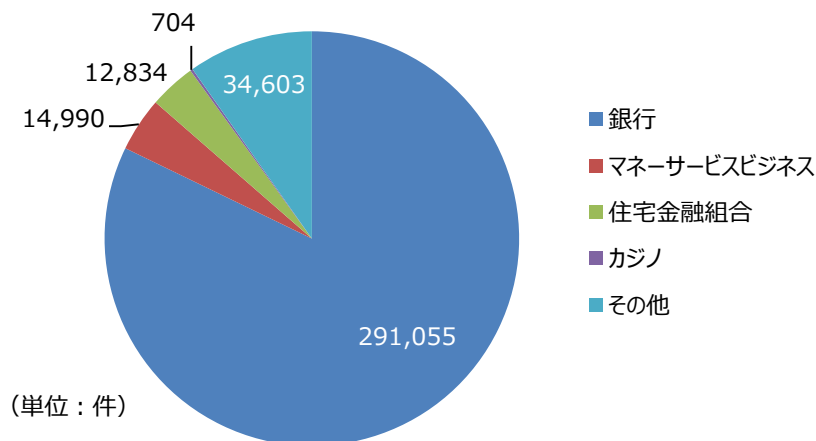


(出典：豪州金融取引・報告分析センター、『アニュアルレポート 2014-2015』を基にあずさ監査法人作成)

8.4.2 英国

英国における 2014(平成 26)年の疑わしい取引の届出状況は、図 8-2 のとおりである。総届出件数 354,186 件のうち、カジノ関連は 704 件であり、全体の 0.2%程度である。

図 8-2 英国における事業種別疑わしい取引の届出状況



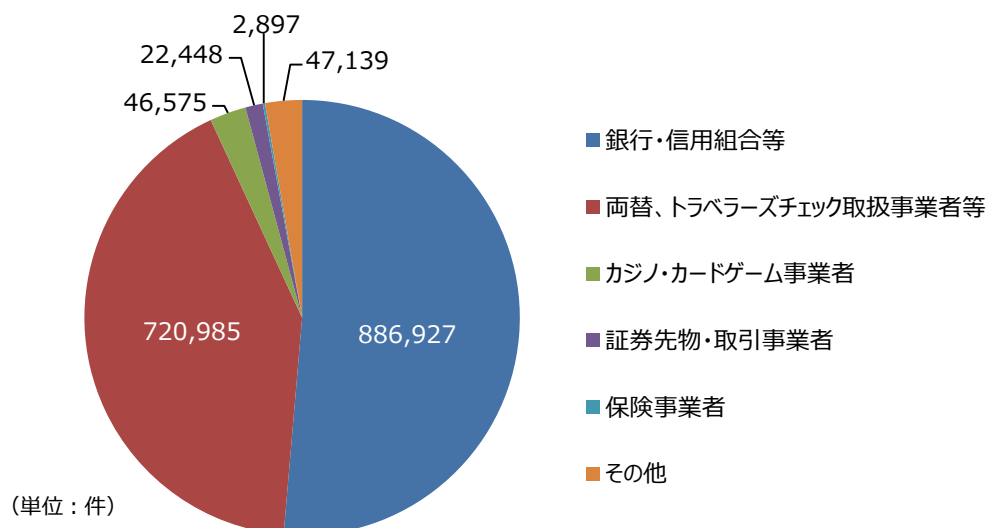
(出典：国家犯罪対策委員会、『アニュアルレポート 2014』を基にあずさ監査法人作成)

8.4.3 米国

米国における 2014(平成 26)年の疑わしい取引の届出状況は、図 8-3 のとおりである。総届出件数 1,726,971 件のうち、カジノ関連は 46,575 件であり、

全体の 2.6%程度である。

図 8-3 米国における事業種別疑わしい取引届出状況

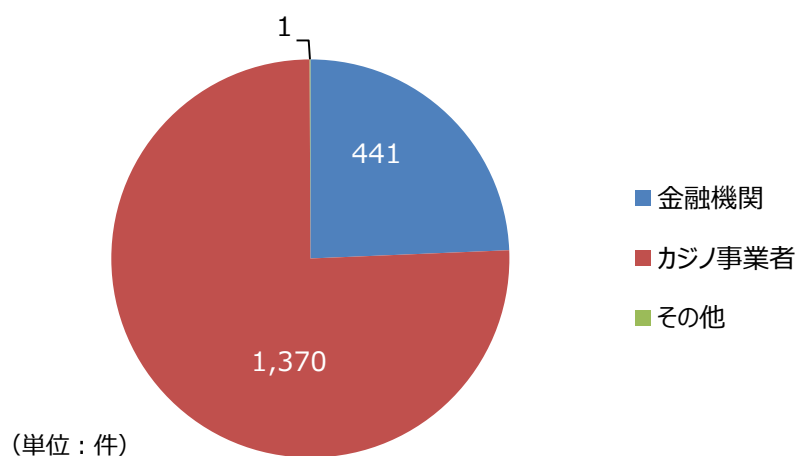


(出典：金融犯罪取締ネットワーク、『疑わしい取引報告統計 2015³⁴⁷』を基にあずさ監査法人作成)

8.4.4 マカオ

マカオにおける 2014(平成 26)年の疑わしい取引の届出状況は、図 8-4 のとおりである。総届出件数 1,812 件のうち、カジノ関連は 1,370 件であり、全体の 75.6%となっており、他の調査分析対象国と比べてかなり割合が高くなっている。

図 8-4 マカオにおける事業種別疑わしい取引届出状況



(出典：金融情報辦公室、『アニュアルレポート 2014』を基にあずさ監査法人作成)

347 SAR STATS

8.5 総括

各国・地域では、法令に従い、本人確認、疑わしい取引の報告、その他法令で要求される報告、取引記録の保存等の義務をカジノ運営事業者に課している。

表 8-9 各国でカジノ運営事業者に課される主な義務

	豪州	英国	米国	マカオ
マネーロンダリングを発見するための業務体制の確立	・適切なリスク評価手続、従業員教育等に関するプログラムの作成	・顧客管理措置、リスク評価等に関するプログラムの作成	・内部統制、リスク評価等に関するプログラムの作成	・本人確認、従業員教育等に関するプログラムの作成
本人確認	・口座開設 ・国際送金 ・10,000 豪ドル（85 万円）以上の取引	・入場時又は 2,000 ユーロ（26 万円）以上の取引になった時 ・マネーロンダリングが疑われるとき ・以前入手していた本人確認情報の正確性が疑われるとき	・口座開設 ・与信枠の設定・拡張 ・2,500 ドル（30 万円）超の与信や 3,000 ドル（36 万円）超の小切手 ・リスクが高い取引 ・通貨取引報告に該当する取引	・疑わしい取引 ・500,000 香港ドル（750 万円）以上の取引 ・他者のためにゲームを行っているとき
疑わしい取引の報告	・疑わしい取引が発生したとき	・マネーロンダリングに関与していると疑われるとき	・5,000 ドル（60 万円）以上の取引のうち、犯罪に関係していると疑われるもの	・疑わしい取引が発生したとき
その他法令で要求される報告	・10,000 豪ドル（85 万円）以上の取引 ・国際送金	—	・1 日の取引合計が 10,000 ドル（120 万円）以上となる取引	・24 時間の合計が 500,000 香港ドル（750 万円）以上の取引
本人確認や報告を行った取引に関する記録の保存	・本人確認書類等の 7 年間の保存	・本人確認書類等の 5 年間保存	・本人確認書類等の 5 年間保存	・本人確認書類等のデジタル形式での 5 年間

第9章 新たな IR の導入手続等

この章では、調査分析対象国・地域における IR の導入手続及び導入の際に検討した期待される効果や想定される課題について検討を行った。

9.1 ニューサウスウェールズ州(豪州)

9.1.1 ニューサウスウェールズ州の導入の背景

ニューサウスウェールズ州政府は 2012(平成 24)年に、地域経済の活性化、地域住民の生活向上を目的として、新たなインフラ、公共サービスの提供に関する計画について、IR の設置に限らない「非要求提案」の募集を行い、様々な民間事業者から提案を受け付けた。

ニューサウスウェールズ州では、1992(平成 4)年のカジノ合法化以来、スターシドニーのみが認められていたが、提案の受付を踏まえて、クラウンリゾート(以下「クラウン」という。)が、既存のカジノとは性質の異なる VIP 専用カジノを高層階に設置したホテルを図 9-1 のバランガルーサウス地区に導入することを提案した。

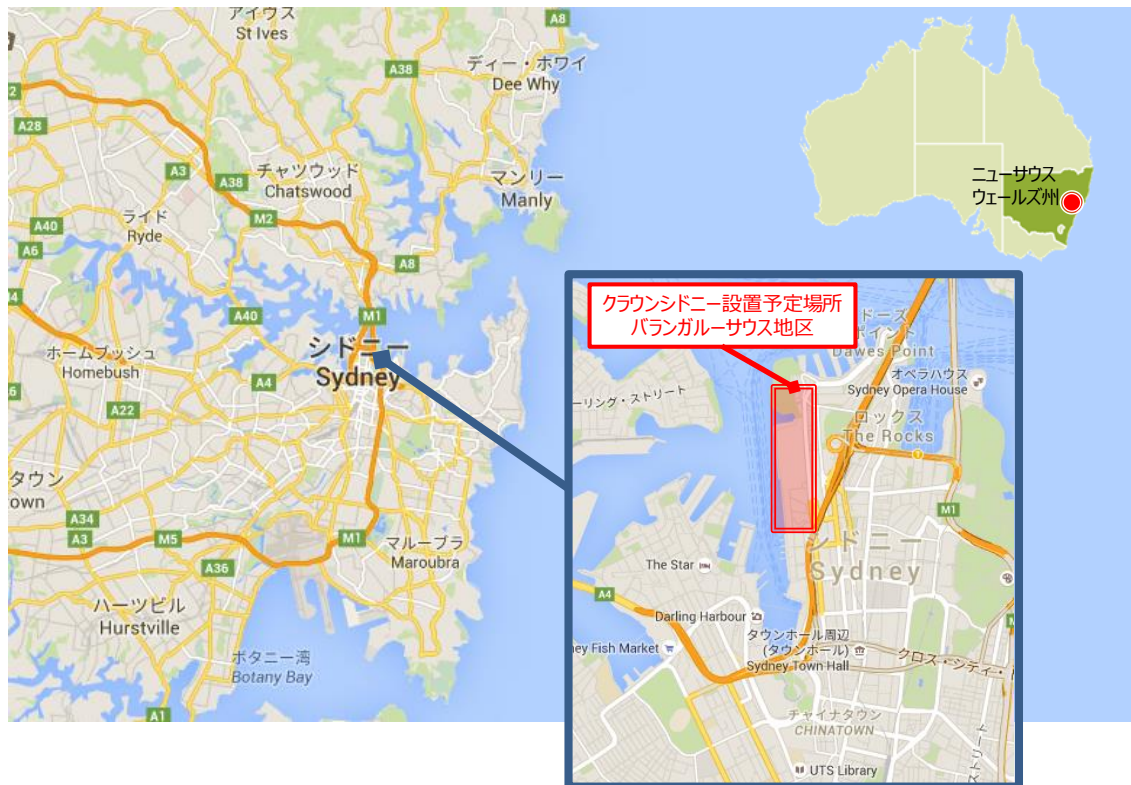
なお、提案募集では、既存のカジノ運営事業者であるエコーエンターテインメント(以下「エコー」という。)³⁴⁸も提案している。

【参考：非要求提案(Unsolicited Proposals)とは】

- 非要求提案は、州政府からは提案の具体的な内容を提示せず、民間事業者の自由な発想により提案を行わせ、それを一定の選定基準に則って審査し、政府が目的とする都市の再開発、インフラ機能の提供に関する新たなアイデアの創出といった事項に合致していれば、政府として規制緩和や特別法の制定、州有財産の提供等を通じて後押しする一般的なプログラムであり、IR 導入のみを検討するために新たに設定した手続ではない。
- 非要求提案は、州政府の契約相手を決めるためのものであるが、一般的な競争手続とは異なり、選定された事業者が政府と個別に交渉することになるため、事業者による提案内容には、そうした相対契約を正当化できるだけの比類ない利益があること、事業の健全性を確保すること等が必要とされている。

³⁴⁸ Echo Entertainment。現在は、社名を変更し、ザ・スターエンターテインメントとなっている。

図 9-1 バランガルーサウス地区



(出典:Google Map を基にあずさ監査法人作成)

9.1.2 ニューサウスウェールズ州の関係機関

ニューサウスウェールズ州の関係機関は、表 9-1 のとおりである。

表 9-1 IR 導入に関する機関及び役割

機関名	主な役割
独立酒類ゲーミング機構	・事業者との協定書締結による IR 事業実施の担保 ・ライセンス付与に係る適格性審査
首相・内閣局 ³⁴⁹ (事業者選定のための運営委員会 ³⁵⁰)	・設置区域及び事業者の選定 ・事業者との協定書締結による IR 事業実施の担保 ※ 運営委員会は、首相・内閣局、州財政局³⁵¹及び州インフラ局³⁵²で構成され、提案に対する審査等の各段階で、承認を行っている。
事業者	・IR 設置の影響調査(環境及び経済) ・地元住民の合意形成 ・州と締結した協定書、合意書の遵守

(出典:非要求提案及び州政府の HP を基にあずさ監査法人作成)

349 NSW Department of Premier and Cabinet

350 Steering Committee

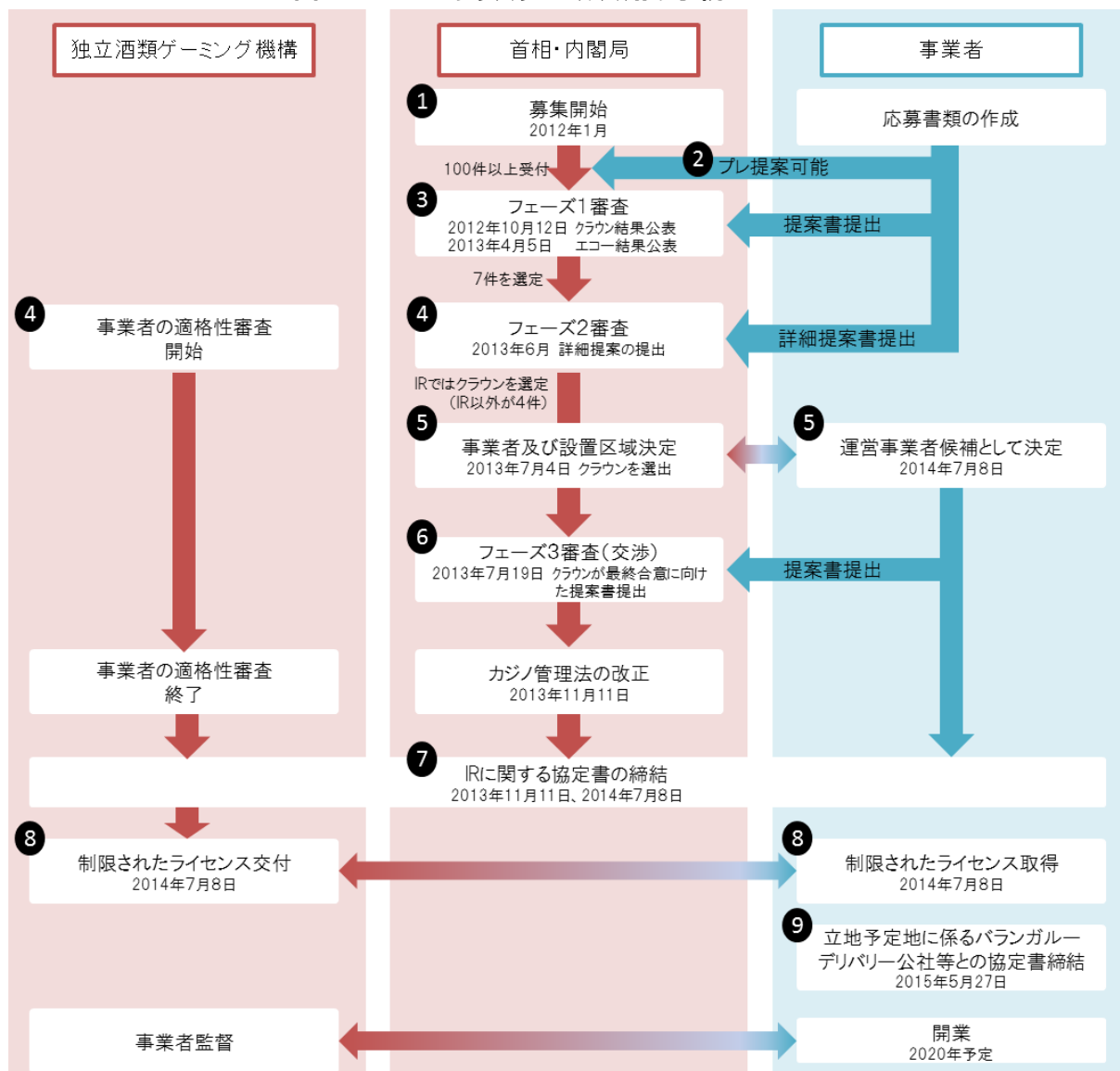
351 NSW Treasury

352 Infrastructure NSW

9.1.3 ニューサウスウェールズ州の IR 導入手続の概要

ニューサウスウェールズ州では、非要求提案の手続に沿って、新たな IR の導入は、図 9-2 のとおり行われた³⁵³。

図 9-2 ニューサウスウェールズ州の手続



9.1.4 IR 導入手続において行われた提案、審査等

ここでは、図 9-2 で示した手続の流れに沿って、具体的にどのような提案、審査等が行われたかについて、整理した（項目番号は、図 9-2 の番号に対応している。）。

³⁵³ 非要求提案は、IR の導入に限らず提案を受け付けており、それぞれの提案について、同時並行で検討が行われていることから、図 9-2 は、IR の提案の検討に関わるスケジュールについて記載した。

(1) 募集開始

募集開始の際に、州政府としてのガイドラインが示された。このガイドラインでは、具体的な提案内容について一切指示はなく、図 9-2 で示した手続の流れ、関係者の役割分担、提案に関しての一般的注意事項³⁵⁴等が示された。

(2) プレ提案

事業者は、任意で提案内容のプレ提案が可能とされており、要となるポイントや利益、潜在的な要求事項や考え方を政府機関と非公開・非公式に協議することができる。

州政府はこの時点で、非要求提案のガイドラインに沿っているかのフィードバックを事業者に対して行うため、そもそも州がどのような事業であれば受入れ可能なのかを事業者が理解することができるように配慮されている。

なお、フィードバックにかかわらず、次のフェーズに進むか否かは事業者が任意で判断することができる。

(3) フェーズ 1 審査

事業者が作成した提案書に基づき、必要な事項が記載されているかを確認した上で、評価パネル³⁵⁵を設置し、より詳細に提案内容を評価していく。

評価に当たっては、提案者とミーティングを行ったり、必要に応じて外部専門家を活用し、経済的な影響評価の妥当性について検証を行ったりした上で、運営委員会による承認を受けるために評価レポートを作成する。

クラウン及びエコーに対する評価レポートの概要は、それぞれ、表 9-2 及び 9-3 のとおりであり、いずれも結論として、フェーズ 2 に移ることを認めている。

表 9-2 クラウンに対する評価レポートの概要

評価項目	具体的な内容
知的財産や革新的なアイデアの保有	・強調している VIP を扱う事業運営のノウハウは、知的財産や革新的なアイデアというよりも、マーケティングやサービスといったものである。
不動産の所有	・レンドリース社と合同でバランガルー地区のリゾートホテルを開発する 2 年間の独占的契約を締結している。
特徴的な利益を提供するソフトウェアや技術の保有	・該当なし
特徴的な資金調達	・特徴的な資金調達の提案は行われていない。

354 非要求提案は、一般的な競争手続とは異なり、選定された事業者が政府と個別に交渉することになるため、そうした相対契約を正当化できるだけの比類ない利益があること、事業の健全性を確保すること等の注意事項が示された。

355 Assessment Panel。パネルのメンバーは、適切な審査能力のある者で構成され、運営委員会が承認する。クラウン及びエコーの審査では、首相・内閣局及び州財政局の職員で構成されている。

評価項目	具体的な内容
戦略的な結果を提供するための特徴的な能力	・クラウンはレンドリース社との独占契約により、バラングルースサウスのウォーターフロントにリゾートホテルを建設できる唯一の存在である。また資金面でも強固な基盤を持っており、世界的な VIP 客を引き付ける能力も示しており、シドニーに 6 つ星の宿泊施設の建設が可能である。
州への価値	・雇用や新たな仕事の創出 ・税収の増加 ・シドニーにとっての新たな観光名所 ・バラングルー地区の活性化と設備の改善
機会コストを含む政府への影響	・州に財政面での負担は無い。 ・ホテルについては既に承認を受けている。
投資とリターンの適切性	・投資に対するリターンは大きくないが、リスクを負うのは政府ではなく提案者である。 ・投資の回収についての詳細は、フェーズ 2 で税金やライセンス料の交渉と合わせて行われる予定である。
実施能力	・オーストラリア株式市場での時価総額約 65 億豪ドル(約 5,525 億円)。 ・2011(平成 23)年度の収入は 28 億 900 万豪ドル(2,387 億 6,500 万円)、利益 5 億 1,300 万豪ドル(436 億 500 万円)。 ・1997(平成 9)年に 20 億豪ドル(1,700 億円)で 5 つ星宿泊施設世界規模のゲーミング施設、飲食施設などを含むクラウンメルボルンを建設。 ・2004(平成 16)年にクラウンパスを取得し、大幅な改修を行った。 ・マカオにあるジョイントベンチャーを利用して 2007 年(平成 19 年)に開業したアルティママカオや 2009 年(平成 21 年)に開業したシティオブドリームスオブマカオへの開発に参加している。
適切なリスク配分	・計画、開発、経営に関するリスクはクラウン及びレンドリース社が負っている。 ・独占的契約は、既存のカジノ運営事業者からのクレームを回避する効果がある。

(出典: フェーズ 1 審査におけるクラウンへの評価報告書を基にあずさ監査法人作成)

表 9-3 エコーに対する評価レポートの概要

評価項目	具体的な内容
知的財産や革新的なアイデアの保有	・強調しているカジノ、ホテル、エンターテインメントなどの事業運営のノウハウは、知的財産や革新的なアイデアというよりも、マーケティングやサービスといったものである。
不動産の所有	・エコーは 99 年間のリース契約によりカジノを運営するための土地を保有している。また、99 年間有効の州唯一のカジノ事業者のライセンスを保有している。
特徴的な利益を提供するソフトウェアや技術の保有	・該当なし

評価項目	具体的な内容
特徴的な資金調達	・提案された資金調達方法には、他の参加者からの資金調達は含まれておらず、単独での資金調達となっている。
戦略的な結果を提供するための特徴的な能力	・現在、エコーはニューサウスウェールズ州でカジノライセンスを保有している唯一の事業者であり、現在のカジノ管理法がカジノ運営を許可している唯一の事業者である。そのため、政府は他の事業者にカジノ運営を許可することができない。
州への価値	・雇用や新たな仕事の創出 ・税収の増加 ・より質が高く大規模な観光サービスの提供 ・ピアモント地区³⁵⁶の設備の改善 ・ピアモント地区とバランガルー地区相乗効果の改善 ・独占契約のために少なくとも 1 億豪ドル(85 億円)の支払 ・上記の効果はエコーからの具体的な投資の規模と質及び経済効果の試算により、確認を行う必要がある。また、独占権が与えられなかった時の投資の効果を差し引くことにより算定される必要がある。
機会コストを含む政府への影響	・提案は明らかに州にとって財務面でプラスとなる。 ・新たなカジノを許可することによる機会コストは同じくらいか又は大きくなる可能性がある。 ・スターシドニーは既にテーブルゲームに対する制限を行っていないが追加で社会に与える影響は試算を行う必要がある。
投資とリターンの適切性	・投資に対するリターンは小さいが、リスクを負うのは政府ではなく提案者である。 ・投資の回収についての詳細な評価はフェーズ 2 で行われるべきである。
実施能力	・ニューサウスウェールズ州でカジノライセンスが許可されて以降、エコーは唯一のカジノ運営事業者である。 ・オーストラリア株式市場での時価総額約 30 億豪ドル(約 2,550 億円)。 ・2011(平成 23)年度の収入は 16 億豪ドル(1,360 億円)、税後利益 4,200 万豪ドル(35 億 7,000 万円)。 ・最近、8 億 7,000 万豪ドル(739 億 5,000 万円)でスターシドニーの再開発を行い、負債が 7 億 9,300 万豪ドル(674 億円 500 万円)残っている。
適切なリスク配分	・計画、開発、経営に関するリスクはエコーが負っている。

(出典: フェーズ 1 審査におけるエコーへの評価報告書を基にあずさ監査法人作成)

なお、フェーズ 2 に進む参加者については、参加合意書³⁵⁷を政府と締結する必要がある。

³⁵⁶ 現在、スターシドニーがある地区

³⁵⁷ 評価基準、政府としての要求、費用負担、連絡窓口、秘密保持等に関するもの。

(4) フェーズ2 審査

ア フェーズ2 審査の概要

フェーズ2では、事業者は州経済の活性化や税収の増加等について、より詳細な提案書の提出を要求される。州政府は提出された提案書の内容に対する評価を外部のコンサルティング会社などの専門家に依頼するなどして、フェーズ3に進む事業者の決定を行う。

州政府による事業者の提案書の評価は、表9-4に記載した項目により行われている。

表9-4 フェーズ2における州政府による評価項目

評価項目	具体的な内容
新規性	・提案内容が新しい便益の提供を行うか。 ・提案者が新しい便益の提供を行う能力を有するか。
政府への価値	・提案内容は政府に十分な価値を提供するか。 ・提案内容の純経済便益は何か。
政府全体への影響	・政府にとっての機会費用は何か。 ・提案は政府の計画や優先順位付けと整合的か。
リスクを考慮したリターンの適切性	・提案者の投資から生じる利益は提案者が負担するリスクや業界標準から適切といえるか。
実施能力	・提案者は十分な経験と能力を兼ね備えているか。
政府の費用負担	・提案によって政府の負担が生ずるか。 ・サービスの購入を行う必要があるか。 ・財源を要する場合にはどのような財源で負担するか。
リスク配分	・提案によってどのようなリスクが提案者と政府に生じ、そのリスクがどのように定量化されているか。

(出典：非要求提案を基にあずさ監査法人作成)

イ クラウンの提案とそれに対する評価結果の概要

クラウンは、オプションAとBという2つの提案を行っているが、相違点は、カジノのライセンス料及びカジノ税率に関する部分である。

オプションAは、Bと比較して、州政府に最初に支払うこととなるライセンス料を低く設定する代わりに、カジノ税率を高め設定することで、長期的な視点ではAの方が州政府により多くの収入が入るようにしている。

提案の概要は、表9-5のとおりである（オプションBに関するものを併記）。

表 9-5 クラウンの提案内容

● VIP ゲーミング設備を備えた 350 部屋の 6 つ星宿泊施設及び 80 の居住施設、高層 250m の 70 階建) ● 地域に対する寄付などによる貢献 ● 前払いによるライセンス料 1 億豪ドル(85 億円)の支払 (オプション B では、2 億 5,000 万豪ドル(212 億 5,000 万円)) ● 地元客向けカジノ税率:27.5% (オプション B では、23%) ● 外国人/州外客向けカジノ税:10% (オプション B では、10%) ● 雇用の増加: 約 2,300 人〜3,300 人の雇用を創出 (直接雇用は 1,250 人) ● GSP (州内総生産) の増加: 6 億 3,800 万豪ドル(542 億 3,000 万円)増加 ● 州外からの観光客などからの収入の増加: 5 億 1,300 万豪ドル(436 億 500 万円)増加 ● 事業投資の増加: 1 億 5,100 万豪ドル(128 億 3,500 万円)増加 ● クラウンシドニーの建設予定地であるシドニーのバラングラー地区が、クラウンシドニーの建設により平日の日中だけでなく、夜間や休日まで賑わうことによる地区全体の魅力の増加 ※ 次の事項を実施することにより、地元住民のカジノへの参加率を抑え、懸念されるギャンブル依存症などの問題を防ぐことが可能であるとしている。 ● ポーカーマシンを設置しない。 ● 賭け金の安いゲームテーブルを設置しない。 ● VIP 専用エリアを設置する。 ● 自己排除プログラムの導入、カジノ利用者の家族・友人からの情報を踏まえた当該カジノ利用者への責任あるギャンブリングの働き掛けといったクラウンメルボルンと同じレベルの依存症対策を実施する。
--

(出典:クラウンからの提案書及びフェーズ 2 審査におけるクラウンへの評価報告書書を基にあずさ監査法人作成)

このクラウンの提案に対する評価は、表 9-6 のとおりである。

表 9-6 クラウン提案に対する評価の概要

評価項目	評価の概要
新規性	・クラウンはバラングラー地区のリゾートホテルを開発する 2 年間の独占的契約を保持している。これはクラウンによる当該プロジェクトの遂行を後押しする要素である。 ・カジノ、バー、プール、スパ、レストラン及びショッピングセンター付のリゾートホテルという発想は新しいものではない。しかしクラウンが提案している個性的な構造のリゾートホテルは新たな便益の提供のための重要な要素である。
政府への価値	・政府への価値についてクラウンの提案内容に基づくと、2035(平成 47)年までの州への収入金額の増加はオプション A 4 億 4,100 万豪ドル(374 億 8,500 万円)、オプション B 4 億 5,900 万豪ドル(390 億 1,500 万円) ・クラウンが成功した場合、税収により政府の収入が増加する。 ・VIP の売上を奪い合うことの防止、VIP 以外の売上を奪い合うリスクの低減などを考慮し、州政府はオプション A を採用している。 ・クラウンによる職業訓練の場の提供、地域社会への貢献は州政府にとって価値があると考えている。

評価項目	評価の概要
政府全体への影響	・クラウンはゲーミング機器や賭け金の低いテーブルゲームを設置しないこと及びゲーミングエリアの上限を提案している。評価パネルはこれらに加えて、行われるゲームについて規制当局の許可を得ること及びこれらのゲームは施設内でディーラーによる管理が行われることを推奨している。 ・クラウンは十分な顧客の獲得に失敗した場合でも、施設への入場可能な顧客の継続的なモニタリング遂行のため、VIP ゲーミングに関する明確な定義を定めておくべきである。 ・クラウンは現在も自己排除プログラムなど責任あるギャンブリング対策を行っているが、第三者からの排除申請に関する内容も含めるべきである。 ・評価パネルは、他の地域では喫煙を許可していることなどを考慮し、クラウンに喫煙規制の撤廃を許可すべきである。 ・独占権の更新に際してエコーから支払われる金額を機会コストと考えている。
リスクを考慮したリターンの適切性	・クラウンが提案した投資に対するリターンは ROE³⁵⁸や ROA³⁵⁹を米国の同業他社と比較しても妥当な範囲であると考えられる。
実施能力	・バランガルーデリバリー公社との間でバランガルーサウスプロジェクトから得られる収益の分配方法について、レンドリース社とバランガルーデリバリー公社からの同意が得られないリスクが残っている。 ・クラウンはライセンス料と投資費用の合計 13 億豪ドル(1,105 億円)を賄う、次のように十分な財務基盤を保持している。 - 株式市場の時価総額約 90 億豪ドル(約 7,650 億円) - 預金 7 億 7,200 万豪ドル(656 億 2,000 万円) - 負債の平均的な返済期限は 5 年で負債のうち 9 億豪ドル(765 億円)は返済期限が 2020(平成 32)年以降 - 銀行から長期の借入を行った実績があること。 - 負債残高は 3 期連続で増加しているが、これも他のプロジェクトが落ち着いたことにより減少して見込であること。
費用負担	・州が受領する経済的便益と比較して、負担するコストは僅少である。
リスク配分	・クラウンの提案について政府は、公共事業に関する一部の費用負担、クラウンの承認無に、税制・ライセンス料・VIP エリアにおける喫煙ルールを変更できない点をリスクとして認識している。

(出典：非要求提案を基にあずさ監査法人作成)

358 Return On Equity の略称。自己資本利益率。企業の自己資本（株主資本）に対する当期純利益の割合。

359 Return On Asset の略称。総資産利益率。利益を総資産（総資本）で除した、総合的な収益性の財務指標。

ウ エコーの提案とそれに対する評価結果の概要

フェーズ 2 審査におけるエコーからの提案の概要は、表 9-7 のとおりである。

表 9-7 エコーの提案内容

● VIP ゲーミング設備を備えた 6 つ星宿泊施設及び 5 つ星宿泊施設（合計 500 部屋以上）及び 5 つのプール付き 3 階建ての超 VIP 向けヴィラ、それぞれの宿泊施設にスカイカジノ、港の見える VIP 向けカジノ ● オーストラリア最良の IR にするための 10 億豪ドル(850 億円)の建設投資の実施 ● ピアモントの IR（スターシドニー）との交通アクセス改善のための 1 億 3,000 万豪ドル(110 億 5,000 万円)の建設投資の実施 ● スターのカジノの独占営業件が 15 年間延長される場合には、2 億 5,000 万豪ドル(212 億 5,000 万円)のライセンス料の支払（独占権が認められなかった場合は無し） ● 地元客からの税収の減少の回避(クラウンの提案した税率では地元客からの税収が減少してしまう可能性がある) ● 雇用の増加：1,460 人の雇用を創出 ● GSP（州内総生産）の増加：3 億 5,000 万豪ドル(297 億 5,000 万円) ● 税収の増加：6,300 万豪ドル(53 億 5,500 万円)/年間 ● 観光客の増加：330,000 人 ● 橋の建設などを含むエコーの提案はピアモント、バラナガルー地区、ダーリング港を一体とした州が目指すより魅力的で大きな都市づくりの後押しになる。 ● エコーは責任あるギャンブリング対策の実施に関する積極的な取組を行っているカジノ運営事業者として認識されており、今後も引き続き責任あるギャンブリング対策に取り組んでいく予定である。
--

(出典:エコーからの提案書を基にあずさ監査法人作成)

このエコーの提案に対する評価は、表 9-8 のとおりである。

表 9-8 エコー提案に対する評価の概要

評価項目	評価の概要
新規性	・エコーは州でカジノ事業を行うことができる唯一の事業者であり、提案者が新しい便益の提供を行う能力を有していると考えられる。
政府への価値	・政府への価値についてエコーの提案は多くの要素を盛り込んでいたが、重要な要素は雇用及び経済の成長、ライセンス料と税収の増加、政府が負担する建設コストであり、その内容は、次のとおりである。 - 新しい施設が開業する 2025(平成 37)年に 1,458 人の直接雇用 - 2025(平成 37)年には年間 3 億 5,000 万豪ドル(297 億 5,000 万円)の GSP の増加 - 19 年間にわたる 2 億 5,000 万豪ドル(212 億 5,000 万円)の独占料の支払及び税収の増加による州への収入金額の増加は現在価値で 3 億 3,700 万豪ドル(286 億 4,500 万円) - エコーが提案している橋の建設はエコーの見積りよりもコストがかかることが予想され、その場合に政府が負担する可能性がある。 ・アジアからの観光客の獲得といった点で、州の国際的な競争力を高めると考えている。具体的には 2019(平成 31)年は年間 242,000 人の増加、IR の建設が終わる 2025(平成 37)年には年間 281,000 人の観光客の増加を見込んでいる。

評価項目	評価の概要
政府全体への影響	・エコーはゲーミング機器への賭け金の制限の撤廃は収益の増加につながるので、制限を撤廃したいと考えている。しかし、このようなゲーミング機器は主に州の住民が使用している。結果として、依存症などの問題が増加し、ギャンブルからの収益を減少させることになると考えられる。そのため、VIP エリアのような場所以外に設置されているゲーミング機器については制限を撤廃すべきではない。 ・エコーの提案しているスターシドニーのあるピアモント地区とバランガルー地区をつなぐ橋の建設については、建設コストをエコーが全額負担するならば、当該提案を支援する予定である。 ・エコーは独占権を要求しているため、2034(平成 46)年までは新しい事業者が参入できない。そのためエコーの提案だと、ニューサウスウェールズ州の観光地としての十分な可能性が判断できず、経済成長の機会を逃す可能性がある。
リスクを考慮したリターンの適切性	・エコーが提案した投資に対するリターンは ROE や ROA を米国の同業他社と比較しても妥当な範囲であると考えられる。
実施能力	・エコーの財務基盤及び近年スターシドニーを改修した実績を考慮すると、提案した計画を十分に遂行する能力があると考えている。エコーの主要な財務数値は、次のとおりである。 - 株式市場の時価総額約 24 億豪ドル(約 2,040 億円) - 使用可能な現金約 2 億豪ドル(約 170 億円) - 負債の平均的な返済期限は 4.4 年で純負債額は 7 億 1,700 万豪ドル(609 億 4,500 万円) - 2012(平成 24) 年には増資を行っており、銀行とも長期間有効な関係を築いていること。
費用負担	・州が受領する経済的便益と比較して、負担するコストは僅少である。
リスク配分	・エコーの提案について政府は公共事業に関する一部の費用負担、税収の変動、独占権の付与による観光都市としての魅力の減少、プロジェクトが失敗した場合の州の経済的、信用の損失をリスクとして認識している。

(出典: フェーズ 2 審査におけるエコーへの評価報告書を基にあずさ監査法人作成)

エ 事業者の適格性審査

独立酒類ゲーミング機構は、この段階で事業者の適格性審査を開始している。

(5) カジノ運営事業者候補の決定

クラウンの提案は、新たなカジノの設置を求めているのに対し、エコーの提案は、州内におけるカジノの運営を引き続きエコーに独占させるように求めるものであり、両者が矛盾する内容の提案であることから、政府は、フェーズ 3 に進むことができる提案を一つに絞ることとし、次の理由で、クラウンを選定した。

なお、長期的な視点からはオプション Aの方が州に多くの税収が見込めることから、オプション A を基礎として、フェーズ 3 に進むこととした。

- 多くのアジアの VIP 客の取り込みが見込める。

- ギャンブル依存症などの問題に対する十分な取組が期待できる。
- 経済的便益について、クラウンの提案の方が 2025(平成 37)年の GSP 及び税金・ライセンス収入の現在価値がエコーの提案よりも高い。
- シドニーがゲーミング、観光市場において国内のシェアを奪われており、シドニー同様一つのカジノしかないメルボルンよりも下回っているため、2つのカジノを認め、競争環境を生み出すことが必要である。

(6) フェーズ 3 審査 (交渉)

フェーズ 1 及び 2 を踏まえ、政府が提案を受け入れるかどうかを決定する。具体的には、協定書で規定すべき諸条件の交渉を行うほか、税金の額等についてもフェーズ 3 で交渉されている。

提案が独自性を含め選定基準を満たしていないと判断した場合には、非要求提案の手続ではなく、一般の入札等の手続に従って、非要求提案で行われた提案に準じた取引を行うこととなる。フェーズ 3 をクリアすると、契約締結に入る。フェーズ 3 においては主に表 9-9 のような事項について、詳細な交渉が行われている。

表 9-9 クラウンの提案に対するフェーズ 3 における交渉事項

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● クラウンへの制限されたゲーミングライセンス(最低賭け金の設定等)の付与に係るカジノ管理法の改正 ● カジノ施設に入場可能となる顧客の定義及び顧客管理の方針 ● 営業時間に関する取り決め(365 日,24 時間営業可能) ● 喫煙可能エリアにおける空調の管理(10 年ごとに専門家が調査報告を行う。) ● エコーの株式の取得制限 ● 州の税収に対する保証 ● クラウンの健全な財務状態の維持 |
|--|

(出典: フェーズ 3 審査における結果要約書を基にあずさ監査法人作成)

(7) 協定書の締結

フェーズ 3 審査の終了後に、クラウンが、州政府及び独立酒類ゲーミング機構と各種協定を締結している。締結した協定書及びその主な内容は、表 9-10 のとおりである。

表 9-10 クラウンと州政府及び独立酒類ゲーミング機構の間で締結した協定書一覧

協定書	内容	具体的な内容
フレームワーク協定書 ³⁶⁰	開業までに合意すべき事項とその工程、州と事業者の役割分担、ライセンス料、カジノ税等の支払い、施設の要求水準、解約権、守秘義務等、包括的な内容を規定	・合意締結等関係者が行う工程を規定 ・ゲーミング施設が備えるべき要求水準として、次のような内容について記載 - ポーカーマシンの設置不可、最低賭金額: バカラ 30 豪ドル(2,550 円) - 客はVIPメンバーとその招待客、クラウンシドニーの宿泊客に限られる。 - テーブルゲームの面積は 20,000 m²又は規制区域内全体の 20%を超えてはならない。 - VIP ゲーミングライセンスは 99 年間有効である。 ・クラウンは、次のような協定書の内容を遵守する。 - ホテルは 6 つ星ホテルとすること - 十分な広さを備えたスイート、スパ、一流レストラン、ユニークな会議施設を備えること。 - テクノロジーの進歩に合わせて施設を改装すること。 - 空調環境の維持、雇用者の健康等の維持については四半期毎に報告すること。 - カジノ税として 17.91%+責任あるギャンブリングの予算としての税金 2%を納付すること。
クラウン共通用語協定書 ³⁶¹	主として、関係する合意について共通的に適用する用語の定義を記載	-
制限されたゲーミングライセンス協定書 ³⁶²	カジノ運営に関する特定事項（事業者、規制当局の関連する権利・義務）に関する規定	ライセンス交付に当たっての諸条件（ライセンスは 2019 年以降のみ有効であること、スロットマシン設置は認めないこと、最低賭け額、メンバーシップのルール等）を規定
VIP ゲーミング管理協定書 ³⁶³	カジノ運営に関する特定事項（事業者、規制当局の関連する権利・義務）に関する規定	カジノ運営に関する特定事項（事業者の誓約事項、施設への立入り調査、情報提供義務、株式譲渡に係る承認、非適格性に関する警告等）に関する規制を規定
クラウン財務協定書 ³⁶⁴	財務面に関する関係会社間の合意事項を規定	・州の行動によりクラウン側が損失を被った場合、一定の条件を満たした場合（税率変更、新税設置等）に一定の計算式の下で、州政府が補償を求めることができること。 ・負債比率が 60%を超えず、またグループ全体の負債比率が 60%を超えないこと。

360 (Amended and Restated) Framework Agreement

361 Crown Common Terms Deed

362 Restricted Gaming License

363 VIP Gaming Management Agreement

364 State Crown Financial Deed

協定書	内容	具体的な内容
財務調整協定書 ³⁶⁵	主として、クラウンが提案した納税最低額保証、納税最低額保証が履行されるまでの銀行保証について規定	・開業 2 年目から 15 年間のカジノ税及びライセンス料の合計が 10 億豪ドル(850 億円)に満たない場合、クラウンが不足分を政府に補填すること ・納税最低額保証の履行を担保するため、最大 10 億豪ドル(850 億円)の銀行保証を行うこと
クラウングループ協定書 ³⁶⁶	クラウンの親会社(50.1% 保有)である CPH グループと独立酒類ゲーミング機構の合意書	CPH による保証義務、企業買収に係る制約等について規定

(出典: 各協定書を基にあずさ監査法人作成)

なお、財務調整協定書にあるとおり、特徴的な点として、クラウンが政府の収入を保証している点が挙げられる。

具体的には、クラウンは次の事項について保証している。

ア スタートアップ補償³⁶⁷

開業から 3 会計期間の間に、クラウンの標準化された税率に基づく税額³⁶⁸が、エコアの標準化された税率に基づく税額³⁶⁹を下回った場合には、その差額をクラウンが補償する。

イ ベースライン補償³⁷⁰

開業 2 年目から 15 会計期間累計のカジノ税とライセンス料の合計が 10 億豪ドル(850 億円)を下回った場合には、その差額をクラウンが補償する。

(8) ライセンスの交付

クラウンには、ライセンス期間が 99 年間として、制限付きゲーミングライセンスが交付された。

通常のカジノとは異なり、次のような制限が付されている。

ア スロットの設置禁止

スロットの設置が禁止されている。ただし、電子テーブルゲームは認められている。

イ カジノを利用できる者の制限

³⁶⁵ Financial Arrangements Agreement

³⁶⁶ CPH Group Deed。 (CPH : Consolidated Press Holdings Limited)

³⁶⁷ Start Up Guarantee

³⁶⁸ 具体的には、リベートプレイヤー（一定額以上の前金の預託を行ってカジノを利用する客。いわゆるVIP客）については、その賭け総額に 1.35%を賭けた額について税率 10%で計算したもの、ノンリベートプレイヤーについては、その売上（賭け総額－払戻総額）について税率 19.91%(カジノ税 17.91%+責任あるゲーミング税 2%)で計算したものである。

³⁶⁹ 計算方法は、クラウンと同様

³⁷⁰ Base Line Guarantee

カジノに入場できる者は、①クラウンにおいてVIPメンバーとなった者、②リベートプレイヤー（外国人・州外豪州人）³⁷¹及び③メンバーシップ登録を行った者とされている。

なお、③は、州内の住民も登録できるが、登録から24時間は入場できない。また、登録に当たっては、ゲーミングに係る条件を理解した旨を記載した書面での申込み、セキュリティチェック、入場を許可するメンバーシップカードの作成、データベースへの登録、ドレスコードの遵守、自己排除プログラム適用者でないこと等の条件がある。

(9) バランガルーデリバリー公社等とクラウンとの協定

クラウンシドニーが建設されるバランガルーサウス地区は、土地を政府系機関のバランガルーデリバリー公社³⁷²が所有し、同公社がレンドリース社³⁷³に再開発を委託した地区であることから、クラウンはレンドリース社から土地を賃借して施設の建設・運営を行い、開発全般に係る公社のモニタリングを受けることとなる。

インフラ整備は一義的にはレンドリース社が担うことになるが、公社、レンドリース社及びクラウン間で締結される開発協定において、表9-11のとおり、再開発に関連して生じるコストのクラウンの負担額が決定されている。

表 9-11 開発協定におけるクラウンの負担額

項目	内容	負担額
公的機関による賦課	クラウンの立地する場所、プロジェクトに関する公的機関から課される費用や負担金などの税金全て	金額未定（確認できず）
開発企業の貢献	バランガルー貢献計画 ³⁷⁴ が首相により承認された場合、発展への貢献として費用を負担	クラウンの建設コストの1%
公共的芸術、文化発展のための貢献	公共の芸術文化への発展に貢献する取組に関する費用	クラウンの建設コストの1%
公共の芸術に関連するプログラム	公共の芸術に関連するプログラムに要する費用	クラウンの建設コストの0.5%
建物の公共スペース	建物の公共スペースに関する費用	クラウンの建設コストの0.2%
建物外の公共空間	クラウンの敷地内に屋外空間において統合的な公共芸術を開催するための費用	クラウンの建設コストの0.3%

（出典：開発協定を基にあずさ監査法人作成）

371 前金として、外国人の場合は75,000豪ドル（637万5,000円）以上、州外豪州人の場合は25,000豪ドル（212万5,000円）以上の預託を行った者

372 Barangaroo Delivery Authority

373 Lend Lease

374 Barangaroo Contribution Plan

9.2 ビクトリア州(豪州)

9.2.1 ビクトリア州の導入の背景

ビクトリア州(豪州)では1990(平成2)年に、州都であるメルボルンの魅力を高めることを目標として、IR施設の導入が積極的に検討されることになった。その後、1991(平成3)年にカジノ管理法が制定されカジノが合法化されている。カジノ管理法制定以降、現在に至るまで同州のIR施設は、クラウンメルボルンのみである³⁷⁵。

9.2.2 ビクトリア州の関係機関

ビクトリア州の関係機関は、表9-12のとおりである。

表9-12 IR導入に関する機関及び役割

機関名	主な役割
ビクトリアカジノ管理委員会 ³⁷⁶	・対象企業の評価を始めとした事業者選定 ・ライセンス付与に係る適格性審査
事業者	・提案書の提出

(出典: 西シドニー大学ギャンブル研究所、『オーストラリアギャンブルの歴史と分析³⁷⁷』を基にあずさ監査法人作成)

9.2.3 ビクトリア州のIR導入手続の概要

ビクトリア州では、新たなIR導入は、表9-13の流れで行われた。

表9-13 ビクトリア州の手続

ビクトリアカジノ管理委員会	事業者
①カジノ管理法が成立 1991(平成3)年11月	-
-	②提案書の提出(計23社から提出) 1992年(平成4)年
③提案書を提出した事業者から3社を選択 1992(平成4)年11月	-
-	④設置地区を決定した上でより詳細な提案書の提出 1993(平成5)年2月～4月
⑤事業者をクラウンメルボルンに決定 1993年(平成9)年9月	-

(出典: 西シドニー大学ギャンブル研究所、『オーストラリアギャンブルの歴史と分析』を基にあずさ監査法人作成)

375 クラウンメルボルンの導入については約20年近く前であり、導入に関する詳細な情報は開示されていない。

376 Victorian Casino Control Authority。ギャンブリング及び酒類規制委員会の前身組織。

377 AUSTRALIAN GAMBLING COMPARATIVE HISTORY AND ANALYSIS

9.2.4 IR 導入手続において行われた審査等

(1) 選定の際の評価項目

事業者の評価に際して、次のような事項について評価された。

- デザイン
- 誠実性
- ゲーミングの管理運営能力
- 公開エンターテイメント、オープンスペースを含む施設
- 税収、雇用、観光を含む州の利益
- 期日までにプロジェクトを完遂させる能力

(2) 評価の結果

1993(平成5)年9月に事業者が決定し、同年11月にライセンスの交付が行われた。その後、1997(平成9)年5月にクラウンメルボルンが本格的に開業した(仮開業は1994(平成6)年6月)。

9.3 クイーンズランド州(豪州)

9.3.1 クイーンズランド州の導入の背景

クイーンズランド州では、1982(昭和57)年にカジノ管理法が制定されて以降、1980年代にジュピター、ヴィル、1990年代にトレジャリー、リーフがそれぞれ開業している。

また、現在、クイーンズランド州では、長期的な雇用の創出、観光客の増加等の観光振興を目的として、ゴールドコースト、ケアンズ及びブリスベンの3か所においてIRの導入を検討している。

9.3.2 クイーンズランド州の関係機関

クイーンズランド州の関係機関は、表9-14のとおりである。

表9-14 IR 導入に関係する機関及び役割

機関名	主な役割
州政府	・対象企業の評価を始めとした事業者選定 ・ライセンス付与に係る適格性審査
事業者	・提案書の提出

(出典:ブロードウォーターマリーナプロジェクトのHPを基にあずさ監査法人作成)

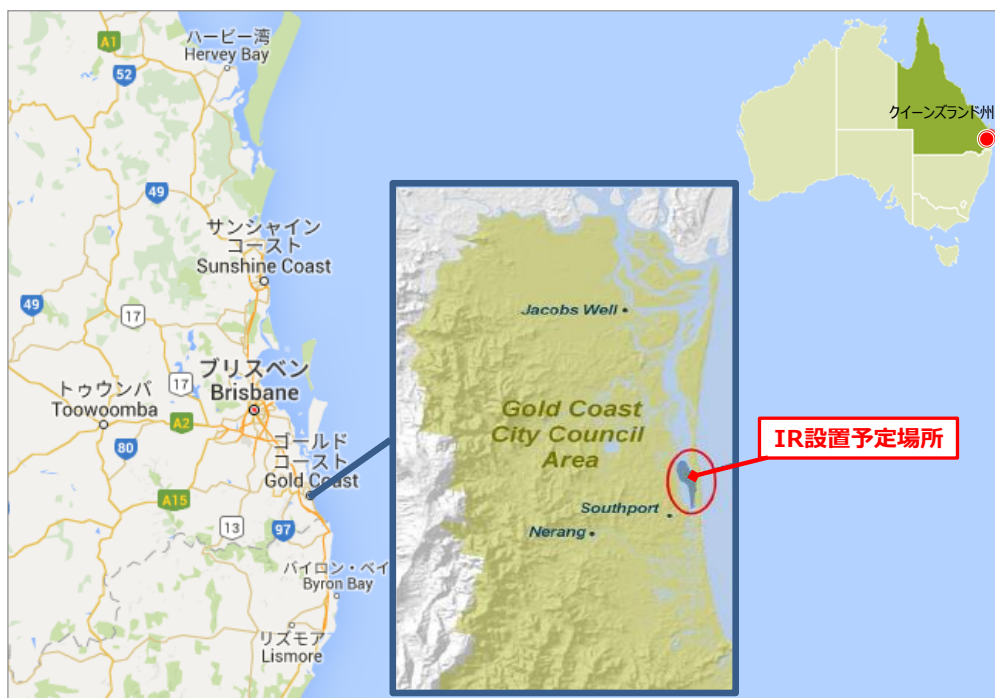
9.3.3 クイーンズランド州ゴールドコーストのIR導入手続の概要

ゴールドコーストのIR設置プロジェクトは、州政府が保有するブロードウォーターの土地に、クルーズ船ターミナルの設置、ホテルやカジノ、マリーナ、ヨット施設、小売、エンターテイメント等を兼ね備えた統合型ツーリズムの導

入を意図したものである。

選定手続は事業者からの提案関心表明及び詳細な提案書に対する評価のプロセスから成り、表 9-15 のとおり行われた。

図 9-3 ゴールドコースト地区の設置予定場所



(出典: ブロードウォーターマリーンプロジェクトの HP 及び Google Map を基にあずさ監査法人作成)

表 9-15 ゴールドコースト(クイーンズランド州)スケジュール

州政府	事業者
2012(平成 24)年 11 月 ①提案関心表明 ³⁷⁸ 受付開始	-
-	②提案関心表明の提出(計 8 社から提出)
2013 (平成 25) 年 4 月 ③提案関心表明の評価を行い、より詳細な提案書の提出者を選出	-
2013 (平成 25) 年 7 月～10 月 ④事業者へ、より詳細な提案書の提出を依頼し、事業者への開発協定などの開示、事業者との対話を実施	-
-	⑤より詳細な提案書の提出(2 社が提案書提出)
2014(平成 26)年 2 月 ⑥事業者を ASF コンソーシアム ³⁷⁹ に決定	-
-	2015(平成 27)年 8 月 ⑦設置区域の見直しを受けて、再度詳細提案を提出

(出典: ブロードウォーターマリーンプロジェクトの HP を基にあずさ監査法人作成)

378 Expressions of Interest

379 ASF China Property Consortium

9.3.4 クイーンズランド州ゴールドコーストにおいて行われた審査等

(1) 事業者の提案関心表明とその評価方法

ア 事業者による提案関心表明

事業者による提案関心表明では、次のような事項について記載するように求められた。

- 組織構造及び株主構成
- 経験、能力、規模の大きなプロジェクトに関する過去の実績
- 今回のプロジェクトを遂行するに際して認識している問題点
- 財務能力及び今回のプロジェクトを遂行するに当たっての資金計画

イ 提案関心表明に対する評価方法

州政府は、事業者の提案関心表明の評価を、次の項目により行っている³⁸⁰。

- 提案した大規模かつ質の高いプロジェクトを遂行する能力と実行可能性の記載
- 同じようなプロジェクトの遂行実績の記載
- 同じようなプロジェクトを遂行した際の経験などから得た知識の記載
- プロジェクトを遂行するための財務戦略の記載
- 全ての義務を遂行するための財務力の記載

ウ 事業者のより詳細な提案書に対する評価方法

州政府は、事業者のより詳細な提案書の評価を、次の項目により行っている。

- 州が要求するリスク負担の履行
- 建設段階、運営段階それぞれにおける計画の遂行能力
- 公衆の利益に供すること及び品質の高いリゾートの提供
- 義務の遵守
- 州の目的である経済の発展や観光振興に対する支援・具体的な計画
- 最短での着工予定日
- 重要な施設の最短での完成予定日
- 全ての施設の最短での完成予定日
- 州の長期的な雇用を創出すること。
- 観光地としてゴールドコーストの名声を高めること。

(2) 評価の結果

州政府は、プロジェクトの事業者を ASF コンソーシアムに決定したが、

380 ブロードウォーターマリーナプロジェクト HP

地域住民からの十分な支持を得られず開発区域の変更も含めて再度検討することになった。

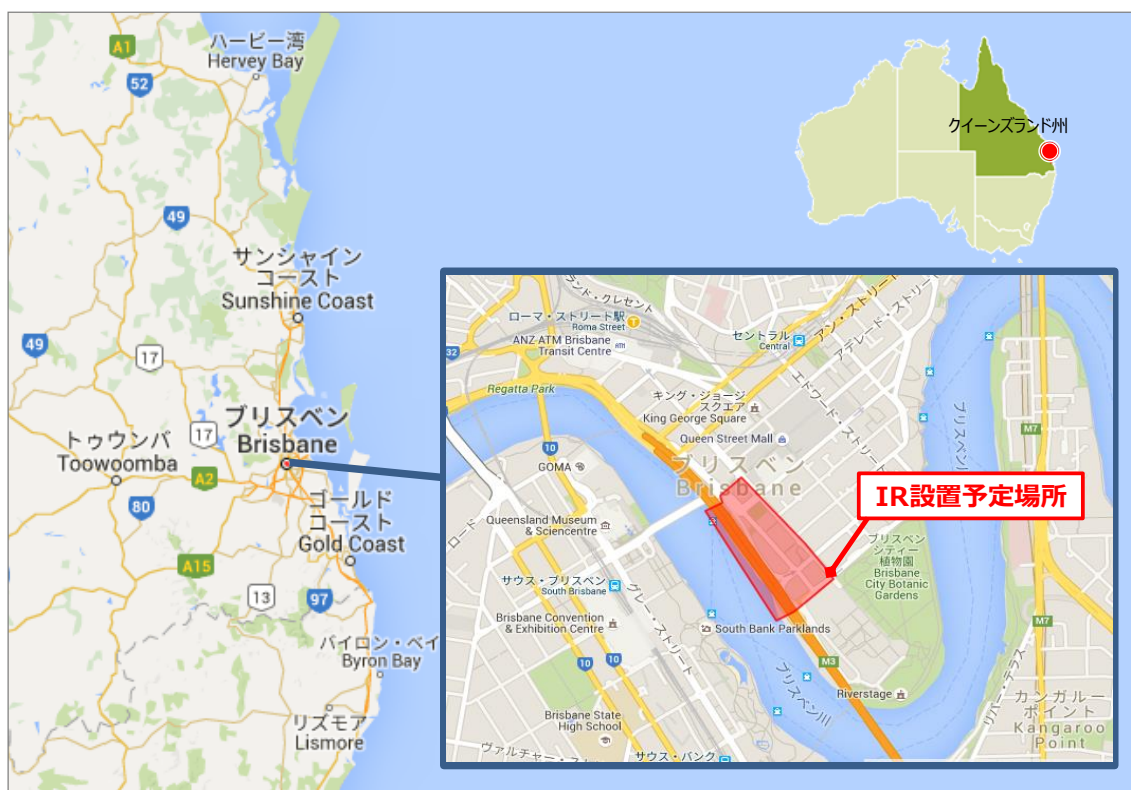
その後、プロジェクトは継続されることになったが、設置区域の大幅な縮小が決定され、再度詳細提案を ASF コンソーシアムに求めることとしている。

9.3.5 クイーンズランド州ブリスベンの IR 導入手順の概要

ブリスベンの IR 設置プロジェクトは、クイーンズワーフブリスベンプロジェクトと呼ばれ、クイーンズランド州の州都であるブリスベン市中心部に IR を導入することを意図したものである。

選定手続は、ゴールドコーストと同様、事業者からの提案関心表明及び詳細な提案書に対する評価のプロセスから成り、表 9-16 のとおり行われた。

図 9-4 ブリスベン地区の設置予定場所



(出典: クイーンズワーフブリスベンプロジェクトの HP 及び Google Map を基にあずさ監査法人作成)

表 9-16 ブリスベン(クイーンズランド州)スケジュール

州政府	事業者
2014(平成 26)年 1 月 ①提案関心表明受付開始	
-	②提案関心表明の提出
2014(平成 26)年 3 月 ③提案関心表明の評価を行い、より詳細な提案書の提出者を選出	-
2014(平成 26)年 7 月～10 月 ④より詳細な提案書の依頼	
	⑤より詳細な提案書を提出
2014(平成 26)年 11 月～2015(平成 27)年 7 月 ⑥より詳細な提案書を提出した 2 事業者に対する評価や交渉を実施	-
2015(平成 27)年 7 月 ⑦事業者をザ・スターエンターテインメントグループに決定	-

(出典: クイーンズワーフブリスベンプロジェクトの HP を基にあずさ監査法人作成)

9.3.6 クイーンズランド州ブリスベンの結果

プロジェクトの事業者はザ・スターエンターテインメントグループに決定しており、2017(平成 29)年に建設工事を開始し、2022(平成 34)年の全面開業を目指している。

また、このプロジェクトにより、表 9-17 のような効果が生まれると評価している。

表 9-17 プロジェクトの効果

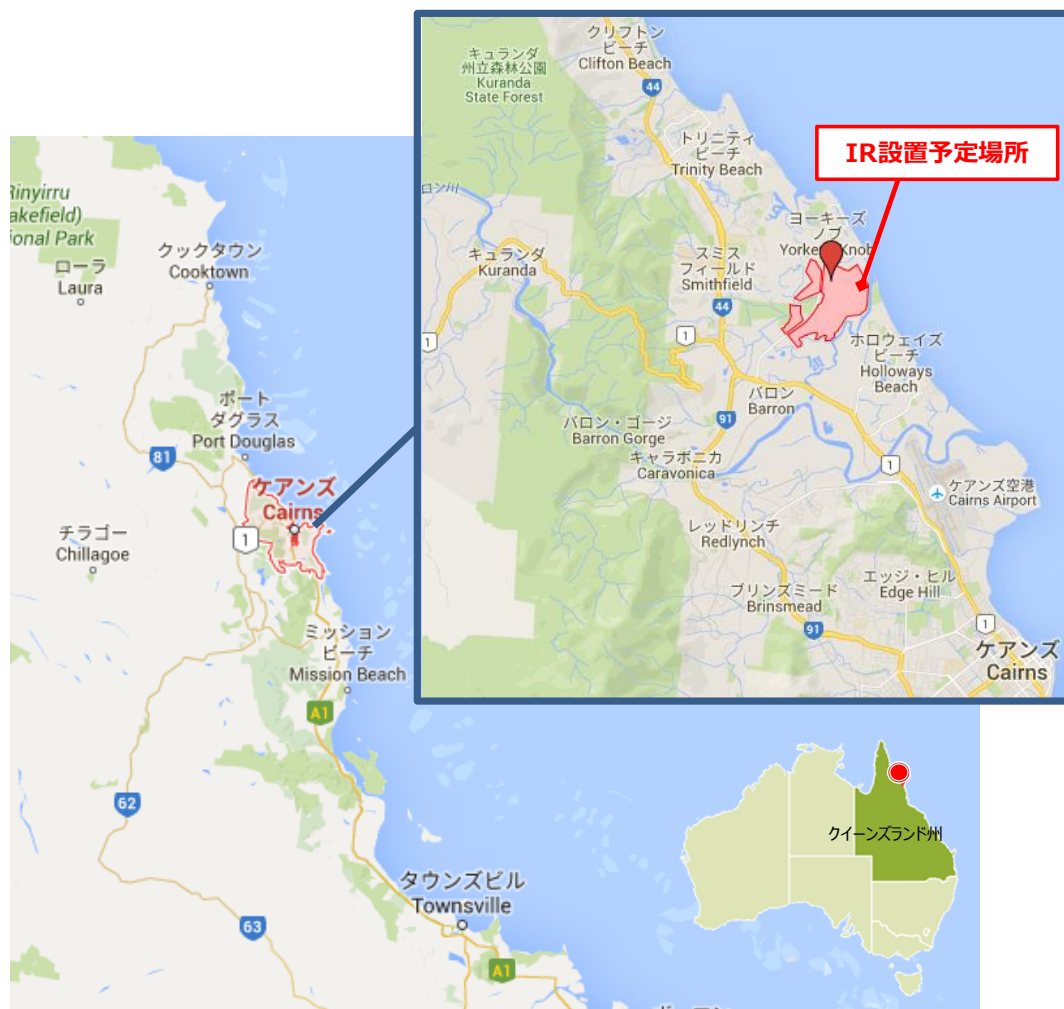
- 12 のフットボール場の再開発と公共スペースの拡大
- 新しい歩道橋の建設
- 住民も利用できるレストランやバーを含む新たな街の象徴となる建物の建設
- ブリスベンで最初の 6 つ星ホテルとリッツカールトンを含む 5 つの高級ホテルの建設
- 3 つの住居用ビルの建設
- 新しいデパートの建設
- 50 近い飲食店の出店
- 川沿いの映画館の建設
- 専門学校との協力による職業訓練の提供
- 州への 2 億 7,200 万豪ドル(231 億 2,000 万円)の支払
- 最初の 10 年間の営業における 8 億 8,000 万豪ドル(748 億円)のカジノ税の保証
- 観光産業における年間 16 億 9,000 万豪ドル(1,436 億 5,000 万円)の増収
- 年間 139 万人の旅行客の増加
- 40 億豪ドル(3,400 億円)の GSP (州内総生産) の増加

(出典: クイーンズワーフブリスベンプロジェクトの HP を基にあずさ監査法人作成)

9.3.7 クイーンズランド州ケアンズの IR 導入手続の概要

ケアンズの IR 設置予定場所及びスケジュールは、図 9-5 及び表 9-18 のとおりであり、まだ事業者を選定中である。

図 9-5 ケアンズ地区の設置予定場所



(出典:ケアンズ IR 開発の HP 及び Google Map を基にあずさ監査法人作成)

表 9-18 ケアンズ(クイーンズランド州)スケジュール

州政府	事業者
2013(平成 25)年 12 月 ①提案関心表明受付開始	
-	②提案関心表明の提出
2014(平成 26)年 4 月～ ③提案関心表明の評価を行い、交渉する相手先を決定	-
2015(平成 27)年 2 月 ④政権交代	-
-	2015(平成 27)年 2 月 ⑤申請の取下げ

州政府	事業者
2015(平成 27)年 9 月 ⑥計画の再開を発表し、事業者であるアクイス ³⁸¹ との交渉 を再開	-
～2016(平成 28)年初頭を予定 ⑦アクイスに対し、より詳細な提案書の依頼	-

(出典：ケアンズ IR 開発の HP を基にあずさ監査法人作成)

9.4 英国（マンチェスター及びロンドン）

9.4.1 英国の導入の背景

英国では、1960(昭和 35)年に賭け行為、ゲーム行為及びくじ法³⁸²成立によりカジノを規制する法体系が整備されて以降、ゲーミングに対して強い規制が設けられていた。

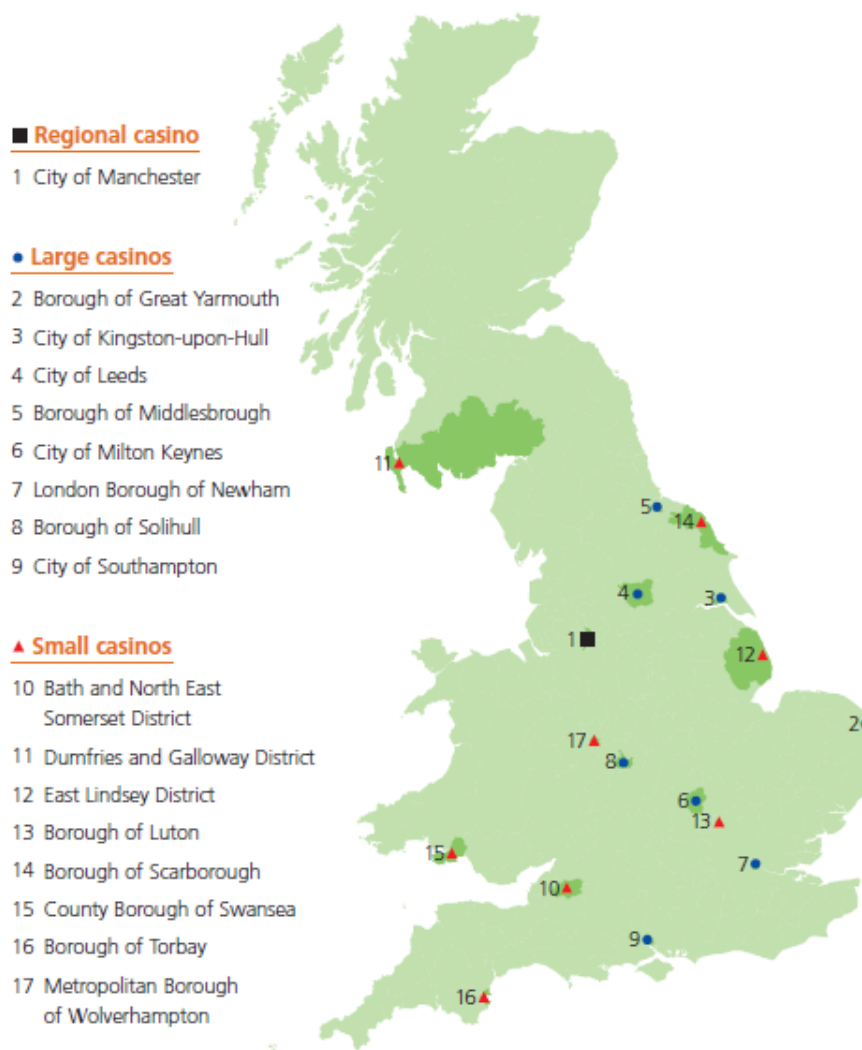
1990 年代後半に入り、政府が観光やレジャー産業を経済活性化の重要な要素と位置付けた上で、カジノは観光やレジャー産業の成功、英国における大規模な発展及び全土にわたる地域再生の可能性を提供するものとして、大規模なカジノの設置を可能とする法改正の機運が高まり、2005（平成 17）年にギャンブラリング法を制定した。

ギャンブラリング法の制定により、7.2.4 で述べたとおり、リージョナルカジノ、ラージカジノ及びスモールカジノの設置が可能となった（設置予定場所は、図 9-6 のとおりであるが、リージョナルカジノについては、構想が中止されている。）。

381 Aquis Australia Pty Ltd.

382 Betting, Gaming and Lotteries Act 1960

図 9-6 英国の設置予定場所



(出典: カジノ助言パネル報告書³⁸³を基にあずさ監査法人作成)

9.4.2 英国の関係機関

英国の関係機関は、表 9-19 のとおりである。

表 9-19 IR 導入に関する機関及び役割

機関名	主な役割
文化・メディア・スポーツ省	・英国におけるカジノの所管省庁であり、区域選定に関する検討を行う権限をカジノ助言パネルに付与
カジノ助言パネル ³⁸⁴	・都市計画や都市再生を専門分野とする有識者 5 名により構成され、文化・メディア・スポーツ省へ、カジノ設置にふさわしい区域の報告
ギャンリング委員会	・事業者に対する、営業ライセンスの権限付与

383 Final report of the Casino Advisory Panel

384 Casino Advisory Panel。調査当時、議長は法定計画の著名な専門家が務めたほか、計画と地域再生のアドバイザー、公営企業のディレクター、公会計を専門とした会計士、国際的な企業のマネジメント経験者によって構成された。

機関名	主な役割
文化・メディア・スポーツ省が承認した区域の地方議会	・施設ライセンスの付与権限の取得 ・事業者に対する、施設ライセンスの権限付与
事業者	・IR 設置の影響調査(環境及び経済) ・施設ライセンス及び営業ライセンスの取得 ・適切な IR 事業運営

(出典: カジノ助言パネル報告書を基にあずさ監査法人作成)

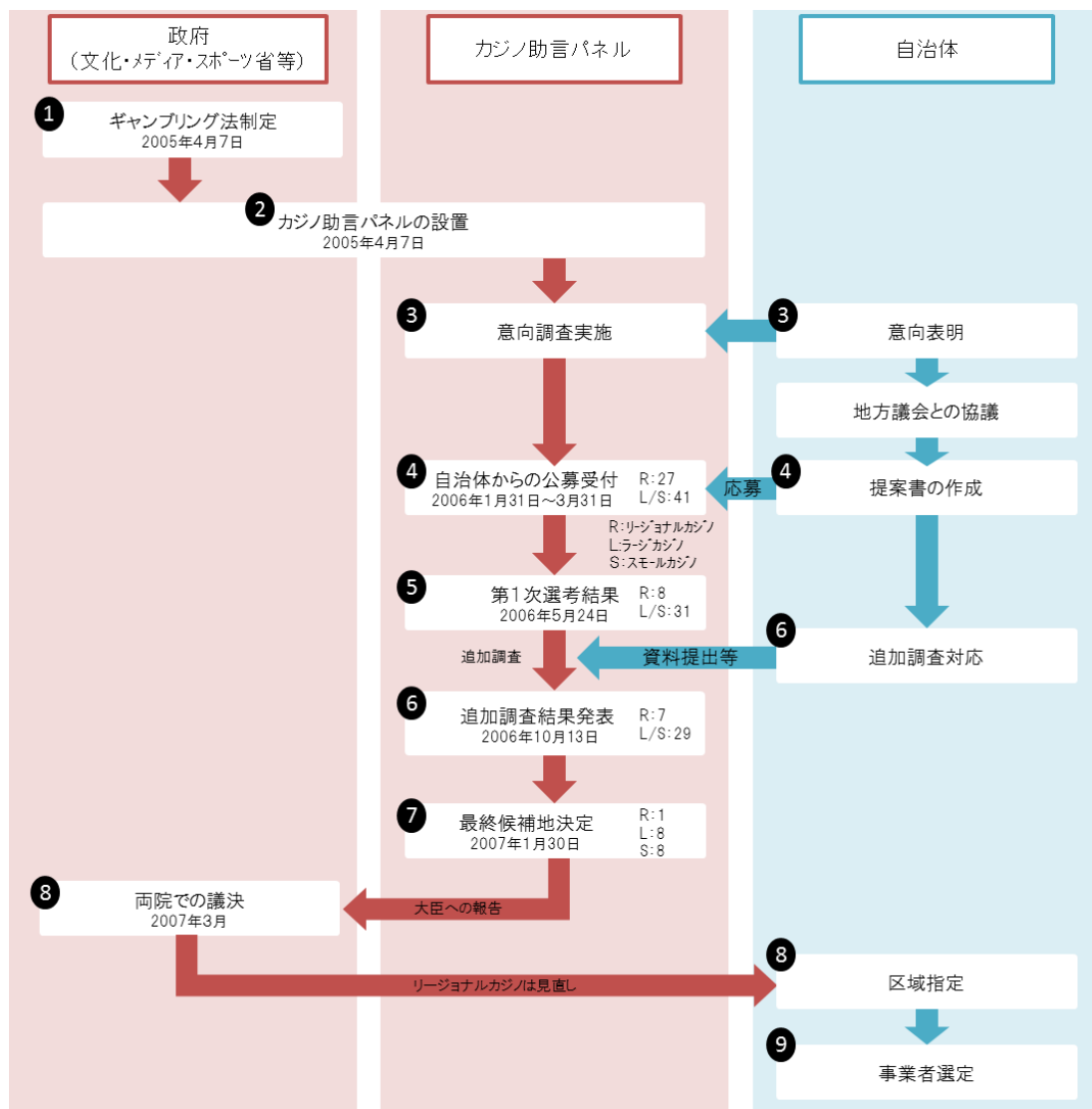
9.4.3 英国の IR 導入手続の概要

英国では、図 9-7 の流れで、IR 導入の手続が進められた。

なお、英国では、区域選定の段階では、カジノ運営事業者の関与が一切求められておらず、区域選定後に自治体による事業者の選定と国・自治体によるライセンス審査³⁸⁵が進むことから、図 9-7 では、自治体による事業者選定までの流れをまとめている。

385 ライセンス審査については、7.2.4 を参照

図 9-7 英国の手続



(出典: カジノ助言パネル報告書を基にあずさ監査法人作成)

9.4.4 IR 導入手続において行われた提案、審査等

ここでは、図 9-7 で示した手続の流れに沿って、具体的にどのような提案、審査等が行われたかについて、整理した（項目番号は、図 9-7 の番号に対応している。）。

(1) ギャンブリング法の制定³⁸⁶

英国では、慎重な検討を重ねた上で、ギャンブリング法が制定された。具体的には、政府は、法案の提出に先立ち、草案を発表した。議会では、2003（平成 15）年 7 月 15 日に議会両院によってギャンブリング法案草案

386 岡久慶、『英国 2005 賭博法』

合同委員会³⁸⁷が設置され、翌年 4 月 7 日には報告書をまとめている。

こうした手続を経た上で、ギャンブリング法案は、2004（平成 16）年 10 月 18 日に下院に提出された。その後、1 度の継続審議の手続を行った上で、2005（平成 17）年 4 月 7 日に成立した。

事前の草案公表等を行うことによって、区域選定の際に自治体が十分な検討を行うことができる時間が確保されたと考えられる。

(2) カジノ助言パネルの設置

区域選定に当たって、自治体の提案を中立的な立場で評価するため、2005（平成 17）年 4 月 7 日にカジノ助言パネルが設置された。

このパネルは、都市計画や都市再生を専門分野とする有識者 5 名により構成され、このうち 1 名が議長を務めた。また、補助する人員として、文化・メディア・スポーツ省から秘書が配属された。選任については、大臣が議長を公募により選任し、その後残りの 4 名も同様に公募により選任された。

(3) カジノ助言パネルによる自治体の意向調査

パネルは、文献調査を行うと同時に、どれくらいの自治体がカジノ設置を希望しているかを事前に把握するため、2005（平成 17）年 11 月に、各自治体へのアンケートを実施した。アンケートでは、131 の自治体からの回答があり、75 の自治体が設置に興味を示しているという回答が得られた。

また、パネルは、地域計画機関³⁸⁸やスコットランド、ウェールズ政府と事前協議し、今後予定している選定過程について報告も行っている。

なお、各自治体等との協議は、その後も継続的に行われている。

(4) 自治体からの公募受付

ア 公募の受付

パネルは、(3)で述べたように、自治体と緊密な連携を図りながら、募集要項を策定した上で、2006（平成 18）年 1 月 31 日から 3 月 31 日まで受け付けた。

公募に当たっては、各自治体は 20 ページ以内で、表 9-20 の評価項目について提案書を作成することとされた。

387 Joint Committee on the Draft Gambling Bill

388 Regional Planning Bodies。イングランドには 8 つのリージョンが行政上存在するが、リージョンごとに設置されている地域計画を策定する機関を指している。この機関は、実質的には地方議会が担っている。

表 9-20 区域選定における評価項目

項目	具体的な内容
地域特性	・人口構成（社会経済的特性、人種的特性、教育レベル） ・地域における観光業の現状（最近の開発トレンド、ホテルやエンターテインメント施設など観光に影響のあるインフラの開発状況、交通インフラ、どこからの観光客が多いか、観光に関する全体的なビジョン） ・観光振興やレジャー、ギャンブルに関する地域政策・戦略 ・地域再生の必要性 ・社会的影響度を検証できる特徴
社会的影響	・カジノ導入に関する社会的影響度についてどのように考えているか ・ネガティブな面と、ポジティブな面についてどのように対応していくか ・地域の結束や持続的な発展に関してネガティブな社会的影響をもたらすと考える人々に対してどのように主張するか。その際、次の 6 点を考慮して記載 - その地域にある既存のギャンブルの影響度に関する評価 - 具体的にネガティブ面に対応しポジティブ面を最適化させるような既存又は計画段階の方針（デベロッパーやカジノ運営事業者の貢献、方針・手続のための予算など） - 新しいカジノ建設後の社会的影響の測定方法 - 他の活動のうち比較可能な社会的影響に対する施策の実践の有無 - 地域社会に貢献する雇用創出・教育訓練プログラム - 社会的影響に対する施策や活動を支える公的ボランティア施設の有無
地域再生の必要性	・カジノ建設地域やその周辺地域における再生をどのように考えているか。次の項目に沿って記載。 - 地域再生、雇用等に関する基礎情報 - 追加的な経済価値に関する情報（期待される総付加価値や雇用も含む） - 地域再生で特に便益が得られる地域、その理由 - 追加的な経済効果が資産の遺漏以上のメリットがあることの説明 - カジノ開発によりもたらされるその他の地域再生
ライセンス付与の意思	・ライセンス取得の意思が強いことをどのように証明できるか。次の項目に沿って記載。 - 議会のカジノ実現推進に関する同意 - 地域住民が支持していることがわかるような意識調査、市場調査 - 地元の検討されてきた詳細事項 - 地域社会の戦略的支援 - 地方議会のコミットメントを示す観光やレジャー戦略 - 地域社会におけるカジノの賛否、関心事項

項目	具体的な内容
履行可能性	・カジノ建設の履行可能性が高いことを証明するために、次の項目に沿って記載 - 住民、観光客にとって、カジノの市場需要 - カジノ建設にとって適切で持続可能性があることの情報 - 交通インフラ（既存、予定含む） - 当該地域並びに近隣区域におけるギャンブル関連サービス提供施設の有無 - 既存のカジノやレジャー施設とどの程度競合するか - カジノとその他のレジャー活動との一体化の潜在的なクリティカル・マス³⁸⁹効果 - 潜在的な投資の試算（公共、民間の投資の分析、言及できれば資金調達の方法） - 現在の投資家の興味の度合い - カジノ建設によるギャンブル支出の想定される変化に関する評価
地域的コンテキスト	・リージョンの空間戦略に関連する方針が地域開発のフレームワークとどのように関連するか ・地域全体の経済、雇用、技術、地域再生への貢献の在り方
地域コミュニティの便益	・カジノ建設や都市開発計画を考える上で、どのようなコミュニティの便益を地域政府は期待しているか
特徴的な事象	・他の類似地域と差別化できるような特筆すべき事項 （他の項目の中で当該事項があれば引用することでパネルの評価に役立てる）

（出典：カジノ助言パネル報告書を基にあずさ監査法人作成）

イ 公募結果

公募の結果、リージョナルカジノは 27 か所、ラージ及びスモールカジノは 41 か所の応募があった。

評価項目を踏まえて、自治体から実際に行われた提案として、ここでは、リージョナルカジノの最終候補地として残ったマンチェスターと、既にラージカジノが開業したニューハム区の提案について説明する。それぞれの提案内容は、表 9-21 及び 9-22 のとおりである。

表 9-21 マンチェスターからの提案内容

項目	具体的な内容
地域特性	・マンチェスターの人口は約 50 万人であり、多様な人種で構成されている。複合的な社会問題としての観点において、英国で最も高いランキングにあり、地域再生の必要性は非常に高い。 ・マンチェスターの税収は、所属するノースウェスト地区の税収の約半分である 470 億ポンド（7 兆 9,900 億円）を生み出している。 ・国際空港などの交通機関は発達している。 ・毎年 2,000 万人が訪れ、英国の中で 2 番目に多い。
社会的影響	・マンチェスターは、地元警察や地域住民の団体、大学の教授、そして民間企業との協議を行い、社会的に責任あるギャンブリングの構築を行っている。

389 特別な結果を生じさせるために必要となるものの大きさ、量等を意味し、ここでは、カジノと他のレジャー活動が一体化（cluster）することによって、潜在的な影響を意味している。

項目	具体的な内容
地域再生の必要性	・マンチェスターはイングランドの中で 3 番目の貧困地域であり、地域再生の必要性が非常に高い地域である。 ・リージョナルカジノの設置は、旅行者を継続的に増加させる効果があるため、地域経済に重要な効果をもたらす。 ・ケンブリッジポリシーコンサルタント社によれば、年間 9,600 万ポンド(163 億 2,000 万円)の税収効果と、年間 9 億 1,500 万ポンド(1,555 億 5,000 万円)の経済効果があると試算されている。
ライセンス付与の意思	・マンチェスターは一年以上前からリージョナルカジノ誘致に向けた準備を行ってきている。 ・誘致計画は、市議会などの承認も得ているため、ライセンス取得の意思は非常に強い。
履行可能性	・交通アクセスが良好であり、カジノ建設予定地までの所要時間が 15 分、30 分、45 分以内の人口も十分におり、持続可能性がある。
地域的コンテキスト	・マンチェスターは北部の地域の中で、最も生産性の高い地域となる可能性を持った一つであり、経済的にも回復の兆しを見せている。また、建設予定地のスポーツシティと呼ばれる地域は、観光客を増やしている観光地の一つであり、その場所におけるリージョナルカジノの建設は、スポーツシティの設備に足りない部分を補い、飛躍的な観光客の増加に資するものである。
地域コミュニティの便益	・失業者が非常に多いマンチェスターにおいて、雇用機会の創出は重要な点であり、試算によると、直接雇用と間接雇用を合わせて少なくとも 2,700 人の雇用を創出する。また、リージョナルカジノにおける雇用の多くは、特別な資格や技術を必要とせず、特別な資格や技術を持たない住民でも雇用される機会がある。
特徴的な事象	・2002（平成 14）年にコモンウェルスゲームズ³⁹⁰を成功させたスポーツシティ³⁹¹においてカジノ建設を予定している。

（出典：マンチェスターからの提案書を基にあずさ監査法人作成）

390 Commonwealth Games 。4 年ごとに開催され、イギリス連邦に所属する 50 以上の国・地域が参加する総合競技大会
391 Sportcity

表 9-22 ニューハム区からの提案内容

項目	具体的な内容
地域特性	・ニューハム区はイングランドで最も貧しい地域の一つであり、地域再生が必要と考えられていた。 ・ラージカジノの設置による観光及び観光産業の振興は雇用の創出と経済の発展に貢献する。
社会的影響	・ニューハム区はラージカジノ導入による影響を次のとおりと考えている。 ・雇用:ラージカジノは新しい雇用や給与の増加に貢献し、それにより社会全体に経済効果を及ぼす ・娯楽と文化:ラージカジノは新たな娯楽も住民に提供することになり、このような娯楽に関する選択肢の増加は地域住民にとって大きなプラスになる。 ・環境と再開発:新しいカジノの建設は地域の景観を改善し、地域の価値を高めることになる一方で、交通渋滞などの問題を引き起こす可能性があるが、これらについては緩和のための対策を行うことにより対応する。 ・健康とギャンブル問題:新しいカジノ導入により、依存症などの問題が懸念されるところではあるが、地域の治療機関等との連携により、カジノ導入が引き起こす問題に対応していく。 ・犯罪:カジノ導入により、犯罪の増加が懸念されるが、十分な対応が行われていれば、安全の確保が可能であるため、事業者、警察、自治体との連携により適切な対応を行う。
地域再生の必要性	・ニューハム区はロンドンの中で 3 番目の貧困地域であり、地域再生の必要性が非常に高い地域である。 ・150 台のスロットマシンと 30 台のテーブルを有するカジノを導入した場合の経済効果は、次のとおりである。 - 雇用創出:直接雇用 212 人、間接雇用 33 人、建設段階の雇用 100 人超、カジノ周辺以外でのニューハム区における新たな雇用創出 - 雇用環境の改善:パートタイムなど柔軟な勤務体制による雇用の増加 - 経済効果:年間 1,000 万ポンド(17 億円)
ライセンス付与の意思	・ニューハム区は地域の戦略担当責任者である市長からの承認を受けており、カジノ導入に向けた準備を行っている。 ・地域住民 3,000 人に対する調査結果から、地域住民がカジノ導入を望んでいるということも証明されている。
履行可能性	・カジノ建設予定地までの所要時間が 20 分、40 分、60 分以内の人口を年齢別に記載しており、集客力が見込めるとしている。 ・現在 3 つの事業者からカジノを導入する際にカジノを行いたいとの希望が出されている。 ・次の理由があり、カジノ導入は既存の産業に影響を与えない。 -ニューハム区には他のカジノが存在しない。 -ロンドンにおけるギャンブル需要が高い。 -ニューハム区における娯楽は少ない。
地域的コンテキスト	・カジノの導入は、ロンドンが取り組んでいるニューハム区再開発計画の目的と整合している。
地域コミュニティの便益	・税収の増加や地域の労働者に対する訓練や技術習得の場の提供、カジノ導入による波及的な経済効果がある。

項目	具体的な内容
特徴的な事象	・ロンドン中心部から近く、また、ロンドンにある多くの観光地から20分程度でアクセス可能である。

(出典:ニューハム区からの提案書を基にあずさ監査法人作成)

(5) 第1次選考結果

ア 選考方法

選考は、まずパネル2名のペアが採点し、その後第三者的な立場からもう1名が確認するという方法で行われた。各提案書の採点者である2名は採点対象の自治体と関連性を有していない者が選ばれ、社会的影響の測定という最も重要な選定基準を特に考慮しながら選定を行った。

イ 自治体の提案に対する評価例

上述したマンチェスター及びニューハム区の提案に対して、それぞれ表9-23及び9-24のような評価が行われた。

表 9-23 マンチェスターに対する評価

- 再開発は進められているが、複合的な貧困問題があり、目に見えて地域再生の必要性がどの都市よりも最も強い。
- 人口統計学的には国の特徴と類似している。
- 大都市であるために複数の要因が存在し、社会的影響の測定は容易ではないという意見もあるが、建設予定地の西部マンチェスターは比較的容易と考えられる。
- 警察、保健教育機関、ボランティア団体、専門家、既存又は潜在的なカジノ運営事業者との協議を経て、ネガティブな社会的影響軽減のフレームワークを構築している。また、議会の協議にて他の近隣地域の自治体などと協力し、社会的な影響を測る上で最もふさわしい場所と証明している。
- 提案書に記載されているギャンブル問題への対応方法はまだ開始されていない事項ではあるが、とても慎重に検討されており、実現可能だと評価できる。
- 北部イングランドの中で最も人口密度が高い地域であり、ロンドンに次いで第2の都市であるマンチェスターが地理的に最適。また観光業の発展という点においてもカジノは非常に貢献すると考えられる。
- (既存の・潜在的な) 複数のカジノ運営事業者と社会的影響の検討を行っている旨の記載が確認できる。

(出典: カジノ助言パネル報告書を基にあずさ監査法人作成)

表 9-24 ニューハム区に対する評価

- ニューハム区は英国内の他地区と人口統計上の共通点は少ないが、このような地区でカジノ導入がどのような影響を与えるか興味深い。
- 社会的なコストを測定する際に適切な専門家を雇って行っていた。
- ニューハム区は今後、数年間で公共の交通網の拡大を計画している。
- カジノの導入は地域の方針と整合している。
- ライセンス取得の意思を強く見せている。
- ロンドン周辺の再開発は緊急の課題であり、カジノ導入はそのために必要となる重要な対策である。

(出典: カジノ助言パネル報告書を基にあずさ監査法人作成)

ウ 選考結果

こうした選考の結果、2006（平成 18）年 5 月 24 日に、リージョナルカジノの候補地は 8 か所、ラージ及びスモールカジノの候補地は 31 か所に絞り込まれた。

(6) 追加調査

パネルは、提案している地域の住民がカジノ設置に反対なのか、賛成なのか等の意見を聴取する目的で、2006（平成 18）年 6 月 28 日まで選定された自治体との協議期間を設けるとともに、各地域計画機関やスコットランドやウェールズ両政府、国民・あらゆる団体の代表者からの意見も募集した。この中では、パネルの調査方針や調査結果に不公平な要素があるという主張が出たことから、この主張が誤解であることを証明するため追加的な期間を設け、追加資料や提案書を募集し追加調査を行った。

募集の結果、第 1 次選考で候補地として選定されている自治体 15 か所から追加の資料が提出されると同時に、その他の自治体 15 か所からも提案書が提出された。

また、これらの作業と同時並行で、2006（平成 18）年 7 月 19 日にリージョナルカジノの候補地に対して追加の質問を行うとともに、各候補地への視察を行い、現地の状況把握を行っている。さらに、ラージ及びスモールカジノの候補地についても追加質問を行い、書面での回答を求めている。また、パネルメンバーのうち少なくとも 1 名が現地への視察を行っている。

一方で、この間に、リージョナルカジノから 1 か所、ラージ及びスモールカジノから 3 か所、提案の取下げが出された。

こうした慎重な検討を経て、2006（平成 18）年 10 月 13 日に、リージョナルカジノは 7 か所、ラージ及びスモールカジノは 29 か所に候補地を絞った。

(7) 最終候補地の決定

パネルは、これまでに収集した全ての資料を見直し、選定基準に沿って適切に選定が行われているかを再度検証した上で、最終候補地をリージョナルカジノ 1 か所、ラージカジノ 8 か所、スモールカジノ 8 か所と決定し、大臣に報告した。

なお、リージョナルカジノはマンチェスターに決定したが、マンチェスターは、パネルが審査の途中段階までリージョナルカジノの最有力候補地としていた自治体（ロンドン市グリニッジ区、グラスゴー市、ブラックプール市）に含まれておらず、また、英国の有力な世論調査会社が市民に候補地のリストの中からカジノ設置都市を選定してもらうアンケートを実

施した結果³⁹²とも異なっていたため、国民の想定とは大きく異なる結果となった。これに対して、パネルは、ブラックプール市は社会的にも経済的にも地域再生が必要であるが、その解決策としてカジノ建設が最良の方法であるか疑問であり、むしろもう少し小規模での都市開発を行った方がうまくいくのではないかとし、また、ロンドン市グリニッジ区については、地域再生に関する付加価値の記載が不確かであったとしている。

(8) 英国議会での議決と区域指定

区域指定は、英国議会での議決で承認され、決定された各自治体による事業者選定に進むこととなっている。

このため、2007（平成 19）年 3 月末に議会の議決が行われ、下院議会では賛成が上回ったものの、その後に行われた上院議会で反対が上回り、否決された³⁹³。

その後、6 月に政権交代が起き、新たに首相に就任したブラウン首相が「リージョナルカジノは経済が停滞する地域の再生のために最良の選択ではない」とし、リージョナルカジノの見直しを表明した。

さらに、翌 2008（平成 20）年 2 月、地域社会・地方議会省が「リージョナルカジノによる地域再生に対する代替的アプローチ」³⁹⁴という報告書において、「リージョナルカジノについて地域再生への寄与を認めつつも、一方でギャンブル依存症等の社会的コストの増大などの問題もあり、カジノによらない地域再生の方法が様々考えられる中、リージョナルカジノの優位性についてははっきりしない」と指摘した。

この報告書を受け、同年 4 月に、文化・メディア・スポーツ省大臣がリージョナルカジノ構想の中止を最終決定した。

一方で、ラージカジノ及びスモールカジノについては、引き続き、設置に向けた取組が進められている。

(9) 自治体による事業者選定

区域選定の段階においては、事業者の関与が求められていなかったこともあり、設置が認められた自治体におけるラージカジノ及びスモールカジノのそれぞれ 8 か所のうち、現在までに開業しているのは 3 つのラージカジノに留まっている³⁹⁵。

ここでは、ニューハム区で行われた事業者選定の流れについて整理する。

392 ブラックプール市やロンドン市内のグリニッジ区

393 上院否決前後の報道では、「マンチェスター市以外の有力候補であったブラックプール市の方がよりカジノの必要性が高い」、「マンチェスター市ではギャンブル依存症などの社会的問題が増加する」という意見もあげられた。

394 A review of the alternative approaches to regional casino-led regeneration

395 2011（平成 23）年 12 月にロンドン市内のニューアム区、2013（平成 25）年 9 月にロンドン市から北西に約 80 キロのミルトンケインズ町、2015（平成 27）年 10 月にバーミンガム市近郊のソリフル町で開業している。なお、これら以外の地域が、開業断念しているわけではない。

ア ニューハム区での手続の概要

ニューハム区における事業者選定は、表 9-25 の流れで行われた。

表 9-25 ニューハム区事業者選定の流れ

設置自治体	事業者
2010(平成 22)年 7 月～ ①ステージ 1 用の申込書の募集を開始	-
-	②事業者の詳細、設置予定場所、犯罪や責任あるギャンブリングへの対策等を記載したステージ 1 用の申込書の提出
③英国ギャンブリング委員会が公表しているライセンス付与の目的に照らして、ステージ 2 に進む事業者の選出	
2011(平成 23)年 3 月～ ④ステージ 2 用の事業者からの申込書の募集及びステージ 2 における選定のためにアドバイザーパネル及びテクニカルパネルの設置 ³⁹⁶	
	⑤自治体にもたらす利益などについて詳細に記載したステージ 2 用の申込書の提出
⑥事業者としてアスパーズを選定	

(出典:ニューハム区ライセンス評議会³⁹⁷議事録を基にあずさ監査法人作成)

イ 事業者からの提案と自治体の審査

ステージ 1 においては、最終的に事業者として選定されたアスパーズからは、表 9-26 の提案が出された。

表 9-26 ステージ 1 におけるアスパーズからの提案内容

項目	具体的な内容
年齢確認の方法	18 歳以上であればカジノに入場することができるが、アスパーズでは 21 未満と思われる人物に対して訓練を受けた入場ゲートの警備員が対応するようにしている。
監視カメラ	高性能の監視カメラを使用して 24 時間、365 日、出入口、キャッシングエリア、ゲーミングエリア、バックオフィス、バー、レストランの監視を行う。
入口及びマシンエリアの監視	自己排除対象となっている人物の発見などについて訓練を受けたギャンブリング委員会公認の警備員が、マシンエリアや休憩室、ギャンブリング以外のエリアについて監視を行う。
休憩室	ギャンブルから隔離された部屋を設置する。
自己排除	自己排除プログラムを提供する。

(出典: ニューハム区ライセンス評議会議事録を基にあずさ監査法人作成)

なお、ステージ 1 で失格となった事業者はなかった。

また、ステージ 2 では、ニューハム区は、表 9-27 の項目について、それぞれ

³⁹⁶ 事業者の選定を適切に行うために設置された機関 (Advisory Panel) 及び関連分野の専門家で構成されたアドバイザーパネルをサポートするための助言等を与える機関 (Technical Panel)

³⁹⁷ Licensing Committee

100 点満点で評価した上で、その点数に項目ごとの加重平均率 (A:50%、B:15%、C:15%、D:7.5%、E:12.5%) を乗じた点数を合計して評価を行っている。

表 9-27 ニューハム区による事業者選定の際の評価項目

主項目	副項目
A.明確かつ達成可能な事業計画 (加重平均：50%)	・開発のための資金源の根拠 ・予期しづらい項目も含んだ確実なコストの見積り ・配属予定のチームの質と強みに関する根拠 ・プロジェクトの実現可能性 ・長期にわたる経営、維持、管理に関する強い責任感 ・プロジェクトの実行計画の実用性及び確実性並びにプロジェクトの効果を最大限引き出すための計画
B.雇用創出を最大化することへの取組 (加重平均：15%)	・直接及び間接的な内容を含んだ雇用の質 ・雇用創出、従業員教育のための方策 ・従業員の住んでいる場所を認識する方策 ・従業員教育の記録が追跡可能であること ・住民や企業のために自治体と共同で仕事を行うことの提案 ・商品やサービスのサプライヤーとして地元企業の使用 ・従業員、従業員教育及び地元利益への貢献に対するモニタリング
C.ニューハム区へ利益を確かなものとする財務面の条件 (加重平均：15%)	・自治体等へ支払予定の金額 ・継続的な収入の評価 ・その他の支払予定金額 ・公的な利益 ・契約書へのサイン
D.維持可能な娯楽を創るための創造性があり現実的な方針 (加重平均：7.5%)	・自治体や建築物の質 ・独創的な娯楽施設建設のための計画の強み ・建設予定地の交通アクセス及び治安 ・重要な建築物、公的な領域及び駐車場への継続的な方策 ・外部からの観光客の取り込みなどに関する確実なマーケティング戦略
E.各種安全対策 (加重平均：12.5%)	・問題あるギャンブルの監視及び防止のための提案 ・顧客の監視のための提案 ・犯罪や反社会的な行為を防止及び監視するための提案 ・青少年などの弱者を保護するための提案 ・反社会的な行為や交通渋滞などを原因とする騒音を緩和するための提案 ・社会的な責任を果たすために必要となる従業員研修への取組 ・自治体と合意した監視戦略への取組

(出典：ニューハム区ライセンス評議会議事録を基にあずさ監査法人作成)

ウ 事業者の決定

ニューハム区では、3つの事業者グレイト・イースターン・クアイズ・カジノ社³⁹⁸、アポロリゾート&レジャー社³⁹⁹及びアスパーズのうち、ニ

³⁹⁸ Great Eastern Quays Casino Ltd

³⁹⁹ Apollo Resorts and Leisure Ltd

ューハム区に最も多くの利益をもたらすということを理由としてアスパーズ⁴⁰⁰を事業者として選定した。

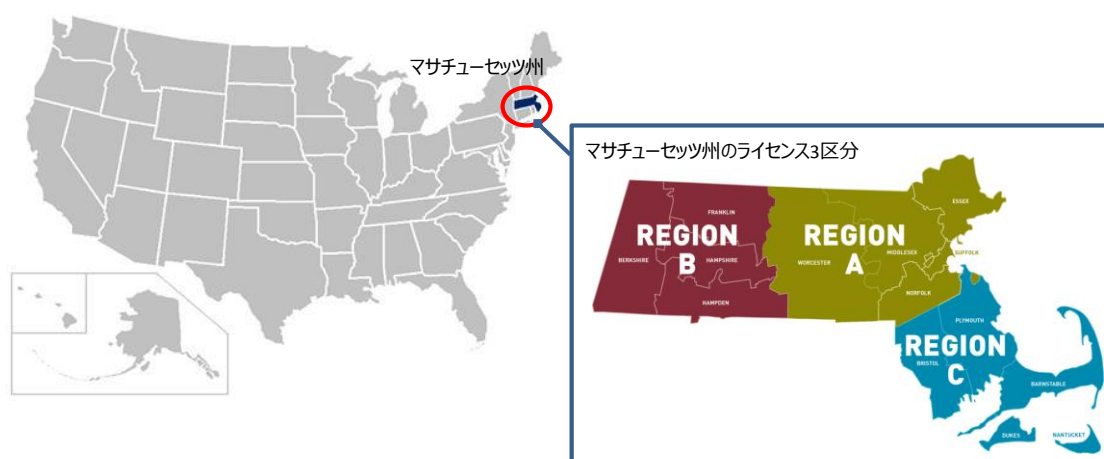
9.5 マサチューセッツ州（米国）

9.5.1 マサチューセッツ州(米国)の導入の背景

マサチューセッツ州では、2011(平成 23)年 11 月、近隣州における相次ぐカジノ導入により州内からの経済的価値が流出する状況を踏まえ、拡大ゲーミング法を制定しカジノを合法化し、州内の 3 つの地域（リージョン A、リージョン B、リージョン C）においてそれぞれ 1 つずつライセンスの付与を認めることとした。

合法化を行う前には、州議会が外部機関に調査を依頼し、それぞれの地域における経済効果を試算するなどしている。

図 9-8 マサチューセッツ州の位置及び 3 区分



(出典:ゲーミング委員会の HP を基にあずさ監査法人作成)

9.5.2 マサチューセッツ州(米国)の関係機関

マサチューセッツ州の関係機関は、表 9-28 のとおりである。

表 9-28 IR 導入に関する機関及び役割⁴⁰⁰

機関名	主な役割
ゲーミング委員会	・IR 関連法の制定 ・設置区域及びカジノ運営事業者の選定 ・カジノ運営事業者、従業員に対するライセンス付与及び審査、モニタリング

400 以下、法とは拡大ゲーミング法を指す

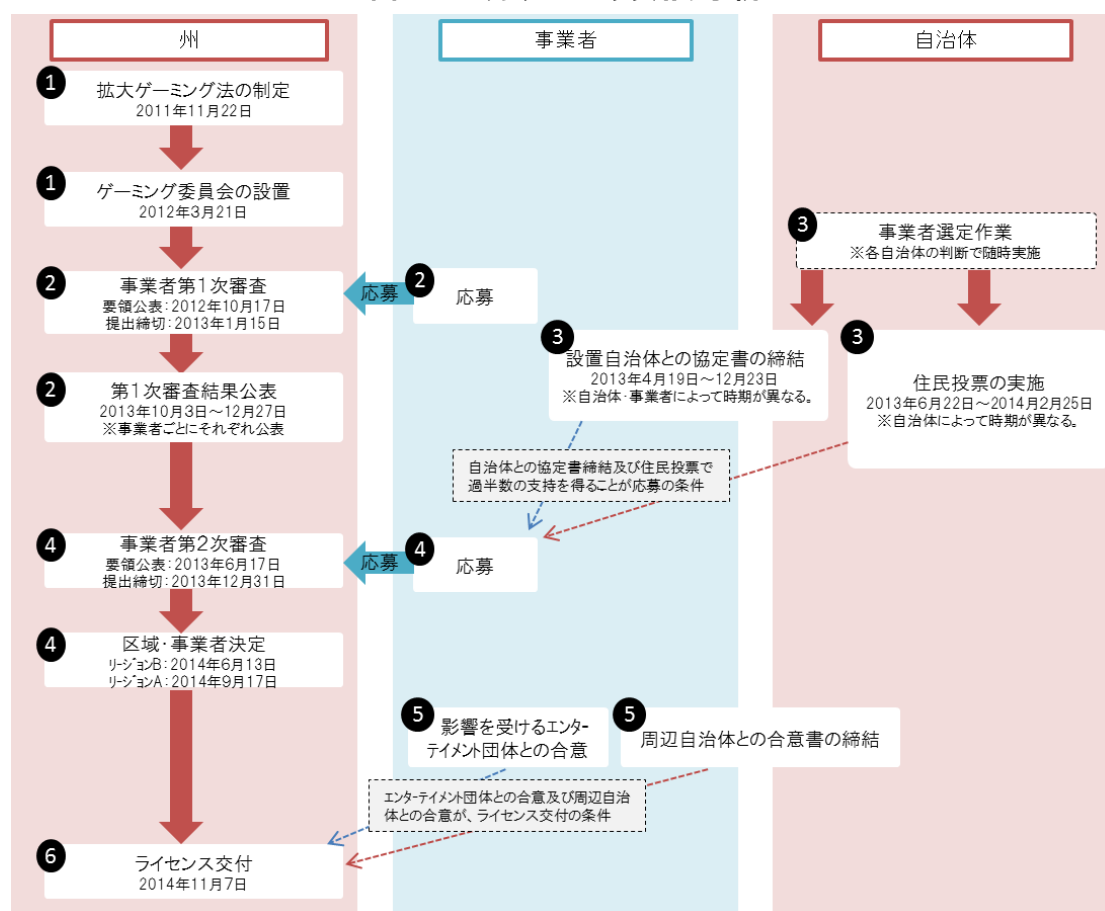
機関名	主な役割
設置自治体	・カジノ運営事業者の選定及び協定書を締結 ・IR 設置の影響調査 ・地元住民の合意形成
事業者	・設置自治体との協定書締結 ・ゲーミング委員会による事業提案審査申請書類提出 ・周辺自治体や IR 設置により影響を受けるエンターテイメント団体合意締結

(出典:ゲーミング委員会の HP を基にあずさ監査法人作成)

9.5.3 マサチューセッツ州(米国)の IR 導入手続の概要

マサチューセッツ州では、図 9-9 のような流れで、IR 導入手続が進められた。他の地域と比較すると、最終的なライセンスの付与等は、州の機関であるゲーミング委員会が行うが、その前提として、IR の設置自治体との協定書締結、住民投票での過半数の支持といった地元合意や、IR 導入によって影響が出るエンターテイメント団体との合意が必要となるなど、関係者との協調関係が重視されている。

図 9-9 マサチューセッツ州の手続



(出典:ゲーミング委員会の HP を基にあずさ監査法人作成)

9.5.4 IR 導入手続において行われた提案、審査等

ここでは、図 9-9 で示した手続の流れに沿って、具体的にどのような提案、審査等が行われたかについて、整理した（項目番号は、図 9-9 の番号に対応している。）。

なお、リージョン A 及び B については、既に事業者が決定し、ライセンスの交付が行われたことから、ここでは、リージョン A 及び B における動きを中心に説明している。

(1) 拡大ゲーミング法の制定及びゲーミング委員会の設置

マサチューセッツ州議会では、IR 導入の効果を見極めるため、外部の調査機関に、州を 3 つの区域に分割して IR を導入した場合の経済効果等について、調査をさせ、マサチューセッツ州ギャンブル拡大による影響という報告書⁴⁰¹としてまとめている。

報告書では、リージョン A～C について、表 9-29 の共通の前提で試算し、表 9-30 のような結論となっている。

表 9-29 IR 導入に当たっての経済効果の試算の前提

面積	14,400 m ²
スロット台数	3,000
テーブル数	180（うちポーカー用 80）
レストラン数	6 つ(1,150 シート)
バー	2 つ
ナイトクラブ	1 つ
ホテル部屋数	2,000
コンベンションセンター	9,000 m ²
売店	1,800 m ²
駐車場(客用)	5,000 台
駐車場(従業員用)	1,800 台
プール&スパ	1 つ

（出典:スペクトラム、『マサチューセッツ州ギャンブル拡大による影響』を基にあずさ監査法人作成）

401 COMPREHENSIVE ANALYSIS:Projecting and Preparing for Potential Impact of Expanded Gaming on Commonwealth of Massachusetts

表 9-30 経済効果の試算結果

地域	ゲーミング売上高	雇用者数 (人)	政府への税収 ⁴⁰²
リージョン 1（法律上のリージョン A に対応） ・人口は、1 番（10,379,058 人） ・住民所得は、2 番	約 4 億 5,200 万ドル (約 542 億 4,000 万円) ～約 6 億 4,300 万ドル (約 771 億 6,000 万円)	4,377	-
リージョン 2（法律上のリージョン B に対応） ・人口は、3 番（9,395,551 人） ・住民所得は、1 番	約 4 億 3,800 万ドル (約 525 億 6,000 万円)～ 約 6 億 2,300 万ドル (約 747 億 6,000 万円)	4,377	-
リージョン 3（法律上のリージョン C に対応） ・人口は、2 番（9,539,106 人） ・住民所得は、3 番	約 3 億 3,700 万ドル (約 404 億 4,000 万円)～ 約 5 億 1,000 万ドル (約 612 億円)	4,377	-
計	約 12 億 2,700 万ドル (約 1,472 億 4,000 万円)～ 約 17 億 7,700 万ドル (約 2,132 億 4,000 万円)	13,131	約 5 億 9,700 万 ドル(約 716 億 4,000 万円)

(出典:スペクトラム、『マサチューセッツ州ギャンブル拡大による影響』を基にあずさ監査法人作成)

また、定量的な評価は行われていないものの、表 9-31 のような事項についても検討されている。

表 9-31 経済効果の試算結果

想定される効果	想定される課題
・地元ベンダーとの取引 ・賃金の増加 ・増税の回避 ・観光客の増加	・周辺の治安維持等にかかるコスト ・交通及び社会インフラの整備 ・他の産業とのカニバリゼーション ⁴⁰³ ・ギャンブル依存症などを予防するための責任あるギャンブリング対策

(出典:スペクトラム、『マサチューセッツ州ギャンブル拡大による影響』を基にあずさ監査法人作成)

マサチューセッツ州では、こうした検討を経た上で、2011（平成 23）年 11 月 22 日に拡大ゲーミング法を制定した。

そして、翌年 3 月 21 日には、カジノ運営事業者の選定、ライセンス審査等を行うゲーミング委員会が設置された。

ゲーミング委員会の主な役割は、カジノ運営事業者、従業員に対するライセンス付与及び審査、モニタリング等である。5 人のフルタイムのコミ

402 なお政府への税収は全て地域で訪問頻度が中の場合を想定している。

403 カニバリゼーションとは、「共食い」のことであり、ここでは、IR で発生する需要は、他の産業の需要を減少させたものとする考え方である。

ッショナー⁴⁰⁴を配置しているほか、政治的な独立性、選定の公平性を確保するために財政的に州に依存しておらず⁴⁰⁵、比較的独立性の高い存在として位置づけられる。

(2) 事業者の第1次審査

ア 審査の内容

第1次審査⁴⁰⁶では、応募事業者の財務面及び清廉性に関する適格性について判断される。

応募事業者は詳細な背面調査を受ける必要があり、高潔さ、正直さ、清廉性、財務的安定性に関する基準に合致することを確認しなければならない。このため、ゲーミング委員会の調査執行局には、実態的な背面調査を行う複数のチームがあり、専門コンサルティング会社、州担当者、検察官、州警察など多様な経験を有するメンバーを擁し、表 9-32 のような事項について、調査している。

表 9-32 事業者の審査項目の例

● 公的なデータベース記録の確認（会社設立資料、各種提出資料、民事訴訟情報、倒産情報、メディア情報、連邦裁判所情報等）
● ゲーミングライセンスに関する現在、過去の状況
● 会社及び関連会社のウェブサイト情報
● 株券の写し、株主記録の確認
● 財務的な清廉性、安定性の会計専門家による確認（財務書類、監査報告書、監査人によるマネジメントレター、内部統制報告書、納税記録、過去からの信用・借入記録、銀行口座、役員会議事録等の確認等）
● マネーロンダリング対策ポリシーに関する法令遵守状況の確認
● 所有自動車の登録状況、旅行状況の確認
● 過去のビジネスの状況の確認
● ゲーミング規制に関する法令遵守の状況
● マサチューセッツにおける政治的な寄附の記録の確認
● 犯罪歴の確認（マサチューセッツ州警察による）
● 犯罪集団等との関与が疑われる確かな情報が入手された場合の審尋の実施
● 対象者（個人）の教育歴、職歴、身元保証の確認

など

（出典：ゲーミング委員会の HP を基にあずさ監査法人作成）

イ 審査期間、費用

審査期間としては、対象人数や組織の複雑性によるが6カ月程度を要し、応募事業者には審査料として40万ドル(4,800万円)が請求される。

404 5名のコミッショナーは州知事が1名を指名し、司法長官が犯罪調査、法執行の経験を有する者を1名、財務長官が企業財務の経験のある者を1名、ゲーミングに関連する法律・政策問題の経験者（1名）とゲーミング規制機関又はゲーミング産業の経営の経験者（1名）を知事、司法長官、財務長官の多数決により選定する。

405 財源は、主としてスロットマシンに毎年課される手数料(1台当たり600ドル(72,000円))やライセンス保有者、応募者に課す手数料である。

406 Request for Application-1 (RFA-1)

なお、第1次審査結果通知後も、その後の事業の状況や事業参画者の継続審査など、ライセンス交付まで継続的に審査されている。

ウ 審査の結果

第1次審査において、適格性が否定された事案は認められないが、必ずしも全ての事業者が通過できた訳ではない。例えば、リージョンAにおいて事業者選定を目指したスターリング・サフォーク・レースコース社⁴⁰⁷の構成メンバーであったシーザーズマサチューセッツ投資会社⁴⁰⁸は、マサチューセッツ州が外部委託して実施した背面調査報告書において適格性に関する4点の考慮事項が指摘され、その後サフォーク社の構成メンバーから脱退したという経緯がある⁴⁰⁹。

(3) 設置予定自治体との合意等

第1次審査を通過した事業者は第2次審査に進むこととなるが、そのためには、IR設置予定自治体との協定書締結⁴¹⁰、住民投票での過半数の支持といった条件をクリアすることが、拡大ゲーミング法で求められている。

一方で、協定書の締結等に関する手続については、拡大ゲーミング法では定められておらず、自治体の裁量に任せられている。

ここでは、慎重な手続を経て事業者との協定書締結、住民投票に至ったスプリングフィールド市（リージョンB）の例を中心に整理する。

ア スプリングフィールド市の手続の流れ

スプリングフィールド市は、表9-33の流れで、事業者との協定書締結まで進んだ。

なお、スプリングフィールド市のような公募手続で事業者を選定するのはまれであり、また、これらの手続は、ゲーミング委員会との密接な連絡・協議の下で進められている。

表 9-33 スプリングフィールド市の流れ

日付	内容
2011(平成23)年11月22日	拡大ゲーミング法の制定
2012(平成24)年9月21日～10月11日	フェーズ1審査の募集・締切 → 3事業者が応募
2012(平成24)年10月17日	(州の第1次審査要領の発表)
2012(平成24)年11月14日～ 2013(平成25)年1月3日	フェーズ2審査の募集・締切 → 2事業者が応募（1事業者は、参加料に納得できず辞退）
2013(平成25)年1月15日	(州の第1次審査募集締切)
2013(平成25)年2月1日	フェーズ2審査の結果、2事業者に協定書締結交渉権を認める。

407 Sterling Suffolk Racecourse, LLC

408 Caesars Massachusetts Investment Company LLC

409 ゲーミング委員会 HP

410 Host Community Agreement

日付	内容
2013(平成 25)年 3 月 11 日	交通・エンターテインメントをテーマとした 2 事業者による公開プレゼンテーションの開催
2013(平成 25)年 5 月 1 日	ブルータープ社 ⁴¹¹ （施設名：MGM スプリングフィールド）と協定書を締結
2013(平成 25)年 6 月 17 日	（州の第 2 次審査要領の発表）
2013(平成 25)年 7 月 16 日	住民投票で賛成多数（賛成 57.7%）
2013(平成 25)年 12 月 31 日	（州の第 2 次審査募集締切）

（出典：ゲーミング委員会の HP を基にあずさ監査法人作成）

イ フェーズ 1 審査

フェーズ 1 審査では、参加料として 5 万ドル（600 万円）を徴収している。この参加料は、市が雇用する法律面、地域面、財務面などのアドバイザー手数料として利用され、これらの専門家により、様々なレポートが作成されている。

また、フェーズ 1 では背面調査も実施されているが、実質的な調査はゲーミング委員会が実施するため、簡易な審査に留まっている。

フェーズ 1 では、3 社から応募があり、いずれもフェーズ 2 へ進むことが認められた。

この段階で、最終的にスプリングフィールド市と協定書を締結したブルータープ社からは、表 9-34 の提案がなされている。

表 9-34 ブルータープ社からの提案内容

項目	具体的な内容
プロジェクトにかかる費用	7 億 5,000 万ドル(900 億円)～8 億ドル(960 億円)
財務	株式市場などを通じた資金調達を行っており、財政状況は強固である。
設置場所	スプリングフィールドのコロンブス通り、ステート通り、ユニオン通り地区に約 40,500 m ² ～約 60,700 m ² の規模
設置規模	・264 の一般客室と 20 の VIP スウィートルーム ・3,600 m²のミーティングルーム ・スパや駐車場などの設備 ・スロットマシンやテーブルゲームの台数

（出典：MGM スプリングフィールドからの提案書を基にあずさ監査法人作成）

ウ フェーズ 2 審査

フェーズ 2 では参加料として 25 万ドル(3,000 万円)を徴収している。しかし、フェーズ 1 で 3 社がフェーズ 2 に進むことが認められたものの、そのうち 1 社が参加料に納得できずに応募を辞退している。

フェーズ 2 では、事業者はより詳細な情報を提供することが必要となる。提案に関する全ての情報を提供しなくてはならず、また、提案する

411 Blue Tarp reDevelopment LLC

区域を示す必要がある。各社が提示した IR の候補地域は各々異なっていた。

スプリングフィールド市は、事業者選定のためのアドバイザーとして、計 10 名を選定しており、財務、経済、地元への影響緩和、法務、デザイン、交通、消防など各分野の専門家から助言を得ている。また、交通に関しては、ブルータープ社から交通量負荷に関する追加レポートの提出を行わせ、交通量負荷に関する検討を実施している。

こうした審査の結果、市は、応募した 2 社のいずれも協定書を締結することができるかと判断した。

そこで、残りの 2 社をコンペにかけることとし、交通、エンターテインメントをテーマとして公開プレゼンテーションを実施させている。

その後も、最終的な事業者決定においては、税金だけではなく、外部アドバイザーが算定した直接コストや間接コストの負担額そのものが比較対象になっており、最終合意までに、双方に対して、より高い提案内容に合せるような働きかけ等を行った上で、ブルータープ社と協定を締結した。

エ 協定書の締結

ブルータープ社とは、表 9-35 の協定を締結している。

表 9-35 スプリングフィールド市とブルータープ社との協定内容

項目	具体的な内容
自治体又は委員会への支払	
直接的・間接的影響の軽減コスト	年間コストとして総額 2,619 万ドル(31 億 4,280 万円)の費用の支払が求められている。主な内訳は、次のとおり。 1) 固定資産税の代わりとして年間 1,760 万ドル(21 億 1,200 万円) 2) 住民コスト（消防、警察、学校等）250 万ドル(3 億円) 3) 地域開発ファンドへの拠出 250 万ドル(3 億円) 4) 周辺地域のコスト 50 万ドル(6,000 万円) 上記のほか、開発コストや地域のエンターテインメントイベントの開催費用を事業者は負担する。
保証金	総額 1,515 万ドル(18 億 1,800 万円)を市に支払う必要がある。主な内訳は、次のとおり。 1) 固定資産税見合い 1,000 万ドル(12 億円) 2) 住民コスト（消防、警察、学校等）250 万ドル(3 億円) 3) 周辺地域のコスト 50 万ドル(6,000 万円)
事業実施主体	
競業制限	事業者又は事業者の持分を 5%以上保有する者は、事前に市の同意を得ない限り、半径 50 マイル（約 80km）以内で同種のプロジェクトに参画できない。

項目	具体的な内容
地域経済への貢献	
雇用	・建設に係る雇用として最低 2,000 人以上の雇用を行うこと及びマイノリティ(15.3%)、女性(6.9%)、高齢者(8%)の雇用比率を達成することが求められている。 ・運営に係る雇用として最低 3,000 人以上(そのうち 2,200 人はフルタイム雇用) が求められており、雇用者の内、市民の比率を 35%以上、市・周辺自治体の外部の住民の比率を 10%未満とするよう目指すことが定められている。
地元業者との取引	・事業者は最低年間 5,000 万ドル(60 億円)以上、地元業者が入札可能な取引を実施しなければならない。 ・スロットマシンは可能な限り国内で製造されたものを使用しなければならない。
その他	
開業までの期間	ライセンス付与後 33 カ月以内
事業者が整備すべきノンゲーミング施設	・ホテル -4 つ星相当の設備を設置 -部屋数 250 室 -敷地面積 200,000 m² -フットスパ、フィットネス施設、プール (7,000 m²) ・コンベンション施設 -多目的イベントホールを設置 -敷地面積 45,000 m² ・その他 -総敷地面積は 850,000 m² - A クラスオフィスも併設 (85,000 m²)

(出典:スプリングフィールド市との協定書を基にあずさ監査法人作成)

なお、最終的にリージョン A において IR の設置が認められたエバレット市とウィンとの合意書は、表 9-36 のとおりである。

表 9-36 リージョン A における設置自治体との協定内容

項目	具体的な内容
自治体又は委員会への支払	
直接的・間接的影響の軽減コスト	直接的影響と間接的影響に区分はされていないが、次の費用の支払が求められている。 (1),2),5)は年率 2.5%で増加する) 1) 施設建設の影響に対する費用として年間 500 万ドル(6 億円) 2) 固定資産税の代わりとして年間 2,000 万ドル(24 億円) 3) 電気、ガス、上下水道を整備する費用 4) 事業用地まで又は周辺の道路整備の実施、公共交通機関の改善に係る費用 5) 市民ファンドへの拠出年間 25 万ドル(3,000 万円)
保証金	合計 3,000 万ドル(36 億円)を市の直接的コストの対価として支払う必要がある (500 万ドル(6 億円)、1,250 万ドル(15 億円)、1,250 万ドル(15 億円)の 3 分割で支払)
投資額	
投資額	最低でも 10 億ドル(1,200 億円)以上とされている。

項目	具体的な内容
地域経済への貢献	
雇用	事業者は施設の建設や事業の運営に係る雇用について、地元民を優先して雇用すること、住民のために2回説明会を開催すること等が求められている。また、建設期間中は雇用数及びそのうち地元民の数等を四半期ごとに報告する必要がある。
地元業者との取引	地元業者との取引を推進することが求められている。 また、年間50,000ドル(600万円)のバウチャーや商品券を購入する必要がある。

(出典: エバレット市との協定書を基にあずさ監査法人作成)

オ 住民投票の実施

拡大ゲーミング法では、事業者が第2次審査に進むためには、自治体における住民投票で過半数の賛成を得る必要があることから、スプリングフィールド市では、2013(平成25)年7月16日に住民投票が行われ、賛成が57.7%を獲得した。

なお、スプリングフィールド市以外を含む各都市の住民投票の結果は、表9-37のとおりであり、反対多数となった都市も半数あった。

表 9-37 住民投票の結果

事業者名		都市	投票日	結果
リージョンA	ウイン社	エバレット	2013(平成25年) 6月22日	賛成 86.46%
	モヒガン・サン・マサチューセッツ社	リビア	2014(平成26年) 2月25日	賛成 63.2%
	クロスロード・マサチューセッツ社	ミルフード	2013(平成25年) 11月19日	反対 64.64%
	スフォーク・ダウズ社	イーストボストンリビア	2013(平成25年) 11月5日	反対 56%
リージョンB	ブルータープ社	スプリングフィールド	2013(平成25年) 7月16日	賛成 57.7%
	ハード・ロック社	ウエスト・スプリングフィールド	2013(平成25年) 11月19日	反対 64.64%
	モヒガン・サン MA 社	パルマー	2013(平成25年) 11月5日	反対 50.9%

(出典:ゲーミング委員会のHPを基にあずさ監査法人作成)

(4) 事業者第2次審査

ゲーミング委員会による第1次審査を終了し、かつ、IR設置予定自治体との協定書締結等を経た事業者は、第2次審査に進むことができる。

第2次審査では、表9-38の5つの評価項目で評価が行われる。

ゲーミング委員会の5人のコミッショナーそれぞれが、5つの評価項目のうちの1つを担当とされた。5項目の配点について英国のような重みづけは行っていないが、ユニークな項目等があった場合は加点を行っている。

表 9-38 第 2 次審査における 5 つの評価項目

項目	具体的な内容
プロジェクトの全体像	-
財務	・財務・資本構造 ・州の収益の最大化 ・土地取得・インフラ投資を除く資本投資の最大化 ・安全かつ確固たるゲーミング市場形成のための提案
産業振興	・全般事項 ・雇用創出 ・外部ビジネスと仕事増加へのサポート ・地域ツーリズム
施設デザイン	・デザインや全体構想の素晴らしさについての表現 ・地元施設と連携して質の高い設備を備えた上質のゲーミング施設 ・周辺との親和性 ・施設の建設及び運営に当たり持続性のある開発指針を利用すること ・安全管理 ・許可
社会的影響の軽減	・設置自治体協定書 ・周辺自治体協定書 ・影響をうけるエンターテインメント施設との協定書 ・ロッタリーの保護と拡大 ・問題ギャンブルに対する測定手段 ・交通問題

(出典:ゲーミング委員会の HP を基にあずさ監査法人作成)

この第 2 次審査においては、最終的に IR の設置が認められたリージョン A のウィン社及びリージョン B のブルータープ社からは、表 9-39 の提案がなされた。

また、それらに対する評価は、表 9-40 のとおりであり、それぞれが最終的な事業者として決定した。

表 9-39 ウィン社からの提案内容

項目	具体的な内容	
	リージョン A (ウィンの提案)	リージョン B (ブルータープの提案)
プロジェクトの全体像	提案はアジアからの旅行客の動員を見込んだ、高級リゾートホテルの建設を予定しており、特に VIP の取り込みを目論んでいる。	カジノ施設の開発だけでなく、映画館、ボウリング場、スケートリンクの開発も含めて行われ、不景気に苦しむ街全体の活性化を目論んでいる。
財務	自らの事業計画を遂行するための、十分な財務能力を提示しており、競争の厳しい他地域でのカジノ経営の実績も保持している。	現在及び将来のマサチューセッツの厳しい市場の状況を理解しており、それらを踏まえた上での計画を提出している。

項目	具体的な内容	
	リージョンA（ウインの提案）	リージョンB（ブルータープの提案）
産業振興	3,287 人の雇用と地元のベンダーの使用について言及している。	直接雇用 2,600 人を含む、計 4,640 人の雇用を創出すること及び地元のベンダーの使用について言及している。グループ全体の離職率の低さやマイノリティの採用実績について触れている。
施設デザイン	以前、化学薬品の工場として使用されていた川沿いの土地を約 10 億ドル(約 1,200 億円)かけて浄化し、その土地を利用して、豪華さを売りにした建物を建設する。	スプリングフィールドの伝統と文化を施設の重要なテーマとして残すことを強調している。
社会的影響の軽減	交通渋滞の緩和のために交通インフラの整備を行う。また、規則に沿って責任あるギャンブリング対策を行う。	交通渋滞の緩和のためのシャトルバスの発車などの対策を行う。また、規則に沿って責任あるギャンブリング対策を行う。

(出典:ウイン⁴¹²及びブルータープ⁴¹³へのライセンス譲渡合意書を基にあずさ監査法人作成)

表 9-40 事業者の選定理由

リージョンA（ウインの選定理由）	リージョンB（ブルータープの選定理由）
・提案した豪華リゾートは地域外からの多くの観光客を見込める。 ・提案内容から、重要な局面において市場の状況に応じた柔軟な対応が可能であることがうかがえる。 ・提案により多くの雇用の創出が見込まれる。	・自治体に対するサポート体制が十分である。 ・適切にインフラコストや交通渋滞などが引き起こす問題を認識しており、対応策も検討している。 ・他の地域において適切な責任あるギャンブリング対策を行った実績がある。 ・ゲーミング機器を通じて宝くじの購入を可能にするなど、宝くじとも協力する姿勢を見せている。

(出典: ライセンス譲渡決定文書⁴¹⁴を基にあずさ監査法人作成)

(5) 周辺自治体等との合意

ア 周辺自治体との合意

拡大ゲーミング法では、ライセンス交付の条件として、周辺自治体と一定の合意を図ることを求めている。周辺自治体は、設置自治体に隣接する自治体に限らず、設置自治体に近いため IR 施設の開発運営によって何らかの影響を受け、又は受ける可能性があるとしてゲーミング委員会が決定した市町村を指す。

周辺自治体との合意がうまく図られない場合には、ゲーミング委員会が解決に関与している。ゲーミング委員会は仲裁者を選定して合意形成をサポートしており、3つの周辺地域が仲裁制度を実際に活用している。

リージョンBの例では、周辺8自治体(アガワム、チコピー、イーストロングメドー、ホリオーク、ロングメドー、ラドロー、ウエスト・ス

412 Agreement to Award the Category1 License in Region A to Wynn MA, LLC

413 Decision Awarding a License to operate a Category1 Gaming Establishment in RegionB

414 Decision Awarding a License to operate a Category1

プリングフィールド、ウィルブラハム)と2013(平成25)年12月～2014(平成26)年5月にかけて周辺自治体合意書⁴¹⁵を締結している。例えば、チコピー市との合意事項は、次のようなものである。

- ブルータープ社は、前金として12万5,000ドル(1,500万円)を支払う。(名目:IRプロジェクト評価に係るコンサルタント手数料、法務手数料の補填等)
- ブルータープ社は、10万ドル(1,200万円)を毎年支払う。(名目:社会的影響を軽減する)
- ブルータープ社は影響調査研究コストとして開業から13年間で合計75万ドル(9,000万円)を支払う。(名目:社会的影響調査に関連するコストの補填等)
- ブルータープ社は正味の社会的影響を軽減するためのファンドの残高が十分でない場合には補填することに同意する(なお、開業1年目又は5年目に実施される社会的影響調査研究結果で正味の影響がプラスの場合には、次の調査まで(1年目調査の場合、5年目まで)、ブルータープ社は追加的支払義務を負わない)。

イ 影響を受けるエンターテインメント団体との合意

拡大ゲーミング法では、ライセンス交付の条件として、IRの設置によって影響を受けるエンターテインメント団体(施設)との合意を求めている。IR内に新たなエンターテインメント施設が設置されることにより、近隣の関連施設は少なからず競合の影響を受けることになる。つまり、カジノ内のエンターテインメント施設がカジノ収益を活用して安い単価で団体を誘致するなどした場合には、既存の施設が影響を受ける可能性があり、これらの影響を緩和することを目的とするものである。

例えば、リージョンAでは、ウィンはマサチューセッツ舞台芸術連合⁴¹⁶と、①現在は一定規模を超える演劇会場を設置・運営する計画がないことの確認、②両者が協力してマーケティングや広告宣伝等の取組を行うこと等を内容として、2014(平成26)年1月20日に協定を締結している。

(6) ライセンスの交付

2次審査における決定、地元自治体等との合意を受けて、2014(平成26)年11月にライセンスが付与され、2018(平成30)年以降に開業予定である。

この際、ゲーミング委員会と事業者の間で取り交わされた契約の主な内

415 Surrounding Community Agreements

416 Massachusetts Performing Arts Coalition

容は、表 9-41 及び 9-42 のとおりである。

なお、ライセンスの有効期間は、15 年間とされており、その間は、3 つのライセンス以外は追加しないこととなっている。

表 9-41 リージョン A におけるゲーミング委員会との契約内容

項目	具体的な内容
自治体又は委員会への支払	
直接的・間接的影響の軽減コスト	・直接的影響と間接的影響に区分はされていないが、交通量の増加により引き起こされる問題等への対応のための費用として以下の事項が求められている。 -一時金として 100 万ドル(1 億 2,000 万円)の支払 -年間 160 万ドル(1 億 9,200 万円)の支払 -上記のほか、交通量の増加に対応するために費用の支払(10 年間で最大 2,000 万ドル(24 億円)まで) ・スロット評価手数料⁴¹⁷として 155 万ドル(1 億 8,600 万円)、ゲーミング委員会の年間評価手数料として 478 万ドル(5 億 7,360 万円)の合計 633 万ドル(7 億 5,960 万円)をゲーミング委員会に支払う必要がある。
保証金	提案書に記載した投資額の 10%を保証金としてゲーミング委員会に入金する必要がある。
モニタリング	
モニタリングの実施方法	・ライセンス期間中は毎年監査済み財務諸表をゲーミング委員会に提出する必要がある。 ・10 万ドル(1,200 万円)以上の訴訟については状況をゲーミング委員会に報告する必要がある。 ・開業の 90 日前に銀行秘密法に沿ったマネーロンダリング対策をゲーミング委員会に報告する必要がある。 ・許認可の必須条件を満たすための必要な手順について毎月進捗をゲーミング委員会に報告する必要がある。 ・建設に従事する労働者の状況をゲーミング委員会に報告することが求められている。 ・5,000 万ドル(60 億円)以上の新規借入を行う場合はゲーミング委員会に直ちに通知する必要がある。
ゲーミング委員会から州政府等への報告	・ゲーミング委員会は年に 1 回、政府、法務長官、財務長官、議会に活動報告を提出する必要がある。
投資	
投資額	ゲーミング収益の 3.5%以上を設備投資に回す必要がある(複数年の計画の中で一時的に下回することは可)。

⁴¹⁷ ゲーミング委員会によるスロットマシンの検査にかかる手数料

項目	具体的な内容
事業実施主体	
資本構成及び資金調達	ゲーミング委員会の定める負債資本比率を遵守する必要がある。
競争制限	事業者は異なるライセンス及びゲーミング施設について部分的にでも所有又は持分を保有することはできない。
地域経済への貢献	
雇用	・年に1回、ゲーミング委員会に詳細な雇用の状況(数、職位、給与等)を報告する必要がある。 ・ゲーミング委員会によりライセンスを付与され、登録された従業員のみを雇用する必要がある。 ・マイノリティ、女性、高齢者の活用及び活用状況の年1回の報告が求められている。 ・建設期間中は雇用数及びそのうち地元民の数等を四半期ごとに報告する必要がある。 ・マサチューセッツ労働局等と協同してマサチューセッツ州の雇用を改善する計画を作成する必要がある。
地元業者との取引	・スロットマシンは可能な限り国内で製造されたものを使用しなければならない。 ・ゲーミング委員会によりライセンスを付与され、登録された取引業者とのみ取引する必要がある。 ・取引業者の株式を5%以上保有する者について、委員会に報告する必要がある。 ・地元業者との取引を推進することが求められている(具体的には事業者は最低年間1,500万ドル(18億円)、地元ボストンの業者と取引することが求められる)。
責任あるギャンbling対策	・施設内に責任あるギャンbling対策のスペースを確保する必要がある。 ・キャッシュレスで賭けられるシステムについては賭け金に一定の上限を設ける必要がある。 ・事業者は排除プログラムの適用を受けている顧客のリスト作成等が求められている。 ・事業者は問題ギャンblingを防止するためのプログラム(自己排除等)を組み込むことが求められている。
その他	
合意書の有効期間	ライセンスの当初有効期間は15年間
土地の所有	ライセンス交付から60日以内に事業用土地を所有又は購入しなければならない。

(出典：ウィンへのライセンス譲渡合意書を基にあずさ監査法人作成)

表 9-42 リージョン B におけるゲーミング委員会との契約内容

項目	具体的な内容
自治体又は委員会への支払	
直接的・間接的影響の軽減コスト	・直接的影響と間接的影響に区分はされていないが、駐車上の問題や交通量の増加により生じる騒音等の問題を交通局と連携して対応する必要がある。 ・スロット評価手数料として180万ドル(2億1,600万円)、ゲーミング委員会の年間評価手数料として317万ドル(3億8,040万円)の合計497万ドル(5億9,640万円)をゲーミング委員会に支払う必要がある。

項目	具体的な内容
保証金	・投資額の 10%(約 5,200 万ドル(約 62 億 4,000 万円))を保証金としてゲーミング委員会に支払う必要がある。
モニタリング	
モニタリングの実施方法	1) 10 万ドル(1,200 万円)以上の訴訟については状況をゲーミング委員会に報告する必要がある。 2) 事業の実施主体や経営者が変更となる場合は、ゲーミング委員会に速やかに報告する必要がある。 3) 新たな投資家等から資金調達を行う場合は速やかにゲーミング委員会に報告する必要がある。 4) 5,000 万ドル(60 億円)以上の新規借入を行う場合はゲーミング委員会に速やかに通知する必要がある。 5) 監査済みの連結財務諸表をゲーミング委員会に提出する必要がある。 6) コーポレートガバナンスの構成が変更になった場合は速やかにゲーミング委員会に報告する必要がある。
事業実施主体	
雇用	マサチューセッツ労働局等と協同してマサチューセッツ州の雇用を改善する計画を作成する必要がある。
その他	
合意書の有効期間	15 年間
合意の遵守義務	設置自治体や周辺自治体等との合意を遵守する必要がある旨定められている。
土地の所有	-

(出典:MGM へのライセンス譲渡合意書を基にあずさ監査法人作成)

9.6 ニューハンプシャー州(米国)

9.6.1 ニューハンプシャー州(米国)が導入を検討した背景

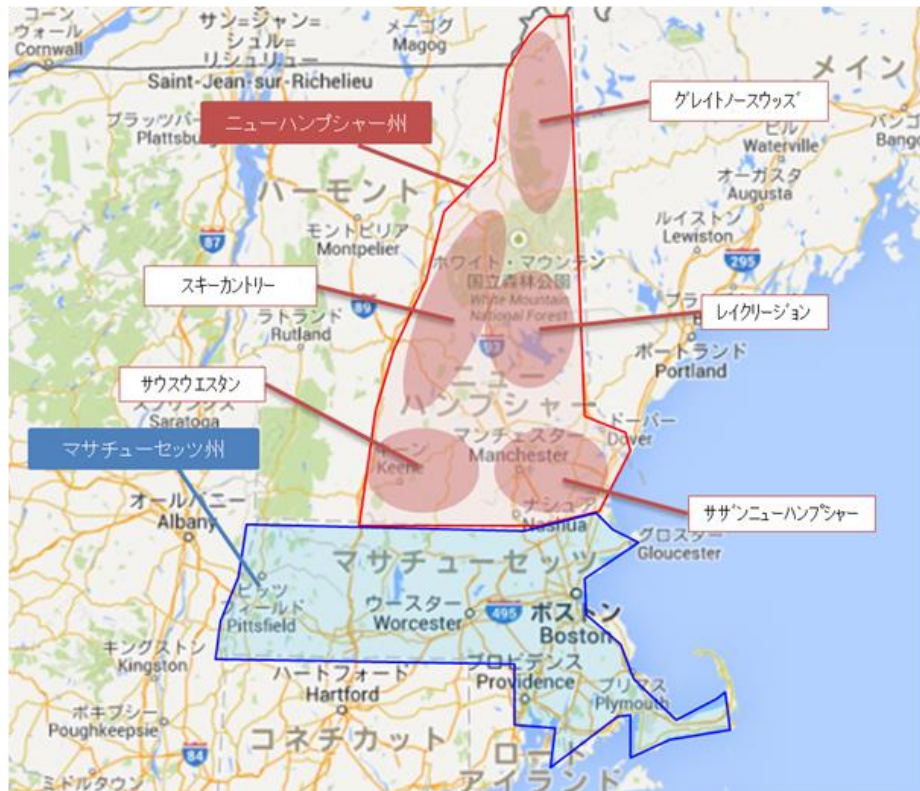
ニューハンプシャー州では、隣接するマサチューセッツ州が IR 導入を検討するなど、ニューハンプシャー州のホテル、飲食産業に関わる税金が奪われるおそれがあることや、増税以外の方法で教育や高速道路の整備を行うことが可能となることを理由として、IR の合法化の機運が高まったことから、2010(平成 22)年に、州知事によって指名された委員で構成されるニューハンプシャーゲーミング研究委員会⁴¹⁸(以下この章において単に「委員会」という。)を設置し、新たな IR の設置がニューハンプシャー州に与える影響等を試算し、詳細な委員会報告書⁴¹⁹として公表した。

なお、こうした動きはあったものの、ニューハンプシャー州議会において 2013(平成 25)年及び 2015(平成 27)年のいずれも IR 合法化のための法案は否決されている。

⁴¹⁸ NEW HAMPSHIRE GAMING STUDY COMMISSION

⁴¹⁹ Final Report of Findings

図 9-10 ニューハンプシャー州の位置関係等⁴²⁰



(出典：ニューハンプシャー州の HP を基にあずさ監査法人作成)

9.6.2 ニューハンプシャー州における IR 設置の影響等に関する検討内容

(1) IR の設置想定地域及び想定規模

ア 設置想定地域

ニューハンプシャー州では、サザンニューハンプシャー、サウスイースタン、レイクリージョン、スキーカントリー及びグレートノースウッズという 5 つの地域⁴²¹に IR を設置した場合について検討している。

イ 想定規模

各地域に、表 9-43 にある異なる 3 つの規模のいずれかの IR を設置した場合に、税収やギャンブル依存症対策費用等がどのようになるか推計を行っている。

なお、テーブルゲームの想定台数は明らかになっていないが、テーブルゲームの有無が IR の集客力に影響することを考慮している。

420 ニューハンプシャー州における各地域の位置を示す赤色は、委員会の報告書において明示されているものではなく、大まかな位置関係を示すために便宜的に記載したものである。

421 南部地区は隣接するマサチューセッツ州に近く周辺の人口が多い地区、北部は周辺の人口が少ない地区とされている。

表 9-43 IR の想定規模

	ケース 1	ケース 2	ケース 3
投資金額	5 億ドル (600 億円)	5 億ドル (600 億円)	1 億ドル (120 億円)
テーブルゲームの有無	有	無	有と無の両方
ゲーミング機器台数	5,000 台	5,000 台	2,000 台

(ゲーミング研究委員会、『委員会報告書』を基にあずさ監査法人作成)

(2) 推計方法及び結果

ア 経済的影響の推計

① 経済的影響の評価のための IR 市場規模の推計

IR の設置に伴う税収、宝くじ、飲食宿泊業等への影響といった経済的影響の推計を行うためには、ニューハンプシャー州に設置する IR の市場規模を推計する必要がある。

ニューハンプシャー州では、市場規模の推計に当たって、表 9-44 の考え方を採用している。

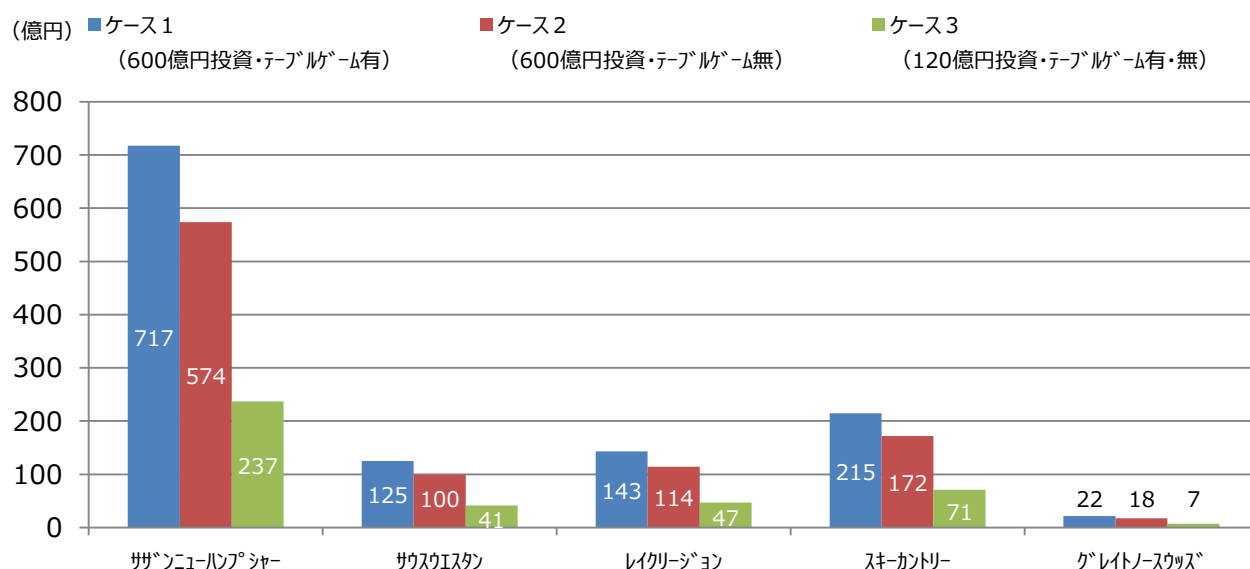
表 9-44 IR の市場規模の推計に関する基本的な考え方

項目	考え方
IR 利用率	・ IR 設置予定地域への自動車での移動時間に応じて、IR 利用率が変化する。 ・ 移動時間に応じた利用率は、次のとおり。(遠くなるほど利用率が低下) -移動時間が 30 分以内の地域→その地域の人口の 48%が参加 -移動時間が 30～60 分の地域→その地域の人口の 30%が参加 -移動時間が 60～90 分の地域→その地域の人口の 20%が参加
観光客の消費額の考慮	ニューハンプシャー州における観光産業の盛んな地域（州北部のスキーレジャー産業）と、そうでない地域では、観光客の消費額が異なることから、市場規模を推計する際には、地域によって異なる観光客の消費額の大きさの違いを考慮する。

(ゲーミング研究委員会、『委員会報告書』を基にあずさ監査法人作成)

これらの考え方にに基づき、ニューハンプシャー州が行ったカジノ売上高の推計は、図 9-11 のとおりである。

図 9-11 IR 設置予定地域におけるカジノ売上高の推計



(ゲーミング研究委員会、『委員会報告書』を基にあずさ監査法人作成)

② 具体的な推計

①で述べた前提を考慮した上で、経済的影響について、表 9-45 のように推計している。

表 9-45 経済的影響の具体的な推計方法

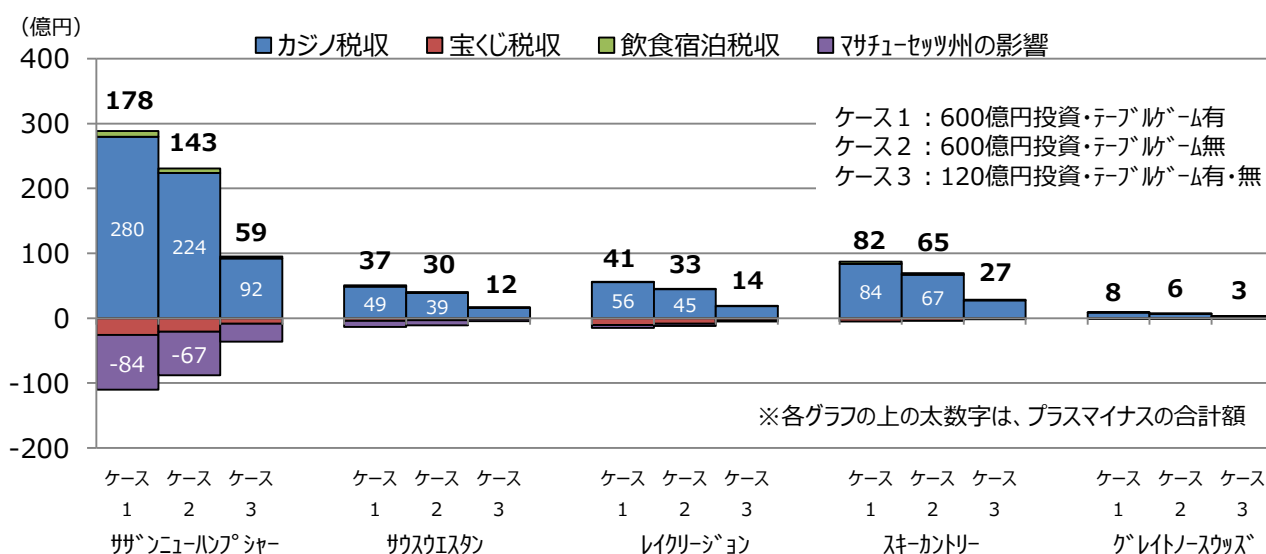
項目	推計方法
カジノ税収	カジノ売上高の 39%（既存の宝くじ税と同率）と仮定している。
既存の宝くじ税収	インディアンカジノ等に関する研究を踏まえ、スロットの売上が 1 ドル（120 円）増えるごとに、既存の宝くじの売上が 56 セント（約 67 円）減少すると仮定している。
飲食宿泊税	・ IR の設置によって、A「ニューハンプシャー州住民が新たにギャンブルに支出することで、これまで支出していた飲食宿泊費用が減少すること」及び B「州外の旅行者が IR で飲食宿泊費用を新たに支出すること」を考慮している。 ・ A については、旅行者の支出の 40%が飲食宿泊費用であるという調査を踏まえ、IR の設置によってニューハンプシャー州住民がギャンブルで支出する額の 40%が、IR がなければ飲食宿泊費として支出された額に相当するとして、その額に飲食宿泊税率 9 % をかけて推計している。 ・ B については、ネバダ州の統計を踏まえ、州外住民が支出する額の 25%が飲食宿泊費用として、その額に飲食宿泊税率 9 % をかけて推計している。
固定資産税	・ カジノの設置によって、固定資産価格が上昇するという研究結果はあるものの、その影響の大きさは十分には理解されていないとしている。

項目	推計方法
IR 施設の規模・内容による集客力	・ IR 施設の規模・内容（テーブルゲームの有無、ホテル室数、会議室等）によって、集客力⁴²²が異なる。 ・ マサチューセッツ州にIRができた場合、ニューハンプシャー州のIRとの集客力の相違によって、ニューハンプシャー州のIRの市場規模が影響を受ける。 ・ ニューハンプシャー州のIR市場は、マサチューセッツ州のIR設置予定地域との距離に応じて、次のとおり減少する。 -サザンニューハンプシャー → 31%の減少 -サウスウエスタン → 20%の減少 -レイクリージョン → 10%の減少 -スキーカントリー及びグレートノースウッズ → 影響なし

（ゲーミング研究委員会、『委員会報告書』を基にあずさ監査法人作成）

これらの推計方法に基づき、ニューハンプシャー州が行った経済的影響の推計結果は、図 9-12 のとおりである。

図 9-12 各地域における経済的影響の推計



（ゲーミング研究委員会、『委員会報告書』を基にあずさ監査法人作成）

422 報告書では、規模の大きい施設ほど集客力が大きいということを重力になぞらえて、Gravity Factor と呼んでいる。

イ 雇用創出の推計

IR の設置に伴う雇用創出効果については、表 9-46 の方法で推計している。

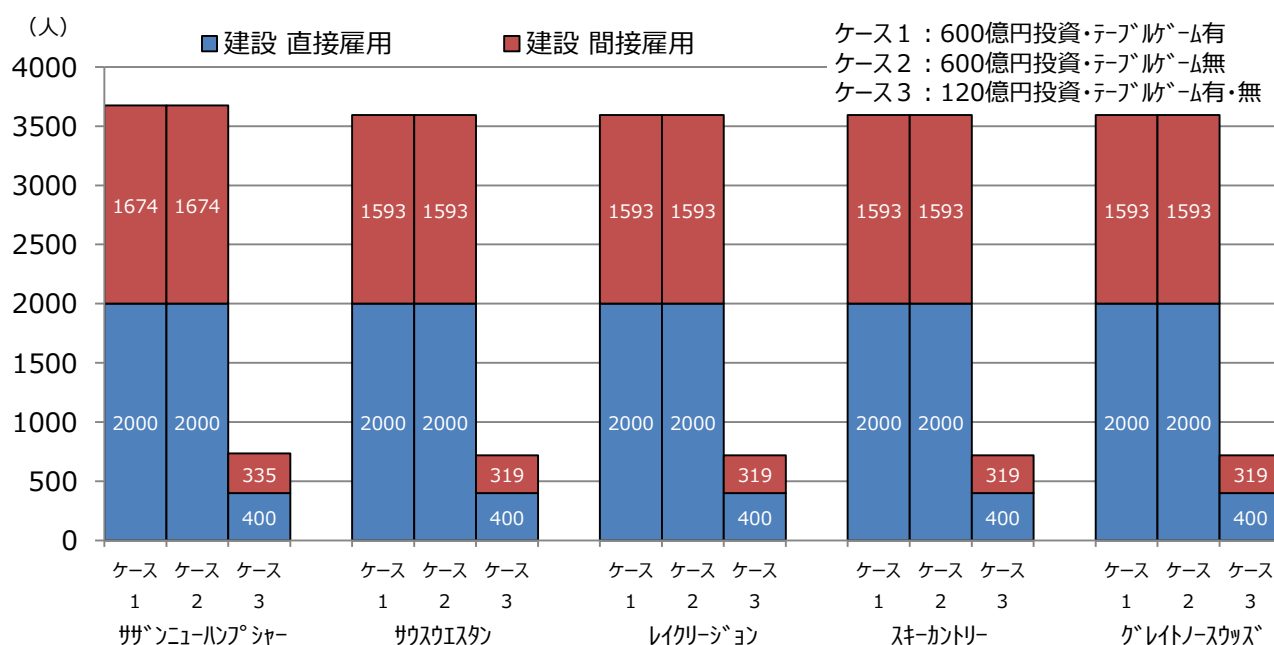
表 9-46 IR の設置に伴う雇用創出効果の推計方法

推計項目	推計方法
新規雇用者数	・アメリカ商務省経済分析局⁴²³が開発した RIMS II⁴²⁴と呼ばれる手法を用いて、IR の建設に伴う直接雇用及び間接雇用と、IR の運営に伴う直接雇用及び間接雇用を推計している。 ・建設に伴う雇用は短期的な効果であり、運営に伴う雇用は長期的な効果としている。
既存産業における雇用者数の減少	・IR の運営に伴い既存のエンターテインメント産業を利用する者が減少することに伴い、既存産業での雇用が減少することを考慮している。 ・州住民による既存のエンターテインメント産業の利用が多い地域（州北部）ほど、IR の設置によって既存の雇用が減少するとしている。

（ゲーミング研究委員会、『委員会報告書』を基にあずさ監査法人作成）

IR に伴う短期的（IR 建設）及び長期的（IR 運営）な雇用における影響の具体的な推計結果は、図 9-13 及び 9-14 のとおりである。

図 9-13 各地域における IR の建設に伴う短期的な雇用創出の推計

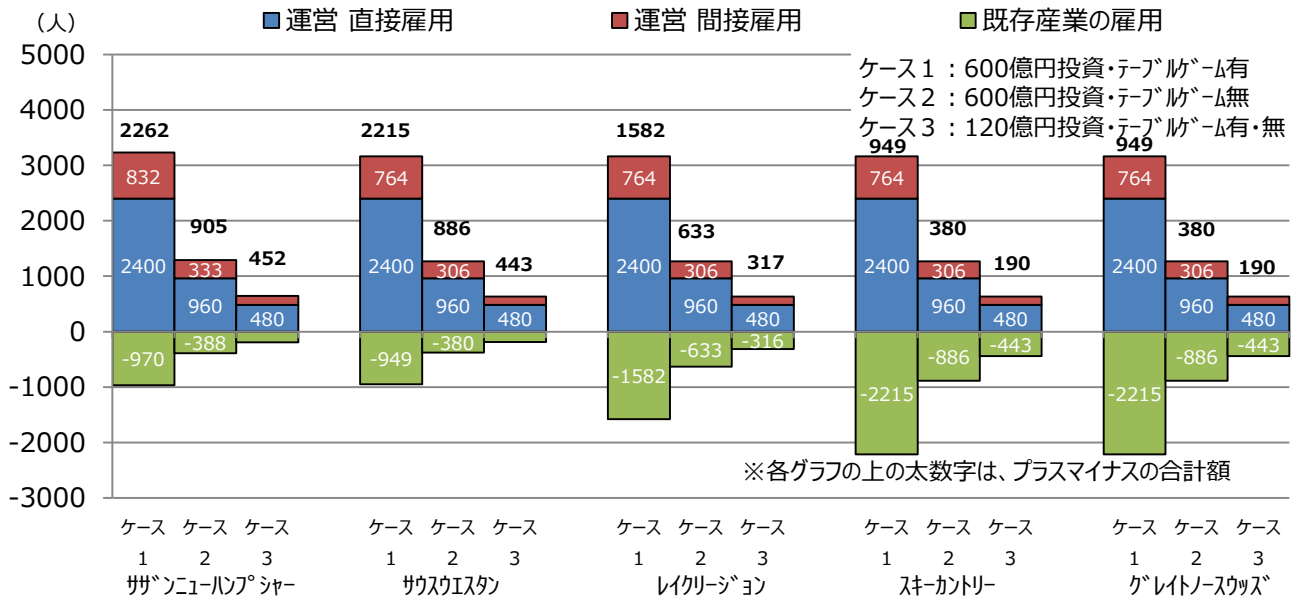


（ゲーミング研究委員会、『委員会報告書』を基にあずさ監査法人作成）

423 Department of Commerce Bureau of Economic Analysis

424 Regional Industrial Multiplier System II

図 9-14 各地域における IR の運営に伴う長期的な雇用創出の推計



(ゲーミング研究委員会、『委員会報告書』を基にあずさ監査法人作成)

ウ 社会的コストの推計

ニューハンプシャー州では、IR の設置に伴い、ギャンブル依存症者が新たに生じ得ると考えられることから、これに伴い州政府、家族等が負担する様々なコストについて推計している。

① ギャンブル依存症者数の推計

社会的コストを推計するには、前提として、IR の設置に伴い、新たに生じ得るギャンブル依存症者数を推計する必要がある。

ニューハンプシャー州では、アメリカ及びカナダにおけるギャンブル依存症に関する研究等を踏まえ、IR 設置予定地域までの自動車での移動時間に応じて、問題賭博⁴²⁵と病的賭博⁴²⁶の推定有病率を表 9-47 のとおりとしている。

なお、報告書では、統計上の誤差を踏まえ、推定割合の最大値と最小値が示されている。

表 9-47 問題賭博と病的賭博の推定有病率

移動時間	問題賭博		病的賭博	
	低	高	低	高
60 分以内	4.7%	9.1%	2.5%	5.4%
60～90 分	3.1%	6.1%	1.7%	3.6%
既存の依存症者	2.3%	4.6%	1.2%	2.7%

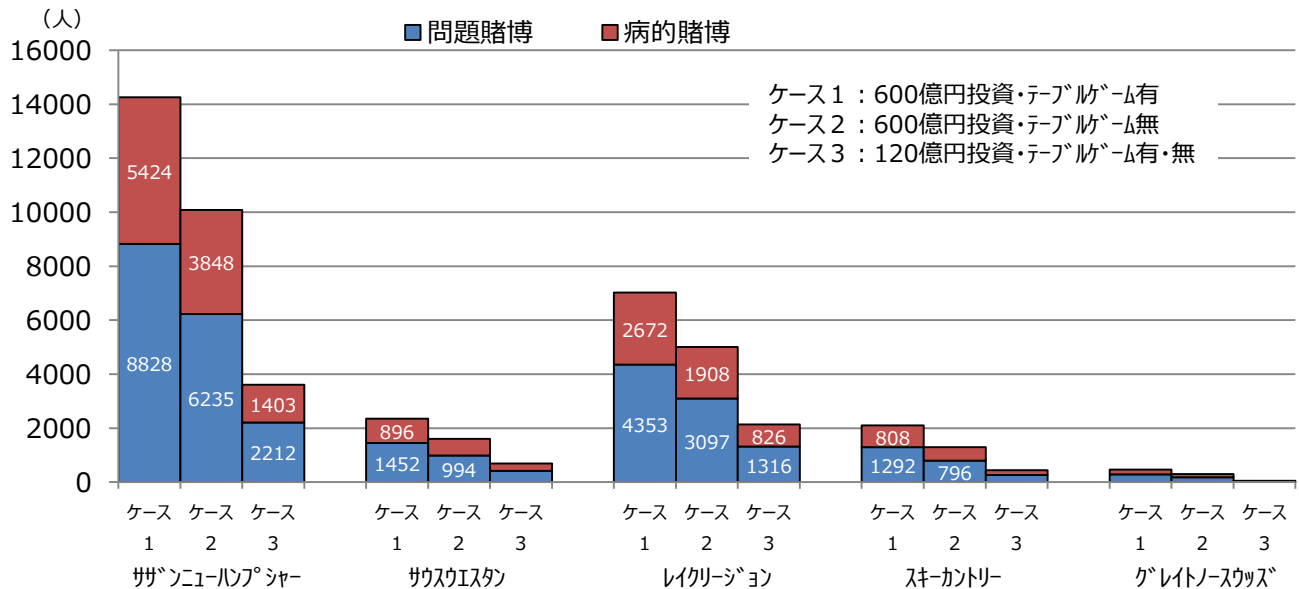
(ゲーミング研究委員会、『委員会報告書』を基にあずさ監査法人作成)

425 Problem Gambling. ギャンブル依存症者のうち、軽度の者をいう。

426 Pathological Gambling. ギャンブル依存症者のうち、重度の者をいう。

この推定有病率と、新たな IR の市場規模を踏まえて、IR の設置に伴い新たに発生するギャンブル依存症者数を推計した結果は、図 9-15 のとおりである。

図 9-15 推定ギャンブル依存症数（推定有病率が「高」）



(ゲーミング研究委員会、『委員会報告書』を基にあずさ監査法人作成)

② ギャンブル依存症者等によって生じる様々なコストの推計

ニューハンプシャー州では、シカゴ大学の全国世論調査センター⁴²⁷が行った実地調査結果等を踏まえて、ギャンブル依存症者一人当たり
 に要する様々な関係者のコストを表 9-48 のとおりとして、様々な関係者が負担する社会的コストを推計している。ただし、どのような項目を社会的コストとして取り上げるかについては、文献上、共通した見解を見い出すことができなかった旨が委員会の報告書において注記されている⁴²⁸。

427 National Opinion Research Center

428 具体的には、経済的富 (economic wealth) の減少のみを社会的コストとするべきであり、例えば、「家族等から奪ってギャンブルに使ってしまったお金」のように、富の減少ではなく、富の移転であるものは社会的コストに含まれないという議論があることが紹介されている。

表 9-48 ギャンブル依存症者によって生じる社会的コスト

コストの種類	負担者	コストの額		備考
		問題賭博一人当たり	病的賭博一人当たり	
失業保険	州政府	81 ドル (9,720 円)	106 ドル (12,720 円)	依存症によって失業した者に対するコスト
生活保護	州政府	112 ドル (13,440 円)	75 ドル (9,000 円)	依存症によって生活保護を受けることになった者に対するコスト
犯罪捜査	州政府	299 ドル (35,880 円)	389 ドル (46,680 円)	依存症者が犯した犯罪捜査に対するコスト
矯正	州政府	208 ドル (24,960 円)	529 ドル (63,480 円)	犯罪を犯した依存症者の矯正に要するコスト
生産性の低下	雇用者	249 ドル (29,880 円)	398 ドル (47,760 円)	職を失った依存症者に代わって採用した者の育成等に要するコスト
離婚	家族	607 ドル (72,840 円)	1,338 ドル (160,560 円)	依存症を原因として離婚した際の訴訟費用に関するコスト
身体的な病気	家族、 保険会社等	-	871 ドル (104,520 円)	依存症を原因として生じた身体的な病気の治療に関するコスト（州負担分以外）
精神的な病気	家族、 保険会社等	448 ドル (53,760 円)	411 ドル (49,320 円)	依存症を原因として生じた精神的な病気の治療に関するコスト（州負担分以外）
破産	与信会社	482 ドル (57,840 円)	1,027 ドル (123,240 円)	破産した依存症者の負債

（ゲーミング研究委員会、『委員会報告書』を基にあずさ監査法人作成）

また、これら以外に、州政府の実績値等を利用して、州政府には、表 9-49 のコストが生じるとしている。

表 9-49 上記以外の州政府が負担するギャンブル依存症者によって生じる社会的コスト

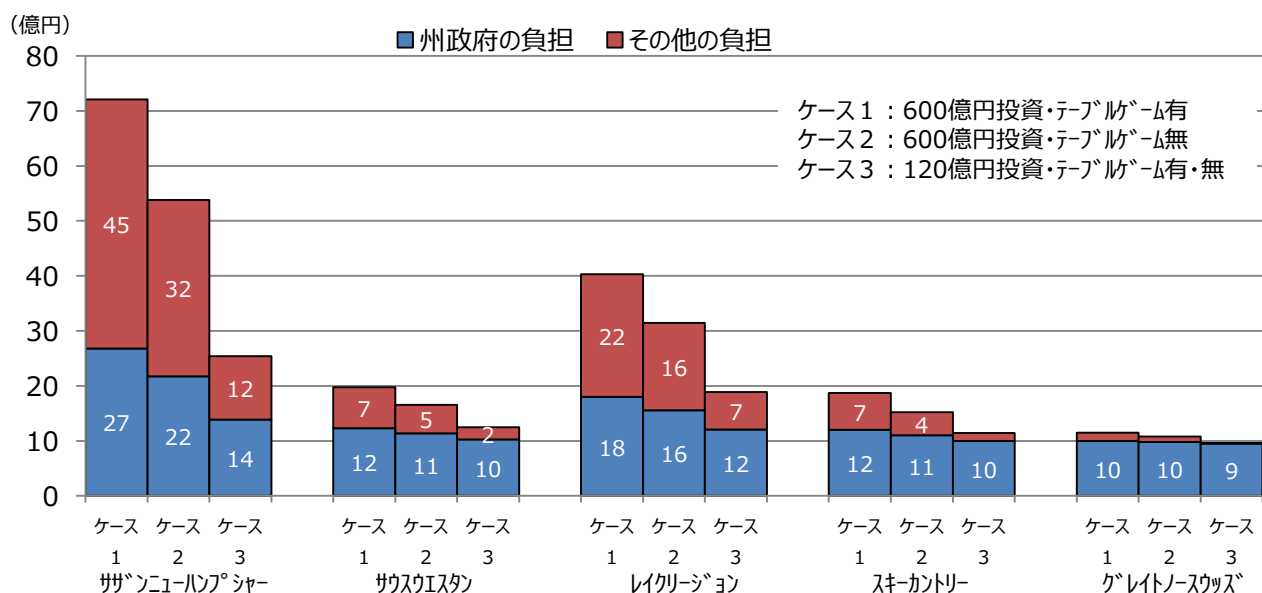
コストの種類	負担者	コストの額	備考
地域での依存症予防活動	州政府	25 万ドル (3,000 万円)	・実績値を基に推計 ・IR の規模や設置地域によらず一定
依存症予防の広報啓発		66 万 5,000 ドル (7,980 万円)	
依存症治療の研修		20,648 ドル (約 250 万円)	
各依存症対策プログラムの評価		65,000 ドル (780 万円)	
依存症対策のための行政管理		382,393 ドル (約 4,590 万円)	

コストの種類	負担者	コストの額	備考
依存症の治療	州政府	約 867 ドル (約 10 万円)	・ 6,136 人の治療に 5,322,436 ドル (約 6 億 4,000 万円) を要した実績を基に、一人当たりの治療費を算定 ・ IR によって増加する治療費を推計する際には、「治療に訪れるのは病的賭博の半数」と仮定⁴²⁹
規制		6,477,558 ドル (約 7 億 7,730 万円)	・ 警察等の見積りを基に推計 ・ IR の規模や設置地域によらず一定

(ゲーミング研究委員会、『委員会報告書』を基にあずさ監査法人作成)

これらの推計を踏まえて、IR 設置に伴う社会的コストを推計した結果は、図 9-16 のとおりである。

図 9-16 社会的コスト（推定有病率「高」）の推計



(ゲーミング研究委員会、『委員会報告書』を基にあずさ監査法人作成)

エ 経済的影響と社会的コストの比較

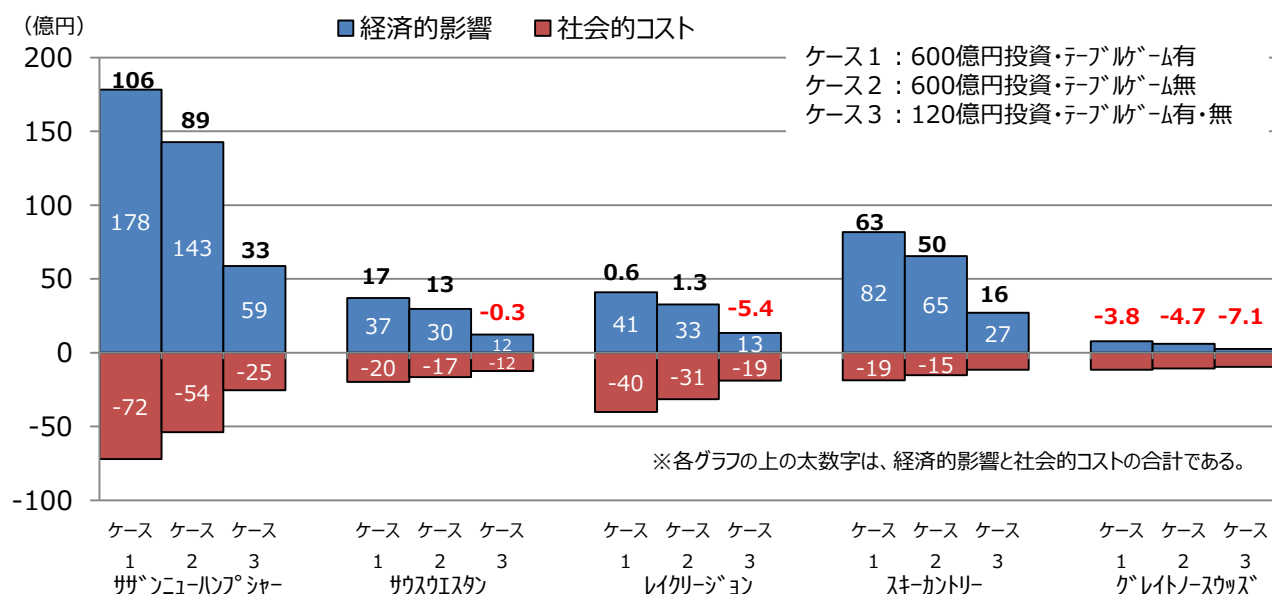
アの図 9-12 で見たとおり、ニューハンプシャー州の全ての地域において、経済的影響はプラスとなる一方で、ウの図 9-16 で見たとおり、いずれの地域でも社会的コストが生じているが、それらを総合した IR の影響は、図 9-17 のとおりである。

周辺人口が少なく、IR の利用者があまり見込めない地域（グレイトノースウッズ）や、IR の投資規模が小さい場合では、IR から得られる経済的効果に比べて、カジノ規制等の固定経費が相対的に大きくなるため、

429 ギャンブル依存症の治療が必要になるのは、病的賭博の者であり、かつ、その全員が治療を受けに来るわけではなく、治療を受けるのは半数にとどまるというニューハンプシャー州の健康人材サービス省 (Department of Health and Human Services) の考えを踏まえている。

トータルとしてマイナスになっているが、それ以外の場合には、トータルとしてはプラスの効果大きい。

図 9-17 各地域における経済的影響と社会的コストの推計値の比較



（ゲーミング研究委員会、『委員会報告書』を基にあずさ監査法人作成）

オ 隣接するマサチューセッツ州のみで IR ができた場合の影響

ニューハンプシャー州では、自らの州に IR を設置した場合だけでなく、隣接するマサチューセッツ州のみに IR（600 億円投資）が設置された場合に、自らの州にどのような影響があるかについても、上述の方法で分析している。

この場合、ニューハンプシャー州住民からの宝くじ税収及び飲食宿泊税収が約 2,400 万ドル（約 29 億円）減少するとともに、マサチューセッツ州のカジノを利用することによる社会的コストが約 4,470 万ドル（約 54 億円）増加することから、州全体として約 6,870 万ドル（約 82 億円）のマイナスの影響を受けるとしている。

9.7 IR 導入手続上の留意点

ここでは、各国・地域における導入手続を踏まえ、日本における IR 導入手続において留意すべき主な事項について、取りまとめた。

9.7.1 区域認定、事業者選定等の前後関係

(1) 想定される手順

現在、日本では、IR 推進法案において、地方公共団体の申請に基づき、国が IR の設置区域を認定することとなっている。また、カジノに関する

ライセンスについては、国の機関であるカジノ管理委員会が与えることとされているが、IR 運営事業者の選定については、地方公共団体の方針を尊重することとされており、地方公共団体が IR 運営事業者を選定できることになるものと考えられる。

これらの手順の前後関係を論理的に全て記載すると、表 9-50 のとおりとなるが、備考欄に記載しているとおり、一部の手順は他の手順と比較して国又は地方公共団体の負担が増えたり、実質的に同一の手順とみなせるものがあるなどするため、主として想定される手順は、同表の①から⑤までのとおりとなる⁴³⁰。

なお、調査分析対象国・地域では、国（州）と自治体に関係したものとして、英国及びマサチューセッツ州があるが、英国は④に類似する手順で進めており、マサチューセッツ州は、州によるライセンス審査と自治体による事業者選定が同時に進んでいるものの、①に近い手順で進めている。

表 9-50 IR 区域認定及び IR 運営事業者選定の前後関係

	時系列（左から右に進む）				備考
①	㊸事業者選定	㊸ライセンス審査	㊸区域申請	㊸区域認定	—
②		㊸区域申請	㊸ライセンス審査	㊸区域認定	国は、㊸ライセンス審査と㊸区域認定を同時に行うことができると考えられるため、左の 2 つの手順は、実質的に同一である。
			㊸区域認定	㊸ライセンス審査	
③	㊸ライセンス審査	㊸事業者選定	㊸区域申請	㊸区域認定	—
—		㊸区域申請	㊸事業者選定	㊸区域認定	㊸ライセンス審査後、㊸区域申請の際に㊸事業者選定をしないと、先に㊸ライセンス審査を行う意義が③と比較して小さくなる。
			㊸区域認定	㊸事業者選定	
—	㊸区域申請	㊸事業者選定	㊸ライセンス審査	㊸区域認定	㊸区域申請と㊸区域認定の間に、㊸事業者選定と㊸ライセンス審査をすると、④や⑤と比較して国及び地方公共団体の負担が大きくなる。
④		㊸区域認定	㊸事業者選定	㊸ライセンス審査	—
			㊸ライセンス審査	㊸事業者選定	国がは、㊸区域認定と㊸ライセンス審査を同時に行うことができると考えられるため、左の 2 つの手順は、実質的に同一である。
⑤		㊸区域認定	㊸事業者選定	㊸事業者選定	
			㊸ライセンス審査	㊸事業者選定	㊸区域認定の前に㊸事業者選定をするのは、⑤と比較して、地方公共団体の負担が大きくなる。
—					

※ ㊸は地方公共団体が行うものであり、国は国が行うものである。

※ この表における「ライセンス審査」は、反社会的勢力等のつながりを確認することを意味する。これは本来的に特定の時点で終了するものではなく、その後の事業者の事業活動、新たな事実の判明等によって、いずれの時点でもライセンスが認められなくなることが考えられるものではあるが、上記の表

430 表の注釈で記載しているとおり、この表は一定の条件を仮定して作成したものであることから、表の①から⑤までの手順以外の手順が採用されることも考えられる。

では、事業者としての適格性が一定程度認められる段階という意味で使っている。
また、これ以外にも IR の事業規模等に応じた経営能力、財務能力等が IR 運営事業者に求められることになるが、この審査主体が国又は地方公共団体のいずれになるか、IR 推進法案では不明であるため、その点については考慮していない。なお、当該審査は具体的な IR の事業規模等が明確でなければ実施することはできない。

(2) 各手順で想定される主なメリット及びデメリット

(1) でまとめた各手順について、関係主体である国、地方公共団体及び IR 運営事業者における区域申請内容の具体性や、事業者選定及びライセンス審査に係る業務負担の視点から、想定される主なメリット及びデメリットは、表 9-51 のとおりである。

表 9-51 各手順で想定される主なメリット（○印）及びデメリット（×印）

手順		主なメリット（○印）及びデメリット（×印）	
①	㊤事業者選定 ㊦ライセンス審査 ㊨区域申請 ㊩区域認定	国	○ 地方公共団体が選定した事業者のみライセンス審査を行えばよい。 ○ 区域申請前に、ライセンス審査及び事業者選定を終えていることから、IR を設置する地理的・社会的条件、事業者の協力の下でより具体的な事業計画等に裏付けられた具体的な IR の構想、事業者の健全性等を総合的に考慮して区域認定を行うことができる。
		地	× 地方公共団体が選定した事業者にライセンスが認められないリスクがある。 × 区域認定を受けられるか否かにかかわらず、IR の設置を希望する全ての地方公共団体が事業者選定を行わなければならない。
		事	○ 地方公共団体に選定された事業者のみ、ライセンス審査を受ければよい。 × IR のプラン等の提案を行った地方公共団体が、区域認定を受けられないリスクがある。
②	㊤事業者選定 ㊨区域申請 ㊦ライセンス審査 ㊩区域認定	国	○ 区域申請の前に事業者を選定しているため、事業者の協力の下、より具体的な事業計画等に裏付けられた地方公共団体の提案に基づき、区域認定を行うことができる。 ○ 地方公共団体が選定した事業者のみライセンス審査を行えばよい。 × 地方公共団体が選定した事業者にライセンスを認められない場合、当該地方公共団体の地理的・社会的条件がいかに優れていても、区域認定を与えられないリスクがある。
		地	× 区域認定を受けられるか否かにかかわらず、IR の設置を希望する全ての地方公共団体が事業者選定を行わなければならない。 × 地方公共団体が選定した事業者にライセンスが認められないリスクがある。 × 地方公共団体が選定した事業者にライセンスを認められない場合、IR を設置する地域の地理的・社会的条件がいかに優れていても、区域認定を受けられないリスクがある。
		事	○ 地方公共団体に選定された事業者のみ、ライセンス審査を受ければよい。 × IR のプラン等の提案を行った地方公共団体が、区域認定を受けられないリスクがある。

手順		主なメリット（○印）及びデメリット（×印）	
③	㊦ ライセンス審査 ㊦ 事業者選定 ㊦ 区域申請 ㊦ 区域認定	国	○ 区域申請前に、ライセンス審査及び事業者選定を終えていることから、IRを設置する地理的・社会的条件、事業者の協力の下でより具体的な事業計画等に裏付けられた具体的なIRの構想、事業者の健全性等を総合的に考慮して区域認定を行うことができる。 × 地方公共団体が選定しない事業者も含めて、ライセンス審査を行わなければならない。
		地	○ 事業者選定後にライセンスが許可されないというリスクを減らせる。 × 区域認定を受けられるか否かにかかわらず、IRの設置を希望する全ての地方公共団体が事業者選定を行わなければならない。
		事	× ライセンス審査を受けて認められても、地方公共団体に選定されないリスクがある。 × IRのプラン等の提案を行った地方公共団体が、区域認定を受けられないリスクがある。
④	㊦ 区域申請 ㊦ 区域認定 ㊦ 事業者選定 ㊦ ライセンス審査	国	○ 地方公共団体が選定した事業者のみライセンス審査を行えばよい。 × 区域申請の内容は、地理的・社会的特徴、IRのコンセプト等が中心になり、具体性が乏しい提案に基づき、区域認定を行わなければならない可能性がある。
		地	○ 区域認定を受けた地方公共団体のみが事業者選定等を行えばよい。 × 地方公共団体が選定した事業者にライセンスが認められないリスクがある。
		事	○ 地方公共団体に選定された事業者のみ、ライセンス審査を受ければよい。 ○ 区域認定を受けた地方公共団体のみに提案を行えばよい。
⑤	㊦ 区域申請 ㊦ 区域認定 ㊦ ライセンス審査 ㊦ 事業者選定	国	× 地方公共団体が選定しない事業者も含めて、ライセンス審査を行わなければならない。 × 区域申請の内容は、地理的・社会的特徴、IRのコンセプト等が中心になり、具体性が乏しい提案に基づき、区域認定を行わなければならない可能性がある。
		地	○ 事業者選定後にライセンスが許可されないというリスクを減らせる。 ○ 区域認定を受けた地方公共団体のみが事業者選定等を行えばよい。
		事	○ 区域認定を受けた地方公共団体のみに提案を行えばよい。 × ライセンス審査を受けて認められても、地方公共団体に選定されないリスクがある。

※ 表中の「地」は地方公共団体、「事」は事業者を意味している。

※ 「手順」列の括弧内は、順不同である。

※ 「区域申請の前に事業者を選定した場合、より具体的な区域申請になるため、区域申請書の作成や認定手続に要する期間が長くなる。」等、各手順で必要となる期間が異なることから、その期間の長短もメリット又はデメリットになると考えられる。（各手順の要素ごとに必要な期間の長短が変わり、トータルとしてどう変化するかを評価することが困難なこと、手順に応じて事務処理に要する人員を変化させること等も考えられるため、期間に関するメリット又はデメリットは記載していない。）

(3) 手順に応じた適切な対応

手順については、国が法律で定めることとなるが、①から⑤までのいずれの手順でも、各関係主体に応じてメリット及びデメリットがあり、一概にどの手順が最善であるということ決めるのは困難である。

国は、各手順で想定されるメリット及びデメリットを十分に踏まえて手続を定めるとともに、各手順で想定されるデメリットをできる限り最小化するための方策を検討し、また、地方公共団体としては、国が定めた手順に応じた適切な対応を行うことが必要であると考えられる。

9.7.2 各選定段階における適切な審査の確保

適切な競争の下で地方公共団体からの申請に対する国の審査及び IR 運営事業者に対する地方公共団体の選定が行われるためには、国による審査及び地方公共団体の選定の透明性及び公平性が十分に確保されていることが必要である。調査分析対象とした国・地域の手続に鑑みると、次のような点について留意する必要がある。

(1) 審査項目の事前公表等

調査分析対象とした国・地域では、地方公共団体や IR 運営事業者からの申請を受け付けるに当たり、評価項目、評価項目間の採点上の重み等を公表している例があった。また、選定手続では、選定結果の理由や、実際に提出された提案内容の公開が行われている例もあった。

透明性のある審査が行われるためには、IR の候補地や IR 運営事業者としてどのような要素が重視されるのか、どのような過程を経て選定手続が行われたのかといったことが明らかになることが必要であると考えられる。

また、評価項目を定めるに当たっては、英国が行ったように、地方公共団体と十分に事前協議を行うことも必要であると考えられる。

(2) IR の制度設計の公表

地方公共団体間の公平な競争を担保するためには、IR の制度設計が一定程度明らかにされている必要がある。

例えば、「国及び地方公共団体がそれぞれ IR から得られる収入」や、「カジノ導入に伴うマイナス面に対し、国、地方公共団体及び IR 運営事業者が講じるべき対策」等の制度設計が明らかにされていない状態で地方公共団体の区域申請を受け付けることとした場合には、地方公共団体ごとに提案するマイナス面対策等の地理的・人的な範囲等が異なることになり得るが、それは、国、地方公共団体及び IR 運営事業者の適切な費用負担や役割分担を正しく反映したものにならず、地方公共団体間の公平な競争関係にはならないリスクがある。

こうした状況を生じさせないためにも、特に国、地方公共団体及び IR 運営事業者間の責任及び具体的な役割分担を明確にした制度設計を地方公共団体の申請に先立ち明らかにしておくことが必要であると考えられる。

9.7.3 地方公共団体による申請までの適切な期間の確保

区域認定において、日本と同様に自治体に関係した英国及びマサチューセッツ州では、IR の導入について具体的に定めた法律の制定から自治体が IR 導入

等に関する具体的な意思決定を行うまでに、それぞれ約1年⁴³¹及び約2年⁴³²の期間を確保している。

このように、具体的な法律の制定から地方公共団体が必要な意思決定を行うまでに適切な期間を確保することにより、申請主体である地方公共団体がIRに関して十分に検討し、充実した内容の申請を行うことができるとともに、IRの設置による影響が大きくなる地域住民、地域の事業者等との合意形成も図られるように配慮することが必要であると考えられる。

9.7.4 IR運営事業者による適切な負担

IR運営事業者の選定、ライセンス審査等に当たっては、国又は地方公共団体に大きな負担が生じることから、IR運営事業者から参加費等として手数料を納付させている例がある。日本においても、行政が負担するコストを見積もった上で、IR運営事業者に対して応分の負担を求めることが考えられる。

また、調査対象とした一部の地域では、IRの設置によって州政府、自治体、地域等が負担する定性的又は定量的な負担を総合的に考慮した上で、州政府等が、IR運営事業者との間で表9-53のような契約等を締結し、IR運営事業者に対して、適切な負担を求めている。

表 9-53 各国・地域において IR 運営事業者と締結された特徴的な契約等の例

国・地域	特徴的な契約の例
ニューサウスウェールズ州 (州政府、公社が契約相手)	● 州政府への税収に関するIR運営事業者の保証 ● IR運営事業者の雇用者の健康維持に関する州政府への定期的な報告 ● 公共の芸術文化への発展に貢献する取組に関するIR運営事業者の費用負担
マサチューセッツ州 (州政府、IRの設置自治体、周辺自治体、地域のエンターテイメント団体契約相手)	● IR運営事業者による消防、警察、学校等の費用負担 ● IR運営事業者による地域開発のための費用負担 ● 建設及び運営に関する地域住民の一定数の雇用義務 ● IR運営事業者による地域の事業者が入札可能な一定総額以上の取引の実施 ● IR運営事業者によるIRの影響調査研究コストの負担 ● 地域のエンターテイメント団体と連携したマーケティング等の実施

そこで、日本でIRを導入する場合には、こうした取組を参考としつつ、一方で、民間事業者の公正かつ自由な競争の確保にも留意した上で、IR運営事業者との間で必要な契約等を行うことも考えられる。

なお、こうした契約等の対象となる範囲は、独占禁止法等の関係法令とも整

431 英国は、マサチューセッツ州よりも期間が短い、実際には法律の制定の2年前には、議会にギャンブル法法の具体的な草案を提出するなど、法律の制定前から具体的な議論が行われている。

432 マサチューセッツ州は、拡大ゲーミング法の制定からIR運営事業者が第2次審査に進むまでの期間（第2次審査の前提条件として、自治体との協定書の締結等が求められている）としている。

合を図る必要があることから、地方公共団体がどのような契約等を行うことができるのかといった観点から、国が一定の方針を示すことが必要であると考えられる。

参考 IRに関する基礎的用語集

ここでは、IRに関わる基礎的な用語について、参考資料としてまとめた。

用語	意味
IR（統合型リゾート）	Integrated Resort の略で、一般的には「統合型リゾート」と呼称される。本報告書では、平成 27 年度の第 189 回国会（常会）に提出された「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」に準拠し、「カジノ施設」及び「会議場施設、レクリエーション施設、展示施設、宿泊施設その他の観光の振興に寄与すると認められる施設」が一体となっている施設を指す。ただし、海外の国・地域では、IR の概念及び定義が必ずしも明確でないところもある。
MICE	M:Meeting（企業系会議）、I:Incentive（企業の報奨・研修旅行）、C:Convention（国際会議）、E:Exhibition/Event（展示会・見本市、イベント等）を総称した造語
カジノ	ルーレット、カードゲーム等を用いて、ギャンブルを行う場所
家族排除プログラム	ギャンブル依存症者の家族が、カジノ運営事業者や規制当局等に申請し、当該ギャンブル依存症者のカジノの利用を禁止する制度。
ギャンブル依存症	ギャンブルが常習的となり、自分でコントロールできない状態をいう。世界的には複数の異なる診断基準があるが、ギャンブルをやめようとしてもやめられなかった経験があること、ギャンブルをやめると落ち着かなくなることといったそれぞれの診断基準にどの程度該当するかによって、「問題賭博（問題ギャンブル）」（条件の該当数が少ない）や「病的賭博（病的ギャンブル）」（条件の該当数が多い）と呼ばれる。
ギャンブル	金銭等を賭ける行為
コンプ	コンプリメンタリー（complimentary）の略であり、カジノ利用者の利用金額等に応じて、カジノ運営事業者が、食事、宿泊、イベント等に関する無料サービスを提供すること。
自己排除プログラム	ギャンブル依存症者等が、自らカジノ運営事業者や規制当局等に申請し、カジノの利用を禁止する制度。カジノ運営事業者は、自己排除プログラムの対象者を発見した場合、カジノからの退場を促すなどする。
ジャンケット	VIP 客を集め、カジノを利用させる事業者。各国・地域の規制によって、VIP 客に対して資金を貸したり、また、VIP 客がカジノで利用した金額に応じてカジノ運営事業者から報酬を受けたりする。
スロットパーラー	テーブルゲームが設置されていないスロット専用のカジノ施設
責任あるギャンプリング	節度を持ってギャンブルを行うこと。「責任あるゲーミング」とも言われる。
ディーラー	カードゲーム等において、カードを配布したり、勝敗を判断したりする者
ピットボス	複数のディーラー等がいる一定のエリア（ピット）を監督する者
プレコミットメント制度（システム）	カジノ利用者があらかじめゲームの利用時間や利用金額を定め、その時間や金額に達した際に当該利用者に通知が行き、ゲームを抑止するようにさせる制度
マネーロンダリング	資金洗浄。犯罪による収益の出所や帰属を隠そうとする行為。
レーシング	競馬等の競争型のギャンブル
ロイヤリティプログラム	カジノの利用等に応じてポイントが付与されるプレイヤーカード等を利用し、ゲーミング機器のプレー履歴を追跡したり、カジノ利用者が貯めたポイントをホテル宿泊、飲食等に利用できるシステム。地域やカジノ運営事業者によって、ロイヤリティシステムやロイヤリティスキームというように、呼び方は異なっている。
ロッタリー	宝くじ

平成 27 年度 海外における特定複合観光施設に関する調査分析業務委託報告書

発 行 月 平成 28 年 3 月

発 行 東京都港湾局

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

Tel 03-5321-1111

調査分析実施 有限責任 あずさ監査法人



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用